

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第57号

東北地方における中世城館関係史料集成

—— 青森県・岩手県編 ——竹井 英文 1

女川町・松葉板碑群の現況と予察田中 則和 51

ヨーロッパ商業都市と十字軍国家櫻井 康人 95

「郷土食」が生まれる契機としての災害復興

—— 東日本大震災と食文化のセーフガード ——加藤 幸治 151

歴史学科公開講座開催報告 165

「任那復興」策と「任那の調」.....熊谷 公男 (1)

2018年

東北学院大学学術研究会

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第57号

2018年

東北学院大学学術研究会

東北地方における中世城館関係史料集成

—— 青森県・岩手県編 ——

竹 井 英 文

本稿は、科学研究費補助金・若手研究（B）「東北地方における中世城館関係史料の基礎的研究」（研究代表者：竹井英文）の研究成果の一部である。本研究は、東北地方の中世城館に関する文献史料を網羅的に収集・分析し、各城館の年代・築城主体・機能などの基礎的な情報を、全国に向けて発信することを主な目的としている。

中世城館は、地域史研究の重要な史料であると同時に、各地で街づくりの核となっている重要遺跡であることは言うまでもない。そのため、全国各地で調査研究が行われており、とりわけ関東地方や関西地方では研究蓄積も分厚く、研究書・研究論文だけでなく、それをもとにした一般向け書籍も次々と刊行され、また城跡の保存・整備・活用も極めて進んでいるといえよう。

そうした状況と比較すると、東北地方の城郭研究はやや遅れていると言わざるを得ない。もちろん、東北地方においても諸先学による研究が蓄積され、多彩な成果を生み出していることは間違いない。しかし、たとえば縄張図すら作成されていない城がまだまだたくさん存在するように、研究を行ううえでの基礎的な情報が集成・共有されないままになっているのが現状ではなかろうか。

そのなかで、本稿で特に問題としたいのは、研究の基礎となる文献史料の収集が大きく遅れていることである。城郭研究は、さまざまな方法論で行われているが、文献史料による情報はその基盤となるものである。1980年代以降、各都道府県で中世城館跡の悉皆調査報告書が刊行されていることは周知の通りだが、そのなかには文献史料集を収録しているものが多い。特に近年では、『佐賀県の中近世城館』や『福岡県の中近世城館跡』に代表されるように、より詳細に文献史料の情報を集成した報告書が増えている。これは、現在の研究水準からすれば、当然のことといえよう。しかし、東北地方においては、1980年代から90年代にかけて悉皆調査報告書が刊行されたものの、そうした文献史料集は作成されていない。特に宮城県は、報告書の刊行すらされていない状況である。

そのため、筆者は本研究によって東北地方の中世城館関係史料を網羅的に収集し、データベース化することで広く一般に公開しようと考えているに至った。東北地方の中世史料は、他地域に比べて量が少ないと言わざるを得ないが、それでも相当数存在し、そのなかでも城館関係史料はかなりの数に上る。そのため、本稿では、ひとまず作業を終えた青森県と岩手県分について公開することにした。

本稿の作成上の注意点を以下列記したい。まず、本稿は古文書に限定して収集した。まずは同時代の古文書にどのように登場するのかという情報を収集することが先決であると考えたためである。そのため、古記録や後世の編纂物については、別の機会にまとめて公開する予定である。また、筆者一人の作業でまとめたため、見落としも多いと思われる。それについても、適宜収集し補遺として公開していきたい。なお、葛西晴信関係文書など要検討文書についても、念のため収集した。

次に、収集した時期についてである。本稿では、平安・鎌倉時代は除外し、南北朝時代から近世初期を対象とした。東北地方では、17世紀の前半から半ばに至ってもなお多くの城が存続していたことで知られている。そのため、なるべく17世紀の史料についても収集したつもりである。文書の年代比定については、基本的には最新の史料集の記載に従ったが、南部氏関係史料の一部は、熊谷隆次氏による年代比定に拠った。その他の史料の年代比定も本来なら厳密に行うべきだが、今回はそこまで作業が至らなかった。各自で判断して頂きたい。

城館関係史料として判断した基準についても説明しておく。実際に史料を見ていくと、「～城」と記されるなど明らかに城館の存在を示す場合もそれなりに多いものの、地名なのか人名なのか、地名だとしても城館の存在を示すものと考えてよいのかどうか、判断に迷うものが非常に多い。しかし、可能性のあるものを除外してしまえば、研究の進展という意味ではかえってよくないのではないかと考え、筆者が明らかに城館とは直接関係ないと判断したものは除外し、判断に迷ったものは基本的に収集したつもりである。それでも、基準が曖昧になってしまっていることは否めない。特に「八戸」については南部家文書中に宛所として登場することが非常に多く、基本的には名字あるいは八戸家中の意味で記されているものの、地名扱いしようと思えばできるものもあるので、どうするか非常に苦慮した結果、すべて除外することにした。また、先述したように本稿では17世紀代の史料についても積極的に収集したが、そのなかには当時すでに廃城となっている可能性が高い城館が地名として登場するものも含めた。17世紀の東北地方の城館の状況を考えて、何らかの形で存続している可能性がゼロとはいえないのではないかと考えたことと、廃城後の状況を知ること重要と考えたからである。そのため、城館関係史料とはいえないものも多く含まれていると思う。

このように、本稿の不十分さは否めないが、大方のご批判を頂くとともに、多くの方々にご活用頂ければ幸いである。

最後に、使用した史料集について述べたい。本稿では、全体としては近年刊行された『青森県史』を軸とした。青森県関係の中近世史料の決定版であり、隣接する岩手県関係の史料も多く収録されているためである。また、南北朝時代の史料については『南北朝遺文東北編』、岩手県関係については『岩手県中世文書』『岩手県戦国期文書』も軸の一つとした。そのほか、『新編八戸市史』など各種関係自治体史・史料集を適宜利用した。特に『新

編八戸市史』では、『青森県史』による南部氏関係史料の年代比定の多くを改めていることもあり、多用した。各史料集の名称は適宜省略して記した。年代比定の参考にした熊谷隆次氏の論文も含め、略称は以下の通りである。

- ・『青』中1、八戸…『青森県史』資料編中世1、八戸（遠野）南部家関係資料
- ・『青』中1、三戸…『青森県史』資料編中世1、三戸（盛岡）南部家関係資料
- ・『青』中1、宝翰…『青森県史』資料編中世1、盛岡藩関係編纂物・記録 1 宝翰類聚
- ・『青』中2…『青森県史』資料編中世2
- ・『青』中3…『青森県史』資料編中世3
- ・『青』近…『青森県史』資料編近世1
- ・『八』…『新編八戸市史』中世資料編 編年資料
- ・『岩中』上・中・下…『岩手県中世文書』上・中・下
- ・『岩戦』1、信直…『岩手県戦国期文書』I、南部信直文書
- ・『岩戦』1、利直…『岩手県戦国期文書』I、南部利直文書
- ・『岩戦』2…『岩手県戦国期文書』II
- ・『岩』近…『岩手県史』第5巻近世篇 資料 利直黒印知行状
- ・『南東』…『南北朝遺文 東北編』
- ・『仙伊』…『仙台市史 伊達政宗文書』
- ・熊谷①…熊谷隆次「文禄・慶長初期における南部領五戸新田村代官所について ― 設置年代の確定と景観的復元 ―」（『東北文化研究室紀要』58号、2016年）
- ・熊谷②…熊谷隆次「不染斎俊恕書状（根城八戸家宛）の年代比定」（『弘前大学国史研究』141号、2016年）

東北地方における中世城館関係史料集成 — 青森県編 —

| 番号 | 城郭名 | 所在地 | 年代 | 西暦 | 文書名 | 所収史料名 | 内容 | 出典 | 備考 |
|-----|-----------|----------|------------------|----------|--------------|--------------------|---------------------------|-----------------------|-------------|
| 1 | 倉光 | 青森県 | 建武4年7月日 | 13370700 | 「曾我太郎貞光軍忠状案」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 押寄倉光之楯、致終日合戦之時 | 『青』中1、八戸92号。『南東』332号 | 弘前市の小栗山楯か |
| 2 | 貞光 | 青森県 | 暦応2年11月1日 | 13391101 | 「曾我貞光軍忠状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 又御敵等、貞光楯寄来之時 | 『青』中1、八戸99号。『南東』485号 | 曾我貞光が構えた楯 |
| 3 | 楯々 | 青森県 | 建武4年7月日 | 13370700 | 「曾我太郎貞光軍忠状案」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 貞光築各別楯 | 『青』中1、八戸92号。『南東』332号 | 貞光楯と同じか |
| 4 | 楯々 | 青森県 | 建武5年5月11日 | 13380511 | 「浅利清連注進状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 於津軽中国代楯々抽軍忠 | 『青』中1、八戸94号。『南東』395号 | |
| 5 | 南部六郎政長等城郭 | 青森県(岩手県) | 貞和3年5月日 | 13470500 | 「曾我貞光申状土代」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 令発向凶徒南部六郎政長等城郭楯部之處 | 『青』中1、八戸119号。『南東』950号 | |
| 6 | 某城 | 青森県 | (寛正元年カ)4月14日 | 14610414 | 「円福書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 其御方へ御越候て、則出館候 | 『青』中1、八戸169号。『八』294号 | 年代比定は『八』による |
| 7-1 | 某城 | 青森県 | (天正19年)4月20日 | 15910420 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 結句致籠城…我々ハ老後二不似合籠館之義、不及是非候 | 『青』中1、八戸220号。『八』471号 | |
| 7-2 | 某城 | 青森県 | (天正19年)6月16日 | 15910616 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 籠城ゆへ徒二罷過候 | 『青』中1、八戸222号。『八』472号 | |
| 7-3 | 某城 | 青森県 | (天正19年)6月16日 | 15910616 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 年之上二籠城之気使、彼是可有御察候 | 『青』中1、八戸223号。『八』473号 | 年代比定は熊谷②による |
| 8-1 | 浪岡 | 青森県青森市 | (永祿11~12年カ)4月25日 | 15680425 | 「下国愛季書状」 | 東京大学史料編纂所影写本「佐藤文書」 | 浪岡・大光寺御難儀之由候 | 『青』中2、1056号 | |
| 8-2 | 浪岡 | 青森県青森市 | (天正6年カ)10月4日 | 15781004 | 「蠣崎入道阿陀書状」 | 秋田県公文書館所蔵文書 | 津軽浪岡口御出張 | 『青』中2、1095号。『八』403号 | |
| 8-3 | 浪岡 | 青森県青森市 | (天正7年カ)正月17日 | 15790117 | 「蠣崎慶廣書状」 | 秋田県公文書館所蔵文書 | 老父浪岡口へ可罷越之由申候案 | 『青』中2、1097号 | |
| 9-1 | 横内 | 青森県青森市 | (元亀3年カ)3月24日 | 15720324 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 横内相続られ候内二 | 『青』中1、八戸181号 | |
| 9-2 | 横内 | 青森県青森市 | (天正17年)6月6日 | 15890606 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 左候ハんにハ横内可有如何候哉 | 『青』中1、八戸201号。『八』487号 | 年代比定は『八』による |

| | | | | | | | | | |
|------|-----|----------|--------------|----------|--------------|-----------------|---|---------------------------|-------------|
| 10-1 | 田舎楯 | 青森県田舎館村 | 建武4年7月日 | 13370700 | 「曾我太郎貞光軍忠状案」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 同年六月廿一日、田舎楯合戦之時…今年正月廿四日、又田舎楯合戦之時 | 『青』中1、八戸92号。 『南東』332号 | |
| 10-2 | 田舎楯 | 青森県田舎館村 | 貞和3年5月日 | 13470500 | 「曾我貞光申状土代」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 同年建武三六月廿一日、向田舎楯…建武四年正月廿四日、田舎楯合戦之時 | 『青』中1、八戸119号。 『南東』950号 | |
| 11-1 | 百石 | 青森県おいらせ町 | (天正17年)8月8日 | 15890808 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 先度就百石之儀、二郎殿御同意 | 『青』中1、八戸210号。 『八』490号 | 年代比定は『八』による |
| 11-2 | 百石 | 青森県おいらせ町 | 年月日未詳 | | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 先度就百石之儀、一書申入候つる | 『青』中1、八戸211号 | |
| 12 | 大罇 | 青森県大罇町 | (元龜3年カ)3月24日 | 15720324 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 随而自大浦大わに被攻候而、下館打破候へ共、日暮候而内城相続候由 | 『青』中1、八戸181号 | |
| 13 | 浅瀬石 | 青森県黒石市 | (天正4年カ)3月16日 | 15760316 | 「大宝寺義氏書状写」 | 菅江真澄「鷹廻金様架」所収文書 | 特号浅瀬石地、其外十餘ヶ所降参之間、大光寺之城際迄被押詰之由 | 『青』中3、1683号。 『八』398号 | |
| 14-1 | 浅水 | 青森県五戸町 | (永祿末年)6月24日 | 15700624 | 「南部晴政書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 浅水口へ直縁出馬被成 | 『青』中1、八戸175号。 『八』369号 | 年代比定は『八』による |
| 14-2 | 浅水 | 青森県五戸町 | (永祿末年)7月21日 | 15700721 | 「南部晴政書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 昨日浅水へ打立仕候へ共、不被罷出候之間、一人も不打候、然共城前までをしつめ…ぬさ・浅水口、御かせき候ハ、可為本望候 | 『青』中1、八戸176号。 『八』370号 | 年代比定は『八』による |
| 14-3 | 浅水 | 青森県五戸町 | (永祿末年)9月16日 | 15700916 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 五戸・浅水・見吉二控馬被申 | 『青』中1、八戸178号。 『八』372号 | 年代比定は『八』による |
| 14-4 | 浅水 | 青森県五戸町 | (天正17年)6月6日 | 15890606 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | (墨引) 浅水 南 | 『青』中1、八戸201号。 『八』487号 | 年代比定は『八』による |
| 14-5 | 浅水 | 青森県五戸町 | (天正17年)8月8日 | 15890808 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | (墨引) 自浅水 | 『青』中1、八戸210号。 『八』490号 | 年代比定は『八』による |
| 14-6 | 浅水 | 青森県五戸町 | (天正18年)2月12日 | 15900212 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 自浅水幸便二申上候つる | 『青』中1、八戸189号。 『八』446号 | 年代比定は熊谷②による |

| | | | | | | | | | | |
|-------|----|--------|-------------------|----------|----------|---------------------|---------------------|-------------------------------------|---|-----------------|
| 14-7 | 浅水 | 青森県五戸町 | (天正18年) 4月23日 | 15900423 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 来月二・三日比に浅水へ憑入 | 『青』中1、八戸193号。『八』450号 | 年代比定は熊谷②による |
| 14-8 | 浅水 | 青森県五戸町 | (天正18年) 5月19日 | 15900519 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 御曹子様文詞御用之由、自浅水承候つる間 | 『青』中1、八戸229号。『八』466号 | 年代比定は熊谷②による |
| 14-9 | 浅水 | 青森県五戸町 | (天正19年) 4月20日 | 15910420 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 浅水へ便之時ハ御一書に被下候者、可為祝着候 | 『青』中1、八戸220号。『八』471号 | |
| 14-10 | 浅水 | 青森県五戸町 | (天正19年) 6月23日 | 15910623 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 只今浅水へ可参と申候条、罷帰候者と、のへ候て浅水へ憑入 | 『青』中1、八戸204号。『八』455号 | 年代比定は熊谷②による |
| 14-11 | 浅水 | 青森県五戸町 | (文禄4年) 10月22日 | 15951022 | 「南部信直書状」 | 岩手県立博物館所蔵 五戸木村文書 | 岩手県立博物館所蔵 五戸木村文書 | 駄敷申越候ハ、浅水へ馬かり候て、三戸へくはり候へく候 | 『青』中1、三戸633号。『八』733号。『岩戦』1、信直124号 | 年代比定は熊谷①による |
| 15 | 石沢 | 青森県五戸町 | (慶長元年) 7月21日 | 15960721 | 「南部信直書状」 | 岩手県立博物館所蔵 五戸木村文書 | 岩手県立博物館所蔵 五戸木村文書 | 石さわ・中一・又しけ方人数出候て、木を引かせ候へく候 | 『青』中1、三戸634号。『青』近、170号。『八』691号。『岩戦』1、信直113号 | 年代比定は『八』、熊谷①による |
| 16-1 | 五戸 | 青森県五戸町 | (永禄末年) 9月16日 | 15700916 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 五戸・浅水・見吉二控馬被申 | 『青』中1、八戸178号。『八』372号 | 年代比定は『八』による |
| 16-2 | 五戸 | 青森県五戸町 | (永禄末年) 10月16日 | 15701016 | 「南部晴政書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 七戸にも五戸・米田口無透御憑候由承候 | 『青』中1、八戸179号。『八』373号 | 年代比定は『八』による |
| 16-3 | 五戸 | 青森県五戸町 | (文禄4年) 10月6日 | 15951006 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵 五戸木村文書 | 五戸町図書館所蔵 五戸木村文書 | 河はたろ澤田・米田・傳法寺・新田までもつへく候、新田方三戸へもつへく候 | 『青』中1、三戸594号。『八』732号。『岩戦』1、信直122号 | 年代比定は熊谷①による |
| 16-4 | 五戸 | 青森県五戸町 | (慶長元年) 1月22日 | 15960122 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵 五戸木村文書 | 五戸町図書館所蔵 五戸木村文書 | 新田二家作候間、木工も家の用意成候て | 『青』中1、三戸597号。『青』近、159号。『八』683号。『岩戦』1、信直88号 | 年代比定は『八』、熊谷①による |
| 16-5 | 五戸 | 青森県五戸町 | (慶長元年) 5月20日 | 15965020 | 「南部信直書状」 | 池野藤兵衛氏所蔵 五戸木村文書 | 池野藤兵衛氏所蔵 五戸木村文書 | 蔵之しき板早々くたし候哉…当年ハ新田之者二も御材木とらせへく候 | 『青』中1、三戸642号。『青』近、164号。『八』685号。『岩戦』1、信直48号 | 年代比定は『八』、熊谷①による |
| 16-6 | 五戸 | 青森県五戸町 | (慶長元～4年) 6月26日 | 15960626 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵 五戸木村文書 | 五戸町図書館所蔵 五戸木村文書 | 蔵二鑑かけをこしらへ候て、くら二におき候へく候 | 『青』中1、三戸605号。『八』750号。『岩戦』1、信直138号 | 年代比定は『八』による |

| | | | | | | | | | |
|-------|----|--------|-------------------|----------|-----------|-----------------------------|--------------------------------------|---|---------------------|
| 16-7 | 五戸 | 青森県五戸町 | (慶長元年) 7月21日 | 15960721 | 「南部信直書状」 | 岩手県立博物館所蔵 五戸木村文書 | くらの儀、土代なく候 ハ、あしく有へきと番 匠云候 | 『青』中1、三戸634 号。『青』近、170号。 『八』691号。『岩戦』 1、信直113号 | 年代比定は『八』、 熊谷①による |
| 16-8 | 五戸 | 青森県五戸町 | (慶長元年) 7月晦日 | 15960731 | 「南部信直書状」 | 五戸・木村文書 | 土台之事申越候、三間 木二丁、四間木二丁・ 四丁にてたつ濟候 | 『青』中1、三戸600 号。『青』近、172号。 『八』692号 | 年代比定は『八』、 熊谷①による |
| 16-9 | 五戸 | 青森県五戸町 | 慶長元年7月頃 | 15960700 | 「南部信直書状」 | 池野藤兵衛氏所蔵五 戸木村文書 | 今日三戸まで帰候、く らの事 | 『青』中1、三戸641 号。『青』近、161号。 『八』693号。『岩戦』 1、信直139号 | 年代比定は『八』、 熊谷①による |
| 16-10 | 五戸 | 青森県五戸町 | (慶長元年カ) 9月17日 | 15960917 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五 戸木村文書 | 其方之町へも可至候 | 『青』中1、三戸590 号。『青』近、104号。 『八』698号。『岩戦』 1、信直1号 | 年代比定は『八』 による |
| 16-11 | 五戸 | 青森県五戸町 | (慶長元年) 9月17日 | 15960917 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五 戸木村文書 | 今月中ニ普請すまし、 可然候 | 『青』中1、三戸601 号。『青』近、184号。 『八』697号。『岩戦』 1、信直119号 | 年代比定は『八』、 熊谷①による |
| 16-12 | 五戸 | 青森県五戸町 | (慶長元年) 9月22日 | 15960922 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五 戸木村文書 | 津軽より去候者、七日 町へ越候へと先度源四 郎ニ云付候 | 『青』中1、三戸591 号。『青』近、107号。 『八』699号。『岩戦』 1、信直2号 | 年代比定は『八』、 熊谷①による |
| 16-13 | 五戸 | 青森県五戸町 | (慶長2年) 12月23日 | 15971223 | 「南部利直書状」 | 五戸・木村文書 | 藏之米廿駄、二月迄目 時かり候様子、我々者 不知候 | 『青』中1、三戸609 号。『青』近、220 号 | |
| 16-14 | 五戸 | 青森県五戸町 | (慶長6年) 3月22日 | 16010322 | 「南部利直書状」 | 岩手県立博物館所蔵 五戸木村文書 | 新田方とりよせ候さけ 二三具可越候 | 『青』中1、三戸637 号。『岩戦』1、利直 10号 | |
| 16-15 | 五戸 | 青森県五戸町 | (元和元~6年) 3月10日 | 16150310 | 「南部利直書状」 | 盛岡市教育委員会所 蔵南部利昭氏旧蔵文 書 | 明日ハ新田へ參候 | 『青』中1、八戸368 号。『八』924号。『岩 戦』1、利直240号 | 年代比定は『八』 による |
| 16-16 | 五戸 | 青森県五戸町 | (元和7年) 3月1日 | 16210301 | 「南部利直書状写」 | 「三翁昔語」三 | 五戸の新田まで越候ハ んと存候 | 『八』881号 | |
| 16-17 | 五戸 | 青森県五戸町 | (寛永14年) 5月18日 | 16370518 | 「木村秀政書状控」 | 五戸町図書館所蔵五 戸木村文書 | 内之者共五戸へ相返し 申候間…五戸迄一昨日 申越候通り | 『青』中1、三戸627 号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|----|--------|-----------------------|----------|-----------------|---------------------------|----------------------------|---|-----------------|
| 16-18 | 五戸 | 青森県五戸町 | (慶長5年～寛永3年) 永6月11日 | 16000611 | 「南部利直書状」 | 五戸町図書館蔵五戸木村文書 | 七戸方門のふき板五戸のものとも二越候へと申候つる | 『青』中1、三戸614号。『八』926号。『岩戦』1、利直197号・258号 | 年代比定は『八』による |
| 17-1 | 中市 | 青森県五戸町 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 岩手県立博物館蔵五戸木村文書 | 中市 平地破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 17-2 | 中市 | 青森県五戸町 | (慶長元年) 7月21日 | 15960721 | 「南部信直書状」 | 岩手県立博物館蔵五戸木村文書 | 石さわ・中一・又しけ方人数出候て、木を引かせ候へく候 | 『青』中1、三戸634号。『青』近、170号。『八』691号。『岩戦』1、信直113号 | 年代比定は『八』、熊谷①による |
| 18-1 | 野沢 | 青森県五戸町 | (永禄末年) 7月21日 | 15700721 | 「南部晴政書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | ぬさ・浅水口、御かせ候ハハ、可為本望候 | 『青』中1、八戸176号。『八』370号 | 年代比定は『八』による |
| 18-2 | 野沢 | 青森県五戸町 | (永禄末年) 9月16日 | 15700916 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 七戸之御馬を野佐口へ被出候而 | 『青』中1、八戸178号。『八』372号 | 年代比定は『八』による |
| 18-3 | 野沢 | 青森県五戸町 | (永禄末年) 10月16日 | 15701016 | 「南部晴政書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 自其御方も、ぬさ口成共、何方成共 | 『青』中1、八戸179号。『八』373号 | 年代比定は『八』による |
| 18-4 | 野沢 | 青森県五戸町 | (文禄3年) 3月1日 | 15940301 | 「南部信直書状」 | 川嶋亮太氏所蔵野田家文書 | (墨引) 野澤方 | 『青』中1、三戸583号。『青』近、75号。『八』633号。『岩戦』1、信直90号 | 年代比定は『八』による |
| 18-5 | 野沢 | 青森県五戸町 | (慶長2～4年) 3月8日 | 15970308 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会蔵南部利昭氏旧蔵文書 | (墨引) 野澤方 | 『青』中1、八戸355号。『八』746号。『岩戦』1、信直93号 | 年代比定は『八』による |
| 19 | 又重 | 青森県五戸町 | (慶長元年) 7月21日 | 15960721 | 「南部信直書状」 | 岩手県立博物館蔵五戸木村文書 | 石さわ・中一・又しけ方人数出候て、木を引かせ候へく候 | 『青』中1、三戸634号。『青』近、170号。『八』691号。『岩戦』1、信直113号 | 年代比定は『八』、熊谷①による |
| 20-1 | 三戸 | 青森県三戸町 | (応永21年頃) 6月12日 | 14140612 | 「永玉書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 三戸より寶藏主御上洛候間 | 『青』中1、八戸141号 | |
| 20-2 | 三戸 | 青森県三戸町 | (永禄末年) 7月21日 | 15700721 | 「南部晴政書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | (墨引) 三戸 八戸殿 参 晴政 | 『青』中1、八戸176号。『八』370号 | 年代比定は『八』による |
| 20-3 | 三戸 | 青森県三戸町 | (永禄末年) 9月16日 | 15700916 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 三戸之事ハ不申及、某川一圍候而無油斷候 | 『青』中1、八戸178号。『八』372号 | 年代比定は『八』による |

| | | | | | | | | | |
|-------|----|--------|---------------------------|-----------|-----------|--------------------|-----------------------------------|--|-----------------|
| 20-4 | 三戸 | 青森県三戸町 | (永禄末年) 10月16日 | 15701016 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 三戸へ可致披見候、從 三戸今日其御方へ音信 申され候真 | 『青』中1、八戸180 号。『八』374号 | 年代比定は『八』 による |
| 20-5 | 三戸 | 青森県三戸町 | (元龜3年カ) 3月24日 | 15720324 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 諸事自三戸廳而音信可 被申候 | 『青』中1、八戸181 号。『八』386号 | |
| 20-6 | 三戸 | 青森県三戸町 | (元龜末～天正 初年頃カ) 9月27日 | 15720927 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 三戸へ和談之儀…三戸 へ之御状 | 『青』中1、八戸183 号。『八』388号 | |
| 20-7 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正17年) 5月12日 | 15890512 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 三戸へ昨日罷出候 | 『青』中1、八戸194 号。『八』451号 | 年代比定は熊谷② による |
| 20-8 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正17年) 6月1日 | 15890601 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 然者天氣悪候キ、宗加 三戸へ延虜ニ候 | 『青』中1、八戸199 号。『八』453号 | 年代比定は熊谷② による |
| 20-9 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正17年) 6月1日 | 15890601 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 三戸ニハ津軽之時宜… 三戸其方計にてハ難相 調候キ | 『青』中1、八戸182 号。『八』485号 | 年代比定は『八』 による |
| 20-10 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正17年) 6月6日 | 15890606 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 三戸にハ郡中我々存分 之様ニなく候事 | 『青』中1、八戸201 号。『八』487号 | 年代比定は『八』 による |
| 20-11 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正18年) 7月27日 | 15900727 | 「豊臣秀吉朱印状」 | 盛岡南部家文書 | 則妻子三戸江引寄、可 召置事 | 『青』中1、三戸531 号。『青』近、43号 | |
| 20-12 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正18年) 12月9日 | 15901209 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | (墨引) 三戸より | 『青』中1、八戸224 号。『八』469号 | 年代比定は熊谷② による |
| 20-13 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正18年) 12月22日 | 15901222 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 其折節三戸へ罷越候而 | 『青』中1、八戸219 号。『八』470号 | 年代比定は熊谷② による |
| 20-14 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正19年) 後1月7日 | 159100107 | 「南部信直書状」 | 斎藤文書 | 八戸おちかたへ 三戸 方 信直 | 『岩戦』1、信直7号 | |
| 20-15 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正19年) 2月28日 | 15912028 | 「浅野忠政等書状」 | 色部文書 | 依然御申三戸へ先退 候 | 『青』近、72号。『八』 537号。『岩戦』2、 113号 | |
| 20-16 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正19年) 5月18日 | 15910518 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所藏野田 家文書 | 野田殿 三戸より | 『青』中1、三戸577 号。『青』近、80号。 『八』546号『岩戦』1、 信直11号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|----|--------|---------------------------|----------|---------------------|-----------------------------|--------------------------------|---|--|
| 20-17 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正19年) 5月29日 | 15910529 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 野田殿へ 三戸より | 『青』中1、三戸578 号。『青』近、81号。 『八』547号。『岩戦』 1、信直12号 | |
| 20-18 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正19年) 6月27日 | 15910627 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 野田殿 三戸より | 『青』中1、三戸579 号。『青』近、83号。 『八』556号。『岩戦』 1、信直13号 | |
| 20-19 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正19年) 7月12日 | 15910712 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 野田殿 三戸より | 『青』中1、三戸580 号。『青』近、93号。 『八』558号。『岩戦』 1、信直14号 | |
| 20-20 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正19年) 7月12日 | 15910712 | 「親輔書状」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | (墨引) 自三戸 | 『青』中1、三戸581 号。『八』559号 | |
| 20-21 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正19年) 7月17日 | 15910717 | 「浅野長吉書状」 | 盛岡南部家文書 | 拙者僕者人数五千三千 之妹にて三戸辺迄可罷 越候 | 『青』中1、三戸535 号。『青』近、95号。 『八』561号。『岩戦』 2、222号。 | |
| 20-22 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正19年) 7月22日 | 15910722 | 「南部信直書状」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 野田殿 三戸より | 『青』中1、三戸582 号。『青』近、98号。 『八』564号。『岩戦』 1、信直15号 | |
| 20-23 | 三戸 | 青森県三戸町 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 三戸 平地 | 『青』近、130号 | |
| 20-24 | 三戸 | 青森県三戸町 | (文禄2年カ) 12月27日 | 15931227 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五 戸末村文書 | (墨引) 三戸カ | 『青』中1、三戸593 号。『岩戦』1、信直 35号 | |
| 20-25 | 三戸 | 青森県三戸町 | (文禄4年) 5月末カ | 15950531 | 「南部信直書状写」 | 「三翁昔語」二 | 三戸カ梅越候間、かた 荷越候 | 『八』650号 | |
| 20-26 | 三戸 | 青森県三戸町 | (文禄4年) 6月16日 | 15950616 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所 蔵南部利昭氏旧蔵文 書 | 三戸ニ梅たくさんにな り候 | 『青』中1、八戸334 号。『青』近、165号。 『岩戦』1、信直50 号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|----|--------|-------------------|----------|----------|--------------------------|---|---|---------------------------|
| 20-27 | 三戸 | 青森県三戸町 | (文禄4年) 6月26日 | 15950626 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵 盛岡市利昭氏旧蔵文書 | 御これんかたへ梅こし候、三戸方とりよせ候者 | 『青』中1、八戸336号。『青』近、168号。『岩戦』1、信直53号 | |
| 20-28 | 三戸 | 青森県三戸町 | (文禄4年) 6月28日 | 15950628 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵 盛岡市利昭氏旧蔵文書 | 三戸より梅越候者、たくさん二可越候 | 『青』中1、八戸337号。『八』657号。『岩戦』1、信直54号 | |
| 20-29 | 三戸 | 青森県三戸町 | (文禄4年) 6月29日 | 15950629 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵 遠野南部家文書 | 重而三戸より越候者、便宜ことに可越候 | 『青』中1、八戸236号。『青』近、167号。『岩戦』1、信直55号 | |
| 20-30 | 三戸 | 青森県三戸町 | (文禄4年) 7月8日 | 15950708 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵 遠野南部家文書 | 三戸方梅越候間こし申候 | 『青』中1、八戸237号。『八』661号。『岩戦』1、信直111号 | |
| 20-31 | 三戸 | 青森県三戸町 | (文禄4年) 8月17日 | 15950817 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵 盛岡市利昭氏旧蔵文書 | 三戸方夕部掃候 | 『青』中1、八戸342号。『青』近、176号。『八』669号。『岩戦』1、信直64号 | |
| 20-32 | 三戸 | 青森県三戸町 | (文禄4年) 10月1～5日 | 15951001 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵 五戸木村文書 | 三戸へ越候て遣候 | 『青』中1、三戸596号。『八』753号。『岩戦』1、信直141号 | 年代比定は熊谷①による |
| 20-33 | 三戸 | 青森県三戸町 | (文禄4年) 10月6日 | 15951006 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵 五戸木村文書 | 河はた方澤田・米田・傳法寺・新田までもつへく候、新田方三戸へもつへく候 | 『青』中1、三戸594号。『八』732号。『岩戦』1、信直122号 | 年代比定は熊谷①による |
| 20-34 | 三戸 | 青森県三戸町 | (文禄4年) 10月19日 | 15951019 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵 五戸木村文書 | はな、いとはしはら其方まてかつかき候ハ、戸来まてかねて云付候て、次日二三戸へとおし候へく候 | 『青』中1、三戸595号。『青』近、154号。『八』677号。『岩戦』1、信直123号 | 『八』は10月9日とする。年代比定は熊谷①による。 |
| 20-35 | 三戸 | 青森県三戸町 | (文禄4年) 10月22日 | 15951022 | 「南部信直書状」 | 岩手県立博物館所蔵 五戸木村文書 | 駄敷申越候ハ、浅水へ馬かり候て、三戸へく候へく候 | 『青』中1、三戸633号。『八』733号。『岩戦』1、信直124号 | 年代比定は熊谷①による |
| 20-36 | 三戸 | 青森県三戸町 | (慶長元年) 1月10日 | 15960110 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵 盛岡市利昭氏旧蔵文書 | 某三戸へ越候…三戸に十日計居候而…三戸方又々々人を可遣候…三戸まて可越候 | 『青』中1、八戸331号。『青』近、242号。『八』682号。『岩戦』1、信直86号 | 年代比定は『八』による |

| | | | | | | | | | |
|-------|----|--------|-----------------|----------|--------------|---------------------|-------------------------------|---|----------------|
| 20-37 | 三戸 | 青森県三戸町 | 慶長元年7月頃 | 15969700 | 「南部信直書状」 | 池野藤兵衛氏所蔵五戸木村文書 | 今日三戸まで帰候、くらの事 | 『青』中1、三戸641号。『青』近、161号。『八』693号。『岩戦』1、信直139号 | 年代比定は『八』熊谷①による |
| 20-38 | 三戸 | 青森県三戸町 | (慶長元年)9月22日 | 15960922 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | (墨引) 三戸方 新田木工方へ 信直 | 『青』中1、三戸591号。『青』近、107号。『八』699号。『岩戦』1、信直2号 | 年代比定は『八』熊谷①による |
| 20-39 | 三戸 | 青森県三戸町 | (慶長4年)後3月7日 | 15990307 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵南部利昭氏旧蔵文書 | (墨引) 三戸方 | 『青』中1、八戸356号。『八』741号 | |
| 20-40 | 三戸 | 青森県三戸町 | (元和元~6年)4月13日 | 16150413 | 「南部利直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵南部利昭氏旧蔵文書 | 三戸方 (墨引) 八戸かミ とし直 御返事 | 『青』中1、八戸365号。『八』922号。『岩戦』1、利直244号 | 年代比定は『八』による |
| 20-41 | 三戸 | 青森県三戸町 | (元和4年)12月3日 | 16181203 | 「南部利直知行宛行状写」 | 参考諸家系図二十八 | 当年三戸御普請精入候二付、令扶助候 | 『青』近、762号 | |
| 20-42 | 三戸 | 青森県三戸町 | (元和7年~寛永3年)6月7日 | 16210607 | 「南部利直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵南部利昭氏旧蔵文書 | 今日盛岡へ可着と思候、三戸へ着候とも、無間断城へ出奉公尤候 | 『青』中1、八戸374号。『八』925号。『岩戦』1、利直256号 | 年代比定は『八』による |
| 20-43 | 三戸 | 青森県三戸町 | 寛永6年12月13日 | 16291213 | 「南部利直往来手形」 | 三戸梅内文書 | 三戸江大蔵帰り候間、伝馬二疋 | 『青』近、957号。『岩戦』1、利直233号 | |
| 20-44 | 三戸 | 青森県三戸町 | 寛永10年9月15日 | 16330915 | 「書留 御巡見之次第」 | 盛岡中央公民館所蔵文書 | 一、御泊 三戸 諸道具同 | 『青』近、1044号 | |
| 20-45 | 三戸 | 青森県三戸町 | 年月日未詳 | | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 三戸より八幡被参候義承候 | 『青』中1、八戸211号 | |
| 20-46 | 三戸 | 青森県三戸町 | (年未詳)1月11日 | | 「南慶儀書状写」 | 宝翰類聚 | 仍明日松岳殿三戸へ御参候由承候 | 『青』中1、宝翰141号。『岩中』下、211号 | |
| 20-47 | 三戸 | 青森県三戸町 | (年未詳)11月13日 | | 「南部利直書状」 | 大館下田文書 | 秋三戸二居候比二候 | 『岩戦』2、239号 | |
| 21 | 斗内 | 青森県三戸町 | (永禄末年)9月16日 | 15700916 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 四戸殿ハ先日も戸内へ出事被成候而、矢合御座候 | 『青』中1、八戸178号。『八』372号 | 年代比定は『八』による |

| | | | | | | | | | |
|------|----|--------|---------------------------|----------|---------------------|--------------------|-------------------------------------|---|-----------------|
| 22-1 | 目時 | 青森県三戸町 | (天正17年) 3月17日 | 15890317 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | (墨引) 目時より | 『青』中1、八戸228 号。『八』477号 | 年代比定は熊谷② による |
| 22-2 | 目時 | 青森県三戸町 | (天正17年) 4月21日 | 15890421 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | (墨引) 自目時 | 『青』中1、八戸192 号。『八』449号 | 年代比定は熊谷② による |
| 22-3 | 目時 | 青森県三戸町 | (天正17年) 7月27日 | 15890727 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | (墨引) 目時より | 『青』中1、八戸208 号。『八』462号 | 年代比定は熊谷② による |
| 22-4 | 目時 | 青森県三戸町 | (天正17年) 7月27日 | 15890727 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | (墨引) 目時より | 『青』中1、八戸209 号。『八』463号 | 年代比定は熊谷② による |
| 22-5 | 目時 | 青森県三戸町 | (天正18年) 4月23日 | 15900423 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | (墨引) 目時 | 『青』中1、八戸193 号。『八』450号 | 年代比定は熊谷② による |
| 22-6 | 目時 | 青森県三戸町 | (慶長2年) 12月23日 | 15971223 | 「南部利直書状」 | 五戸・木村文書 | 藏之米甘駄、二月迄目 時かり候様子、我々者 不知候 | 『青』中1、三戸609 号。『青』近、220 号 | |
| 23-1 | 七戸 | 青森県七戸町 | (永祿末年) 7月21日 | 15700721 | 「南部晴政書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 七戸へ音信申度候へと も…彼文七戸被差越候 而 | 『青』中1、八戸176 号。『八』370号 | 年代比定は『八』 による |
| 23-2 | 七戸 | 青森県七戸町 | (永祿末年) 7月26日 | 15700726 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 自七戸承候八、人もこ し候て見せ候へと承候 間 | 『青』中1、八戸177 号。『八』371号 | 年代比定は『八』 による |
| 23-3 | 七戸 | 青森県七戸町 | (永祿末年) 9月16日 | 15700916 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 七戸へ御到来候而 | 『青』中1、八戸178 号。『八』372号 | 年代比定は『八』 による |
| 23-4 | 七戸 | 青森県七戸町 | (元龜3年カ) 3月24日 | 15720324 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 分而七戸路次と申、肝 要二被存候条…七戸口 可被仰継由承候 | 『青』中1、八戸181 号。『八』386号 | |
| 23-5 | 七戸 | 青森県七戸町 | (天正17年) 6月6日 | 15890606 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 然者七戸へ銃炮御合力 之由承候而可然存候 | 『青』中1、八戸201 号。『八』487号 | 年代比定は『八』 による |
| 23-6 | 七戸 | 青森県七戸町 | (天正20年・文 祿1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 七戸 平地破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 23-7 | 七戸 | 青森県七戸町 | (文祿4年) 10月6日 | 15951006 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所藏五 戸木村文書 | 七戸方洞内迄もち候者 | 『青』中1、三戸594 号。『八』732号。『岩 戦』1、信直122号 | 年代比定は熊谷① による |

| | | | | | | | | | |
|-------|----|--------|-----------------------|----------|------------|----------------|---|---|--------------------------|
| 23-8 | 七戸 | 青森県七戸町 | (慶長元年) 1月22日 | 15960122 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 此ふみ七戸へ越候へく候、才木とらせ候間 | 『青』中1、三戸597号。『青』近、159号。『八』683号。『岩戦』1、信直88号 | 年代比定は『八』熊谷①による |
| 23-9 | 七戸 | 青森県七戸町 | (慶長元年カ) 9月17日 | 15960917 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 七戸へ文越候間、明日早天二届候へく候 | 『青』中1、三戸590号。『青』近、104号。『八』698号。『岩戦』1、信直1号 | 年代比定は『八』による |
| 23-10 | 七戸 | 青森県七戸町 | (慶長元～3年) 12月5日 | 15961205 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 七戸へ文越候間、町之もの二相届候へく候 | 『青』中1、三戸603号。『青』近、188号。『八』736号。『岩戦』1、133号 | 年代比定は『八』による |
| 23-11 | 七戸 | 青森県七戸町 | (慶長5年～寛永3年) 6月11日 | 16000611 | 「南部利直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 七戸方門のふき板五戸之ものとも二越候へと申候つる | 『青』中1、三戸614号。『八』926号。『岩戦』1、利直197号・258号 | 年代比定は『八』による |
| 23-12 | 七戸 | 青森県七戸町 | (元和7年) 3月1日 | 16210301 | 「南部利直書状写」 | 「三翁昔語」三 | 又七戸までおしまわし候て | 『八』881号 | |
| 24-1 | 戸来 | 青森県新郷村 | (文禄4年) 10月19日 | 15951019 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | ほな、い方はしら其方までかつき候ハ、戸来までかねて云付候て、次日三三戸へとおし候へく候 | 『青』中1、三戸595号。『青』近、154号。『八』677号。『岩戦』1、信直123号 | 『八』は10月9日とする。年代比定は熊谷①による |
| 24-2 | 戸来 | 青森県新郷村 | 慶長元年7月頃 | 15960700 | 「南部信直書状」 | 池野藤兵衛氏所蔵五戸木村文書 | 下之板ハ戸来へあつらい候て | 『青』中1、三戸641号。『青』近、161号。『八』693号。『岩戦』1、信直139号 | 年代比定は『八』熊谷①による |
| 25-1 | 田子 | 青森県田子町 | (元龜末～天正初年頃カ) 9月27日 | 15730927 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 然間一戸江州田子へ被罷越候へとも | 『青』中1、八戸183号。『八』388号 | |
| 25-2 | 田子 | 青森県田子町 | 元和5年 6月7日 | 16190607 | 「南部利康伝馬手形」 | 権内家文書 | 田子 関 大湯 毛馬 内 松山 | 『八』869号 | |
| 25-3 | 田子 | 青森県田子町 | 元和5年 6月8日 | 16190608 | 「南部利康伝馬手形」 | 権内家文書 | 田子 関 大湯 松山 | 『八』870号 | |

| | | | | | | | | | |
|------|------------|---------|-----------------------|----------|-----------------|----------------|-------------------------------------|---|-----------------|
| 25-4 | 田子 | 青森県田子町 | (慶長5年～寛永9年) 9月18日 | 16000918 | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 田子之八田子之藏、櫛引之八くし引之藏二、当年ハ可納候間 | 『青』中1、宝翰16号。『八』947号。『岩戦』1、利直291号 | 年代比定は『八』による |
| 26-1 | 奥瀬 | 青森県十和田市 | (慶長元年) 9月22日 | 16000922 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 沢田・奥瀬ニも有へく候間、家の三十も有へく候 | 『青』中1、三戸591号。『青』近、107号。『八』699号。『岩戦』1、信直2号 | 年代比定は『八』、熊谷①による |
| 26-2 | 奥瀬 | 青森県十和田市 | 元和7年 5月28日 | 16210528 | 「南部利直知行状」 | 系胤譜考 | 四百五拾九石斗八升奥瀬城廻り | 『青』近、827号。『岩戦』1、利直176号。『岩』近、96号 | |
| 27 | 切田 (気田) | 青森県十和田市 | (文祿4年) 10月6日 | 15951006 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 河はたは澤田・米田・傳法寺・新田までもつへく候、新田は三戸へもつへく候 | 『青』中1、三戸594号。『八』732号。『岩戦』1、信直122号 | 年代比定は熊谷①による |
| 28-1 | 沢田 | 青森県十和田市 | (天正20年・文祿1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『開老遺事』七 | 沢田 平地破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 28-2 | 沢田 | 青森県十和田市 | (文祿4年) 10月6日 | 15951006 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 河はたは澤田・米田・傳法寺・新田までもつへく候、新田は三戸へもつへく候 | 『青』中1、三戸594号。『八』732号。『岩戦』1、信直122号 | 年代比定は熊谷①による |
| 28-3 | 沢田 | 青森県十和田市 | 慶長元年7月頃 | 15960700 | 「南部信直書状」 | 池野藤兵衛氏所蔵五戸木村文書 | 福岡へ越へく候、澤田ニも米借候間 | 『青』中1、三戸641号。『青』近、161号。『八』693号。『岩戦』1、信直139号 | 年代比定は『八』、熊谷①による |
| 28-4 | 沢田 | 青森県十和田市 | (慶長元年) 9月22日 | 15960922 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 沢田・奥瀬ニも有へく候間、家の三十も有へく候 | 『青』中1、三戸591号。『青』近、107号。『八』699号。『岩戦』1、信直2号 | 年代比定は『八』、熊谷①による |
| 29 | 傳法寺 | 青森県十和田市 | (文祿4年) 10月6日 | 15951006 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 河はたは澤田・米田・傳法寺・新田までもつへく候、新田は三戸へもつへく候 | 『青』中1、三戸594号。『八』732号。『岩戦』1、信直122号 | 年代比定は熊谷①による |
| 30 | 藤島 | 青森県十和田市 | (元龜末～天正初年頃) 9月27日 | 15720927 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 藤嶋へ警固被成候事、我々も可然存候 | 『青』中1、八戸183号。『八』388号 | |

| | | | | | | | | | |
|------|----|---------|---------------------------|----------|---------------------|--------------------|---|---|----------------------------------|
| 31-1 | 洞内 | 青森県十和田市 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 洞内 平地破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 31-2 | 洞内 | 青森県十和田市 | (文禄4年) 10月6日 | 15951006 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五 戸木村文書 | 七戸の洞内迄もち候者 | 『青』中1、三戸594 号。『八』732号。『岩 戦』1、信直122号 | 年代比定は熊谷① による |
| 31-3 | 洞内 | 青森県十和田市 | (文禄4年) 10月19日 | 15951019 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五 戸木村文書 | はな、い方はしら其方 来てかつかき候ハ、戸 来までかねて云付候 て、次日ニ三戸へとお し候へく候 | 『青』中1、三戸595 号。『青』近、154号。 『八』677号。『岩戦』 1、信直123号 | 『八』は10月9日 とする。年代比定 は熊谷①による |
| 32-1 | 米田 | 青森県十和田市 | (永禄末年) 10月16日 | 15701016 | 「南部晴政書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 七戸にも五戸・米田口 無透御恩候由承候 | 『青』中1、八戸179 号。『八』373号 | 年代比定は『八』 による |
| 32-2 | 米田 | 青森県十和田市 | (文禄4年) 10月6日 | 15951006 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五 戸木村文書 | 河はた方澤田・米田・ 傳法寺・新田までもつ へく候、新田は三戸へ もつへく候 | 『青』中1、三戸594 号。『八』732号。『岩 戦』1、信直122号 | 年代比定は熊谷① による |
| 33-1 | 剣吉 | 青森県南部町 | (永禄末年) 9月16日 | 15700916 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 見吉物謂御座候つる… 五戸・浅水・見吉二控 馬被申…八戸之御馬を ハ見吉口へ被為打候 者、吾々ハ罷出候而、 見吉之手ふささかり二可 罷成候 | 『青』中1、八戸178 号。『八』372号 | 年代比定は『八』 による |
| 33-2 | 剣吉 | 青森県南部町 | (永禄末年) 10月16日 | 15701016 | 「南部晴政書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 四戸殿人馬別ニ被立 馬、見吉・森之腰へ被 致打立 | 『青』中1、八戸179 号。『八』373号 | 年代比定は『八』 による |
| 33-3 | 剣吉 | 青森県南部町 | (永禄末年) 10月16日 | 15701016 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 如仰見吉被致御手始候 二付而…見吉も城前ま て三戸つめ申され候 | 『青』中1、八戸180 号。『八』374号 | 年代比定は『八』 による |
| 33-4 | 剣吉 | 青森県南部町 | (天正17年) 7月27日 | 15890727 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 劍吉ニ二・三日ころへ 候て運々仕 | 『青』中1、八戸208 号。『八』462号 | 年代比定は熊谷② による |
| 33-5 | 剣吉 | 青森県南部町 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 剣吉 平地 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |

| | | | | | | | | | |
|------|-----|--------|-----------------------|-----------|-----------------|---------------------|--------------------------------|--|-----------------------|
| 33-6 | 剣吉 | 青森県南部町 | (慶長元年) 6月16日 | 15960616 | 「南部信直書状」 | 四戸家文書 | 名久井・劔吉へ板も能見合、尤候 | 『青』中1、三戸656号。『八』687号。『岩戦』1、信直105号 | 年代比定は『八』による |
| 34-1 | 斗賀 | 青森県南部町 | (慶長元年) 1月10日 | 15960110 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵南部利昭氏旧蔵文書 | 某三戸へ越候、あれどとかまてむかひ二可越候 | 『青』中1、八戸331号。『青』近、242号。『八』682号。『岩戦』1、信直86号 | 年代比定は『八』による |
| 34-2 | 斗賀 | 青森県南部町 | (慶長4年) 閏3月18日 | 159900318 | 「南部信直書状案」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 斗加へ孫参候事、今月二候哉 | 『青』中1、八戸251号。『青』近、245号。『八』743号。『岩戦』1、信直82号 | |
| 34-3 | 斗賀 | 青森県南部町 | (慶長4年) 閏3月20日 | 15990320 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵南部利昭氏旧蔵文書 | 斗かへ物参りの時分可申越候 | 『青』中1、八戸357号。『岩戦』1、信直84号 | |
| 35-1 | 苔米地 | 青森県南部町 | (永禄末年) 10月16日 | 15701016 | 「南部晴政書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 四戸殿人馬別ニ被立馬、見吉・森之腰へ被致打立 | 『青』中1、八戸179号。『八』373号 | 年代比定は『八』による |
| 35-2 | 苔米地 | 青森県南部町 | (永禄末年) 10月16日 | 15701016 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 昨日も四戸殿人馬別ニ被立馬候而、森之腰しほりをとらせられ候而 | 『青』中1、八戸180号。『八』374号 | 年代比定は『八』による |
| 36-1 | 名久井 | 青森県南部町 | (天正17年) 7月27日 | 15890727 | 「後怨書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 名久井此間細々出入二乗申候而 | 『青』中1、八戸208号。『八』462号 | 年代比定は熊谷②による |
| 36-2 | 名久井 | 青森県南部町 | (天正17年) 8月8日 | 15890808 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 二・三日之内二名城共御方へ申へく候キ | 『青』中1、八戸211号。『八』491号 | 「名城」=名久井か。年代比定は『八』による |
| 36-3 | 名久井 | 青森県南部町 | (天正17年) 8月15日 | 15890815 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | (墨引) 自名久井 | 『青』中1、八戸184号。『八』492号 | 年代比定は『八』による |
| 36-4 | 名久井 | 青森県南部町 | (天正17年) 10月9日 | 15891009 | 「後怨書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 弥二郎殿より名久井使二罷越候者ニ詔候而申候 | 『青』中1、八戸217号。『八』468号 | 年代比定は熊谷②による |
| 36-5 | 名久井 | 青森県南部町 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 名久井 平地 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 36-6 | 名久井 | 青森県南部町 | (慶長元年) 6月16日 | 15969616 | 「南部信直書状」 | 四戸家文書 | 名久井・劔吉へ板も能見合、尤候 | 『青』中1、三戸656号。『八』687号。『岩戦』1、信直105号 | 年代比定は『八』による |

| | | | | | | | | | |
|------|-----|---------|-----------------------|----------|-----------------|--------------------------|--|--|-------------|
| 36-7 | 名久井 | 青森県南部町 | (慶長19年～元和6年) 9月8日 | 16140908 | 「南部利直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵 蔵南部利昭氏旧蔵文書 | きのふハ御文、なくいてにて申候 | 『青』中1、八戸372号。『八』927号。『岩戦』1、利直288号 | 年代比定は『八』による |
| 37-1 | 森之腰 | 青森県南部町 | (永禄末年) 10月16日 | 15701016 | 「南部晴政書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 四戸殿人馬別ニ被立馬、見吉・森之腰へ被致打立 | 『青』中1、八戸179号。『八』373号 | 年代比定は『八』による |
| 37-2 | 森之腰 | 青森県南部町 | (永禄末年) 10月16日 | 15701016 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 森之腰しほりをとらせられ候前、二階之にを、悉被為焼候、我々も森のこししほりをとらせ候 | 『青』中1、八戸180号。『八』374号 | 年代比定は『八』による |
| 38-1 | 野辺地 | 青森県野辺地町 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 野辺地 山城 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 38-2 | 野辺地 | 青森県野辺地町 | (文禄2年) 5月27日 | 15930527 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 秋田にて大船はき申候、野邊地・よこ浜にて、系そふねあまたこしらへ候て | 『青』中1、八戸233号。『青』近、145号。『八』628号。『岩戦』1、信直41号 | |
| 38-3 | 野辺地 | 青森県野辺地町 | (慶長元～4年) 6月26日 | 16000626 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵 戸木村文書 | 普五郎野邊地をすみつき越候ハ、此方へ早々可相届候、野邊地ハハやけ候て、下々さわかよく候間 | 『青』中1、三戸605号。『八』750号。『岩戦』1、信直138号 | 年代比定は『八』による |
| 38-4 | 野辺地 | 青森県野辺地町 | (年未詳) 6月28日 | | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 野邊地社と権三郎参候て改させへく申候 | 『青』中1、宝翰14号。『岩戦』1、利直266号 | |
| 38-5 | 野辺地 | 青森県野辺地町 | (年未詳) 6月28日 | | 「南部利直書状」 | 文書集 | 家を改候て野辺地社と権三郎参候て改させ可申候 | 『岩戦』1、利直266号 | |
| 39-1 | 櫛引 | 青森県八戸市 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 櫛引 平地破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 39-2 | 櫛引 | 青森県八戸市 | (慶長5年～寛永9年) 9月18日 | 16000918 | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 田子之ハ田子之蔵、櫛引之ハくし引之蔵ニ、当年ハ可納候間 | 『青』中1、宝翰16号。『八』947号。『岩戦』1、利直291号 | 年代比定は『八』による |
| 40 | 尻内 | 青森県八戸市 | (天正17年) 7月27日 | 15890727 | 「俊怒書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 先度ハ尻内まで御送 | 『青』中1、八戸208号。『八』462号 | 年代比定は熊谷②による |

| | | | | | | | | | |
|------|------------|--------|---------------------------|----------|---------------------|-----------------------------|---|---|---------------------|
| 41-1 | 新田 | 青森県八戸市 | (天正17年) 7月27日 | 15890727 | 「俊恕書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 先日新田へ参度候つれ 共 | 『青』中1、八戸209 号。『八』463号 | 年代比定は熊谷② による |
| 41-2 | 新田 | 青森県八戸市 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 新田 平地破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 41-3 | 新田 | 青森県八戸市 | (文禄4～慶長4) 5月7日 | 15950507 | 「南部信直書状写」 | 宝翰類聚 | 早々新田へ人躰を被越 候て | 『青』中1、宝翰28号。 『八』748号。『岩戦』 1、信直10号 | 五戸か。年代比定 は『八』による |
| 42-1 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (天正20年・文 禄元年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 八戸 平地破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 42-2 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (文禄3年) 5月15日 | 15940515 | 「八戸直栄書状写」 | 遠野市常福寺所蔵 『善明寺殿御遺言書』 | 居館於近地修造草庵、 致住居候処 | 『八』638号 | |
| 42-3 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | 慶長元年7月頃 | 15967000 | 「南部信直書状」 | 池野藤兵衛氏所蔵五 戸木村文書 | 自八戸 新田方へ | 『青』中1、三戸641 号。『青』近、161号。 『八』693号。『岩戦』 1、信直139号 | 年代比定は『八』、 熊谷①による |
| 42-4 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (慶長2年) 11月17日 | 15971117 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所 蔵南部利昭氏旧蔵文 書 | 隠居ハ八戸方参せへき と被云候へとも | 『青』中1、八戸347 号。『八』711号。『岩 戦』1、信直131号 | |
| 42-5 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (慶長2年) 12月6日 | 15971206 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 八戸へ年内帰候共、正 月末ハ福岡へ可越候、 某留守ニ候間、越候て 福岡ニ居候へ可越候 | 『青』中1、八戸244 号。『青』近、218号。 『八』712号。『岩戦』 1、信直25号 | 年代比定は『八』 による |
| 42-6 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (慶長2年) 12月9日 | 15971209 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | はやばや八戸へ帰候 哉、某留守ニ候共、正 月末ハ福岡へ可越候 | 『青』中1、八戸245 号。『青』近、219号。 『八』713号。『岩戦』 1、信直135号 | 年代比定は『八』 による |
| 42-7 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (慶長3年) 1月7日 | 15980107 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所 蔵南部利昭氏旧蔵文 書 | 八戸へ帰候ハ、早々 福岡へ可越候 | 『青』中1、八戸348 号。『青』近、223号。 『八』716号。『岩戦』 1、信直37号 | |
| 42-8 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (慶長3年) 1月24日 | 15980124 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 八戸ニ居候哉、九郎よ ひ候ハ、 | 『青』中1、八戸248 号。『青』近、226号。 『八』718号。『岩戦』 1、信直38号 | 年代比定は『八』 による |

| | | | | | | | | | |
|-------|------------|--------|----------------------------|----------|------------------|-----------------------------|-------------------------------------|---|-----------------|
| 42-9 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (慶長3年) 2月1日 | 15980201 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所 蔵南部利昭氏旧蔵文 書 | 八戸方草々孫取よせ候 やう二…返々八戸へハ | 『青』中1、八戸350 号。『青』近、227号。 『八』719号。『岩戦』 1、信直39号 | |
| 42-10 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (慶長3年) 3月8日 | 15980308 | 「南部信直書状写」 | 三翁物語 | 八戸二居候哉、早々福 岡へ越候て可待候 | 『青』近、231号。『八』 723号。 | |
| 42-11 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (慶長5年～寛 永3年) 6月11日 | 16000611 | 「南部利直書状」 | 五戸町図書館所蔵五 戸木村文書 | 八戸方金之分へくろか ねを被越候 | 『青』中1、三戸614 号。『八』926号。『岩 戦』1、利直197号・ 258号 | 年代比定は『八』 による |
| 42-12 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (慶長5年～寛 永8年) 9月10日 | 16000910 | 「南部利直書状」 | 四戸家文書 | 明日八戸江越候間 | 『青』中1、三戸660 号。『八』946号。『岩 戦』1、利直290号 | 年代比定は『八』 による |
| 42-13 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | 慶長18年 7月4日 | 16130704 | 「南部利直黒印状」 | 齋藤連太郎氏旧蔵文 書 | 八戸三五郎、八戸より 兵糧式拾歌通候、無相 違し可申候也 | 『青』近、628号。『八』 809号 | |
| 42-14 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (慶長19年～元 和16年) 6月24日 | 16140624 | 「南部利直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | しろへさいさいこいて 候由 | 『青』中1、八戸266 号。『八』930号。 | 「しろ」=八戸か |
| 42-15 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | 元和4年 7月9日 | 16180709 | 「南部利直黒印状」 | 盛岡市教育委員会所 蔵南部利昭氏旧蔵文 書 | 塩拾駄、八戸へ進候間 | 『青』中1、八戸363 号。『青』近、749号。 『八』843号。『岩戦』 1、利直156号 | |
| 42-16 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | 元和4年 11月23日 | 16181123 | 「南部利直知行宛 行目録」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 八拾式石六斗老升式合 根城廻…拾八石式斗九 升四合 根城廻 | 『青』中1、八戸260 号。『青』近、759号。 『八』848号。『岩』近、 91号 | |
| 42-17 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (元和7年) 3月1日 | 16210301 | 「南部利直書状写」 | 「三翁昔語」三 | 其方市川をかけたまわし 候て、それへ参事も可 有候 | 『八』881号 | 「それ」=八戸 |
| 42-18 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | 元和7年 5月29日 | 16210529 | 「南部利直知行宛 行状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 八拾式石六斗老升式合 根城廻…拾八石式斗九 升四合 根城廻 | 『青』近、824号。『八』 884号。『岩』近、 94号 | 内容は『八』によ る |
| 42-19 | 八戸 (根城) | 青森県八戸市 | (元和7年～寛 永4年以前) 6月24日 | 16210624 | 「南部利直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 八戸すこし雨ふり候て | 『青』中1、八戸266 号 | |

| | | | | | | | | |
|-------|-----|--------|----------------------|----------|----------------------|------------------------|--|---------------------------|
| 43 | 尾崎 | 青森県平川市 | 暦応2年 11月1日 | 13391101 | 「曾我貞光軍忠状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 同十月、尾崎合戦之時、 分取五人仕候了 | 『青』中1、八戸99号。 『南東』485号 |
| 44-1 | 大光寺 | 青森県平川市 | 元弘4年 1月10日 | 13340110 | 「曾我乙丸代沙弥 道為軍忠状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 進上 於元弘三・四両 年津軽平賀郡大光寺 〔精郷合戦〕次第 | 『青』中1、八戸41号。 『南東』37号 |
| 44-2 | 大光寺 | 青森県平川市 | 元弘4年 1月10日 | 13340110 | 「曾我乙丸代沙弥 道為手負注文案」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 元弘三・四両年津軽平 賀郡大光寺合戦手負交 名人等事 | 『青』中1、八戸42号。 『南東』38号 |
| 44-3 | 大光寺 | 青森県平川市 | 元弘4年2月日 | 13340200 | 「曾我光高申状土 代」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 爰津軽大光寺合戦時 | 『青』中1、八戸45号。 『南東』52号 |
| 44-4 | 大光寺 | 青森県平川市 | 元弘4年2月日 | 13340200 | 「曾我光高申状案」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 爰津軽大光寺合戦 | 『青』中1、八戸46号。 『南東』53号 |
| 44-5 | 大光寺 | 青森県平川市 | 建武元年6月日 | 13340600 | 「曾我光高申状案」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 云由緒相伝当知行、云 大光寺・石河等軍忠 | 『青』中1、八戸55号。 『南東』76号 |
| 44-6 | 大光寺 | 青森県平川市 | 暦応2年 5月20日 | 13390520 | 「曾我貞光軍忠状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 大光寺外幡打落之處 | 『青』中1、八戸97号。 『南東』459号 |
| 44-7 | 大光寺 | 青森県平川市 | (永祿11~12年 力)4月25日 | 15680425 | 「下国愛季書状」 | 東京大学史料編纂所 影写本「佐藤文書」 | 浪岡・大光寺御難儀之 由候 | 『青』中2、1056号 |
| 44-8 | 大光寺 | 青森県平川市 | (元龜3年力) 3月24日 | 15720324 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 從大光寺被申候つれ共 …隨而自太浦大わに被 攻候而、下館打破候へ 共、日暮候而内城相籠 候由…大浦・大光寺 先々相当之様ニ相見得 候 | 『青』中1、八戸181 号。『八』386号 |
| 44-9 | 大光寺 | 青森県平川市 | (天正4年力) 3月16日 | 15760316 | 「大宝寺義書書状 写」 | 菅江真澄「簷廼金様 棠」所収文書 | 特号浅瀬石地、其外十 餘々所降参之間、大光 寺之城際迄被押詰之由 | 『青』中3、1683号。 『八』398号 |
| 44-10 | 大光寺 | 青森県平川市 | 年月日未詳 | | 「曾我光高申状案」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 中大光寺合戦忠勤…大 光寺合戦忠賞時 | 『青』中1、八戸56号。 『南東』77号 |
| 45 | 平内 | 青森県平内町 | 貞和3年5月日 | 13470500 | 「曾我貞光申状土 代」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 令発向津軽藤崎・平内 城等 | 『青』中1、八戸119 号。『南東』950号 |
| 46-1 | 石川 | 青森県弘前市 | 建武元年6月日 | 13340600 | 「曾我光高申状案」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 云由緒相伝当知行、云 大光寺・石河等軍忠 | 『青』中1、八戸55号。 『南東』76号 |

| | | | | | | | | | | |
|------|-----|--------|--------------|----------|--------------|------------------|----|---|-----------------------|-------------|
| 46-2 | 石川 | 青森県弘前市 | 建武元年6月日 | 13340600 | 「曾我光高合戦注文案」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 遠野 | 曾我太郎光高五月廿一日石河合戦事 | 『青』中1、八戸57号。『南東』79号 | |
| 46-3 | 石川 | 青森県弘前市 | (建武元年カ)6月12日 | 13340612 | 「北畠顕家袖判御教書」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 遠野 | 津軽事、石川桶無為責落候 | 『青』中1、八戸54号。『南東』72号 | |
| 47-1 | 大浦 | 青森県弘前市 | (元龜3年カ)3月24日 | 15720324 | 「南慶義書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 遠野 | 随而自大浦大わに被攻候而、下館打破候へ共、日暮候而内城相統候由…大浦・大光寺先々相当之様ニ相見得候 | 『青』中1、八戸181号。『八』386号 | |
| 47-2 | 大浦 | 青森県弘前市 | (天正17年)6月6日 | 15890606 | 「南慶義書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 遠野 | 大浦之事ハ少乙之様ニ申成候 | 『青』中1、八戸201号。『八』487号 | 年代比定は『八』による |
| 48 | 小栗山 | 青森県弘前市 | 貞和3年5月日 | 13470500 | 「曾我貞光申状土代」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 遠野 | 同年建武三五月廿七日、向小栗山桶 | 『青』中1、八戸119号。『南東』950号 | 倉光桶と同じか |
| 49 | 尻引 | 青森県弘前市 | 暦応2年11月1日 | 13391101 | 「曾我貞光軍忠状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 遠野 | 安藤四郎以下御敵等、尻引桶打入、依合戦 | 『青』中1、八戸99号。『南東』485号 | |
| 50 | 新里 | 青森県弘前市 | 建武4年7月日 | 13370700 | 「曾我太郎貞光軍忠状案」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 遠野 | 同年七月、新里・堀越両所被桶築之時 | 『青』中1、八戸92号。『南東』332号 | |
| 51 | 弘前 | 青森県弘前市 | 寛永6年9月21日 | 16290921 | 「津軽信牧願文」 | 津軽家文書 | | 一、城内安全、諸人快樂事 | 『青』近、952号 | 「城内」=弘前 |
| 52-1 | 松水 | 青森県弘前市 | 建武4年7月日 | 13370700 | 「曾我太郎貞光軍忠状案」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 遠野 | 同廿日押寄松水桶被致合戦之時 | 『青』中1、八戸92号。『南東』332号 | |
| 52-2 | 松水 | 青森県弘前市 | 建武4年8月23日 | 13370823 | 「曾我貞光軍忠状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 遠野 | 同廿日押寄鼻和郡松水桶 | 『青』中1、八戸93号。『南東』338号 | |
| 52-3 | 松水 | 青森県弘前市 | 貞和3年5月日 | 13470500 | 「曾我貞光申状土代」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 遠野 | 同廿日建武三正月、馳向松水桶 | 『青』中1、八戸119号。『南東』950号 | |
| 53 | 堀越 | 青森県弘前市 | 建武4年7月日 | 13370700 | 「曾我太郎貞光軍忠状案」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 遠野 | 同年七月、新里・堀越両所被桶築之時 | 『青』中1、八戸92号。『南東』332号 | |
| 54-1 | 持寄 | 青森県弘前市 | (建武元年カ)6月12日 | 13340612 | 「北畠顕家袖判御教書」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 遠野 | 持寄城静謐無御心元候 | 『青』中1、八戸54号。『南東』72号 | |
| 54-2 | 持寄 | 青森県弘前市 | 建武元年12月日 | 13341200 | 「伊賀光俊軍忠状」 | 飯野文書 | | 去八月六日罷立府中、同廿一日馳着彼持寄城、種々致合戦上 | 『青』中3、1659号。『南東』121号 | |

| | | | | | | | | | |
|------|-----|--------|-------------------|----------|----------------|--------------------|--|---|-------------------|
| 54-3 | 持寄 | 青森県弘前市 | 建武元季 12月日 | 13341200 | 「伊賀光俊軍忠状」 | 飯野文書 | 去八月六日罷立府中、 同廿一日馳着彼持寄 城、種々致合戦上 | 『青』中3、1660号、 『南東』122号 | |
| 54-4 | 持寄 | 青森県弘前市 | 康永4年 3月10日 | 13450310 | 「曾我貞光讓状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 御かたき持よせしやう にたてこもり | 『青』中1、八戸111 号。『南東』730号 | |
| 55 | 深浦 | 青森県深浦町 | (天正10年カ) 2月15日 | 15820215 | 「石郷岡氏景書状」 | 秋田県公文書館所藏 文書 | 於深浦口逆意之方候つ る | 『青』中2、1120号 | |
| 56 | 藤崎 | 青森県藤崎町 | 貞和3年5月日 | 13470500 | 「曾我貞光申状土 代」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 令発向津輕藤崎・平内 城等 | 『青』中1、八戸119 号。『南東』950号 | |
| 57-1 | 田名部 | 青森県むつ市 | 天正15年 4月21日 | 15870421 | 「前田利家黒印状」 | 前田育徳会所藏尊經 閣文庫 | 此船、南部之領知自田 名部、取逃之船に候へ く候 | 『青』近、2号。『八』 428号 | |
| 57-2 | 田名部 | 青森県むつ市 | (天正18年) 9月20日 | 15900920 | 「浅野長吉書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 仍其方家中たなふのや すミと申入 | 『青』中1、八戸215 号。『青』近、59号。 『八』524号。『岩中』 下、99号 | |
| 57-3 | 田名部 | 青森県むつ市 | (天正19年) 4月20日 | 15910420 | 「俊忍書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 大殿様田名部へ御光儀 之田承候 | 『青』中1、八戸220 号。『八』471号 | |
| 57-4 | 田名部 | 青森県むつ市 | (文祿2年) 1月7日 | 15950107 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 又田名部之船役、商人 なすましきと申候田承 候 | 『青』中1、八戸231 号。『青』近、137号。 『八』622号。『岩戦』 1、信直36号 | |
| 57-5 | 田名部 | 青森県むつ市 | (文祿2年) 5月27日 | 15950527 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 尚々秋、田名部二百鳥 屋またせられ候て然へ く候、たなふにてゑそ 船五六そう、御こしら へ尤二候 | 『青』中1、八戸233 号。『青』近、145号。 『八』628号。『岩戦』 1、信直41号 | |
| 57-6 | 田名部 | 青森県むつ市 | (文祿3年カ) 5月9日 | 15940509 | 「南部信直書状」 | 二木文書(宝翰類聚) | 田名部へ船出入候之共 | 『青』中1、宝翰185 号。『青』近、197号。 『八』637号。『岩戦』 1、信直69号・100 号 | 年代比定などは 『八』による |
| 57-7 | 田名部 | 青森県むつ市 | (文祿4年) 3月29日 | 15950329 | 「浅野長吉書状」 | 福勝寺文書 | 為商売たなふ上下不可 有異議候条 | 『八』642号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|-----|--------|----------------------|----------|-----------|----------------|------------------------------------|--|-------------|
| 57-8 | 田名部 | 青森県むつ市 | (慶長5年～寛永8年) 8月24日 | 16000824 | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 但田名部へ上船二三さう外ハ不参候由…田名部へハ | 『青』中1、宝翰18号。『八』945号。『岩戦』利直285号 | 年代比定は『八』による |
| 57-9 | 田名部 | 青森県むつ市 | (慶長5年～寛永9年) 7月27日 | 16000727 | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 去廿二日田名部方相届令披見候 | 『青』中1、宝翰186号。『八』944号。『岩戦』1、利直276号 | 年代比定は『八』による |
| 57-10 | 田名部 | 青森県むつ市 | 慶長11年 8月17日 | 16060817 | 「南部利直黒印状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 田名部方鉄、慶長九年分までハ、さん用悉相済 | 『青』中1、八戸253号。『青』近、493号。『八』786号。『岩戦』1、利直42号 | |
| 57-11 | 田名部 | 青森県むつ市 | (慶長16年) 7月6日 | 16110706 | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚(二木文書) | 田名部へ舟被越候二付 | 『青』中1、宝翰187号。『青』近、594号。『八』794号。『岩戦』1、信直85号 | 年代比定は『八』による |
| 57-12 | 田名部 | 青森県むつ市 | 元和3年 3月21日 | 16170321 | 「南部利直黒印状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 田名部之儀、我等手前へ召置申候間 | 『青』中1、八戸259号。『青』近、722号 | |
| 58 | 横浜 | 青森県横浜町 | (文禄2年) 5月27日 | 15950527 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 秋田にて大船はき申候、野邊地・よこ浜にて、あそふねあまたこしらへ候て | 『青』中1、八戸233号。『青』近、145号。『八』628号。『岩戦』1、信直41号 | |

東北地方における中世城館関係史料集成 — 岩手県編 —

| 番号 | 城郭名 | 所在地 | 年代 | 西暦 | 文書名 | 所収史料名 | 内容 | 出典 | 備考 |
|-----|-----|---------------|-----------------------|----------|------------------|--------------------|-------------------------------------|----------------------------------|-------------------|
| 1 | 要害 | 岩手県 岩手県一関市 | 暦応3年 12月20日 | 13401220 | 「北島頭信袖判御 教書」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 今度又対治岩手西根、 被構要害候之条目出候 | 『葺』中1、八戸102 号。『南東』535号 | |
| 2 | 一関 | 岩手県一関市 | (年未詳) 8月1日 | | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 一ノ関・金崎へ人をつ かい候て | 『葺』中1、宝翰45号。 『岩戦』1、利直277 号 | |
| 3-1 | 薄衣 | 岩手県一関市 | (文明元年) 12月13日 | 14691213 | 「薄衣状」 | 仙台市博物館所蔵文 書 | 在所迄被押寄候 | 『岩中』中、101号。 『石巻の歴史』8巻 505号 | 在所 = 薄衣か。佐 沼説も |
| 3-2 | 薄衣 | 岩手県一関市 | (天正14・15年 頃) 6月11日 | 15860611 | 「葛西晴信書状」 | 岩手大学浜田文書 | 急度啓候。仍薄衣其方 和願之儀付而…薄衣よ り難題候而 | 『岩戦』2、55号 | |
| 4-1 | 大原 | 岩手県一関市 | (天正19年) 9月22日 | 15910922 | 「石田三成書状」 | 伊達家文書 | 気仙・大原両城之儀普 請出来 | 『伊達家文書』621 号 | |
| 4-2 | 大原 | 岩手県一関市 | (天正19年) 11月2日 | 15911122 | 「伊達政宗黒印状 写」 | 引証記十七 | 粟野大膳様物二百俵、 舟にさうにて大原へ無 異議可相通者也 | 『仙伊』3605号 | |
| 5 | 小野 | 岩手県一関市 | 天正元年 3月2日 | 15730302 | 「葛西晴信知行状」 | 日形小野寺文書 | 磐井郡之内流日形村小 野館并館下谷四貫文 | 『岩中』中、260号 | 要検討 |
| 6 | 門崎 | 岩手県一関市 | (文明元年) 12月13日 | 14691213 | 「薄衣状」 | 仙台市博物館所蔵文 書 | 入道門崎城引籠、向松 川・長坂欲射細矢 | 『岩中』中、101号。 『石巻の歴史』8巻 505号 | |
| 7 | 熊田倉 | 岩手県一関市 | (文明元年) 12月13日 | 14691213 | 「薄衣状」 | 仙台市博物館所蔵文 書 | 東山熊田倉押寄、此彼 揚煙候處 | 『岩中』中、101号。 『石巻の歴史』8巻 505号 | |
| 8 | 猿沢 | 岩手県一関市 | 文祿3年 9月24日 | 15940924 | 「伊達政宗過所」 | 千厩永沢文書 | さぬま にしこほり おいぬかへら すり沢 さるさハ | 『岩戦』2、133号。『仙 伊』984号 | |
| 9-1 | 清水 | 岩手県一関市 | 天正7年 3月7日 | 15790307 | 「葛西晴信知行宛 行状」 | 保呂村小野寺文書 | 此度富沢日向守逆意、 於岩井郡清水村二及一 戦之処二 | 『岩戦』2、30号 | 要検討。清水 = 二 桜城か |
| 9-2 | 清水 | 岩手県一関市 | 天正7年 3月10日 | 15790310 | 「葛西晴信知行宛 行状写」 | 石越千葉文書 | 此度富沢日向守逆意、 岩井郡清水二而及一戦 候處 | 『岩戦』2、31号 | 要検討。清水 = 二 桜城か |

| | | | | | | | | | |
|------|------------|--------|------------------|----------|------------------|----------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------|
| 9-3 | 清水 | 岩手県一関市 | 天正7年 3月27日 | 15790327 | 「葛西晴信知行宛 行状写」 | 石越千葉文書 | 此度富沢日向守逆意、 於磐井郡清水及一戦候 処 | 『岩戦』2、32号 | 要検討。清水＝二 桜城か |
| 9-4 | 清水 | 岩手県一関市 | 天正7年 3月28日 | 15790328 | 「葛西晴信知行宛 行状」 | 日形増子文書 | 此度富沢日向守直綱逆 意、岩井郡於清水及一 戦候処 | 『岩戦』2、34号 | 要検討。清水＝二 桜城か |
| 9-5 | 清水 | 岩手県一関市 | 天正7年 3月28日 | 15790328 | 「葛西晴信知行宛 行状写」 | 大谷小野寺文書 | 此度富沢日向守逆意、 於清水一戦候処 | 『岩戦』2、35号 | 要検討。清水＝二 桜城か |
| 9-6 | 清水 | 岩手県一関市 | 天正7年 4月2日 | 15790402 | 「葛西晴信知行宛 行状」 | 東京加瀬谷文書 | 此度富沢日向守逆意、 岩井郡於清水及一戦候 処 | 『岩戦』2、36号 | 要検討。清水＝二 桜城か |
| 9-7 | 清水 | 岩手県一関市 | (天正7年) 7月7日 | 15790707 | 「葛西晴信知行宛 行状」 | 気仙沼熊谷文書 | 此度流江可出張候間、 其方其明後日清水迎相 待尤二候 | 『岩戦』2、39号 | 要検討。清水＝二 桜城か |
| 10-1 | 摺沢 | 岩手県一関市 | (文明元年) 12月13日 | 14691213 | 「薄衣状」 | 仙台市博物館所蔵文 書 | 教流沢城者大原飛騨守 籠候警固 | 『岩中』中、101号。 『石巻の歴史』8巻 505号 | |
| 10-2 | 摺沢 | 岩手県一関市 | 文祿3年 9月24日 | 15940924 | 「伊達政宗過所」 | 千厩永沢文書 | さぬま にしこほり おいぬかひら すり沢 さるさハ | 『岩戦』2、133号。『仙 伊』984号 | |
| 11 | 千厩 | 岩手県一関市 | (文明元年) 12月13日 | 14691213 | 「薄衣状」 | 仙台市博物館所蔵文 書 | 以寺崎下野守、千厩辺 打浮 | 『岩中』中、101号。 『石巻の歴史』8巻 505号 | |
| 12-1 | 長坂 (唐梅) | 岩手県一関市 | (文明元年) 12月13日 | 14691213 | 「薄衣状」 | 仙台市博物館所蔵文 書 | 入道門崎城引籠、向松 川・長坂欲射細失 | 『岩中』中、101号。 『石巻の歴史』8巻 505号 | |
| 12-2 | 長坂 (唐梅) | 岩手県一関市 | 天正18年 5月14日 | 15900514 | 「葛西晴信書状」 | 松川小野寺文書 | 去月十七日東山長坂二 おいて談合及承候事 | 『岩戦』2、105号 | 要検討 |
| 12-3 | 長坂 (唐梅) | 岩手県一関市 | 天正18年 6月12日 | 15900612 | 「葛西晴信書状」 | 松川小野寺文書 | 先以其許事、佐沼在陣 之折柄、長坂窪江一味 被致候旨 | 『岩戦』2、106号 | |
| 12-4 | 長坂 (唐梅) | 岩手県一関市 | 天正19年 4月9日 | 15910409 | 「柏山胤光書状」 | 佐々木文書 | 明十七日未明より東山 長坂出陣二付 | 『岩中』下、112号 | |
| 13 | 浜口 | 岩手県一関市 | (文明元年) 12月13日 | 14691213 | 「薄衣状」 | 仙台市博物館所蔵文 書 | 浜口之裏臺、其外破城 者、不堪破却可仕与存 候 | 『岩中』中、101号。 『石巻の歴史』8巻 505号 | 場所不明。一関市 内か |

| | | | | | | | | | |
|------|-----|--------|---------------------------|----------|---------------------|------------------------------|-------------------------------------|--|-----------------|
| 14 | 松川 | 岩手県一関市 | (文明元年) 12月13日 | 14691213 | 「薄衣状」 | 仙台市博物館所蔵文書 | 入道門崎城引籠、向松川・長坂欲射細矢 | 『岩中』中、101号。『石巻の歴史』8巻505号 | |
| 15-1 | 姉帯 | 岩手県一戸町 | (天正19年) 9月14日 | 15910914 | 「浅野長吉書状写」 | 浅野家文書 | 去朔日ニあねたい・ねそりと申城二ヶ所、直懸ニ責崩申候 | 『青』近、109号。『八』592号。『浅野家文書』61号 | |
| 15-2 | 姉帯 | 岩手県一戸町 | (天正20年・文 禄1年)6月11 日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 姉帯 山城破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 16-1 | 一戸 | 岩手県一戸町 | (元龜末～天正 初年頃力) 9月27日 | 15750927 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 諸事一戸ニ被申合候始 末二候之間…自一戸久 慈へ被仰合候而 | 『青』中1、八戸183 号。『八』388号 | |
| 16-2 | 一戸 | 岩手県一戸町 | (天正19年) 9月5日 | 15910905 | 「浅野次吉書状写」 | もりおか歴史文化館 所蔵「南部耆旧伝」 | 今月朔日ニ一戸へ取か け | 『八』587号 | |
| 16-3 | 一戸 | 岩手県一戸町 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 一戸 平地破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 16-4 | 一戸 | 岩手県一戸町 | (文禄元年) 12月晦日 | 15921231 | 「南部信直書状写」 | 宝翰類聚 | 一戸悉刀かり丸候 | 『青』中1、宝翰183 号。『岩戦』1、信直 43号 | |
| 16-5 | 一戸 | 岩手県一戸町 | 寛永6年 12月13日 | 16291213 | 「南部利直往来手 形」 | 三戸梅内文書 | 花巻 盛岡 沼 宮内 一戸 福岡 金 田市 | 『青』近、957号。『岩 戦』1、利直233号 | |
| 17 | 小城共 | 岩手県一戸町 | (天正19年) 3月17日 | 15910317 | 「浅野忠政等連署 書状」 | 色部文書 | 爰元山中条、小城共相 構、所々へ相働候付而 | 『青』近、77号。『八』541号。『岩戦』2、 117号 | 一揆勢が構えた城 のこと |
| 18 | 月館 | 岩手県一戸町 | (天正19年) 3月17日 | 15910317 | 「浅野忠政等連署 書状」 | 色部文書 | 一戸内付館より | 『青』近、77号。『八』541号。『岩戦』2、 117号 | |
| 19 | 根反 | 岩手県一戸町 | (天正19年) 9月14日 | 15910914 | 「浅野長吉書状写」 | 浅野家文書 | 去朔日ニあねたい・ね そりと申城二ヶ所、直 懸ニ責崩申候 | 『青』近、109号。『八』592号。『浅野家文 書』61号 | |
| 20 | 襦綿 | 岩手県岩泉町 | (永禄9～10年 力)8月22日 | 15660822 | 「信家書状」 | 西町屋石橋家旧蔵資 料、松野武雄氏旧蔵 文書 | 然者保呂綿致落居候 | 『青』中2、1396号。 『青』中3、1572号。 『岩中』下、290号 | 秋田県大館市の可 能性も |

| | | | | | | | | | | |
|------|-----|--------|---------------------------|----------|---------------------|-----------|------------------------|--|--|--------------------|
| 21 | 一方井 | 岩手県岩手町 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 「南部信直黒印状」 | 『聞老遺事』七 | 一方井 山城破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 22 | 川口 | 岩手県岩手町 | 文禄5年 6月4日 | 15960604 | | | 四戸家文書 | かたよせ・乙部へ番越 候、伝馬三拾、沼宮内・ 川口占下田・門前寺ま てをくりまひらせ候、 又下田・門前寺右子次 方までをくりまひらせ 候 | 『青』中1、三戸654 号。『八』686号。『岩 戦』1、信直70号 | |
| 23-1 | 沼宮内 | 岩手県岩手町 | (天正19年) 8月27日 | 15910827 | 「蒲生氏郷書状」 | | 『思文閣古書資料目 録』善本特集第十輯 | のまくなひ先ハ働に て候間 | 『八』585号。『福島 県立博物館調査報告 書第38集 氏郷と その時代』C45号 | |
| 23-2 | 沼宮内 | 岩手県岩手町 | (天正19年) 9月20日 | 15910920 | 「蒲生氏郷書状」 | | 伊達家文書 | 今日沼宮内迄打入申候 | 『八』594号。『伊達 家文書』620号 | |
| 23-3 | 沼宮内 | 岩手県岩手町 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | | 『聞老遺事』七 | 沼宮内 山城破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 23-4 | 沼宮内 | 岩手県岩手町 | 文禄5年 6月4日 | 15960604 | 「南部信直黒印状」 | | 四戸家文書 | かたよせ・乙部へ番越 候、伝馬三拾、沼宮内・ 川口占下田・門前寺ま てをくりまひらせ候、 又下田・門前寺右子次 方までをくりまひらせ 候 | 『青』中1、三戸654 号。『八』686号。『岩 戦』1、信直70号 | |
| 23-5 | 沼宮内 | 岩手県岩手町 | (慶長5年～寛 永3年) 6月11日 | 16000611 | 「南部利直書状」 | | 五戸町図書館所蔵五 戸米村文書 | ぬまなくないにてひる少 やすミ…ぬまなくないへ 四つ時分參候、其方八 つ過までぬまなくない二 やすミ候て | 『青』中1、三戸617 号。『八』926号 | 内容、年代比定は 『八』による |
| 23-6 | 沼宮内 | 岩手県岩手町 | (慶長8年カ) 8月20日 | 16030820 | 「南部利直黒印状」 | | 盛岡南部家文書 | 其方も帰にも其元方沼 宮内まで傳馬を可申付 候 | 『青』中1、三戸562 号。『岩戦』1、利直 283号 | |
| 23-7 | 沼宮内 | 岩手県岩手町 | 慶長15年 7月29日 | 16100729 | 「南部利直書状」 | | 五戸町図書館所蔵五 戸米村文書 | 沼宮内 治部少 | 『青』中1、三戸622 号。『青』近、576号。 『岩戦』1、利直56 号 | |

| | | | | | | | | | |
|------|-------------|-------------------------|-------------------|-----------|-----------------|-----------------------------|--|--|----------|
| 23-8 | 沼宮内 | 岩手県岩手町 | 慶長18年 7月4日 | 16130704 | 「南部利直黒印状」 | 盛岡市教育委員会所 蔵南部利昭氏旧蔵文 書 | 沼宮内 巻堀米留 | 『青』中1、八戸361 号。『青』近、628号。 『岩戦』1、利直100 号 | |
| 23-9 | 沼宮内 | 岩手県岩手町 | 寛永6年 12月13日 | 16291213 | 「南部利直往来手 形」 | 三戸梅内文書 | 花巻 郡山 盛岡 沼 宮内 一戸 福岡 金 田市 | 『青』近、957号。『岩 戦』1、利直233号 | |
| 24 | 伊澤 (胆沢) | 岩手県奥州市 | (天正18年) 10月24日 | 15901024 | 「南部信直書状写」 | 宝翰類聚 | 江刺・伊澤相静候て置 申度候…伊澤口へ向候 て一働可仕候 | 『青』中1、宝翰69号。 『青』近、61号。『八』 529号。『岩戦』1、 信直20号 | 柏山大林城か |
| 25-1 | 岩谷堂 (江刺) | 岩手県奥州市 | 天正10年 7月20日 | 15900720 | 「葛西晴信知行宛 行状」 | 日形小野寺文書 | 江刺二而寺山布月と及 一戦候処二 | 『岩戦』2、44号 | 要検討 |
| 25-2 | 岩谷堂 (江刺) | 岩手県奥州市 | (天正16年カ) 閏月2日 | 158800502 | 「常庵宗慎書状写」 | 宝翰類聚 | 結句、江刺陣家候間 | 『青』中1、宝翰29号。 『岩中』下、340号 | |
| 25-3 | 岩谷堂 (江刺) | 岩手県奥州市 | (天正18年) 10月24日 | 15900907 | 「南部信直書状写」 | 宝翰類聚 | 岩屋戸陳取之、江刺一 邊被仕候共…岩屋戸押 切被申共 | 『青』中1、宝翰69号。 『青』近、61号。『八』 529号。『岩戦』1、 信直20号 | |
| 25-4 | 岩谷堂 (江刺) | 岩手県奥州市 | (天正19年) 9月7日 | 15910907 | 「大谷吉継書状」 | 伊達家文書 | 并江刺へも、跡より近 日可被相越旨、心得存 知候 | 『伊達家文書』617 号 | |
| 25-5 | 岩谷堂 (江刺) | 岩手県奥州市 | (天正19年) 9月22日 | 15910922 | 「大谷吉継書状」 | 伊達家文書 | 仍江刺物主於于今不被 差越候 | 『伊達家文書』622 号 | |
| 26 | 戸崎 | 岩手県奥州市 <small>分</small> | 元龜4年 8月9日 | 15730809 | 「某書状」 | 大槻文書 | 此度戸崎之地進唐付 而、於戸張之仕合奇特 之至候 | 『岩中』中、257号 | 奥州市か。要検討 |
| 27-1 | 水沢 | 岩手県奥州市 | (天正19年) 9月7日 | 15910907 | 「大谷吉継書状」 | 伊達家文書 | 仍而水澤之城為代官、 白石右衛門佐方可被差 越由 | 『伊達家文書』617 号 | |
| 27-2 | 水沢 | 岩手県奥州市 | 寛永10年 9月1日 | 16330901 | 「石母田安頼書状」 | 天理大学附属図書館 所蔵文書 | 森岡へ今明日中二御 着、其より仙北境、朴 沢と申釜山など御覽、 水沢へ今四日・五日比 二御着可被成由 | 『青』近、1043号 | |

| | | | | | | | | | |
|------|-----|---------|------------------|----------|--------------|-------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------|
| 28 | 母体 | 岩手県奥州市 | (文禄3年) 7月4日 | 15940704 | 「豊臣秀吉金山奉行書状」 | 鈴木文書 | 尚々、もたい殿御しろの内の、又うちものもの屋敷ハのぞき申候間 | 『岩中』下、145号 | 奥州市か |
| 29 | 大槌 | 岩手県大槌町 | 寛永11年 4月晦日 | 16340431 | 「留守中用之覚書之事」 | 遠野市立博物館所蔵 赤沢文書 | 花巻方荷物閉伊大士へ通候時、伝馬出し候へと花巻留守居衆方理候共 | 『八』920号 | |
| 30 | 江越 | 岩手県金ヶ崎町 | (文明元年) 12月13日 | 14691213 | 「薄衣状」 | 仙台市博物館所蔵文書 | 山北・由利・秋田之勢催降、江越・寺窪迎一陣取候はん | 『岩中』中、101号。 『石巻の歴史』8巻505号 | 金ヶ崎町か |
| 31-1 | 大林 | 岩手県金ヶ崎町 | (文明元年) 12月13日 | 14691213 | 「薄衣状」 | 仙台市博物館所蔵文書 | 向伊沢大林張陣 | 『岩中』中、101号。 『石巻の歴史』8巻505号 | |
| 31-2 | 大林 | 岩手県金ヶ崎町 | (天正19年) 9月12日 | 15910912 | 「豊臣秀吉朱印状」 | 上杉家文書 | 葛西之内柏山在陣、則彼地普請申付田、永々儀、辛勞共候 | 『上杉家文書』846号。 『岩中』下、補遺12号 | 「柏山」=大林 |
| 32-1 | 金ヶ崎 | 岩手県金ヶ崎町 | 寛永8年 6月26日 | 16310626 | 「伊達政宗定書」 | 伊達家文書 | 金ヶ崎より十三日、此歌質代 | 『青』近、989号。『仙伊』3185号。『伊達家文書』928号 | |
| 32-2 | 金ヶ崎 | 岩手県金ヶ崎町 | 寛永15年 3月16日 | 16380316 | 「伊達忠宗踏銭定書写」 | 伊達家文書 | 此内金ヶ崎迄六留ハ…金ヶ崎よりのへち迄…金ヶ崎よりのへち迄 | 『青』近、1143号。『伊達家文書』1274号 | |
| 32-3 | 金ヶ崎 | 岩手県金ヶ崎町 | (年未詳) 6月13日 | | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 金崎まで傳馬を可越候由 | 『青』中1、宝翰171号。『岩中』1、利直259号 | |
| 32-4 | 金ヶ崎 | 岩手県金ヶ崎町 | (年未詳) 8月1日 | | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 一ノ関、金崎へ人をつかい候て | 『青』中1、宝翰45号。『岩中』1、利直277号 | |
| 33 | 寺窪 | 岩手県金ヶ崎町 | (文明元年) 12月13日 | 14691213 | 「薄衣状」 | 仙台市博物館所蔵文書 | 山北・由利・秋田之勢催降、江越・寺窪迎一陣取候はん | 『岩中』中、101号。 『石巻の歴史』8巻505号 | |
| 34-1 | 狐崎 | 岩手県釜石市 | (慶長6年9月) 16日 | 16010916 | 「伊達政宗書状」 | 巨理家文書 | 一、中島大くらに申付、かまいしし事、早々ひきこませ | 『仙伊』1167号 | 「かまいし」=狐崎 |

| | | | | | | | | | |
|------|-----|--------|---------------------------|----------|---------------------|--------------------|---|--|---------------------|
| 34-2 | 狐崎 | 岩手県釜石市 | (慶長6年) 9月21日 | 16010921 | 「伊達政宗書状」 | 亙理家文書 | 岩手山より下々人衆指 遣申候へハ、案之内ニ 則彼城攻敗、撫切二仕 | 『青』近、310号。『仙 伊』1169号 | |
| 35-1 | 小軽米 | 岩手県軽米町 | (天正19年) 4月16日 | 15910416 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 久慈御談合候て、小軽 米二馬たてられ | 『青』中1、三戸575 号。『青』近、79号。 『八』544号。『岩戦』 1、信直98号 | |
| 35-2 | 小軽米 | 岩手県軽米町 | (天正19年) 5月18日 | 15910518 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 小軽米之番、久慈之次 を堪、十五日被成候て 預へく候 | 『青』中1、三戸577 号。『青』近、80号。 『八』546号。『岩戦』 1、信直11号 | |
| 35-3 | 小軽米 | 岩手県軽米町 | (天正19年) 5月29日 | 15910529 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 小軽米へ番之事、人数 ハかり二候者…はん之 儀、急度頼申候 | 『青』中1、三戸578 号。『青』近、81号。 『八』547号。『岩戦』 1、信直12号 | |
| 35-4 | 小軽米 | 岩手県軽米町 | 天正19年 5月頃 | 15910500 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 将亦久慈談合候て、小 軽米へ急度御立待入候 | 『青』中1、三戸576 号。『青』近、82号。 『八』545号。『岩戦』 1、信直104号 | |
| 35-5 | 小軽米 | 岩手県軽米町 | (天正19年) 6月27日 | 15910627 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 将亦七月十五日迄、久 慈より番二候、十六日 より晦日まで、こかる まい番、又々其方頼入 候 | 『青』中1、三戸579 号。『青』近、83号。 『八』556号。『岩戦』 1、信直13号 | |
| 35-6 | 小軽米 | 岩手県軽米町 | (天正19年) 7月12日 | 15910712 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 小軽米作時と云、ふせ き候へく候 | 『青』中1、三戸580 号。『青』近、93号。 『八』558号。『岩戦』 1、信直14号 | |
| 35-6 | 小軽米 | 岩手県軽米町 | (天正19年) 7月22日 | 15910722 | 「南部信直書状」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 小軽米之番作時分二候 間、急度被指置候て預 へく候 | 『青』中1、三戸582 号。『青』近、98号。 『八』564号。『岩戦』 1、信直15号 | |
| 35-7 | 小軽米 | 岩手県軽米町 | (天正20年・文 祿1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 古軽米 山城破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 35-8 | 小軽米 | 岩手県軽米町 | (慶長元年) 5月20日 | 16000520 | 「南部信直書状」 | 池野藤兵衛氏所蔵五 戸木村文書 | 当年ハ新田之者ニも御 材木とらせへく候、種 一・かまるまいなとかけ 候間申付候 | 『青』中1、三戸642 号。『青』近、164号。 『八』685号。『岩戦』 1、信直48号 | 年代比定は『八』、 熊谷①による |

| | | | | | | | | | |
|------|-----|--------|---------------------------|----------|---------------------|---------------------------------|------------------------------------|--|-------------------------------|
| 36 | 高家 | 岩手県軽米町 | 天正19年 5月頃 | 15910500 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 此方より高家・晴山両 口よりかせき候ハ、 | 『青』中1、三戸576 号。『青』近、82号。 『ハ』545号。『岩戦』 1、信直104号 | |
| 37 | 晴山 | 岩手県軽米町 | 天正19年 5月頃 | 15910500 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 此方より高家・晴山両 口よりかせき候ハ、 | 『青』中1、三戸576 号。『青』近、82号。 『ハ』545号。『岩戦』 1、信直104号 | |
| 38 | 飯豊 | 岩手県北上市 | 永享8年 成立カ | 14360000 | 「稗貫状」 | 岩手県立図書館所蔵 | 依彼打落飯土肥之城 | 『青』中3、1732号。 『岩中』下、151号 | |
| 39-1 | 岩崎 | 岩手県北上市 | 貞和4年 11月日 | 13481100 | 「鬼柳義綱陳状案」 | 東北学院大学文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書 | 依寄来岩崎桶、致合戦 之忠 | 『青』中3、1666号、 『南東』998号 | 宮城県栗原市の 岩ヶ崎の可能性も |
| 39-2 | 岩崎 | 岩手県北上市 | 天文22年 11月5日 | 15531105 | 「和賀義忠寄進状」 | 白鳥神社所蔵文書 | 岩崎城二引退ニ付、心 剣其許より受取申候 | 『岩中』中、174号 | |
| 39-3 | 岩崎 | 岩手県北上市 | (天正20年・文 祿1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 山崎 山城破 | 『青』近、130号。『ハ』 615号 | 諸本では岩崎とす ることが多い |
| 39-4 | 岩崎 | 岩手県北上市 | (慶長6年) 3月22日 | 16010322 | 「南部利直書状」 | 岩手県立博物館所蔵 五戸木村文書 | 委元城之内こまり申候 間…(墨引) 岩崎方 | 『青』中1、三戸637 号。『岩戦』1、利直 10号 | 『岩戦』では竹原 文書を採用。慶長 5年とする |
| 39-5 | 岩崎 | 岩手県北上市 | (慶長6年) 3月24日 | 16010324 | 「南部利直書状」 | 池野藤兵衛氏所蔵五 戸木村文書 | 岩崎より | 『青』中1、三戸644 号。『岩戦』1、利直 19号 | |
| 39-6 | 岩崎 | 岩手県北上市 | (慶長6年) 3月24日 | 16010324 | 「南部利直書状」 | 池野藤兵衛氏所蔵五 戸木村文書 | 岩崎より | 『青』中1、三戸645 号。『岩戦』1、利直 18号 | |
| 39-7 | 岩崎 | 岩手県北上市 | (慶長6年9月) 16日 | 16010916 | 「伊達政宗書状」 | 亙理家文書 | 岩か崎とおなしやう二 申付候跡ニ、可然候や | 『仙伊』1167号 | |
| 39-8 | 岩崎 | 岩手県北上市 | 慶長6年頃 | 16010000 | 「米良氏諸国旦那 帳」 | 米良文書 | 一、南部一円 一、大 崎一円 二、岩崎一円 一、津軽一円 | 『青』近、333号 | |
| 40 | 江釣子 | 岩手県北上市 | (天正20年・文 祿1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 江釣子 平城破 | 『青』近、130号。『ハ』 615号 | |

| | | | | | | | | | | |
|------|-----------|--------|---------------------------|----------|---------------------|---------------------|----------------------------------|--------------------------|--|------------------------------|
| 41 | 鬼柳 | 岩手県北上市 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 鬼柳 平城破却 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 42 | 須々孫 | 岩手県北上市 | 暦応3年 9月12日 | 13400912 | 「石塔義元感状」 | 「石塔義元感状」 | 東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書 | 参御方馳向須々孫城、 被致台戦之案 | 『南東』525号 | |
| 43 | 鰯岡崎 | 岩手県北上市 | 貞和4年 11月日 | 13481100 | 「鬼柳義綱陳状案」 | 「鬼柳義綱陳状案」 | 東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書 | 鬼柳郷内所構橋代三田 糠山・同郷鰯岡崎事也 | 『青』中3、1666号、 『南東』998号 | 鰯岡崎三館のこと という。義綱城と 同一説も |
| 44-1 | 二子 | 岩手県北上市 | 永享8年成立法 | 14360000 | 「稗貫状」 | 「稗貫状」 | 岩手県立図書館所蔵 | 張陣鳥谷崎、江刺之 面々、致二子城警固 | 『青』中3、1732号。 『岩中』下、151号 | |
| 44-2 | 二子 | 岩手県北上市 | (天正18年) 10月24日 | 15901024 | 「南部信直書状写」 | 「南部信直書状写」 | 宝翰類聚 | 某も明日和加へ罷下候 | 『青』中1、宝翰69号。 『青』近、61号。『八』 529号。『岩戦』1、 信直20号 | 「和加」=二子か |
| 44-3 | 二子 | 岩手県北上市 | (天正19年) 8月23日 | 15910823 | 「蒲生氏郷書状」 | 「蒲生氏郷書状」 | 伊達家文書 | 今日廿三日和賀迄着陣 仕候 | 『青』中3、1703号。 『八』584号。『伊達 家文書』615号 | 「和賀」=二子か |
| 44-4 | 二子 | 岩手県北上市 | (天正19年) 7月19日 | 15910719 | 「浅野次吉書状写」 | 「浅野次吉書状写」 | 稗貫家譜所収文書 | 彈正も近日其地二、陣 参被申候間 | 熊谷隆次「奥羽仕置 と稗貫氏」の【史料 10】 | 「其地」=和賀殿が いる場所=二子か |
| 44-5 | 二子 | 岩手県北上市 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 二子 平城破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 45 | 義綱城 | 岩手県北上市 | 貞和4年 11月日 | 13481100 | 「鬼柳義綱陳状案」 | 「鬼柳義綱陳状案」 | 東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書 | 於義綱城有御一宿 | 『青』中3、1666号、 『南東』998号 | 鰯岡崎三館と同一 説も |
| 46 | 代三田糠 山 | 岩手県北上市 | 貞和4年 11月日 | 13481100 | 「鬼柳義綱陳状案」 | 「鬼柳義綱陳状案」 | 東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書 | 鬼柳郷内所構橋代三田 糠山・同郷鰯岡崎事也 | 『青』中3、1666号、 『南東』998号 | 詳細不明 |
| 47-1 | 久慈 | 岩手県久慈市 | (元亀3年力) 3月24日 | 15720324 | 「南慶儀書状」 | 「南慶儀書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 従久慈御歸宅被成候由 承候者 | 『青』中1、八戸181 号。『八』386号 | |
| 47-2 | 久慈 | 岩手県久慈市 | (元亀末~天正 初年頃力) 9月27日 | 15720927 | 「東政勝書状」 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 自一戸久慈へ被仰合候 而 | 『青』中1、八戸183 号。『八』388号 | |

| | | | | | | | | |
|------|----|--------|---------------------------|----------|---------------------|----------------------------------|--|--|
| 47-3 | 久慈 | 岩手県久慈市 | (天正19年) 4月16日 | 15910416 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 久慈御談合候て、小 米二馬たてられ | 『青』中1、三戸575 号。『青』近、79号。 『八』544号。『岩戦』 1、信直98号 |
| 47-4 | 久慈 | 岩手県久慈市 | 天正19年 5月頃 | 15910500 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 将亦久慈談合候て、小 軽米へ急度御立侍入候 | 『青』中1、三戸576 号。『青』近、82号。 『八』545号。『岩戦』 1、信直104号 |
| 47-5 | 久慈 | 岩手県久慈市 | (天正19年) 5月18日 | 15910518 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 小軽米之番、久慈之次 を遣、十五日被成候て 預へく候 | 『青』中1、三戸577 号。『青』近、80号。 『八』546号。『岩戦』 1、信直11号 |
| 47-6 | 久慈 | 岩手県久慈市 | (天正19年) 6月27日 | 15910627 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 将亦七月十五日迄、久 慈より番二候、十六日 より晦日まで、こかる ままい番、又々其方頼入 候 | 『青』中1、三戸579 号。『青』近、83号。 『八』556号。『岩戦』 1、信直13号 |
| 47-7 | 久慈 | 岩手県久慈市 | (天正19年) 7月12日 | 15910712 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 久慈へも其段申候 | 『青』中1、三戸580 号。『青』近、93号。 『八』558号。『岩戦』 1、信直14号 |
| 47-8 | 久慈 | 岩手県久慈市 | (天正19年) 7月12日 | 15910712 | 「親輔書状」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 何事もくしく二御談合な され候へかしと存候 | 『青』中1、三戸581 号。『八』559号 |
| 47-9 | 久慈 | 岩手県久慈市 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 久慈 山城破 | 『青』近、130号。『八』 615号 |
| 48 | 葛巻 | 岩手県葛巻町 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 葛巻 山城破 | 『青』近、130号。『八』 615号 |
| 49-1 | 雫石 | 岩手県雫石町 | 貞和4年 11月日 | 13481100 | 「鬼柳義綱陳状案」 | 東北学院大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書 | 国司之舍弟雖有雫石御 居住 | 『青』中3、1666号、 『南東』998号 |
| 49-2 | 雫石 | 岩手県雫石町 | (天正14年) 10月3日 | 15861003 | 「小野寺輝道書状 写」 | 宝翰類聚 | 今度滴石被御手入之 由、自何以目出之至候 | 『青』中1、宝翰44号。『八』424号 |
| 49-3 | 雫石 | 岩手県雫石町 | (天正16年) 8月5日 | 15880805 | 「本堂道親書状写」 | 宝翰類聚 | 滴石へ送之儀頼入申候 処…無曲滴石より無一 端申、背本意候 | 『青』中1、宝翰43号。 『青』近、10号。『岩 中』下、補遺6号 |

| | | | | | | | | | |
|------|----------------|--------|-----------------------|----------|-----------------|--------------|--|---|-----|
| 49-4 | 磐石 | 岩手県磐石町 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 滴石 平地破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 50-1 | 片寄 | 岩手県紫波町 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 片寄 山城破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 50-2 | 片寄 | 岩手県紫波町 | 文禄5年 6月4日 | 15960604 | 「南部信直黒印状」 | 四戸家文書 | かたよせ・乙部へ番越候、伝馬三拾、沼宮内・川口方下田・門前寺まてをくりませ候、又下田・門前寺方子次方までをくりませ候 | 『青』中1、三戸654号。『八』686号。『岩戦』1、信直70号 | 柳田館 |
| 51-1 | 斯波 (高水寺・郡山) | 岩手県紫波町 | (天正16年) 7月17日 | 15880717 | 「葛西晴信書状」 | 盛岡南部家文書 | 然而向斯波御進發之儀、是又御大義無申計候 | 『青』中1、三戸526号。『青』近、8号。『八』440号 | |
| 51-2 | 斯波 (高水寺・郡山) | 岩手県紫波町 | (天正16年) 8月5日 | 15880805 | 「葛西晴信書状」 | 盛岡南部家文書 | 随而信直斯波如存分被属本意之儀 | 『青』中1、三戸527号。『青』近、9号。『八』441号 | |
| 51-3 | 斯波 (高水寺・郡山) | 岩手県紫波町 | (天正16年) 8月5日 | 15880805 | 「本堂道親書状写」 | 宝翰類聚 | 仍斯波へ被成御出馬、悉御利運候 | 『青』中1、宝翰43号。『青』近、10号。『八』442号。『岩中』下、補遺6号 | |
| 51-4 | 斯波 (高水寺・郡山) | 岩手県紫波町 | (天正19年) 5月18日 | 15910518 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所藏野田家文書 | 又ハシハより音信、彈正殿御先手候 | 『青』中1、三戸577号。『青』近、80号。『八』546号。『岩戦』1、信直11号 | |
| 51-5 | 斯波 (高水寺・郡山) | 岩手県紫波町 | (天正19年) 6月27日 | 15910627 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所藏野田家文書 | さぬま一城殿中せめられ候由、只今しハより音信候 | 『青』中1、三戸579号。『青』近、83号。『八』556号。『岩戦』1、信直13号 | |
| 51-6 | 斯波 (高水寺・郡山) | 岩手県紫波町 | 寛永6年 11月10日 | 16291110 | 「南部利直加増遺状」 | 鳥谷文書 | 此度郡山普請精を入、無油断相動候に付 | 『岩戦』1、利直230号。『岩』近、127号 | |
| 51-7 | 斯波 (高水寺・郡山) | 岩手県紫波町 | 寛永6年 12月13日 | 16291213 | 「南部利直往来手形」 | 三戸梅内文書 | 花巻 郡山 盛岡 沼宮内 一戸 福岡 田市 | 『青』近、957号。『岩戦』1、利直233号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|--------------------|--------|---------------------------------|-----------|---------------------|----------------------------------|--|--------------------------------------|--|
| 51-8 | 斯波 (高水寺・ 郡山) | 岩手県紫波町 | 寛永10年 9月15日 | 16330915 | 「書留 御巡見之 次第」 | 盛岡中央公民館所蔵 文書 | 一、御泊 郡山 諸道 具同 | 『青』近、1044号 | |
| 51-9 | 斯波 (高水寺・ 郡山) | 岩手県紫波町 | (年未詳) 5月7日 | | 「南部利直黒印状」 | 陸奥中世文書 | 郡山其方屋敷岩間引さ げ候はんとおもひ候間 …栃内くるわよりひき 候由 | 『岩戦』1、利直251 号 | |
| 51-10 | 斯波 (高水寺・ 郡山) | 岩手県紫波町 | (年未詳) 8月15日 | | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 郡山 ¹⁾ | 『青』中1、宝翰155 号。『岩戦』1、利直 282号 | |
| 52 | 長岡 | 岩手県紫波町 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 長岡 平地破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 53 | 樋爪 | 岩手県紫波町 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 肥爪 平城破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 54 | 世田米 | 岩手県住田町 | (天正15年 ^カ) 10月26日 | 15871026 | 「葛西晴信書状写」 | 宝翰類聚 | 随而信安世田米下向之 事…世田米迄越來可然 候 | 『青』中1、宝翰151 号。『岩戦』2、59 号 | |
| 55 | 達首部 | 岩手県遠野市 | 慶長17年 9月13日 | 16120913 | 「南部利直黒印状」 | 東北学院大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書 | 盛岡 大迫 達首部 横田 右四ヶ所 | 『岩戦』1、利直85 号 | |
| 56-1 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | (天正16年 ^カ) 閏月2日 | 158800502 | 「常庵宗慎書状写」 | 宝翰類聚 | 其上遠野及緒乱候…遠 野之事、世中切腹之故 …遠野之儀付而 | 『青』中1、宝翰29号。 『岩中』下、340号 | |
| 56-2 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | (天正16年) 7月17日 | 15880717 | 「葛西晴信書状」 | 盛岡南部家文書 | 追啓候、遠野進退之義 | 『青』中1、三戸526 号。『青』近、8号。 『八』440号 | |
| 56-3 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | (天正16年) 8月5日 | 15880805 | 「葛西晴信書状」 | 盛岡南部家文書 | 乍大義遠野於來越候者 | 『青』中1、三戸527 号。『青』近、9号。 『八』441号 | |
| 56-4 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 横田 山城破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 56-5 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | 慶長17年 9月13日 | 16120913 | 「南部利直黒印状」 | 東北学院大学院文学 研究科日本史研究室 所蔵鬼柳文書 | 鬼柳薩人遠野へ越候… 罷歸には横田より之ま で返事 | 『岩戦』1、利直85 号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|------------|--------|---------------------------|----------|---------------------|--------------------|--|---|-----------------|
| 56-6 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | 慶長17年 10月14日 | 16121014 | 「南部利直知行状」 | 阿曾沼興廃記 | 二拾七石三斗三升四合 横田城廻 | 『岩戦』1、利直92号。 『岩』近、51号 | |
| 56-7 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | (元和元~7年) 2月15日 | 16150215 | 「南部利直書状」 | 南部利昭氏旧蔵文書 南部家文書 | 盛岡・はなまき二蔵米 多候、遠野ニても、い つものことくうらせへ く候 | 『岩戦』2、205号。 『八』936号 | 年代比定は『八』 による |
| 56-8 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | (寛永3年) 5月8日 | 16260508 | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 遠野・花巻へも鳥毛ぬ かせて越候へよし…定 而遠野からのほせへく 候 | 『青』中1、宝翰35号。 『八』932号。『岩戦』 1、利直123号 | 年代比定は『八』 による |
| 56-9 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | 寛永4年 3月17日 | 16270317 | 「南部利直知行目 録」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 一、八百貳拾七石三斗 四升六合 横田城廻 | 『青』近、912号。『八』 901号。『岩』近、 111号 | 内容は『八』によ る |
| 56-10 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | 寛永4年 3月19日 | 16270319 | 「南部利直知行目 録」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 一、八百貳拾七石三斗 四升六合 横田城廻 | 『青』近、916号。『八』 906号。『岩』近、 113号 | |
| 56-11 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | 寛永10年 9月15日 | 16330915 | 「書留 御巡見之 次第」 | 盛岡中央公民館所蔵 文書 | 一、御泊 横田 諸道 具同、八戸弥六郎手前 より仕候 | 『青』近、1044号 | |
| 56-12 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | 寛永11年 4月晦日 | 16340431 | 「留守中用之覚書 之事」 | 遠野市立博物館所蔵 赤沢文書 | 一、城中番之者、無油 断様ニ可申付事…一、 爰元平館ニ有来候貳拾 五駄借候…一、城廻ゆ いさく不取候様ニ… 一、城廻馬はなし候 | 『八』920号 | |
| 56-13 | 遠野 (横田) | 岩手県遠野市 | (年未詳) 5月14日 | | 「南部利直黒印状」 | 盛岡浜田文書 | 鶴かこもち二人横田ま て出し可申候 | 『岩戦』1、利直252 号 | |
| 57 | 増沢 | 岩手県遠野市 | (天正20年・文 祿1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 増沢 山城 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 58 | 大館 | 岩手県二戸市 | (天正19年) 7月22日 | 15910722 | 「南部信直書状」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 又八吉田・福田かはり 候、浄法寺・大館・松 岳手實候 | 『青』中1、三戸582 号。『青』近、98号。 『八』564号。『岩戦』 1、信直15号 | |
| 59 | 大森 | 岩手県二戸市 | (永禄10年頃) 8月6日 | 15670806 | 「東朝政(政勝) 書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | 就其大森物境ニ候へ 八、色々雑説共申成候 真 | 『青』中1、八戸173 号。『八』358号 | |

| | | | | | | | | | |
|------|-------------|--------|-----------------------|----------|-----------------|--------------------|------------------------------------|---|-------------|
| 60-1 | 四戸 (金田一) | 岩手県二戸市 | (永禄10年頃) 8月6日 | 15670806 | 「東朝政(政勝)書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 如仰四戸御取合、我々も花言二存候 | 『青』中1、八戸173号 | 『八』 |
| 60-2 | 四戸 (金田一) | 岩手県二戸市 | (永禄末年) 7月26日 | 15700726 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 四戸へ被出御馬候而 | 『青』中1、八戸177号。『八』371号 | 年代比定は『八』による |
| 60-3 | 四戸 (金田一) | 岩手県二戸市 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 金田一 平城破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 60-4 | 四戸 (金田一) | 岩手県二戸市 | 寛永6年 12月13日 | 16291213 | 「南部利直往来手形」 | 三戸梅内文書 | 花巻郡山盛岡沼宮内一戸福岡金田市 | 『青』近、957号。『岩戦』1、利直233号 | |
| 60-5 | 四戸 (金田一) | 岩手県二戸市 | (年未詳) 7月1日 | | 「南部利直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 金田市之ぬす人とらへ候て越候 | 『青』中1、三戸616号。『岩戦』1、利直268号 | |
| 61-1 | 浄法寺 | 岩手県二戸市 | (天正19年) 7月22日 | 15910722 | 「南部信直書状」 | 川嶋亮太氏所蔵野田家文書 | 又ハ吉田・福田かはり候、浄法寺・大館・松岳手賢候 | 『青』中1、三戸582号。『青』近、98号。『八』564号。『岩戦』1、信直15号 | |
| 61-2 | 浄法寺 | 岩手県二戸市 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 浄法寺 山城破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 62-1 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | 天正18年 8月4日 | 15900804 | 「豊臣秀吉感状写」 | 「古証文」所収文書 | 今度奥州九戸之名城 | 『青』中3、1692号。『岩中』下、96号 | 要検討 |
| 62-2 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (天正19年) 8月7日 | 15910807 | 「浅野正勝書状」 | 伊達家文書 | 九の閉伊一人城を相抱在之候候 | 『青』中3、1699号 | |
| 62-3 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (天正19年) 9月5日 | 15910905 | 「浅野次吉書状写」 | もりおか歴史文化館所蔵「南部耆田伝」 | 同日二当城へとりつめ、辨さわ二竹たばをつき | 『八』587号 | |
| 62-4 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (天正19年) 9月10日 | 15910910 | 「蒲生氏郷書状」 | 浅野家文書 | 則普請わり申付候…先本丸之心二…小丸ハ御出候ハ、…又外丸は其ま、にて | 『八』590号。『浅野家文書』177号 | 九戸(福岡) 城普請 |
| 62-5 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (天正19年) 9月14日 | 15910914 | 「浅野長吉書状写」 | 浅野家文書 | 依之端城共開退、九戸へ桶籠候之を | 『青』近、109号。『八』592号。『浅野家文書』61号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|------------|--------|------------------|----------|-----------|-----------------------------|--|--|-----------------------------|
| 62-6 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (天正19年) 9月16日 | 15910916 | 「徳川家康書状写」 | 関盛徳氏所蔵文書 | 仍九戸普請被成候由、 弥早速被明瞭、御帰陣 尤候 | 『青』近、110号 | |
| 62-7 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (天正19年) 10月5日 | 15911005 | 「豊臣秀吉朱印状」 | 井伊家文書 | 今度九戸居城へ相詰 | 『青』近、112号。『八』 600号 | |
| 62-8 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文祿3年カ) 3月1日 | 15940301 | 「南部信直書状」 | 川嶋亮太氏所蔵野田 家文書 | 留守番之事、日暮候者、 門口出入無用ニ候…番 にてなまき者を、一人も 小丸ニ留置候 | 『青』中1、八戸583 号。『青』近、75号。 『八』633号。『岩戦』 1、信直90号 | 福岡城の普請か。 年代比定は『八』 による |
| 62-9 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文祿4年) 5月7日 | 15950507 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | (墨引) 自福岡 | 『青』中1、八戸243 号。『八』645号。『岩 戦』1、信直99号 | 年代比定は『八』 による |
| 62-10 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文祿4年) 5月18日 | 15950518 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所 蔵南部利昭氏旧蔵文 書 | (墨引) 福岡方 おこ れんへ 参 信直 | 『青』中1、八戸345 号。『八』648号。『岩 戦』1、信直101号。 | 年代比定は『八』 による |
| 62-11 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文祿4年) 5月22日 | 15950522 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所 蔵南部利昭氏旧蔵文 書 | (墨引) おこれんへ まいる 福岡より | 『青』中1、八戸346 号。『八』649号。『岩 戦』1、信直102号 | 年代比定は『八』 による |
| 62-12 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文祿4年) 6月16日 | 15950616 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所 蔵南部利昭氏旧蔵文 書 | (墨引) 自福岡 八戸 千代子へ 信直 | 『青』中1、八戸334 号。『青』近、165号。 『岩戦』1、信直50 号 | |
| 62-13 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文祿4年) 6月18日 | 15950618 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | (墨引) 福岡方 八戸 小千代子へ 信直 | 『青』中1、八戸235 号。『青』近、166号。 『八』653号。『岩戦』 1、信直51号 | |
| 62-14 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文祿4年) 6月20日 | 15950620 | 「南部信直書状」 | 齋藤連太郎氏旧蔵文 書 | (墨引) 自福岡 八戸 千代子へ 信直 | 『八』654号。『岩戦』 1、信直52号 | |
| 62-15 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文祿4年) 6月26日 | 15950626 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所 蔵南部利昭氏旧蔵文 書 | (墨引) 福岡方 八戸 千代子へ 信直 | 『青』中1、八戸336 号。『青』近、168号。 『八』656号。『岩戦』 1、信直53号 | |
| 62-16 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文祿4年) 6月29日 | 15950629 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野 南部家文書 | (墨引) 福岡方 八戸 千代子へ 信直 | 『青』中1、八戸236 号。『青』近、167号。 『八』658号。『岩戦』 1、信直55号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|------------|--------|------------------|----------|-----------|--------------------------|--------------------------|---|--------------------|
| 62-17 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文禄4年カ) 7月1日 | 15950701 | 「南部信直書状」 | 遠野市立博物館所蔵 赤沢文書 | (墨引) 小千代子かたへ 福岡方 | 『青』中1、八戸496号。『八』659号。『岩戦』1、信直56号 | 『岩戦』には端裏ウワ書は翻刻されず |
| 62-18 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文禄4年カ) 7月8日 | 15950708 | 「南部信直書状案」 | 南部家文書 | (墨引) 八戸千代子かたへ 福岡方 | 『青』中1、八戸237号。『八』661号。『岩戦』1、信直111号 | |
| 62-19 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文禄4年) 8月2日 | 15950802 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵 藏南部利昭氏旧蔵文書 | (墨引) 千代子 福岡方 | 『青』中1、八戸340号。『青』近、173号。『八』665号。『岩戦』1、信直60号 | |
| 62-20 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文禄4年) 8月8日 | 15950808 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵 藏南部利昭氏旧蔵文書 | (墨引) ちよこ参 福岡方 | 『青』中1、八戸341号。『八』667号。『岩戦』1、信直61号 | |
| 62-21 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文禄4年) 8月23日 | 15950823 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵 藏南部利昭氏旧蔵文書 | (墨引) おちかたへ 福岡方 | 『青』中1、八戸343号。『青』近、179号。『八』673号。『岩戦』1、信直117号 | |
| 62-22 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文禄4年) 8月24日 | 15950824 | 「南部信直書状」 | 南部家文書 | (墨引) おちかたへ 福岡方 | 『青』中1、八戸241号。『青』近、180号。『八』674号。『岩戦』1、信直66号 | |
| 62-23 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文禄4年) 9月8日 | 15950908 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵 藏南部利昭氏旧蔵文書 | (墨引) 八戸千代子 福岡方 | 『青』中1、八戸344号。『青』近、183号。『八』675号。『岩戦』1、信直67号 | |
| 62-24 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文禄4年) 10月22日 | 15951022 | 「南部信直書状」 | 岩手県立博物館所蔵 五戸木村文書 | (墨引) 新田 木工方へ 福岡方 | 『青』中1、三戸633号。『八』733号。『岩戦』1、信直124号 | 年代比定は熊谷①による |
| 62-25 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (文禄4年) 11月22日 | 15951122 | 「南部信直書状案」 | 南部家文書 | (墨引) ふくをかより八戸おちかたへ 信直 | 『青』中1、八戸242号。『青』近、186号。『八』679号。『岩戦』1、信直132号 | 「ふくをかより」は『八』のみに翻刻。 |
| 62-26 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長元年) 1月10日 | 15960110 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵 藏南部利昭氏旧蔵文書 | (墨引) 八戸千代子かたへ 福岡方 | 『青』中1、八戸331号。『青』近、242号。『八』682号。『岩戦』1、信直86号 | 年代比定は『八』による |

| | | | | | | | | | |
|-------|------------|--------|------------------|----------|----------|---------------------|--|---|----------------|
| 62-27 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長元年) 1月22日 | 15960122 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | (墨引) 自福岡木工方へ 信直 | 『青』中1、三戸597号。『青』近、159号。『八』683号。『岩戦』1、信直88号 | 年代比定は『八』熊谷①による |
| 62-28 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | 慶長元年7月頃 | 15960700 | 「南部信直書状」 | 池野藤兵衛氏所蔵五戸木村文書 | 福岡へ越へく候、澤田二も米借候間 | 『青』中1、三戸641号。『青』近、161号。『八』693号。『岩戦』1、信直139号 | 年代比定は『八』熊谷①による |
| 62-29 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長元～慶長3年) 10月4日 | 15961004 | 「南部信直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | (墨引) 福岡方新田木工かたへ 信直 | 『青』中1、三戸602号。『八』731号。『岩戦』1、信直121号 | 年代比定は『八』による |
| 62-30 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長2年) 12月6日 | 15971206 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 八戸へ年内帰候共、正月末ハ福岡へ可越候、某留守ニ候間、越候て福岡ニ居候へく候 | 『青』中1、八戸244号。『青』近、218号。『八』712号。『岩戦』1、信直25号 | 年代比定は『八』による |
| 62-31 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長2年) 12月9日 | 15971209 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | はやばや八戸へ帰候は、某留守ニ候共、正月末ハ福岡へ可越候 | 『青』中1、八戸245号。『青』近、219号。『八』713号。『岩戦』1、信直135号 | 年代比定は『八』による |
| 62-32 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長2年) 12月28日 | 15971228 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 二月ハ福岡へ越候て、九郎鷹野あるき候ハ、 | 『青』中1、八戸246号。『青』近、221号。『八』714号。『岩戦』1、信直26号 | 年代比定は『八』による |
| 62-33 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長3年カ) 1月4日 | 15980104 | 「南部信直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 福岡へ越候へと云候ハ、早々越候て可然候 | 『青』中1、八戸247号。『青』近、222号。『岩戦』1、信直31号 | |
| 62-34 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長3年) 1月7日 | 15980107 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵南部利昭氏旧蔵文書 | 八戸へ帰候ハ、早々福岡へ可越候 | 『青』中1、八戸348号。『青』近、223号。『八』716号。『岩戦』1、信直37号 | |
| 62-35 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長3年) 2月1日 | 15980201 | 「南部信直書状」 | 齋藤連太郎氏旧蔵文書 | ふくおか おちかたへ | 『青』近、227号。『岩戦』1、信直39号。『八』719号 | |
| 62-36 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長3年) 2月1日 | 15980201 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵南部利昭氏旧蔵文書 | ふくを□ □ちかたへ | 『青』中1、八戸350号。『青』近、227号。『八』719号。『岩戦』1、信直39号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|------------|--------|----------------------|----------|------------|---------------------|----------------------------|------------------------------------|-------------|
| 62-37 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長3年) 3月8日 | 15980308 | 「南部信直書状写」 | 三翁物語 | 八戸二居候哉、早々福岡へ越候て可待候 | 『青』近、231号。『八』723号 | |
| 62-38 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長4年) 閏3月20日 | 15990320 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵南部利昭氏旧蔵文書 | (墨引) ふくをか方 | 『青』中1、八戸357号。『岩戦』1、信直84号 | |
| 62-39 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長4年カ) 6月20日 | 15990620 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵南部利昭氏旧蔵文書 | (墨引) より福岡 | 『青』中1、八戸359号。『岩戦』1、信直52号 | |
| 62-40 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長5年カ) 6月14日 | 16000614 | 「南部利直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 福岡方の飯米、又助二五駄越候 | 『青』中1、三戸612号。『岩戦』1、利直260号 | |
| 62-41 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長6年) 3月24日 | 16010324 | 「南部利直書状」 | 池野藤兵衛氏所蔵五戸木村文書 | 福岡へ玉薬取ニ越候…福岡より玉薬其元まで越候ハ、 | 『青』中1、三戸645号。『岩戦』1、利直18号 | |
| 62-42 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | 慶長15年 7月29日 | 16100729 | 「南部利直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 福岡にて 石沢左近新田又助 | 『青』中1、三戸622号。『青』近、576号。『岩戦』1、利直56号 | |
| 62-43 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長19年～元和6年) 7月9日 | 16140709 | 「南部利直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵南部利昭氏旧蔵文書 | 夕かけニふくおかまで参候 | 『青』中1、八戸371号。『八』943号。『岩戦』1、利直273号 | 年代比定は『八』による |
| 62-44 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (慶長19年～元和6年) 7月9日 | 16140709 | 「南部利直書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 今日ふくおかまでかへり申候 | 『八』943号 | |
| 62-45 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (元和4年) 3月29日 | 16180329 | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | ふくおかのか、も、正月すへ其元へ参候よし、よき事二候 | 『青』中1、宝翰38号。『八』937号。『岩戦』1、利直242号 | 年代比定は『八』による |
| 62-46 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (元和7年) 3月1日 | 16210301 | 「南部利直書状写」 | 「三翁昔語」三 | 明日・明後日ハこ、もと作事共申付 | 『八』881号 | 「こ、もと」=福岡か |
| 62-47 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | 寛永6年 12月13日 | 16201213 | 「南部利直往来手形」 | 三戸梅内文書 | 花巻 郡山 盛岡 沼宮内 一戸 福岡 金田市 | 『青』近、957号。『岩戦』1、利直233号 | |
| 62-48 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | 寛永10年 9月15日 | 16250915 | 「書留御巡見之次第」 | 盛岡中央公民館所蔵文書 | 一、御屋通 御物頭ハ福岡、下々ハ一戸 | 『青』近、1044号 | |

| | | | | | | | | |
|-------|------------|---------|-----------------------|-----------------|--------------------------|--------------------------|---|-------------|
| 62-49 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (年未詳) 6月11日 | 「南部利直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | 福岡まで越せ候て | 『青』中1、三戸614号。『岩戦』1、利直197号・258号 | |
| 62-50 | 福岡 (九戸) | 岩手県二戸市 | (年未詳) 11月17日 | 「南部信直書状写」 | 宝翰類聚 | 七戸丞とのへ 福岡より | 『青』中1、宝翰189号。『岩戦』1、利直203号 | |
| 63-1 | 福田 | 岩手県二戸市 | (永禄末年) 9月16日 | 「東政勝書状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 福田之事ハ一筋二三戸之奉公被仕候 | 『青』中1、八戸178号。『八』372号 | 年代比定は『八』による |
| 63-2 | 福田 | 岩手県二戸市 | (天正19年) 7月22日 | 「南部信直書状」 | 川嶋亮太氏所蔵野田家文書 | 又ハ吉田・福田かはり候、浄法寺・大館・松岳手實候 | 『青』中1、三戸582号。『青』近、98号。『八』564号。『岩戦』1、信直15号 | |
| 64 | 松岡 | 岩手県二戸市 | (天正19年) 7月22日 | 「南部信直書状」 | 川嶋亮太氏所蔵野田家文書 | 又ハ吉田・福田かはり候、浄法寺・大館・松岳手實候 | 『青』中1、三戸582号。『青』近、98号。『八』564号。『岩戦』1、信直15号 | |
| 65 | 吉田 | 岩手県二戸市 | (天正19年) 7月22日 | 「南部信直書状」 | 川嶋亮太氏所蔵野田家文書 | 又ハ吉田・福田かはり候、浄法寺・大館・松岳手實候 | 『青』中1、三戸582号。『青』近、98号。『八』564号。『岩戦』1、信直15号 | |
| 66 | 野田 | 岩手県野田村 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 野田 山城破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 67 | 田頭 | 岩手県八幡平市 | (慶長元年力) 7月3日 | 「南部信直書状案」 | 四戸家文書 | 子次方方田頭へ越候也 | 『青』中1、三戸657号。『八』689号。『岩戦』1、信直110号 | 年代比定は『八』による |
| 68 | 安俣 | 岩手県花巻市 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 安俣 平城破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 69-1 | 大迫 | 岩手県花巻市 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 大迫 山城破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 69-2 | 大迫 | 岩手県花巻市 | 慶長17年 9月13日 | 「南部利直黒印状」 | 東北大学大学院文学研究科日本史研究室所蔵鬼柳文書 | 盛岡 大迫 達曾部 横田 右四ヶ所 | 『岩戦』1、利直85号 | |

| | | | | | | | | | |
|------|-------------|--------|---------------------------|----------|-----------------|-----------|---|--|----------|
| 70 | 亀森 | 岩手県花巻市 | 慶長5年 10月24日 | 16001024 | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 今度亀森之城、何事なき儀者、其方覚悟まで候へ左候ハ八鳥屋崎…亀森人足ハ其方鳥屋崎へ在符仕候而、普請赦免候間、早々あしよハ鳥屋崎へ可越候 | 『青』中1、宝翰149号。『岩戦』1、利直16号 | |
| 71 | 十八沢 | 岩手県花巻市 | 永享8年成 立力 | 14360000 | 「稗貫状」 | 岩手県立図書館所蔵 | 三月廿二日稗貫瀬川城十八澤賣戦之間 | 『青』中3、1732号。『岩中』下、151号 | |
| 72 | 十二丁目 | 岩手県花巻市 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 十二丁目 平城破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 73 | 瀬川 | 岩手県花巻市 | 永享8年成 立力 | 14360000 | 「稗貫状」 | 岩手県立図書館所蔵 | 三月廿二日稗貫瀬川城十八澤賣戦之間 | 『青』中3、1732号。『岩中』下、151号 | |
| 74-1 | 寺林 | 岩手県花巻市 | 永享8年成 立力 | 14360000 | 「稗貫状」 | 岩手県立図書館所蔵 | 同廿四日襲来寺林之城 | 『青』中3、1732号。『岩中』下、151号 | |
| 74-2 | 寺林 | 岩手県花巻市 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 寺林 平城破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 75 | 新堀 | 岩手県花巻市 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 新堀 山城 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 76-1 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | 永享8年成 立力 | 14360000 | 「稗貫状」 | 岩手県立図書館所蔵 | 張陣 鳥谷崎、江刺之面々、致二子城警固 | 『青』中3、1732号。『岩中』下、151号 | 「其地」=鳥谷崎 |
| 76-2 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | (天正18年) 11月29日 | 15901129 | 「浅野長吉書状」 | 盛岡南部家文書 | 貴所早速和賀刃迄御出候由及承候、次其地二残置候拙者共 | 『青』中1、三戸534号。『青』近、62号。『八』532号。『岩中』下、106号 | |
| 76-3 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | (天正19年) 2月28日 | 15910228 | 「浅野忠政等書状」 | 色部文書 | 去年稗貫に被残置候処二、一撥令峰起籠城候刻 | 『青』近、72号。『八』537号。『岩戦』2、113号 | 「稗貫」=花巻 |
| 76-4 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | (天正20年・文 禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 鳥谷崎 平城 | 『青』近、130号。『八』615号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|-------------|--------|-------------------|----------|-------------|---------------------------|--|-----------------------------------|--------------------------|
| 76-5 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | (慶長2年) 11月17日 | 15971117 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵 盛岡南部利昭氏旧蔵文書 | (墨引) 鳥屋崎方 今度亀森之城、何事なき儀者、其方覚悟まで二候へハ鳥屋崎へ其方ハ在符させ候間…亀森人足ハ其方鳥屋崎へ在符仕候付而、あし請赦免候間、早々あしよハ鳥屋崎へ可越候 | 『青』中1、八戸347号。『八』711号。『岩戦』1、信直131号 | |
| 76-6 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | 慶長5年 10月24日 | 16001024 | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | | 『青』中1、宝翰149号。『岩戦』1、利直16号 | |
| 76-7 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | (元和元~6年) 4月13日 | 16150413 | 「南部利直書状」 | 齋藤連太郎氏旧蔵文書 | 花まさぶ (墨引) 八戸かミしなの御返事 | 『八』938号。『岩戦』1、利直243号 | 『岩戦』では「花まさぶ」ではなく「尾まさ」とする |
| 76-8 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | (元和元~7年) 2月15日 | 16150215 | 「南部利直書状」 | 南部利昭氏旧蔵文書 | 盛岡・はなまさきニ蔵米多候、遠野ニても、いづものことくうらせへ候 | 『岩戦』2、205号。『八』936号 | 年代比定は『八』による |
| 76-9 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | (寛永3年) 5月8日 | 16260508 | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 花巻方も其方申付候て…遠野・花巻へも鳥毛ぬかせて越候へよし | 『青』中1、宝翰35号。『八』932号。『岩戦』1、利直123号 | 年代比定は『八』による |
| 76-10 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | 寛永6年 12月13日 | 16291213 | 「南部利直往来手形」 | 三戸梅内文書 | 花巻 郡山 盛岡 沼宮内 一戸 福岡 金田市 | 『青』近、957号。『岩戦』1、利直233号 | |
| 76-11 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | 寛永10年 9月15日 | 16330915 | 「書留御巡見之次第」 | 盛岡中央公民館所蔵文書 | 一、御泊 花巻 諸道具同 | 『青』近、1044号 | |
| 76-12 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | 寛永11年 4月晦日 | 16340431 | 「留守中用之覚書之事」 | 遠野市立博物館所蔵赤沢文書 | 花巻方荷物伊大士へ通候時、伝馬出し候へ共 | 『八』920号 | |
| 76-13 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | (年未詳) 8月15日 | | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 只今従花巻のろし二丁上候 | 『青』中1、宝翰155号。『岩戦』1、利直282号 | |
| 76-14 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | (年未詳) 8月22日 | | 「南部利直書状」 | 光林寺文書 | 廿日鳥谷崎へ被成御越田、昨日教尊寺被申候間 | 『岩戦』1、利直284号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|-------------|---------|---------------------------|----------|---------------------|----------------------------------|--|--|---------------------|
| 76-15 | 花巻 (鳥谷崎) | 岩手県花巻市 | (年未詳) 9月20日 | | 「南部利直書状」 | 遠野宮森文書 | 於鳥谷崎二一家所方請 取可申候者也 | 『岩戦』1、利直292 号 | |
| 77 | 矢澤 | 岩手県花巻市心 | (慶長2~4年) 3月8日 | 15970308 | 「南部信直書状」 | 盛岡市教育委員会所 藏南部利昭氏旧藏文 書 | 明日ハ矢澤まで可越候 間…尚々明日ハ矢澤ま て越候て | 『青』中1、八戸355 号。『八』746号。『岩 戦』1、信直93号 | 年代比定は『八』 による |
| 78 | 湯楯 | 岩手県花巻市 | 永享8年成立力 | 14360000 | 「稗貫状」 | 岩手県立図書館所藏 | 同廿八日、湯楯可被貢 有調儀 | 『青』中3、1732号。 『岩中』下、151号 | |
| 79 | 平泉 | 岩手県平泉町 | 貞和4年 12月日 | 13481200 | 「和賀義光着到状」 | 東北大学大学院文学 研究科日本史研究室 所藏鬼柳文書 | 於平泉御陣、致警固忠 勤 | 『岩中』上、234号 | |
| 80-1 | 種市 | 岩手県洋野町 | (天正19年) 5月29日 | 15910529 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所藏野田 家文書 | 来月十六日より種一へ 御渡し候へく候 | 『青』中1、三戸578 号。『青』近、81号。 『八』547号。『岩戦』 1、信直12号 | |
| 80-2 | 種市 | 岩手県洋野町 | (天正20年・文 祿1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 種市 山城破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 80-3 | 種市 | 岩手県洋野町 | (慶長元年) 5月20日 | 15960520 | 「南部信直書状」 | 池野藤兵衛氏所藏五 戸木村文書 | 当年ハ新田之者二も御 材木とらせへく候、種 一・かふるまるまいなとかけ 候間申付候 | 『青』中1、三戸642 号。『青』近、164号。 『八』685号。『岩戦』 1、信直48号 | 年代比定は『八』、 熊谷①による |
| 81-1 | 千徳 | 岩手県宮古市 | (天正19年) 4月16日 | 15910416 | 「南部信直書状写」 | 川嶋亮太氏所藏野田 家文書 | 千徳へ御意見可然迄候 | 『青』中1、三戸575 号。『青』近、79号。 『八』544号。『岩戦』 1、信直98号 | |
| 81-2 | 千徳 | 岩手県宮古市 | (天正20年・文 祿1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 千徳 山城破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 82 | 田鎖 | 岩手県宮古市 | (天正20年・文 祿1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 田鎖 山城破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |
| 83 | 上田 | 岩手県盛岡市 | (正平5年力) 6月18日 | 13500618 | 「北島顕家書状」 | 南部光徹氏所藏遠野 南部家文書 | 兼又上田城事、成和与 之儀候之間 | 『青』中1、八戸120 号。『南東』1023号 | |
| 84-1 | 乙部 | 岩手県盛岡市 | (天正20年・文 祿1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸 城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 乙部 平地破 | 『青』近、130号。『八』 615号 | |

| | | | | | | | | | |
|------|-------------|--------|-----------------------|----------|-----------------|-----------|--|-----------------------------------|--------------------|
| 84-2 | 乙部 | 岩手県盛岡市 | 文禄5年 6月4日 | 15960604 | 「南部信直黒印状」 | 四戸家文書 | かたよせ・乙部へ番越候、伝馬三拾、沼宮内・川口方下田・門前寺までをくりまひらせ候、又下田・門前寺方子次方までをくりまひらせ候 | 『青』中1、三戸654号。『八』686号。『岩戦』1、信直70号 | |
| 84-3 | 乙部 | 岩手県盛岡市 | (文禄5年・慶長元年) 6月16日 | 15960616 | 「南部信直書状」 | 四戸家文書 | 其方乙部へ越候もの共、かたひら今日相届候 | 『青』中1、三戸655号。『八』688号。『岩戦』1、信直106号 | 安倍館 |
| 85 | 厨川 | 岩手県盛岡市 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 厨川 平地破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 86-1 | 下田 | 岩手県盛岡市 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 下田 平地破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 86-2 | 下田 | 岩手県盛岡市 | 文禄5年 6月4日 | 15960604 | 「南部信直黒印状」 | 四戸家文書 | かたよせ・乙部へ番越候、伝馬三拾、沼宮内・川口方下田・門前寺までをくりまひらせ候、又下田・門前寺方子次方までをくりまひらせ候 | 『青』中1、三戸654号。『八』686号。『岩戦』1、信直70号 | |
| 87 | 見舞 | 岩手県盛岡市 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 見舞 平地破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 88-1 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | 永享8年成 立力 | 14360000 | 「稗貫状」 | 岩手県立図書館所蔵 | 送不來方城数日 | 『青』中3、1732号。『岩中』下、151号 | |
| 88-2 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | 応永11年 5月3日 | 14500503 | 「足利義政書状写」 | 所蔵者不明 | 不來方境目之間大切二可仕候、粟米等其方之藏へ入置可申候 | 『岩中』中、49号 | 差出所は「某大膳」。足利義政ではない |
| 88-3 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | (天正20年・文禄1年) 6月11日 | 15920611 | 「南部大膳大夫諸城破却書上写」 | 『聞老遺事』七 | 不來方 平地破 | 『青』近、130号。『八』615号 | |
| 88-4 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | (文禄3年) 3月24日 | 15940324 | 「南部信直黒印状」 | 福士家文書 | 不來方沙汰等之事、四人談合仕候て可相究候 | 『青』中1、三戸646号。『八』634号。『岩戦』1、信直44号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|-------------|--------|----------------------|----------|-----------|--------------------------|--|--|------------------|
| 88-5 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | 文禄5年 6月4日 | 15960604 | 「南部信直黒印状」 | 四戸家文書 | かたよせ・乙部へ番越候、伝馬三拾、沼宮内・川口方下田・門前寺までをくりまひらせ候、又下田・門前寺方子次方までをくりまひらせ候 | 『青』中1、三戸654号。『八』686号。『岩戦』1、信直70号 | 年代比定は『八』による |
| 88-6 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | (慶長元年カ) 7月3日 | | 「南部信直書状案」 | 四戸家文書 | 子次方ら田頭へ越候也 | 『青』中1、三戸657号。『八』689号。『岩戦』1、信直110号 | |
| 88-7 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | (慶長4～5年カ) 7月1日 | 15990701 | 「南部利直書状」 | 池野藤兵衛氏所蔵五戸木村文書 | 盛岡より | 『青』中1、三戸643号。『岩戦』1、利直267号 | |
| 88-8 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | (慶長5年～寛永9年) 9月18日 | 16000918 | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 三十間之藏、よこ八三間半…とかく掃部わき地形つき上候様ニ…掃部屋敷・袴田屋敷…土手ぬけ候田 | 『青』中1、宝翰16号。『八』947号。『岩戦』1、利直291号 | 盛岡城か。年代比定は『八』による |
| 88-9 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | (慶長6年) 7月25日 | 16010725 | 「南部利直書状」 | 三戸石井文書 | 盛岡二明家候は渡し可置候…盛岡にて可渡候 | 『岩戦』1、利直21号 | |
| 88-10 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | (慶長8年カ) 8月20日 | 16030820 | 「南部利直黒印状」 | 盛岡南部家文書 | (全体にわたり盛岡城築城に関するもの) | 『青』中1、三戸562号。『岩戦』1、利直283号 | |
| 88-11 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | 慶長11年 8月17日 | 16060817 | 「南部利直黒印状」 | 南部光徹氏所蔵遠野南部家文書 | 又四拾四匁ハ盛岡蔵米五十五駄渡し候 | 『青』中1、八戸253号。『青』近、493号。『八』786号。『岩戦』1、利直42号 | |
| 88-12 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | 慶長17年 9月13日 | 16120913 | 「南部利直黒印状」 | 東北学院大学文学部研究科日本史研究室所蔵鬼柳文書 | 盛岡 大迫 蓮曹部横田 右四ヶ所 | 『岩戦』1、利直85号 | |
| 88-13 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | (慶長19年～元和6年) 7月7日 | 16140707 | 「南部利直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵南部利昭氏旧蔵文書 | もりおかこも、いつれもそくさいのよし | 『青』中1、八戸370号。『八』933号。『岩戦』1、利直272号 | 年代比定は『八』による |
| 88-14 | 盛岡 (不來方) | 岩手県盛岡市 | (元和元～7年) 2月15日 | 16150215 | 「南部利直書状」 | 南部利昭氏旧蔵文書 | 盛岡へ可申遣候…盛岡・はなまき二蔵米多候、遠野にてても、いつれものことくうらせへ候 | 『岩戦』2、205号。『八』936号 | 年代比定は『八』による |

| | | | | | | | | | |
|-------|-------------|--------|---------------------|----------|-------------|---------------------------|---|----------------------------------|-------------|
| 88-15 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | (元和6年) 壬12月12日 | 16201212 | 「南部利直書状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 城へ巡り候て、御喜候へく候…城へ状越申候間 | 『青』中1、八戸262号。『八』877号 | 「当城」=盛岡 |
| 88-16 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | 元和7年 5月28日 | 16210528 | 「南部利直知行状」 | 系胤譜考 | 去年御上洛御留守中二当城二足よわ共女在詰 | 『青』近、827号。『岩』1、利直176号。 | |
| 88-17 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | 元和7年 5月29日 | 16210529 | 「南部利直黒印状」 | 南部光徹氏所蔵 南部家文書 | 盛岡上下之為留遣分 | 『青』中1、八戸265号。『岩』近、97号 | |
| 88-18 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | (元和7年～寛永3年) 6月7日 | 16210607 | 「南部利直書状」 | 盛岡市教育委員会所蔵 盛岡南部利昭氏旧蔵文書 | 今日盛岡へ可着と思候、三戸へ着候とも、無間断城へ出奉公尤候 | 『青』中1、八戸374号。『八』925号。『岩』1、利直256号 | 年代比定は『八』による |
| 88-19 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | (寛永3年) 5月8日 | 16260508 | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 盛岡二居候よし、田中申候…盛岡にて町之者見かけ | 『青』中1、宝翰35号。『八』932号。『岩』1、利直123号 | 年代比定は『八』による |
| 88-20 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | 寛永5年 3月6日 | 16200306 | 「南部利直書状」 | 川嶋文書 | 一、五十本 御門戸ひら長サ二間 ばは五寸四方 | 『岩』1、利直221号 | 盛岡城関係か |
| 88-21 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | 寛永6年 2月15日 | 16210215 | 「南部利直黒印状」 | 中里文書 | 一両年普請精入候間、当年方為加増蔵米 | 『岩』1、利直226号 | 盛岡城関係か |
| 88-22 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | 寛永6年 12月13日 | 16211213 | 「南部利直往来手形」 | 三戸梅内文書 | 花巻 郡山 盛岡 沼宮内 一戸 福岡 金田市 | 『青』近、957号。『岩』1、利直233号 | |
| 88-23 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | 寛永10年 9月1日 | 16250901 | 「石母田安頼書状」 | 天理大学附属図書館所蔵文書 | 森岡へ今明日中二御着、其より仙北境、朴沢と申釜山など御覽、水沢へ今四日・五日比二御着可被成由 | 『青』近、1043号 | |
| 88-24 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | 寛永10年 9月15日 | 16250915 | 「書留 御巡見之次第」 | 盛岡中央公民館所蔵文書 | 一、御泊 盛岡 諸道具同 | 『青』近、1044号 | |
| 88-25 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | 寛永11年 4月晦日 | 16260431 | 「留守中用之覚書之事」 | 遠野市立博物館所蔵 赤沢文書 | 一、盛岡之番、其元給人共二可由付事…一、今度遠野方御城へ上候道具之内…一、爰元二残シ置候かち之者共、盛岡二可為詰事…一、遠野中金山へ、盛岡老衆方理なき | 『八』920号 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|-------------|----------|------------------|-----------|-------------|-----------------|--|---------------------------|-------------|
| 88-26 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | (年未詳) 6月7日 | | 「南部利直書状」 | 斎藤文書 | 今日盛岡へ可着と思候、三戸へ着候とも無間断城へ出奉公尤候 (墨引) もりをかち | 『岩戦』1、利直256号 | |
| 88-27 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | (年未詳) 6月21日 | | 「南部利直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | | 『青』中1、三戸615号。『岩戦』1、利直263号 | |
| 88-28 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | (年未詳) 6月21日 | | 「南部利直書状」 | 木村文書 | ミのこ言候て水普請之もの共無油断番々ニ越候やうニ…屋敷ほしかり候者 | 『岩戦』1、利直263号 | |
| 88-29 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | (年未詳) 6月26日 | | 「南部利直書状写」 | 宝翰類聚 | 盛岡ニ一日休候て…盛岡ニて弥三郎所の下ノ台所ニてさせへし | 『青』中1、宝翰34号。『岩戦』1、利直265号 | |
| 88-30 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | (年未詳) 7月1日 | | 「南部利直書状」 | 五戸町図書館所蔵五戸木村文書 | (墨引) 盛岡ち | 『青』中1、三戸616号。『岩戦』1、利直268号 | |
| 88-31 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | (年未詳) 7月4日 | | 「南部利直書状」 | 岩手県立博物館所蔵五戸木村文書 | (墨引) 盛岡ち | 『青』中1、三戸638号。『岩戦』1、利直271号 | |
| 88-32 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | (年未詳) 9月4日 | | 「南部利直書状」 | 陸奥中世文書 | 普請障明日はゆるく候ハ、 | 『岩戦』1、利直287号 | 盛岡城関係か |
| 88-33 | 盛岡 (不来方) | 岩手県盛岡市 | (年未詳) 9月4日 | | 「南部利直書状」 | 三戸石井文書 | 盛岡にて可渡候…もり岡ニ明家にてかし可置候 | 『岩戦』1、利直294号 | |
| 89 | 木間崎向 城 | 岩手県陸前高田市 | 観応3年 4月28日 | 13520428 | 「吉良貞経軍忠状」 | 只野重次郎氏所蔵多田文書 | 気仙郡木間崎向城事、一族相共馳向彼所 | 『岩中』上、257号。『南東』1148号 | |
| 90-1 | 気仙 | 岩手県陸前高田市 | (天正16年) 閏月2日 | 158800502 | 「常庵宗慎書状写」 | 宝翰類聚 | 気仙之事、尤家中之事与云 | 『青』中1、宝翰29号。『岩中』下、340号 | |
| 90-2 | 気仙 | 岩手県陸前高田市 | (天正19年) 9月22日 | 15910922 | 「石田三成書状」 | 伊達家文書 | 気仙・大原阿城之儀普請出来 | 『伊達家文書』621号 | 「気仙」=高田か二日市 |
| 91 | 二日市 | 岩手県陸前高田市 | 天正16年 6月2日 | 15880602 | 「葛西晴信知行宛行状」 | 本吉昆野文書 | 今度浜田安房守逆意、気仙沼於長部及一戦候所 | 『岩戦』2、73号 | 要検討 |

女川町・松葉板碑群の現況と予察

田 中 則 和

1 はじめに ― 経過と目的

2016年5月に情報を得て、急ぎ女川町の松葉板碑群（宮城県牡鹿郡女川町御前浜松葉39ほか）の発掘調査を見学させていただいた。というのは持論の南三陸町から石巻市に至る海岸線の入り江に連鎖状に立地する「南三陸海岸部板碑群」⁽¹⁾の空白地帯がこのあたりであったことによる。すでに佐藤雄一氏の悉皆的調査による『女川町の板碑』（2001 女川町教育委員会）がまとめられていただけに、新発見の驚きは大きかった。

その場所は東日本大震災に伴う復興道路（国道）建設予定地であり、一帯は美しい御前浜とともに津波の痕跡が未だ生々しく、失われてしまった集落の場所には巨大な防潮堤の工事が進められていた光景は忘れることができない。

浜に突き出した小山の裾には累々とした板碑が折り重なり、さらには傾きながらも立っている板碑は永仁五年（1297）という。驚くべきことにこの板碑群は平成25年の復興道路計画に伴う分布調査により発見されたとのことである。松葉板碑群の場合は発掘調査区域では年代が判明できる資料がなく、銘文の残るものが少ないが、全体としては鎌倉期から南北朝期であり、銘文のある板碑が相当数残っている。さらに現地には板碑から剥落したと思われる断片が多くあり、震災後、海側の森林が消失したことにより、急激に劣化しつつある本板碑群の現況を憂うとともに、地域住民への松葉板碑群の重要性を周知することの必要性を感じた。

そこで宮城県教育庁文化財保護課に相談したところ、女川町教育委員会生涯学習課に連絡をとっていただき、女川町教



第1図 御前浜の遺跡（●新国道に伴う発掘調査地点「宮城県遺跡地図」（宮城県教育庁文化財保護課2017.12に加筆）

⁽¹⁾ 従来は単に「海岸部板碑群」とか「入江の板碑群」としてきたが、南三陸（三陸南部）のリアス海岸の主要な入り江に特徴があるので「南三陸海岸部板碑群」とした。田中則和「南三陸町域における板碑・城館の概要」『宮城考古学 第19号』2017 宮城県考古学会

育委員会より土地所有者より現況調査の許可をとっていただいて現況調査を開始することができた。まもなく道路建設工事が始まり、落石などで松葉板碑群が損傷の危機となった際も女川町教育委員会では保護に迅速に対処しており、震災復興における歴史遺産保護活用の意義を踏まえたものとして高く評価したい。この間、阿部栄喜区長には種々のアドバイスをいただいたことに深く感謝したい。2017年3月には発掘調査報告書⁽²⁾が刊行され、女川町域における本板碑群の位置付けも「総括」によりきちんとなされている。本稿は、この報告書の成果を踏まえつつ、発掘調査域外の板碑の観察によって本板碑群の内容をより明らかとし、災害や戦乱を生き抜いた郷土の先人の遺跡として保護され、東日本大震災後のまちづくりへの寄与・活用を願うことを目的とするものである。

2 立地と歴史的環境

御前湾の奥にある御前浜には丘陵が三方から伸びており、突端部はいずれも遺跡として登録されている。北から田の入遺跡（平安時代）、田の島遺跡（平安時代）そして、浜の南部にあり、浜からは小山のように見えるその南西斜面の標高約8～16mに立地しているのが松葉板碑群である。なお、東日本大震災津波は板碑群下端近く（標高8m付近⁽³⁾）まで達している。板碑群の分布する範囲は東西約35m、南北約30mである。斜面は35度前後の傾斜であるが、板碑群は小平場を造成して造立している（後述）。御前浜、尾浦、桐ヶ崎、女川湾などの主要な入り江は御殿峠（標高約250m）を介して結ばれているが、御前浜からの道は松葉板碑群に向かって右脇（北側）から登っていく。また、板碑群のほぼ中央に尾根に向かう小道があるが、尾根道はこの道に合流するようである。御殿峠付近には、羽黒社跡地がある。『女川町史』（1960）によれば、石巻市雄勝町大浜千葉氏伝来の市明院関係記録に「元久二年（1205）、出羽の羽黒山より辞令があつて北は針岡より南は桐ヶ崎以東の瀬祭幣切り等をせよ。なお、尾浦羽黒宮創建遷宮は次の通り行え（後略）」とある。鎌倉時代に御前浜を含む追波川河口の針岡から女川湾北岸の桐ヶ崎までの漁業に関わる祭祀儀式を羽黒派修験が差配している可能性を示唆している。市明院は石峯山修験として延徳二年（1490）開山⁽⁴⁾とされているが薬師堂は鎌倉時代創建とされている。また、現在、尾浦に所在する保福寺もまた護天（殿）峠にあったとつたえられており⁽⁵⁾、女川の要地を結ぶ結節点が中世には重要な場所であったことが窺える。そこに至る道の入口付近に松葉板碑群が存在することは、造立主体の武士の屋敷もまた付近にある可能性を示唆する。『松

⁽²⁾ 古田和誠『松葉板碑群ほか』2017 女川町教育委員会 この報告書に限らず宮城県内市町村発行の報告書類の「全国遺跡報告総覧HP（奈良文化財研究所）での公開を望む。

⁽³⁾ 地元民の証言及びGoogleアース検索により津波痕跡と標高を対照。

⁽⁴⁾ 「大浜」『宮城県の地名』1987 平凡社

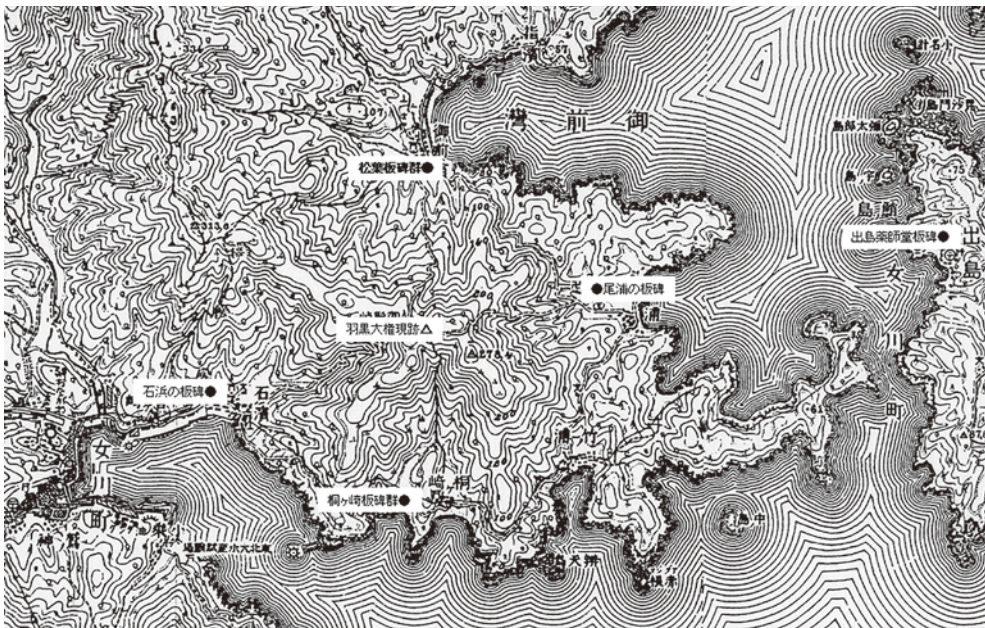
⁽⁵⁾ 三宅宗議『照源寺の創建とその時代』1992 照源寺



第2図 松葉板碑群背後の山上から御前浜・御前湾を望む (2016.6.12)



第3図 景観パノラマ 左：熊野神社と館跡推定地 右：発掘調査風景 (2016.5.16)



第4図 周辺の板碑の位置 (『女川町誌』(1960) 所収地図をベースとした)



第5図 松葉板碑群パノラマ 中央に永仁五年銘板碑が立つ 2016.6.12

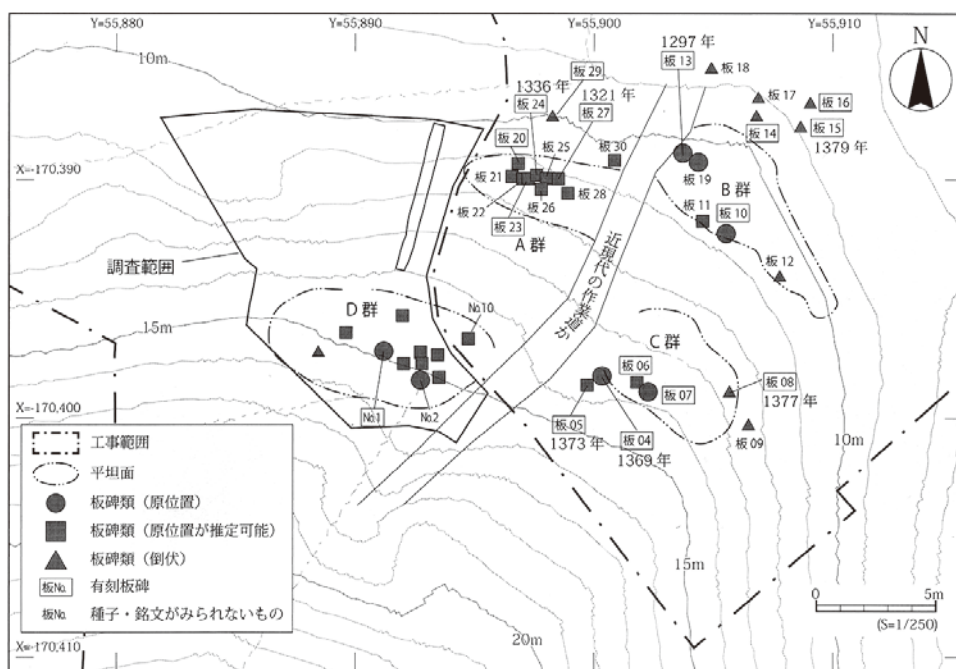
葉板碑群ほか』発掘調査報告書（2017）において、古田和誠氏が松葉板碑群造立者である武士の居館を松葉板碑群の北方約80mの熊野神社のある独立丘陵状地形の可能性を指摘している。筆者はここを踏査し、室町時代、戦国時代のような土塁、空堀の顕在は見られないものの約8,000m²の広大な平坦面、海際にありながらと東日本大震災津波も及ばなかった標高21m、周囲が急傾斜面であることの防御性からその可能性は十分あると考える。本板碑群から最も近い板碑群⁽⁶⁾は南西約2,700mの桐ヶ崎小白浜（小城浜）板碑群である。正応六年（1293）から永和五年（1379）の紀年銘板碑を含む8基の板碑群である。佐藤雄一（2001）報告では多くの板碑が海岸から数十mの方形塚上にまとめられていたとする。筆者の踏査では小白浜の西側斜面に立つ2基の板碑は小平場を伴っておりこの一帯が原位置と考えられる。

⁽⁶⁾ 松葉板碑群の南西約1,700mの尾浦では佐藤雄一（2001）の調査では発見できなかったが、『風土記書出』『女川町誌』で複数の板碑が報告されており板碑群が存在した可能性が高い。

3 御前浜復興道路事前発掘調査（2016）の概要

2017年3月に刊行された『松葉板碑群ほか』（女川町教育委員会）により調査成果の概要を記す。発掘調査期間は5月9日～20日。調査面積は約122㎡である。

(1) 4ヶ所の平場を中心に約40基の板碑が分布する。(2) 道路建設範囲にある原位置に立つ板碑2基、倒伏した板碑1基と集石の見られる最上段の平場(東西8.2m、南北4.2m)を発掘調査し、確認した11基の板碑のうち9基の原位置が判明した。(3) 西側の板碑群から東側の板碑群への2時期の変遷があり、当初の板碑群は掘り込み整地や区画溝により構築され、埋葬遺構を伴っている可能性がある。(4) 調査個所の板碑には紀年銘のあるものがなかったが周辺の板碑から時期は14世紀後半から15世紀と推定される。(5) 板碑群の造立は13世紀末に開始されており、主体は御前湾周辺を治めた有力武士と推定され、近親者の追善供養を目的として造立されたと考えられる。各板碑については第61図に今回の現況調査分とともにまとめた。



第6図 松葉板碑群の板碑類の分布（『松葉板碑群ほか』2017より）

4 現況調査の方法



第7図 松葉板碑群全体オルソフォト（上図は上から 下図は北から任意 2017.4 ※復興道路予定地を除く）

現況調査は、板碑ごとに観察カードを作成し、必要に応じて拓本をとった。また、全体的な正確な位置関係を把握する必要があるが、測量体制と資力を持たないこと及び立体的な記録を残すため写真から agisoft photoscan と Cloud Compare によりオルソフォト（ゆがみを修正した写真）を作成した⁽⁷⁾。また、A 群の平場のように錯綜した板碑の重なりや有効と考えられる場合に板碑のオルソフォトも作成した。この技術習得に際しては九州文化

⁽⁷⁾ 全体オルソフォトについては約 400 枚の多方向からの写真から agisoft photoscan でオルソフォトを作成し、Cloud Compare でスケールを入れた。

財計測集団 (CMAQ) 代表の永見秀徳氏より懇切なご指導をいただいたことに感謝したい。現況調査は2016年5月19・28日、6月5・12・19・26日、7月10・18・24・31日 2017年4月5・7・13・15日、補足調査(計測・観察)12月15・17・24日の計17日間である。

5 松葉板碑群の現況



第8図 松葉板碑群オルソフォト (2017.4撮影データによる)

発掘調査地の原位置と推定される板碑3基の次からNo. をふっている。今回板碑と認めたのは板碑はNo. 10、11を一個体として38基。これに発掘調査した11基を加えると49基となる。しかし、板碑の可能性あるものが数か所あり、総数50基を越えると推定される。さらに立位のもので小型板碑と断定しなかったものが2基ある(後述)。断片はさらに10数片確認されるが板碑の可能性が高いもののみ対象とした。板碑群の中のまとまりであるA.B.C.D群は報告書に基づき、その由来する平場をA.B.C.D平場とした。A.B.C.D群はほぼ原位置をa、ずり落ちた結果と推定されるものをbとして細分した(第8図上図)。Ba群の最古の板碑No. 13と10付近は原位置だが、近世墓により斜面下に落下したのがBb群と考えられる。A群列状部は原位置だが、Ab群は斜面下にずり落ちたものと考えられる。C群はほぼ原位置だが、Cb群は東斜面にずり落ちたものと考えられる。なお、以下の各板碑の記述にあたっては、紙数節約のため観察カード記述的に表現している。また、文中で「倒伏」とは、ほぼ原位置で倒れたと推定される状況について使用している。

板碑 No. 4 (C 群)

年代：応安二年(1369
北朝)

確認状況：立位

原位置

完形 現状

最高位

石材：粘板岩

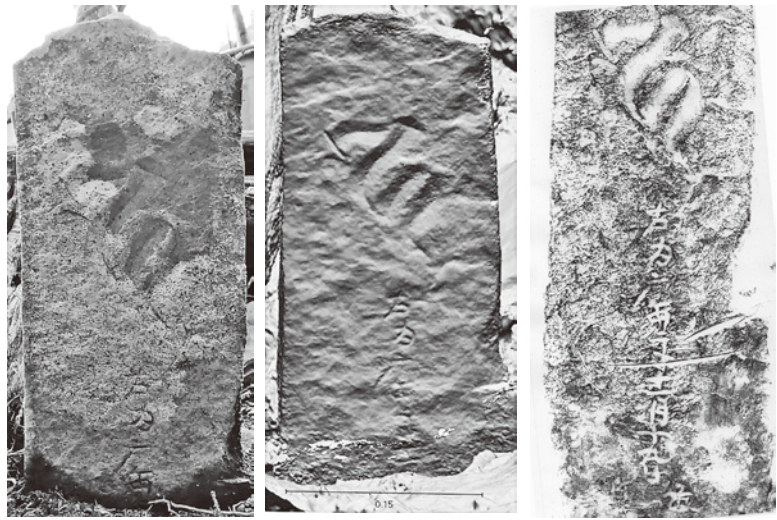
形態：頭部三角不整
アーチ形、両側
辺は垂直に近い。

種子：カ(地藏菩薩)

彫法：薬研彫

銘文：種子の下中央部
に「右為応安二年」

寸法：地上高：37.0 幅 16.5 厚さ 6.5 cm



第9図 No. 4 a 写真 b オルソフォトソリッド c 拓本

板碑 No. 5 (C 群)

年代：応安六年（1373 北朝）

確認状況：横位 ほぼ原位置 ほぼ完形

石材：粘板岩

形態：頭部平坦、側辺垂直ほぼ平行

種子：キリーク（阿弥陀如来）

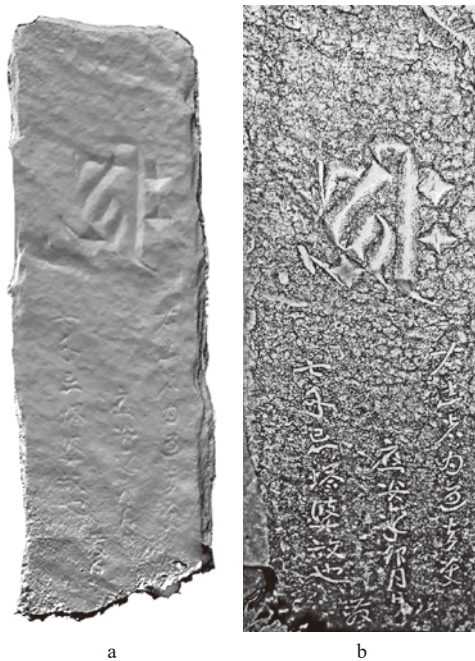
Ra 部に空点状の彫りが見られるのは特異である。彫法：薬研彫

銘文：「右志者为過去霊/ 應安六年卯月/ 七年忌塔婆故也」の二行三行の間の下部に「敬白」

石材：粘板岩

寸法：確認長：70.0 幅 23.5 厚さ 6.0 cm

右側辺は細かな剥離加工により直線的に整形されている。



第 10 図 No. 5 a オルソフォトソリッド b 拓本

板碑 No. 6 (C 群)

年代：不明

確認状況：斜位（ほぼ原位置） 碑面の大部分が剥落

形態：頭部は偏三角形、左辺垂直、右辺末広がり

種子：剥落、バンの可能性

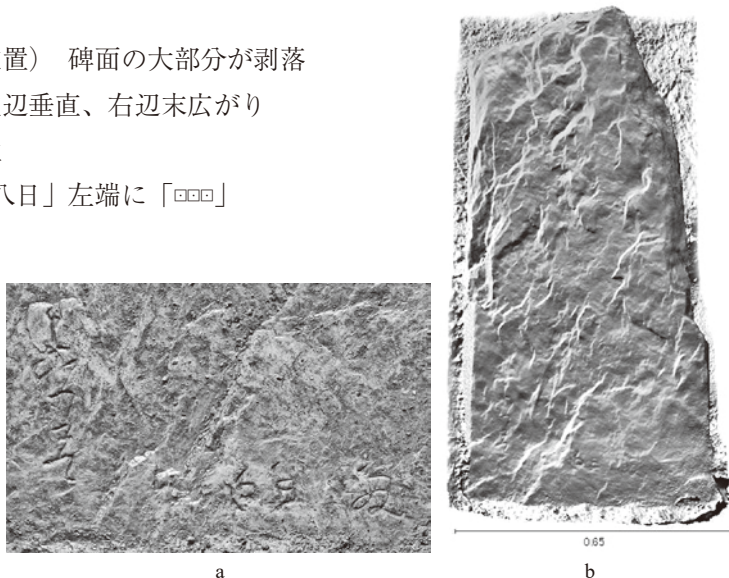
銘文：最下辺に「敬白」「八日」左端に「□□□」

石材：粘板岩

寸法：確認長：110.0

幅 57.0

厚さ 8.5 cm



第 11 図 No. 6 a 銘文残存部オルソフォト b オルソフォトソリッド

板碑 No. 7 (C 群)

年代：不明

確認状況：立位、全面剥落

形態：尖塔形

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：地上高：101.0 幅 34.5 厚さ 12.0 cm



第12図 No. 7 倒れているのがNo. 6

板碑 No. 8 (Cb 群)

年代：永和三年（1377 北朝）

確認状況：横位（東斜面）、剥落顕著（銘文の上下欠損）

種子：剥落

形態：短冊形（頭部完形か不明）

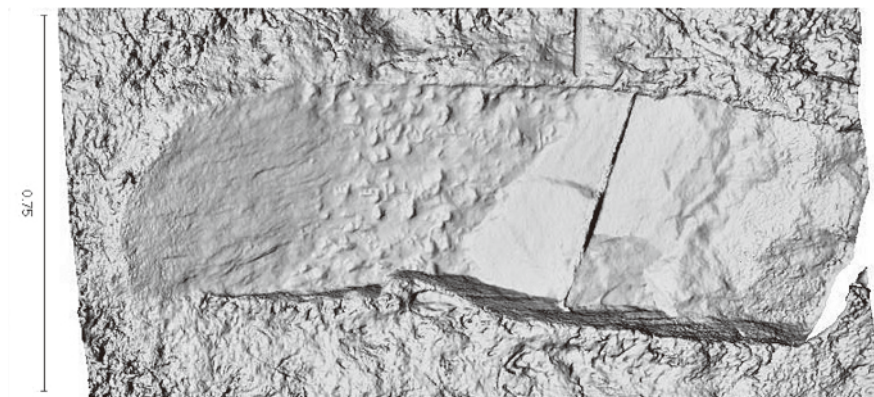
銘文：「右志者妙阿禪□/ 永和三年十一月日/ 三年奉相當忌辰」

石材：粘板岩

寸法：残存長：150.0 幅 44.3 厚さ 4.5 cm



第13図 No. 8 拓本



第14図 No. 8 オルソフォトソリッド

No. 9 板碑 (Cb 群)

年代：不明

確認状況：横位（東斜面）

ほぼ完形か 表面のみ露出

形態：不整楕円形

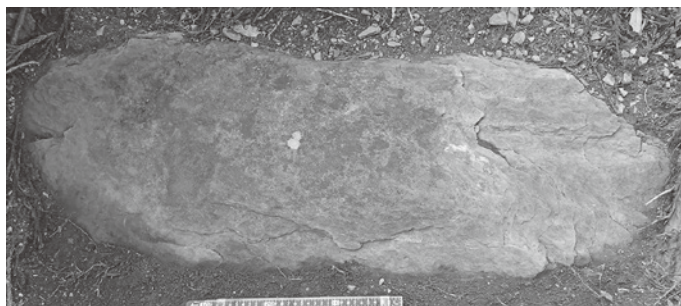
種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長：116.0

幅 36.0 cm 厚さ不明



第15図 No. 9

板碑 No. 10・11 (Ba 群)

板碑 No. 10 と No. 11 は形態不明確だが石質、銘文構成などから同一個体と考えられるので並立表記する。No. 10 は最古の板碑 No. 13 の南東約 4.5 m の同一平場にかろうじて立っている。その前方（斜面下）に No. 10 に由来すると考えられる多数の断片があり、その中に No. 11 三分割の状態を確認された。

板碑 No. 10 年代：不明

確認状況：立位、上方・右方欠落

種子：不明（板碑上部欠損）

銘文：

「オンバンウンタラクキリクアク
/右志者（為）□□□□」

真言：五大虚空蔵真言

石材：粘板岩

残存長：103.0 幅 26.0～ 厚さ 29.0 m

板碑 No. 11 年代：不明

・確認状況：横位、上方、左方欠落

・銘文：

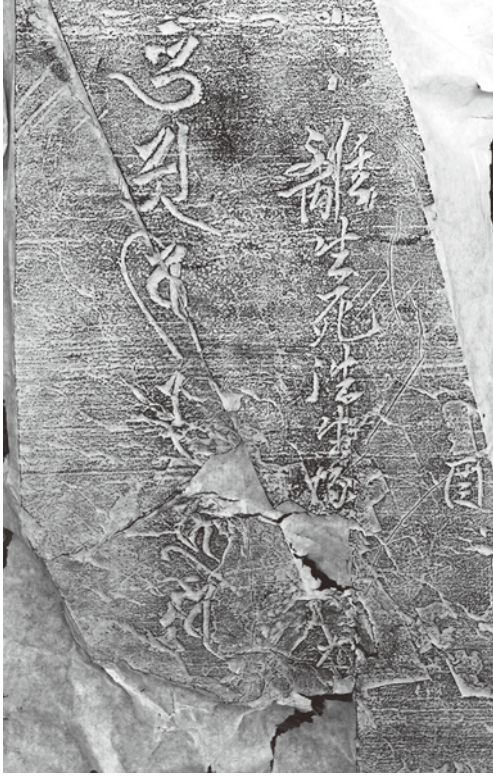
「西/(出) 離生死往生極（楽）□也/
オンアビラウンケン」「敬白」

・真言：胎藏大日真言（大日報身真言）

・石材：粘板岩

・残存長：91.1 幅 25.5～ 厚さ 7.5 cm

No. 10.11 は隙間も考慮すると幅 65 cm 以上あり、紀年銘を挟んで、右端に五大虚空蔵真言、左端に大日如来真言を配しその間に達筆な願文を配した板碑と考えられる。板碑の復元と評価については後述する。



第16図 右No.10 左No.11 拓本写真

板碑 No.12 (B群)

年代：不明

確認状況：横位（斜面）、表裏不明

No.39 板碑に隣接し、
40、41 板碑の上ののる。

形態：不整長方形

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長：94.5 幅 74.0

厚さ 5.5 cm



第17図 No.12

板碑 No. 13 (Ba 群)

年代：永仁五年（1297）本板碑群最古

確認状況：立位（斜位）剥落進む ほぼ完形

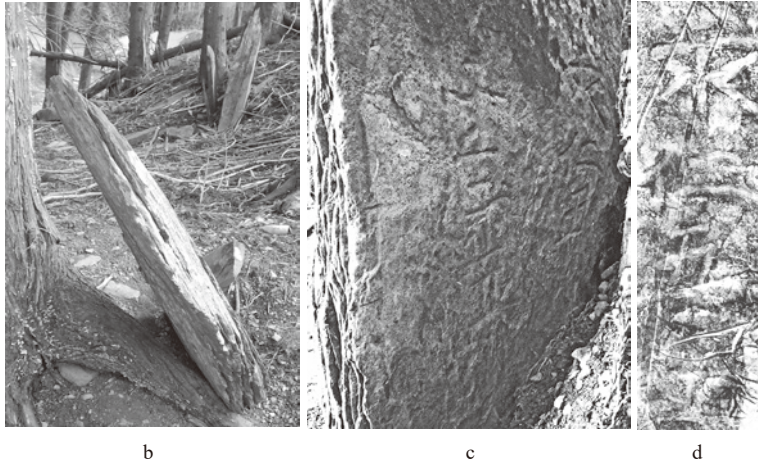
形態：頭部は偏アーチ形、板状

種子：アークか（胎藏界大日如来か）

銘文：「永仁五年/ 聖霊」

石材：粘板岩

寸法：地上高：103.0 幅 45.0 厚さ 10.0 cm



a

第 18 図 No. 13
a オルソフォト
b 横
c 「聖霊」部
d 「永仁五年」拓本

板碑 No. 14 (Bb 群)

年代：不明

確認状況：横位（斜面）、表裏不明

形態：不整長方形

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長：83.5

幅 37.0 厚さ 5.0 cm～



第 19 図 No. 14

板碑 No. 15 (Bb 群)

年代：康暦元年（1379 北朝）

確認状況：B 平場からずり落ちか

横位（斜面） ほぼ完形

形態：不整長方形

種子：バン（金剛界大日如来）

銘文：「右志者/ 康暦元年 未己/ 出離生死」

石材：粘板岩

寸法：残存長：154.0 幅 53.5 厚さ 10.5 cm

右側辺は細かな剥離加工により直線的に整形。



第20図 No. 15

板碑 No. 16 (Bb 群)

年代：不明

確認状況：頭部を斜面下に横位、剥落が進む

ほぼ完形か

形態：頭部は尖頭、全体としては弧状 ほぼ完形。

種子：キリーク（阿弥陀如来）薬研彫、浅い

銘文：不明

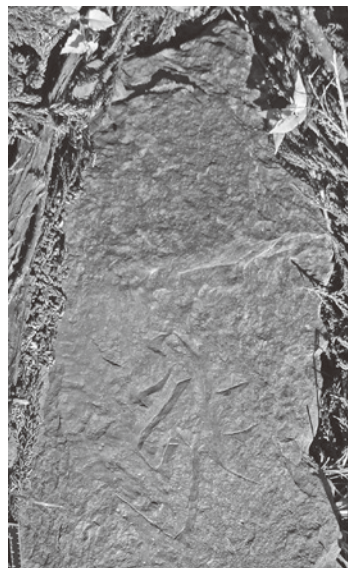
石材：粘板岩

寸法：残存長：150.1 幅 41.0 厚さ 7.0 cm

No. 15 同様 B 平場からずり落ちたとみられる。



第21図 上 No. 15、下 No. 16



第22図 No. 16

板碑 No. 17 (Bb 群)

年代：「貞治」(1362～1368) の可能性

確認状況：横位（斜面）、碑面剥落多、ほぼ完形
形態：頭部は不整尖頭形、全体として不整楕円形

種子：バン（金剛界大日如来）

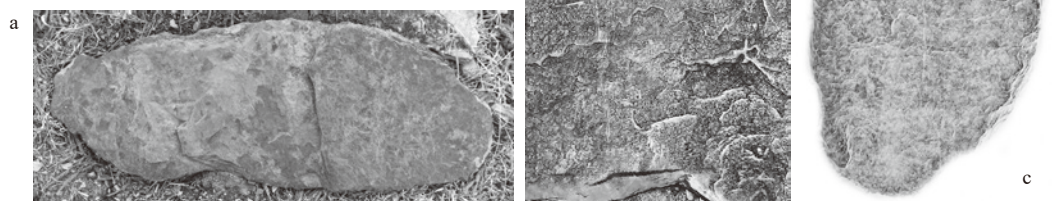
銘文：右端行に「為」、種子下に「貞□」

□は「治」か⁽⁸⁾

石材：粘板岩

寸法：確認長：95.0 幅 35.0 厚さ 2.5 cm

右側側辺は連続剥離加工で整形。



第 23 図 No. 17 a 写真 b 銘文拓本 c 拓本

板碑 No. 18 (Bb 群)

年代：不明

確認状況：横位（斜面）、全体剥落、表裏不明

形態：不明

種子：不明

銘文：不明（剥落の可能性）

石材：粘板岩

寸法：確認長：86.0 幅 48.0 厚さ 6.0 cm



第 24 図 No. 18

板碑 No. 19 (B 群)

年代：不明

確認状況：立位 碑面剥落か

形態：頭部平坦、板状

種子・銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：地上高：20.5 幅 16.0 厚さ 7.5 cm

本板碑群中では極端に小型（剥落・欠損の結果の可能性もある）。



第 25 図 No. 19

⁽⁸⁾ 野口達郎氏ご教示。

板碑 No. 20 (A 群)

年代：不明

確認状況：横位（工事後、斜面
下に移動（第8図上
図）参照）

ほぼ完形

形態：頭部不整ドーム形、全体
は弧状

種子：バク（釈迦如来）

銘文：「右志者/過去慈父/幽霊
往生/極楽也」

石材：粘板岩

寸法：残存長：165.0 幅63.0

厚さ11.5 cm



第26図 No. 20 左写真 右拓本

板碑 No. 21 (A 群)

2016年9月25日現地に赴いたところ隣接して側溝工事がされており、No. 20の下にあった板碑 No. 21 が側溝工事で足下の土が移動し、側溝に落下の可能性があるので女川町教委に連絡、教委により後、現位置に移動（第8図上図参照）。

年代：不明

確認状況：横位（斜面）、剥落が顕著 表裏不明 完形か

形態：尖頭形、板状

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長：181.0 幅37.0 厚さ5.5 cm

全長が判明するものとしては本板碑群最長。



第27図 No. 21



第 28 図 A 群 (2016.6.26 上方から) 左端から No. 21 (工事後移動前)、20 (工事後移動前) 22.23.26、右端 28

板碑 No. 22 (A 群)

年代：不明

確認状況：側辺が露出

形態：頭部破損

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長：76.0～ 幅 19 以上 厚さ 7.0 cm



第 29 図 No. 22

板碑 No. 23 (A 群)

年代：不明

確認状況：倒伏、碑面は下面

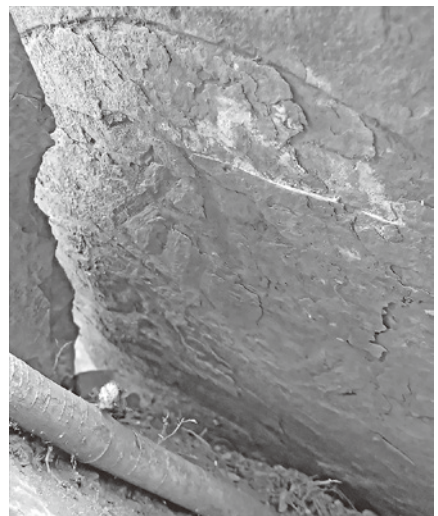
形態：頭部破損 板状

種子：月輪内に阿弥陀三尊種子か

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長：83.0～ 幅 36.5 厚さ 9.0 cm



第 30 図 No. 23 (下面・碑面)

板碑 No. 24 (A 群)

年代：建武三年 (1336)

確認状況：碑面が上になっているが、周囲を板碑に挟まれているせいか、保存が良い。

完形に近い。

形態：頭部は平坦に整形され、側辺は直線の

種子：バン (金剛界大日如来) 薬研彫

空点が荘嚴点と接続して渦巻状

銘文：「右志者為過去聖靈/建武三年四月日敬白/出離生死往生極楽也」

石材：粘板岩

寸法：確認長：90.0 幅39.0 厚さ10 cm 前後



第31図 右上：拓本写真
右下：種子部写真 (強調処理) 左：現状

板碑 No. 25 (A 群)

年代：不明

確認状況：No. 26 の下に棒状の
No. 33 があり、その下に
倒伏（斜面）

ほぼ完形 表裏不明

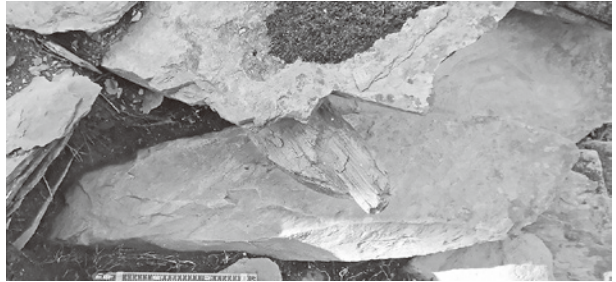
形態：不明

種子：不明（剥落の可能性）

銘文：不明（剥落の可能性）

石材：粘板岩

寸法：確認長：120.5 幅 24.0 厚さ 10.5 cm



第 32 図 No. 25

板碑 No. 26 (A 群)

年代：不明

確認状況：倒伏（斜面）、頭部破損
碑面は下面（剥落多）

形態：不明

種子：不明（剥落）

荘厳：月輪

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長：78.0 以上 幅 49.0 厚さ 6.5 cm



第 33 図 No. 26 上面



第 34 図 No. 26 下面（碑面・月輪）

板碑 No. 27 (A 群)

年代：元亨元年 (1321)

確認状況：移動しているが、上方に割面が見え、原位置に近い。

横位 剥落が進んでいる。

形態：頭部は不整ドーム形でしだいに末広がりとなる。

種子：ウーン 葉研彫 (浅い)

(阿闍如来、金剛薩埵、金剛夜叉、愛染明王、馬頭観音ほか)

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：残存長 94.9 幅 37.0 厚さ 5.0 cm
右側辺は剥離加工で整形している。碑面には交差する条痕が多数認められ、碑面整形の痕跡と推定される。



第35図 No. 27 左 写真 右 拓本

板碑 No. 28 (A 群)

年代：不明

確認状況：基部のみ、二か所に断裂し、さらに裂けている。上部に新しい破損あり (工事落石)。

形態：不明

種子：不明

銘文：不明 石材：粘板岩

寸法：地上残存高：51 幅 20.0+21.0 厚さ 10 cm



第36図 No. 28 左：東から 右：北から

板碑 No. 29 (A 群)

年代：不明

確認状況：A 群重なるの最下部

碑面上、上部破損、中部剥落

形態：不明

種子：不明

銘文：下部に「往生極楽也」

石材：粘板岩

寸法：確認長：69.0 以上 確認幅 34

厚さ 21.5 cm

右側辺は連続剥離加工により直線的に整形



第 37 図 No. 29

上：銘文拓本写真 右上：上から
右下：重なるようす

No. 29 の上に重なり別の板碑の基部の可能性がある板状の石があるが、No. 29 の中部剥落断片が刺さっている可能性もあり、板碑番号は付けていない。さらにその上に板碑とは断定できない小形楕円形状の平たい石がのっている。重なりあっているが No. 23、26 と異なり碑面が上なので、単純に倒伏したものではなく No. 24 と同様、碑面が上になっている。

板碑 No. 30 (Ab 群)

年代：不明

確認状況：横位 碑面剥落多い 完形に近いか

A 群 No. 23 の一月輪阿弥陀三尊種子に
近似していることと位置からみて A 平
場より落下と推定。

形態：頭部は平坦に近い板状だが右下部は細くな
る。

種子：阿弥陀三尊 薬研彫（浅い）

（阿弥陀如来の種子の下、左脇侍の観音菩薩、
右脇侍の勢至菩薩の種子を配する）

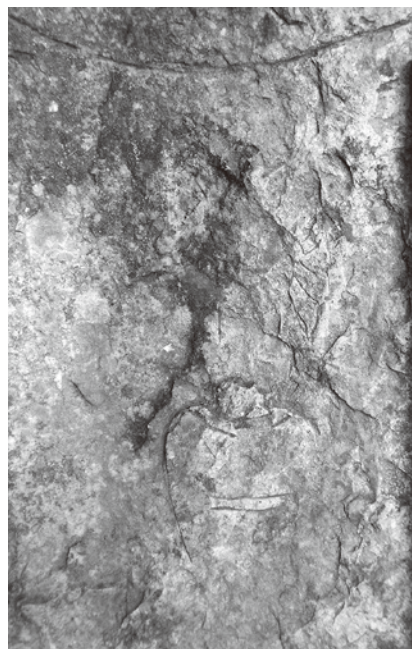
銘文：不明（剥落か）

荘嚴：月輪 花瓶（供花の一部残存）

石材：粘板岩

寸法：確認長：148.5 幅 42.5 厚さ 5.0 cm

右側辺剥離加工で整形
左側辺は節理面か



第 38 図 No. 30 上右：拓本 右下：花瓶・供花 左：写真

板碑 No. 31 (Ab 群)

年代：不明

確認状況：A 平場から脱落か。

横位（斜面）、表裏不明 完形

形態：板状

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長：115～ 幅 61.0

厚さ 13 cm～



第 39 図 No. 31

板碑 No. 32 (A 群)

年代：不明

確認状況：横位（斜面）、表裏不明、

形態：不明

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長：63.0 幅 41.0 厚さ 3.4 cm



第 40 図 No. 32

板碑 No. 33 (A 群)

年代：不明

確認状況：No. 25 の下 倒伏（斜面）、表裏不明

形態：不明

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：

確認長：76～

幅 13.5

厚さ 7.5 cm



第 41 図 No. 33



第42図 左より板碑 No. 27 の下部に横方向に No. 34 No. 34 の斜面側下に No. 35

板碑 No. 34 (A 群)

年代：不明

確認状況：No. 27 の下部に東西方向に横位（位置は動いているがA 平場由来か）

表裏不明

形態：板状

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長：90.0 幅 31.0 厚さ 2.5 cm

板碑 No. 35 (A 群)

年代：不明

確認状況：倒伏（斜面）、表裏不明、自然面

形態：板状

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長：43～ 幅 27.0 厚さ 3.5 cm

板碑 No. 36 (A 群)

年代：不明

確認状況：A 平場最上方に基部のみ
表裏不明

形態：不明

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：地上高 8 以上 残存幅 20 厚さ 2 cm



第 43 図 No. 36

板碑 No. 37 (A 群)

年代：不明

確認状況：山側の No. 26 と倒伏
列中の No. 36 との間
に基部のみ（立位）
二分裂 表裏不明

形態：不明

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：地上高 33～ 幅 31
厚さ 2 cm



第 44 図 左より板碑 No. 26、No. 37 No. 38（三分裂） 左手前
No. 36

板碑 No. 38 (A 群)

年代：不明

確認状況：A 群 倒伏列
No. 37 の南に隣接して
基部のみ（三分裂）

形態・種子・銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：地上高 26～ 幅 62
厚さ 5 cm



第 45 図 No. 38（三分裂）

なお、山側付近には板碑基部状の断裂した板碑が顔を出しているが判別困難のため番号は
ふっていない。

板碑 No. 39 (B群)

年代：不明

確認状況：No. 12 の左上方（山側） 横位

形態：不明

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長 15～ 幅 22～ 厚さ 2.5 cm



第46図 左より No. 39、No. 40、No. 12、No. 41

板碑 No. 40 (B群)

年代：不明

確認状況：No. 12 の西側下部 横位

形態：不明

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長 32～ 幅 11～ 厚さ不明

板碑 No. 41 (B群)

年代：不明

確認状況：No. 12 の東側下部 横位

形態：不明

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認長 25～ 幅 22～ 厚さ 4.8 cm



第47図 No. 12 と下部の No. 41

板碑 No. 42 (C群)

年代：不明

確認状況：No. 6 の西側 板碑片

形態：不明

種子：不明

銘文：不明

石材：粘板岩

寸法：確認 36～・40～ 厚さ 1 cm



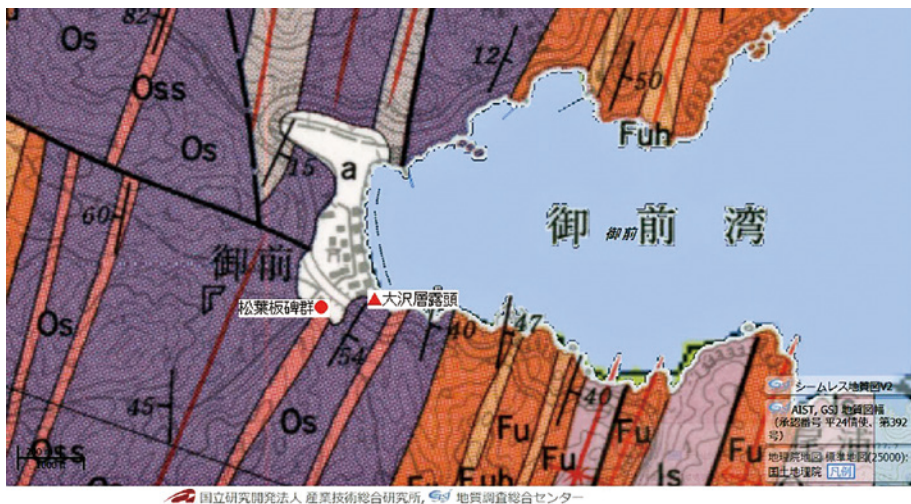
第48図 No. 42

6 板碑の石材と採取地について

松葉板碑群の石材はどこから供給されたのであろうか。第49図のような新鮮な石面の持つ特徴は周辺を踏査してみると約300m東方の海岸崖面に大沢層の露頭があり、松葉板碑群の石材と比較したところ写真のように酷似していることが分かった。最も近いところではこのように近接した供給地が考えられる。



第49図 板碑の石材 (No. 10 とその剥落)



第50図 周辺の大沢層露頭位置 (産総研5万分の1地質図幅「志津川」<https://gbank.gsj.jp/geonavi/>をベースに作成)



第51図 御前浜の大沢層露頭



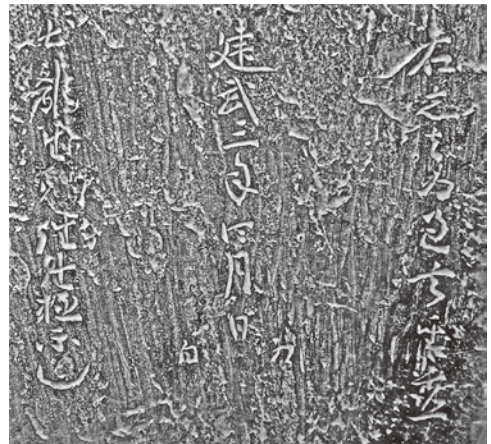
7 検討

(1) 板碑 No. 10、11 の理解について



第52図 No. 10 (右)、11 (左) の配置復元 (拓本)

板碑 No. 10、11 については現況、石質、銘文の筆体などから同一個体と考え、銘文部分を構成と石肌から上図のように配置してみた。基本的な配置は左右に真言、その間に右左に願文を配し、「酉」字の存在から中央に紀年銘が刻まれていたと考えた。本板碑群では建武三年（1336）板碑以上の達筆であり、その願文後半の「出離生死往生極楽也」と共通するので前文もその「右志者為過去聖霊」も近似していると考えられる。位置は本板碑群の最古の永仁五年（1297）と同じ Ba 平場に造立されている。永仁五年（1297）板碑の銘文の「聖霊」は達筆と言いが難いが、風化が激しく厳密な比較は困難である。そして本板碑群の応安二年（1369）以降の略字化した銘文とは全く異なる。以上からすれば一定の願文の共通性も考慮し、仮に「達筆」が古手であり、南北朝期にしたいに字体の簡略化に向かうとすれば、鎌倉後期から南北朝初期の年代の可能性もある。この間で十二支の「酉」



第53図 板碑 No. 24 の銘文

が入るのは、永仁五年丁酉（1297）、延慶二年己酉（1309）、元亨元年辛酉（1321）、正慶二年癸酉（1333）、貞和元年乙酉（1345）、延文二年丁酉（1357）である。No. 10 板碑の前面には多数の板碑細片が重なっていると推定され、確認調査がされれば紀年銘部分の板碑断片などが発見され正確な板碑の全体像が判明することが期待される。

本板碑の特徴は、銘文の右に「オンバンウンタラクキリクアク」の五大虚空蔵真言、左に「オンアピラウンケン」の大日報身真言（胎蔵大日真言）⁽⁹⁾を配する点にある。このような真言の組み合わせ例は管見では女川町のみならず周辺の石巻市域では見出すことができない。ただし石巻市吉野町多福院応永7年（1400）銘板碑はバンウンタラクキリクアク（金剛界五仏）とケンウンラピア（大日報身真言）、ケンカンランバンア（大日法身真言）の組み合わせであり、讃嘆句の種子オンがないものの近似している。また、「バンウンタラクキリクアク」を碑面の左右に配した例は石巻市牛田如来応永二十九年（1422）銘板碑にある。これは同地にある「キャカラバア」を左右に配した応永廿年（1413）銘板碑の流れとして理解されている⁽¹⁰⁾。「オン」に着目すれば、早い例として石巻市三輪田の正和四年（1315）銘「オンアピラウンケン」板碑が知られるが、これは右端一行で、左端には願文が配されている。左右真言配置の板碑が比較的まとまって見られるのが石巻市尾崎の海蔵庵板碑群⁽¹¹⁾である。ここでは貞和四年（1348）と貞和五年（1349）例があり、種子下中央に紀年銘が刻まれるが、左右の真言はいずれもアピラウンケンのみである。左右に別々の真言を配する例としては石巻市高木観音堂応安8年（1375）銘板碑がアピラウンケン（大日法身真言）を右端、アバンランカン（大日報身真言）を左端の組み合わせ、石巻市相野谷源光寺の康正二年（1456）銘板碑がアピラウンケンを右端に、キャカラバア（五大の種子）を左端に配する例がある。石巻市皿貝の寛正七年（1466）・文明二年（1470）銘板碑も同様の構成をとっている。この他、石巻市北上町十三浜では15世紀前半に「キャカラバア」（五大の種子）、「アラハシヤナウ」（大日応身真言）など真言の左右配置、紀年銘中央タイプの板碑が相当数存在する。総じて北上川下流域旧河北町域を主体とした14世紀前葉の大日如来真言を伴う線刻五輪塔の盛行の後、同地区から十三浜・長面浦にかけて14世紀中頃～15世紀に一定数の大日如来



第54図 如来応永20年板碑オルソフォト

⁽⁹⁾ 川勝政太郎『梵字講話』1980 河原書店

⁽¹⁰⁾ 勝倉元吉郎『桃生・山内氏と板碑』1999 桃生町教育委員会

⁽¹¹⁾ 『海蔵庵板碑群』1999 宮城県教育委員会

真言系板碑の分布がある⁽¹²⁾。松葉板碑群の事例はその中に位置づけられ、その初期にあたると考えられる。五大虚空蔵真言の主尊である五大虚空蔵菩薩は「増益や息災の祈りに用いられるが、特に天変地異を除く祈祷にこの法を修する」とある⁽¹³⁾が、その真言は南北朝期の板碑にはあまり用いられないようである。あるいは金門鳥敏法という「辛酉年の除災修法」の本尊とされる⁽¹⁴⁾ことから、将来的に本板碑の紀年銘断片が発見されて、蝦夷蜂起後の元亨元年辛酉（1321）⁽¹⁵⁾、鎌倉幕府が滅ぶ正慶二年癸酉（1333）、戦没者の慰霊塔計画の正式名称が「安国寺・利生塔」と定まった貞和元年乙酉（1345）などであれば金門鳥敏法にかかわる可能性があるかもしれない。しかし、まずは、塔を立てることによって仏を供養し、故人・造立者の極楽往生を祈願するという板碑（石塔婆）の目的に沿って検討していくこととする。「帰命する」意のオンを除いた「バンウンタラクキリクアク」は、金剛界五仏を配した金剛界成身会曼荼羅板碑として、宮城県内に10基あるとされている⁽¹⁶⁾。鎌倉時代の新義真言宗の僧頼瑜（1226～1304）の『祕鈔問答』においては五大虚空蔵法が詳述されており、「祕鈔問答「此所文意如何 答。此五大虚空蔵法歟。五智如来入寶部三摩地云五大虚空蔵歟。五大虚空蔵種子。即五佛種子故。」（SAT）と金剛界五智如来が各々宝部の三昧に入った相が五大虚空蔵であり、金剛界五仏の变化身であることを示している⁽¹⁷⁾。ここでは、「オンバンウンタラクキリクアク」と「オンアビラウンケン」が失われた種子の仏（大日如来もしくは变化身）を讃嘆する偈と同等の位置付けと考える。真言宗僧の常喜院・心覚（1117-1180/82）にかかわる『常喜院流大事（伝流）』には「授与伝法灌頂印可事」として「胎界 内外五股印 満足一切智々五字明 帰命ア・ビ・ラ・ウン・ケン」「金界 大率都婆印 五智種 帰命バン・ウン・タラク・キリク・アク 金剛名号 遍照金剛（以下略）と記されている⁽¹⁸⁾。「五字明」は胎蔵界大日真言、「五智種」は金剛界五仏の真言の意であり⁽¹⁹⁾、いずれも「帰命」が真言の冒頭にある点でも本板碑例に共通している。常喜院流は東密と台密を兼ね合わせた事相の派⁽²⁰⁾であり、日本密教にお

⁽¹²⁾ 『北上川下流域のいしぶみ』1994 宮城県桃生郡河北地区教育委員会 『石巻の歴史8』1999 石巻市『牡鹿町史』2005 牡鹿町 『雄勝町の歴史』2004 雄勝町

⁽¹³⁾ 田村隆照「五大虚空蔵菩薩」真鍋俊照『日本仏像事典』2004 吉川弘文館

⁽¹⁴⁾ 『真言・梵字の基礎知識』1993 大法輪閣

⁽¹⁵⁾ 「レファレンス共同データベース」HPによると『鶴岡社務記録』元亨元年（1321）の項に、「依辛酉、於當社御修法、正月、二階堂別當僧正親玄金門鳥敏法」とある。学問空間 HP の鈴木小太郎氏によると永福寺別當親玄（1249-1322）が金門鳥敏法（五大虚空蔵法）の修法を行ったと理解されており、本板碑とほぼ同時代の事象として留意される。また、真言僧が除災のために修するのを例としたとされ注目される（坂口太郎「東京大学史料編纂所蔵『五大虚空蔵法記』について—後醍醐天皇と後宇多院法流—」『古文書研究72』2011）

⁽¹⁶⁾ 佐藤正人「松島町の板碑」『松島町史 資料編1』1989 松島町

⁽¹⁷⁾ 「五大虚空蔵曼荼羅」『新版 仏教考古学講座 第4巻 仏像』1976 雄山閣出版

⁽¹⁸⁾ 田中 悠文、金森 勉「勸学会共同研究助成報告 常喜院・心覚の教学について：中世・真言教学研究のための基礎作業」『智山学報45巻』1996 中世真言教学研究会

⁽¹⁹⁾ 石田瑞麿『例文仏教語大辞典』1997 小学館

⁽²⁰⁾ 平井宥慶「心覚」小学館 日本大百科全書（ニッポニカ）

女川町・松葉板碑群の現況と予察

| 番号 | 所在 | 名称 | 紀年銘 | 西暦 | 主尊 | 真言 | 銘文 |
|----|------------|---------|---------|-----------|------------------------------|--|---|
| 1 | 女川町 御前浜 | 松葉 | 不明 | 不明 | 不明 | オンバンウンタラクキリクアク (右) オンアピラウンケン (左) と推定 | 右志者(為) 西(出) 離生死往生極(楽) 也 |
| 2 | 石巻市 三輪田 | 旧分教場 | 正和 4 | 1315 | バイ | オンアピラウンケン | 正和四 五月廿一日逝去 |
| 3 | 々尾崎 | 海蔵庵 | 貞和 4 年 | 1348 | ア | アピラウンケン (左右配置) | 貞和二年〇月日施主敬白 |
| 4 | 々尾崎 | 海蔵庵 | 貞和 5 年 | 1349 | サク? | アピラウンケン (左右配置) | 貞和五年乙巳二月日施主敬白 |
| 5 | 々高木 | 高木観音堂 | 応安 8 年 | 1375 | バン | アピラウンケン (右端) アバンランカンケン (左端) | 応安八年十月十九日 施主敬白 |
| 6 | 々皿貝 | お伊勢山 | 明徳 3 年 | 1392 | バン | アピラウンケン (左右配置) | 仙(心)明徳三年壬申十三年 |
| 7 | 々吉野町 | 多福院 | 応永 7 年 | 1400 | タラーク | キャンウンラピア/バンウンタラクキリクアク/キャンカンランバンア | 右志者為 応永(七月六月日) 悲母幽儀併(三廻之忌景)/乃至法界衆(生平等利益也) |
| 8 | 々吉野町 | 多福院 | 応永 9 年 | 1402 | キリーク | [種子の周開] オンマカーソキャバザラサトバジャクウンバンコクソラダサトバン [五秘密真言] | 応(永九)年壬〇十月廿二日 [右から] 右志趣者相当道吉/禪門七分全得/得成此惠業/乃至法界平等利益 施主敬白 |
| 9 | 々十三浜 | 根古 | 応永 10 年 | 1403 | カ | アウンポローン (左右配置) | 応永十年(欠損) |
| 10 | 々十三浜 | 長塩谷 | 応永 10 年 | 1403 | バン | キャカラバア/キャクカクラクバクアク/ケンカンランバクアン/キャカーラーバーアー(いわゆる「四門の梵字」) | |
| 11 | 々十三浜 | 長塩谷 | 応永 12 年 | 1405 | サ | キャカラバア/キャカーラーバーアー/キャクカクラクバクアク/ケンカンランバクアン(いわゆる「四門の梵字」) | 右志為西願禪門応永十二年十月三日/敬白 |
| 12 | 々桃浦 | 朴長 | 応永 15 年 | 1408 | 不明三尊 + ナミア ムダブツ | キャカラバア/キャカーラーバーアー/キャンカンランバンアン/キャクカクラクバクアク(いわゆる「四門の梵字」) | 右意趣者〇証元又各々志故也 応永十五一結衆等 敬白 道玄 妙金 祐円 〇〇 宗有/〇〇 〇〇 道善 傳阿 嬰清/妙善 妙泉 浄一 道清 道仙/〇善 道斎 道光 〇泉/ 道善 (明) 永 妙速 〇〇 妙祐 |
| 13 | 々皿貝 | お伊勢山 | 応永 17 年 | 1410 | キリーク | アピラ (右) ウンケン (左) | 応永十七年八月廿四日 |
| 14 | 々十三浜 | 小泊 | 応永 17 年 | 1410 | サ | アバンポローン (左右配置) | 応永十七年庚寅三月日 |
| 15 | 々十三浜 | 根古 | 応永 18 年 | 1411 | キリーク | アウンポローン (左右配置) | 応永十八年三月日 |
| 16 | 々十三浜 | 長塩谷 | 応永 18 年 | 1411 | バーンク | キャカラバア (右) アピラウンケン (左) | 右志為応永十八年三月廿一日 |
| 17 | 々十三浜 | 小泊 | 応永 20 年 | 1413 | バン | アラハシャナウ (左右配置) | 応永廿年十月日 |
| 18 | 々牛田 | 如來 | 応永 20 年 | 1413 | サ | キャカラバア (左右配置) | 右志者為応永廿年四月廿日 |
| 19 | 々十三浜 | 小泊 | 応永 25 年 | 1418 | サク | アウン (右) アバンポローン | 応永廿五年十月日 |
| 20 | 々十三浜 | 相川 | 応永 29 年 | 1422 | バン | アラハシャナウ (右端) キャカラバア (左端) | 応永廿九年四月日/右志趣者徳性禪尼 |
| 21 | 々十三浜 | 小泊 | 応永 29 年 | 1422 | ウン | アバンポローン (右) アウン (左) | 応永廿九年十月日 |
| 22 | 々牛田 | 如來 | 応永 29 年 | 1422 | 欠損 | バンウンタラクキリクアク (左右配置) | 応永二十九年七月廿五日施主敬白 道祐七年忌 進修善根故 |
| 23 | 々十三浜 | 地福寺 | 応永 30 年 | 1423 | バン | キャカラバア (左右配置) | 右意趣者妙善禪尼/応永三十年二月日/〇〇三年忌辰 |
| 24 | 々寄磯浜 | 熊野神社行屋跡 | 応永 33 年 | 1426 | アーク | アピラウンケン (右) キャカラバア (左) | 右志者為廣永三十三 |
| 25 | 々大原浜 | 中沢 | 応永 35 年 | 1428 | 〇〇ク | アピラウンケン (右2) キャカラバア (左2) | 正阿弥陀仏三十三年 右志者為廣永三十五天/六月九日孝子 |
| 26 | 々十三浜 | おいせ峰 | 正長 2 年 | 1429 | サク | アラハシャナウ (右端) キャカラバア (左端) | 右意趣者 正長二年七月日 道覚禪門 |
| 27 | 々十三浜 | 根古 | 永享 4 年 | 1432 | バン | キャカラバア (左端) | 道性禪門/右意趣者 永享四年二月日 |
| 28 | 々十三浜 | おいせ峰 | 永享 5 年 | 1433 | タラーク | キャカラバア (左端) | 道峻禪門 右意趣者 永享五年月日 |
| 29 | 々牧浜 | 竹浜道 | 永享 6 年 | 1434 | タラーク + 月輪上 にアバラ カキヤ | 月輪下に光明真言 | 右旨趣者永享六年十月廿八日 相当妙〇禪尼第三十二年忌/乃至法界平等利益之故也 孝子敬白 |
| 30 | 々寄磯浜 | 熊野神社行屋跡 | 永享 7 年 | 1435 | キリーク | キャカラバア (中央配置) | 栄通大徳/第三年塔/婆/永享七年七月日 施主敬白 |
| 31 | 々十三浜 | おいせ峰 | 永享 9 年 | 1437 | タラーク | アラハシャナウ (右端) キャカラバア (左端) | 妙泉禪尼/永享九?年四月日 |
| 32 | 々十三浜 | おいせ峰 | 宝徳 4 年 | 1452 | タラーク | イー・バン・アン/サ・ウン・キリーク・サ・サク・バイ/カーン・バク・マン・アン・カ・ア | 善根/願主/妙善/逆修/右意趣者/塔婆/一本奉/造立故也/宝徳二年壬申四月/七日 |
| 33 | 々相野谷 | 源光寺 | 康生 2 年 | 1456 | バイ | アピラウンケン (右端) キャカラバア (左端) | 妙光禪尼/康生二年/八月十九日 |
| 34 | 々皿貝 | 方谷入山 | 寛正 7 年 | 1466 | サク | アピラウンケン (右端) キャカラバア (左端) | 寛正七年 |
| 35 | 々皿貝 | お伊勢山 | 文明 2 年 | 1470 | キリーク | アピラウンケン (右端) キャカラバア (左端) | 時文明二年/奉右之趣者/道範禪門 施主敬白 |
| 36 | 々大瓜 | 寺崎 | 明応 10 年 | 1501 | サク | ナムアマダブツ | 相当妙孝禪尼一周忌/追善〇故也/右志者為/明応十年四月廿六日 |
| 37 | 々雄勝寺 | 天雄寺 | 天正 10 年 | 1582 | 記 | カキャラバア バン※下に「心佛及び衆生/是〇無差別」 | 伏以 道楷禪門為也畢意如何施主敬白 依此功力願證 即心成佛/菩提平等利益也 |
| 38 | 々長面 | 竜谷院 | 慶長 17 年 | 1612 | イーアピラウンケン | バクマンアン (△配置) | 慶長十七年壬子三月廿六日 嶽山下総 |
| 39 | 々十三浜 | 小泊 | 応永 | 1394-1428 | サク | キャカラバア(右)ケンカンランバンアン(左) | 右志趣者応永(欠損) |
| 40 | 々倉埜 | 老人憩いの家 | 永享 | 1429-1441 | アーク | オンアラハシャナウ (左右配置) | 右永享〇年四月日 〇〇禪尼 |

※線刻五輪塔除く 集約対象範囲は女川町、石巻市域の紀年銘のみを掲載。文献は『北上川下流域のいしぶみ』『石巻の歴史 8』『牡鹿町史』『雄勝町の板碑』

第 55 図 女川町・石巻市真言系板碑(紀年銘)表

ける伝法時の最重要の真言の組み合わせの一つと考えることができる。本板碑の場合、比較した北上川水系、三陸南部沿岸部の大日如来真言系板碑の中でも碑面構成が種子（推定）の下に五智真言（金剛界五仏）・胎藏大日真言の根幹的な真言で大日如来を讃嘆し、その中に紀年銘、願文を配する点、ランクの高い大型板碑である。極楽往生を願われた人物もしくは造立者は、有力武士と考えられる。造立指導者は密教僧と考えられるがあるいは造立者もしくは故人が密教に帰依した人物であったのかもしれない。

(2) 一月輪阿弥陀三尊種子と供花・花瓶を刻む板碑について

宮城県内の板碑の中で極めて珍しいものに一つの月輪内に阿弥陀三尊種子を配し、その下部に花をさした花瓶を刻む No. 30 板碑がある。A 平場から脱落したと考えられる板碑でその A 平場には一つの月輪内に阿弥陀三尊種子を配していると推定される No. 23 板碑があり、隣接して倒伏し、月輪のみ見える No. 26 板碑も同様の可能性がある。

一つの月輪内に阿弥陀三尊種子を配する例は管見では石巻市矢本町の願成寺の無紀年銘板碑の例のみである⁽²¹⁾。矢本町域は中世には長江氏が領有しているが、長江氏は年次不明であるが、女川付近にも領地があったとされ⁽²²⁾長江氏を通じての何らかの関係があった可能性もある。

次に仏への供養として表現された花瓶・供花についてである。関東では相当数見られる



第56図 板碑 No. 30 左：オルソフォト（反転）
右：月輪・種子・花瓶拓本



第57図 願成寺一月輪阿弥陀三尊
種子板碑オルソフォト

⁽²¹⁾ 『矢本町史』1973 矢本町教育委員会

⁽²²⁾ 三宅宗議『照源寺の創建とその時代』1992 照源寺

が、宮城県域では、ごく少数であり、管見では石巻市吉野町多福院弘安六年（1283）銘板碑⁽²³⁾、同桃生町新墾神社元亨二年（1322）銘板碑⁽²⁴⁾（花瓶は上端のみ残存）、同雄勝町船越八雲神社正中三年（1326）線刻五輪塔板碑⁽²⁵⁾、大崎市岩出山天王寺阿弥陀三尊像板碑（2基）⁽²⁶⁾の5例⁽²⁷⁾及び花瓶を描いた可能性のある石巻市矢本町新山神社弘安五年（1282）銘板碑1⁽²⁸⁾例を確認しているのみである（第58図参照）。多福院弘安六年（1283）銘板碑はキリク（阿弥陀如来）への供花・供養具として垂字形花瓶（胴部二条線帯）1対で、不鮮明であるが三本茎の蓮華をさしている。雄勝町船越八雲神社正中三年（1326）線刻五輪塔板碑は大日如来の三昧耶形である五大種子を刻んだ五輪塔への供花・供養具としての花瓶は鶴首徳利形で三本茎。中央未敷蓮華、左方は剥落。荘厳を尽くした板碑で各輪にキヤカラバア（五大種子）を配した線刻五輪塔の上部を天蓋で荘厳して、さらに全体を殊文二重線帯でくくるといふ幡のモチーフ⁽²⁹⁾とも共通する頭部平頭で幢形である。大崎市岩出山天王寺阿弥陀三尊来迎図像板碑2基はいずれも一個ずつの花瓶であるが1号板碑は鶴首徳利形、「早来迎」の2号板碑⁽³⁰⁾の花瓶は締め腰瓶子形の違いがある。後者は胴上部に二条線帯がある点で多福院弘安六年（1283）銘板碑にある垂字形花瓶と共通し、その変化した形である可能性もある。鶴首徳利形の花瓶は船越八雲神社例に近似するも、より最大ふくらみが胴下部にある。二つの板碑は同時期と考えられている⁽³¹⁾が、伝統的な来迎図には未



第58図 板碑 No. 30 供花・花瓶部拓本

⁽²³⁾ 石巻市『石巻の歴史 8』1992

⁽²⁴⁾ 勝倉元吉郎『桃生・山内氏と板碑』1999

⁽²⁵⁾ 佐藤雄一『雄勝町の板碑』1994

⁽²⁶⁾ 藤沼邦彦、石黒伸一郎「宮城県の阿弥陀来迎図像板碑について」『伊東信雄先生追悼考古学古代史論攷』1990 今野印刷

⁽²⁷⁾ 多福院弘安六年（1283）銘板碑、大崎市岩出山天王寺の図像板碑については石黒伸一郎氏よりご教示を得たことを謝する。

⁽²⁸⁾ 佐藤雄一「板碑」『矢本町史』1973 矢本町教育委員会

⁽²⁹⁾ 磯野治司「板碑の起源に関する一視点」『石造文化財 3』2011 石造文化財研究所

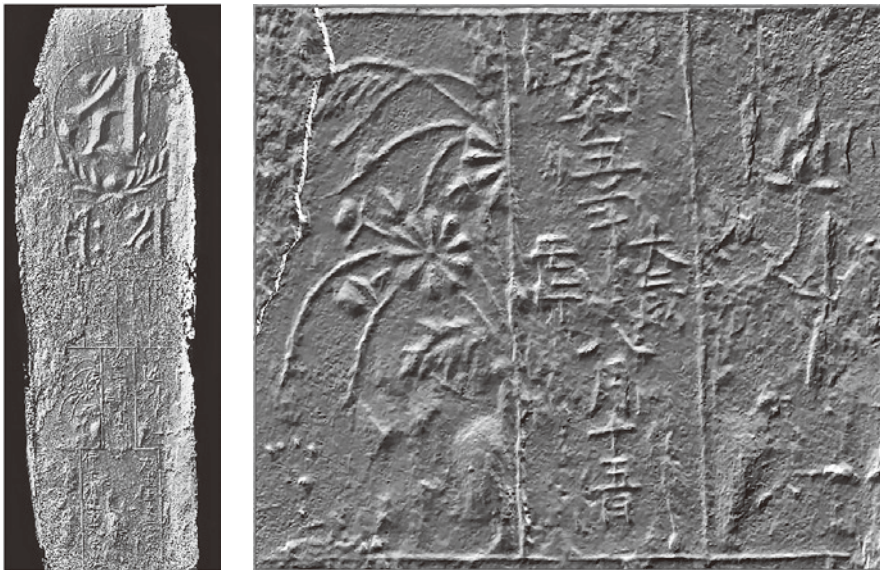
⁽³⁰⁾ 村田和義「宮城県下の図像板碑」『歴史考古学 第26号』1990 歴史考古学研究会

⁽³¹⁾ 藤沼邦彦、石黒伸一郎「宮城県の阿弥陀来迎図像板碑について」『伊東信雄先生追悼考古学古代史論攷』1990 今野印刷

敷蓮華をさした徳利型花瓶、鎌倉時代に流行した斜め構図の「早来迎図」には満開の蓮華をさした皿字形の花瓶と意識的に描き分けられているのであろうか。

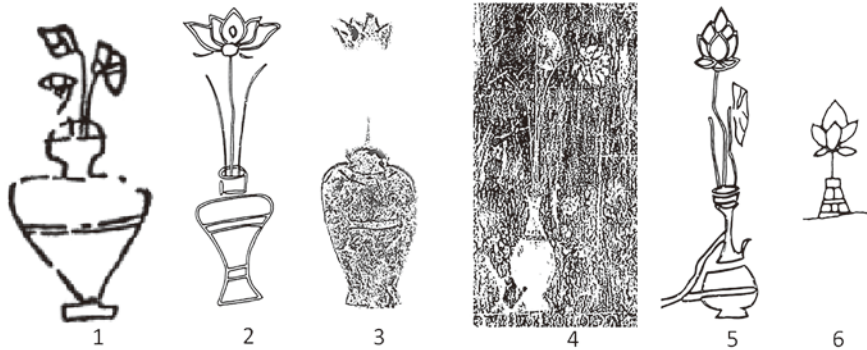
次に松葉板碑群のNo. 30 板碑であるが阿弥陀三尊種子の下に一個の締め腰形の瓶子形の花瓶が描かれている。天王寺阿弥陀三尊像2号板碑の花瓶に近似するが肩が丸くなっている点に違いがある。これを後出的要素とすれば二基の天王寺阿弥陀三尊像板碑は14世紀前葉ころとされているのでそれより下ることとなるが、瓶子としてはリアルな描きであり、年代は大きく下げられない。口が欠損しているとすれば14世紀代の古瀬戸瓶子をまねたとしてもおかしくはない。花は瓶子形花瓶の真上に三弁状に見えるが、剥落が激しいのでその左右にも存在するかも含めて不明である。本板碑の阿弥陀三尊種子は、前傾しており、剥落のせいもあるだろうが、葉研彫り本来の力強さを失っているようにみえる。No. 30 板碑の原位置と推定される斜面上方のA群には、いずれも剥落が進行しており紀年銘は確認されないものの倒伏している板碑に建武三年(1336) 銘のNo. 24 板碑があり、このA群の上限が元亨元年(1321)であること、また、銘文の簡略化が進んだ南北朝期後半のものとは碑面構成が異なっている点と花瓶の年代観を考慮して14世紀前葉から中葉頃の板碑と考えておきたい。

なお、剥落摩滅もあり、花瓶は明瞭ではないものの、秋草と蓮華を表現したとみられる板碑が前述した石巻市矢本町の願成寺の北方約3.8kmの新山神社にある。弘安五年(1282) 銘でア(胎藏界大日如来・諸仏の通種子)を主尊としサ(観音菩薩)、サク(勢至菩薩)を脇侍とする特異な種子構成で、天蓋と各蓮座で荘厳する。その下に観無量寿経の「光明遍照 十方世界 念仏衆生 撰取不捨」の偈(観無量寿経)を配する。花瓶の形は判然と



第59図 新山神社弘安五年銘板碑オルソフォト(反転) 左:主要部 右:供花・紀年銘部

しないが、くぼみとして造形され、紀年銘の左に締め腰瓶子左半分形から菊花と薄？、右に右半分の瓶子形から蓮華が出ているように見える（第58図オルソフォト参照）。その下



花瓶の3タイプ 亜字形(1)、瓶子形(2,3)、徳利形(4,5;6)

1石巻市吉野町多福院弘安六年(1283)銘板碑(『石巻の歴史8』図) 2大崎市岩出山天王寺阿弥陀三尊来迎図2号板碑(藤沼・石黒「宮城県のア弥陀来迎図像板碑について」) 3女川町松葉板碑群30号板碑(田中拓本より抽出) 4石巻市雄勝町船越八雲神社正中三年(1326)線刻五輪塔板碑(佐藤雄一『雄勝町の板碑』) 5大崎市岩出山天王寺阿弥陀三尊来迎図1号板碑(2に同じ) 6桃生町新墾神社元亨二年(1322)板碑(勝倉元吉郎『桃生・山内氏と板碑』)

| 番号 | 所在 | 紀年銘 | 花瓶 | 花 |
|----|----------------------------------|--------------|--|--------------------|
| 1 | 石巻市吉野町多福院 (上図1) | 弘安六年 (1283) | 亜字形。広がった口縁部から首がすぼまり肩が張り下部すぼまり底部は広がる。胴部上半に二条線 1対2個 | 三本茎 蓮華 |
| 2 | 石巻市桃生町新墾神社 (上図6) | 元亨二年 (1322) | 広がった口縁部、細首からしだいに胴部膨らむが下方欠損 1個 | 一本茎 蓮華 |
| 3 | 石巻市雄勝町船越 八雲神社 | 正中三年 (1326) | 鶴首徳利形A。末広がりの高台が付く。上部に二条線。1対だが1個欠損 | 三本茎 蓮華 (中央未敷蓮華) |
| 4 | 大崎市岩出山天王寺 阿弥陀三尊像1号板碑 (上図5) | 不明 (1322年ごろ) | 鶴首徳利形B。肥厚する口縁部にAより膨らむ胴下部。末広がりの高台が付く。上部に二条線。带状の二条線が二か所。 | 三本茎 中央に蓮華 左右に葉 |
| 5 | 同天王寺 阿弥陀三尊像2号板碑 (上図2) | 不明 (1322年後頃) | 締め腰瓶子形。胴上部と下部に二条線帯 | 三本茎 中央に蓮華 |
| 6 | 女川町松葉板碑群 No. 30 板碑 (上図3) | 不明 | 締め腰瓶子形。口縁下部と胴中央部に二条線帯 | 三本茎? 中央に蓮華 |
| 7 | 石巻市矢本町新山神社 | 弘安五年 (1282) | 紀年銘の右側に瓶子形半分、左側に締め腰瓶子形半部分を凹みとして表現している可能性 | 右に蓮華、左に菊花、薄か |

※2は佐藤雄一『雄勝町の板碑』1994では年不詳とするも中村光一「宮城県北部の板碑天蓋」『石巻文化センター調査研究報告』1993による。

4、5の年代は藤沼邦彦・石黒伸一郎「宮城県のア弥陀来迎図像板碑について」『伊東信雄先生追悼考古学古代史論放』1990の堂前図像板碑の元亨二年(1322)に近いとする年代観から

第60図 宮城県域の板碑にみられる花瓶(上図:類型 下表:年代順)

に願文には「右造立之志者為先考幽霊 仏果精進兼又法界平等故也」⁽³²⁾「大施主 平景氏 敬白」とあり、造立者は長江氏が推定されている⁽³³⁾。長江氏は相模国御家人の長江氏が奥州合戦の恩賞として深谷保を獲得したと考えられており、この新山神社の一带はその供養の場と考えられている⁽³⁴⁾。長江氏は本板碑の北方約3.8 kmの石巻市北村の弘安元年(1278)銘板碑に刻まれるように鎌倉権五郎景正(1083~1087年)の血統を誇る有力武士であった。

以上のように宮城県域の板碑における花瓶・供花の表出は13世紀後葉から14世紀中葉頃にかけて認められ、極めて少数であったが、密教法具である壺字形の器形⁽³⁵⁾の花瓶が当初からあり、鎌倉末期から南北朝期には徳利形が見られる。本板碑群No. 30板碑の花瓶と同一のものは確認できなかったが、天王寺2号板碑花瓶形の流れである可能性があるが、より締め腰の瓶子を写實的に描いている。関東地方と比較すると栃木県に本例とやや近い例が認められた。『田沼町史』⁽³⁶⁾を参照すると、南北朝期から室町期にかけて近似する例があり、斎藤弘氏の板碑編年⁽³⁷⁾では瓶子形は14世紀中葉から15世紀後葉に存在する。また、亀田浩子氏の紹介する諸例⁽³⁸⁾を参照すると南北朝期のものにやや近似するが本板碑例はよりリアルな締め腰の瓶子形となっている点で在地武士団の宗教的環境や暮らし(古瀬戸瓶子の所有や仏器への転用)が反映されている可能性がある。

8 ま と め

松葉板碑群は御前湾に突き出す丘陵突端に鎌倉末期から南北朝期に形成された約50基(発掘調査+現況調査)の板碑から成る武士団の供養所・墓所の遺跡と考えられる。震災復興の事前分布調査で発見された遺跡だが、それ以前の女川町域の板碑総数が62基であるので、女川町域最大の板碑群ということになる。東日本大震災津波で失われた針浜安住の阿弥陀三尊来迎図像板碑(延慶二年1309)や震災後、「いのちの石碑」のモデルになったと思われる女川町最古碑建治二年(1276)銘板碑など針浜の板碑群は万石浦を中心とした仏教文化を示すものとして従来から知られていたが、発掘調査と今回の現況調査により御前湾にも在地武士団の拠点为背景とした仏教文化が開いていたことが判明した。

板碑の仏尊を表す種子は、アーク(胎藏界大日如来)1・ア2(胎藏界大日如来)、バン4(金剛界大日如来)、キリーク2(阿弥陀如来)、キリーク・サ・サク2(阿弥陀三尊)、

⁽³²⁾ 願文の読みについては野口達郎氏の教示をいただいたことを謝する。

⁽³³⁾ 『矢本町史』1973 矢本町教育委員会

⁽³⁴⁾ 七海雅人「関東御家人の東北移住」『鎌倉幕府と東北』2015 吉川弘文館

⁽³⁵⁾ 岡崎譲治「密教法具」『新版 仏教考古学講座 第5巻』1976 雄山閣出版

⁽³⁶⁾ 「供養碑塔の建立」『田沼町史 第6巻』1985 田沼町

⁽³⁷⁾ 斎藤弘「下野の板碑」『板碑の考古学』2016 高志書院

⁽³⁸⁾ 亀田浩子「佐野市立塚小学校所蔵の板碑について—佐野市内における種子・蓮座・花瓶の変遷—」『唐澤考古30』2011 唐沢考古会

カ2（地蔵菩薩）、ウン、1（阿闍如来ほか）、バク1（釈迦如来）であり、ア・バンの胎蔵・金剛界大日如来の二尊種子板碑も1例ある。全体としては密教浄土教的傾向が強い。アークの永仁五年碑以外の大部分は14世紀に入るので十三仏信仰の回忌本尊と対応している可能性があるが、銘文との関係では、「七年忌塔婆」の応安六年（1373）銘板碑の種子はウン（阿闍如来）ではなくキリーク（阿弥陀如来）であり、十三浜などで多用されるサ（観音菩薩）、サク（勢至菩薩）の種子が確認されないので、十三仏信仰は徹底されていない。

真言については、前述したNo. 10、11板碑（同一個体とみる）の「オンバンウンタラクキリクアク」（五大虚空蔵真言・金剛界五仏真言）、「オンアビラウンケン」（大日報真言・胎蔵大日真言）のみであるが、本板碑群の密教的要素に相当するとともに一般的な板碑の真言の組み合わせにはない胎蔵真言・金剛界真言（あるいは五大虚空蔵法）として注目される。

銘文については、ほとんどの板碑の碑面が剥落している中で10基の板碑で確認された。願文の内容がわかるものは8基、そのほぼ全文を把握できるのは5基で二つのパターンがある。第一は「往生極楽」のフレーズを入れるもの、第二は「七年忌塔婆」、「三年奉相当忌辰」と回忌年を入れるもので、両者は混用されており、第二のパターンは2基のみで最上部のD平場の次に高いC平場に限定されている。時期的には両者は分離できないので、あるいは別々の造立グループの造立の可能性がある。ただし、いずれも1370年代の板碑であり、十三仏信仰の回忌本尊は定着していないものの、それに至る十仏信仰が広まりつつことを反映していることは、造立の目的より年忌供養であることを優先して願文としていることに表れていると考える。第一のパターンではほぼ願文全体が分かるものとしてNo. 24（A群）建武三年（1336）銘板碑があり「右志者為過去聖霊/出離生死往生極楽也」とある。この願文フレーズは板碑に限らず故人の往生極楽を願う石塔、例えば山口県防府市の貞永元年（1232）銘笠塔婆の曼荼羅下に「右志者為過去尊霊刑_レ子中 未時逝去為出離生死往生極楽也」とある。そして、追善供養の石塔婆である板碑造立開始初期からの基本パターンであることは、著名な仁治元年（1240）銘群馬県前橋市の小島田の阿弥陀三尊板碑の「右志者為過去子息小兒幽霊出離生死往生極楽証大菩提也 仁治元年十二月十七日、橋清重敬白」⁽³⁹⁾はもとより、近辺では石巻市永巖寺の建治元年（1275）銘板碑に「右志者為過去尊高、聖霊相当一百ヶ日忌景 出離生死往生極楽 乃至法界無差平也」の願文に明らかである。さらに古川市天寿庵の弘安二年（1279）銘板碑には「右志者為過去聖霊出離生死往生極楽証大菩提也」、石巻市水沼の弘安六年（1283）銘板碑に「右志者為過去慈父聖霊」、「出離生死往生極楽故也」と刻まれているように宮城県においても13世紀後半期の願文の充実した板碑では「右志者為過去○○ 出離生死往生極楽」が基本フレーズ

⁽³⁹⁾ 防府市笠塔婆例、小島田の板碑例は、「石造品銘文集（1）」『歴史考古学 第22号』1988 歴史考古学研究会

の一つとなっている。また、戒名を確認できたのは No. 8 永和三年（1377）碑の「妙阿禅 □」のみである。南北朝期には「妙」は女性が多いが断定できない。戒名を表す板碑は南三陸沿岸においても南三陸町戸倉神社延文四年（1359）銘「円□禅尼」など南北朝期に増加する傾向に合致している。全体としては密教浄土教の思想で造立されていると考えられ、検討した金剛界五仏真言・胎蔵真言板碑は密教、A 平場における 14 世紀前・中葉と考えられる一月輪阿弥陀三尊種子板碑は浄土教色を代表している。

平場とその変遷については A～D 平場の順番で変遷していく傾向は報告書で指摘された通りである。D 平場が発掘調査で実証されたように板碑造立のために造成されたと考えられるが、鎌倉末期に開始される A 群のように 3×1.5 m ほどの平場に少なくとも 19 基の板碑が集中していることは、一族ごとの場が固定されていた可能性もあり、棟梁一族とその他のグループの区画を意識した武士団の墓所・供養所の可能性も考えられる。

近隣の板碑群との比較においては石巻市尾崎宮下、長面浦に所在する海蔵庵板碑群⁽⁴⁰⁾が最大規模（板碑 159 基）であるが、松葉板碑群はこれに次ぐ十三浜の長塩谷（96 基）・小泊（76 基）板碑群と同様の規模であり、海を臨む斜面に平場を造成して板碑を造立している点で三者に近似し、海蔵庵・長塩谷・小泊板碑群が室町期まで盛行するのに対し、紀年名でみる限り南北朝期末で衰退している点に大きな違いがある。

最後に本板碑群では No. 19 のみ地上高 21 cm、幅 16 cm と小型である（上部が折れた可能性もあるが）。本板碑群の斜面下半部には近世墓群が営まれており、本板碑群の発見時にはほとんどが裾部に散乱し、顔だけ出して埋もれているものもあった。近世墓石材のほ



第 61 図 小型板碑の可能性あるものと B 平場（オルソフォト）

⁽⁴⁰⁾ 『海蔵庵板碑群』1999 宮城県教育委員会

女川町・松葉板碑群の現況と予察

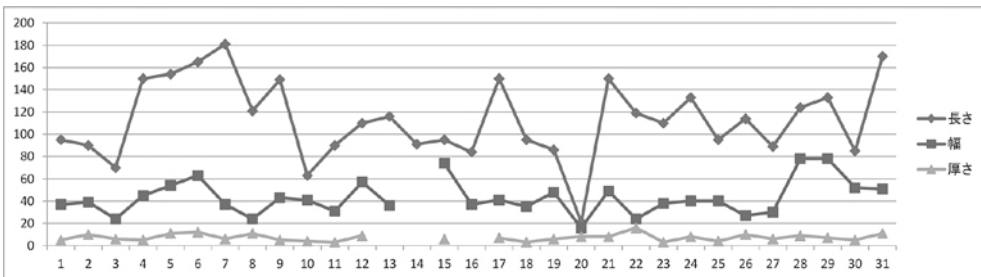
| 番号 | 本文番号 | 群 | 主尊 | 紀年銘 | 確認状況 | 形状 | 長さ | 幅 | 高さ | 銘文 | 傷・真言、 莊嚴 |
|----|------|----|-------------------|-------------------|------------------------|---------------------------------|------|-------|------|--|------------------------|
| 1 | 13 | Ba | アーンク (胎藏界大日如来) | 永仁五年 (1297) | 立位 (斜位) | 頭部は偏アーチ形、 板状 | 103 | 45 | 10 | 「永仁五年/聖靈」 | |
| 2 | 27 | A | ウーン (阿闍如来等) | 元亨元年 (1321) | 横位 碑面剥落多 | 頭部不整ドーム形 | 95 | 37 | 5 | 不明 | |
| 3 | 24 | A | バン (金剛界大日如来) | 建武三年 (1336 北朝) | 倒伏 碑面保存良好 | 頭部平坦に整形 側面直線 | 90 | 39 | 10 | 「右志者为過去聖靈/ 建武三年四月日敬白/ 出離生死往生極樂也」 | |
| 4 | 4 | C | カ (地藏菩薩) | 応安二年 (1369 北朝) | 立位 | 頭部さんかく不整 アーチ形 | 37 | 16.5 | 6.5 | 「右為応安二年」 | |
| 5 | 5 | C | キリーク (阿弥陀如来) | 応安六年 (1373 北朝) | 横位 | 頭部平坦、側面垂直 ほぼ平行 | 70 | 23.5 | 6 | 「右志者为過去靈/ 應安六年卯月/七年 忌塔婆故也 敬白」 | |
| 6 | 8 | Cb | 不明 | 永和三年 (1377 北朝) | 横位、(剥落顯著・ 銘文の上下欠損) | 板状 | 150 | 44.3 | 4.5 | 「右志者妙阿禪 ^〇 / 永 和三年十一月日/三 年奉相當忌辰」 | |
| 7 | 15 | Bb | バン (金剛界大日如来) | 康暦元年 (1379 北朝) | 横位 (斜面) | 不整長方形 | 154 | 53.5 | 10.5 | 「右志者/ 康暦元年 未已/出離生死」 | |
| 8 | 20 | Ab | バク (釈迦如来) | 不明 | 横位 | 頭部不整ドーム形、 全体は弧状 | 165 | 63 | 11.5 | 「右志者/ 過去慈父/ 幽靈往生/極樂也」 | |
| 9 | 21 | Ab | 不明 | 不明 | 倒伏 | 板状 | 181 | 37 | 5.5 | 不明 | |
| 10 | 22 | A | 不明 | 不明 | 倒伏 側面露出 | 頭部破損 | 76 | 19~ | 7 | 不明 | |
| 11 | 23 | A | 月輪内に阿弥陀三 尊種子か | 不明 | 倒伏 碑面は下面 | 頭部破損 板状 | 83~ | 36.5 | 9 | 不明 | 月輪 |
| 12 | 25 | A | 不明 | 不明 | 倒伏 (斜面)、ほぼ 完形、表裏不明 | 尖頭形 | 121 | 24 | 10.5 | 不明 | |
| 13 | 26 | A | 不明 | 不明 | 横位 (斜面)、頭部 破損 碑面剥落多 | 不明 | 78~ | 49 | 6.5 | 不明 | 月輪 |
| 14 | 28 | A | 不明 | 不明 | 基部 | 不明 | 51~ | 20.0+ | 10 | 不明 | |
| 15 | 29 | A | 不明 | 不明 | 倒伏板碑群最下部 碑面剥落多 | 不明 | 69~ | 34 | 21.5 | 「往生極樂也」 | |
| 16 | 30 | Ab | 阿弥陀三尊種子 | 不明 | 横位 碑面剥落多 | 頭部平坦 地上部板 状 | 149 | 42.5 | 5 | 不明 | 月輪 花瓶1 (花の一部残 存) |
| 17 | 31 | Ab | 不明 | 不明 | 横位 (斜面) 表裏不明 | 板状 | 115~ | 61 | 13 | 不明 | |
| 18 | 32 | A | 不明 | 不明 | 横位 (斜面) 表裏不明 | 不明 | 63 | 41 | 3.4 | 不明 | |
| 19 | 33 | A | 不明 | 不明 | 倒伏 (斜面) | 不明 | 76~ | 13.5 | 7.5 | 不明 | |
| 20 | 34 | A | 不明 | 不明 | 倒伏 (斜面) | 板状 | 90 | 31 | 2.5 | 不明 | |
| 21 | 35 | A | 不明 | 不明 | 倒伏 (斜面) | 板状 | 43~ | 27 | 3.5 | 不明 | |
| 22 | 37 | A | 不明 | 不明 | 立位・倒伏 (基部) | 不明 | 33~ | 31 | 2 | 不明 | |
| 23 | 38 | A | 不明 | 不明 | 倒伏 (基部) | 不明 | 26~ | 62 | 5 | 不明 | |
| 25 | 6 | C | 不明 | 不明 | 斜位 (碑面大部分剥 落) | 頭部は偏三角形 | 110 | 57 | 8.5 | 最下辺に「敬白」「八 日」左端に「〇〇〇」 | |
| 26 | 7 | C | 不明 | 不明 | 立位、(全面剥落) | 尖塔形 | 101 | 34.5 | 12 | 不明 | |
| 27 | 9 | Cb | 不明 | 不明 | 横位 ほぼ完形か 表面のみ露出 | 不整楕円形 | 116 | 36 | 不明 | 不明 | |
| 28 | 42 | Cb | 不明 | 不明 | 横位 表裏不明 | 不明 | 36~ | 40~ | 1 | 不明 | |
| 29 | 10 | Ba | 不明 | 不明 | 立位 | 形態不明、接合しな い形状、碑面構成 から同一個体 | 103 | 26 | 29 | 「右志者 (為) 〇〇〇」 | オンバンウン タラクキク アク |
| 30 | 11 | Ba | 不明 | 不明 | 横位 | | 91 | 26~ | 7.5 | 「酉/(出) 離生死往 生極 (樂) 〇也」 | オンアピラウ ンケン |
| 31 | 12 | B | 不明 | 不明 | 横位 | 不整長方形 | 94.5 | 74 | 5.5 | 不明 | |
| 32 | 14 | Bb | 不明 | 不明 | 横位 (斜面) | 不整長方形 | 83.5 | 37 | 5~ | 不明 | |
| 33 | 16 | Bb | キリーク (阿弥陀如来) | 不明 | 横位 (斜面) | 尖頭形 弧状 | 150 | 41 | 7 | 不明 | |
| 34 | 17 | Bb | 不明 | 不明 | 横位 (斜面) | 尖頭形 不整楕円形 | 95 | 35 | 2.5 | 不明 | |

第 62 図 松葉板碑群板碑表

| 番号 | 本文番号 | 群 | 主尊 | 紀年銘 | 確認状況 | 形状 | 長さ | 幅 | 厚さ | 銘文 | 傷・真言、 莊嚴 |
|----|------|----|------------------------------------|-----|--------------|---------|-----|-----|-----|------------|-------------|
| 35 | 18 | Bb | 不明 | 不明 | 横位(斜面) | 不明 | 86 | 48 | 6 | 不明 | |
| 36 | 19 | Ba | 不明 | 不明 | 立位 | 頭部平坦、板状 | 21 | 16 | 7.5 | 不明 | |
| 37 | 36 | B | 不明 | 不明 | 立位(基部) | 不明 | 8~ | 20 | 2 | 不明 | |
| 38 | 39 | B | 不明 | 不明 | 横位 表裏不明 | 不明 | 15~ | 22~ | 2.5 | 不明 | |
| 39 | 40 | B | 不明 | 不明 | 横位 表裏不明 | 不明 | 32~ | 11~ | 不明 | 不明 | |
| 40 | 41 | B | 不明 | 不明 | 横位 表裏不明 | 不明 | 25~ | 22~ | 4.8 | 不明 | |
| 41 | 1 | D | ア(胎藏界大日如来) バン(金剛界大日如来)二尊縦位(薬研彫) | 不明 | 立位、ほぼ完形 | 板状 | 150 | 49 | 8 | 不明 | |
| 42 | 2 | D | 不明 | 不明 | 立位 剥落顕著 ほぼ完形 | 尖頭状 | 119 | 24 | 16 | 不明 | |
| 43 | 3 | D | 不明 | 不明 | 立位 剥落顕著 欠損 | | 110 | 38 | 3 | 不明 | |
| 44 | | D | ア(胎藏界大日如来) | 不明 | 出土 ほぼ完形 | | 133 | 40 | 8 | 不明 | |
| 45 | | D | カ(地藏菩薩)(薬研彫) | 不明 | 出土 ほぼ完形 | 頭部偏三角形 | 95 | 40 | 4 | 「右志者为過去/極」 | |
| 46 | | D | バン(金剛界大日如来)(薬研彫) | 不明 | 出土 ほぼ完形 | 頭部偏三角形 | 114 | 27 | 10 | 不明 | |
| 47 | | D | 不明 | 不明 | 出土 | | 89 | 30 | 6 | 不明 | |
| 48 | | D | 不明 | 不明 | 出土 | | 124 | 78 | 9 | 不明 | |
| 49 | | D | 不明 | 不明 | 出土 | | 133 | 78 | 7 | 不明 | |
| 50 | | D | 不明 | 不明 | 出土 | | 85 | 52 | 5 | 不明 | |
| 51 | | D | 不明 | 不明 | 出土 | | 170 | 51 | 11 | 不明 | |

※ 41~51は女川町調査(2016)のD群 42は報告書では種子丸彫りとする。43は据え方に台石・接合(旧No.3)

第62図 松葉板碑群板碑表(発掘調査分を含む)(つづき)



第63図 松葉板碑群法量(全長完形のみ)

とんどは砂岩であり本板碑群の石材は粘板岩であることから両者の区別は容易と思われたが、立位のもので判別に悩んだものがある。仮No. 54(確認長さ19cm 確認幅13cm 確認厚4.4cm)は、No. 11の西方約2mの木の根に埋まっているのを補足調査の最終日に確認した。石材は粘板岩とみられ、海側は平坦で平滑研磨されているようであるが種子などは確認できず、根の中に入った部分に銘文が残っていたり、本来は墨書などがされていた可能性はあるが板碑とは認定できなかった。ただし、石材は近似しているため板碑の可能性はある。仮No. 55(地上高43cm 幅19cm 厚さ12cm)は近世墓に関わる土台状の石が集中的に残存している場所でNo. 12の東方約1mに立っている。当初、種子状にみえたものは変色

判断し、石材も近世墓石と同様なので板碑とすることは保留とした。なお、粘板岩の断片には小形板碑風のものもあったが、風化痕跡の認められないものは板碑として認定していない（第8図b参照）。小型板碑の有無は本板碑群が15世紀に及ぶかどうかに関わる指標として課題である。

9 予 察

現地では現況調査のための清掃においていくつもの板碑の可能性のある石も顔を出しており板碑総数は50基以上と推定される。女川町域最多の板碑群であり、松葉板碑群が東日本大震災を契機に発見されたことに感銘を禁じ得ない。従来62基が確認されていた⁽⁴¹⁾中で針浜地区の17基が最多であったので松葉板碑群の規模は際立っている。しかも後述するように鎌倉後期から南北朝期に集中しているのが特徴である。金剛界五仏真言と胎藏真言と稀に見る達筆の願文にみる密教的大型板碑、一月輪阿弥陀三尊種子に供花する板碑にみる浄土教的要素といった高度の仏教文化は鎌倉後期から南北朝期における御前湾を拠点とする武士団が産み出したものであり、御前浜を見下ろす岬から発見された宮城県出土銭最多の一万枚を超える14世紀の埋蔵銭にみられる財力に支えられていたと考えられる⁽⁴²⁾。従来の調査成果に基づいた万石浦を中心に花開いた板碑文化という評価は、松葉板碑群の発見によって、板碑造立の初発は石巻湾に近い針浜周辺であったものの、鎌倉末期から南北朝期にかけての一大中心地が御前浜にあったことが判明した。鎌倉後期から南北朝時代の御前浜は武士団が一带を領有して、海産物とその交易などにより活発な活動を行っていたと考えられる。荒唐無稽に聞こえる百済王敬福伝説の淵源の一端はここにある。そして室町期に入ると近隣の桐ヶ崎板碑群と同様、板碑造立が途絶することは女川の



第64図 現況パノラマ（2016年12月）下段中央部に永仁五年碑、上段は新国道（発掘調査地）

⁽⁴¹⁾ 佐藤雄一『女川町の板碑』2001 女川町教育委員会

⁽⁴²⁾ 銭の枚数は10572枚 最新銭は至大通宝（初鑄年1310年）藤沼邦彦・神宮寺千恵「宮城県における一括出土の渡来銭」『東北歴史資料館 第18巻』（1992 東北歴史資料館）では年代を14世紀後半。最新銭が至大通宝である時期については鈴木公雄『出土銭貨の研究』1999では14世紀第2～第3四半期とする。

他地域との大きな違いであり、政治的変動を検討していく必要がある。原因となる一つの可能性としては室町期まで造立を続けた針浜に比較すれば街道との接続が弱く、葛西氏期の拠点との流通において拡大を図ることが困難であったことによるのかもしれない。後述する千葉大王の王子と配下のものたちが雄勝湾に移動していく伝承は、雄勝の地が北上川（追波川）河口、長面浦に水陸とも通じる要衝であることから不自然ではない。

本板碑群の最古の板碑は下段のほぼ中央部に立つ鎌倉時代後期の永仁五年（1297年）銘板碑である。報告書で述べているように女川町域の紀年銘で知られる板碑造立は石巻湾の北東に深く入り込む万石浦の東岸、針浜板碑群の建治二年（1276）、次いで北東岸の大沢安住板碑群の弘安七年（1284）、次いで女川湾の桐ヶ崎板碑群の正応六年（1293）、そして松葉板碑群の永仁五年（1297）と展開している。万石浦北西岸の沼津越田の初発板碑が弘安元年（1278）であり、西側から順序良く板碑造立の風習が伝播するわけではない御前浜への板碑造立習俗の波及は基本的には石巻市多福院板碑群の建治元年（1275）初発にはじまる石巻湾岸からの武士団の根拠地である入り江ごとに営まれた連鎖状の「南三陸海岸部板碑群」形成の一環に位置付けられると考える。今回の松葉板碑群の発見は南三陸町細浦に至る連鎖状の「南三陸海岸部板碑群」のミッシングリンクがつながったことになる⁽⁴³⁾。大づかみに捉えれば石巻湾から湾岸沿いに板碑群の形成は北上していくのであるが、けっして順序良く北上するのではなく、ある地域単位のいくつもの入り江の中から一つが選ばれる。それは漁業圏のまとまりや街道との接点などの経済的利点の大きいところに海民的武士団の成長があり、それとともに板碑造立習俗が採用されることとなる。ただし、採用後、一気に板碑群形成が始まるわけではなく、14世紀に入ってから、とりわけ南北朝期に加速的に形成されていると考えている。それは一大霊場化していく松島雄島のからの再度の波があったのではないだろうか。その段階が南三陸沿岸の「在地霊場」の成立と考えている。そしてこのような動きは海岸線だけの動きだけではなく北上川水系の武士団の動きや文化と連動しつつ、総じて独自の仏教文化を開花させていったのではないかと考えている。今まで宮城県史や東北南部の通史では柱として取り上げられることのなかった三陸南部の中世史が岩手県側の研究とリンクして東北史における三陸の中世史の重要性が評価されていくことが期待される⁽⁴⁴⁾。

⁽⁴³⁾ 田中則和「南三陸町域における板碑・城館の概要」『宮城考古学 第19号』2017 宮城県考古学会 同「南三陸町壇の上板碑群―室町期の「万法一如」偈板碑―」

『東北学院大学東北文化研究所紀要49』2017 東北学院大学東北文化研究所

⁽⁴⁴⁾ 石川日出志「気仙地域の歴史・考古・民俗学的総合研究」（2014-04-01-2017-03-31）では毎年度市民報告会が開催されていることも高く評価される。

10 終わりに — 伝承と課題

御前浜の南隣の浜である尾浦には「千葉大王の王子」に仕えた地元の有力者が千葉王蔵の苗字名を下し置かれたという「尾浦屋敷」伝承があり、江戸時代に書かれた『安永風土記』には尾浦の古称は「千葉大王」に因んだ「王浦」であったと記されている。入間田宣夫氏は前述の御前浜埋蔵銭の主を「遠島の地頭、北条氏の代官か。具体的には安藤氏の一族か、さもなくば、千葉大王の伝説に物語られた在地の有力者か」とし、『安永風土記』で神龜年中天竺釈旦国の千葉大王の王子とするものを、関東の千葉一族が南北朝期に移住してきたことを反映しているとした⁽⁴⁵⁾。「千葉大王の王子」はやがて雄勝一帯で活躍したとされるが、私は、御前浜の百済王敬福御所伝承も淵源は同根であり、千葉氏に関わる重要施設が置かれた可能性もあるのではないかと考えている。ただし、松葉板碑群の板碑造立は鎌倉時代後期の永仁五年（1297）には開始されているので前述の南北朝期の移住説とは齟齬をきたすことになる。しかし、石巻市湊にある一皇子神社、弘安六年（1283）「平朝臣胤常」銘板碑の存在から千葉氏は、鎌倉時代後期には湊周辺に來住していると考えられる⁽⁴⁶⁾ので鎌倉後期に御前浜に千葉氏一族が入った可能性もある。ただし、松葉板碑群のある地域は、鎌倉期には北条氏領に属していた可能性があることからすると安藤氏等の配下の地元の有力者が南北朝期に至って、移住してきて葛西氏の家臣となっていく千葉氏の配下に属した可能性の方が無難といえる。尾浦の千葉大王の王子から千葉王蔵の苗字名を下し置かれたという伝承はその反映かもしれない。いずれにしても後醍醐天皇の皇子南朝型伝説に彩られた針浜に対して、御前湾一帯を支配した北朝側の武士が姿を現したといえよう。また、御殿峠にあった羽黒社の創建が弘安四年（1281）に牡鹿郡の安藤氏が羽黒山政所から遠島の先達を安堵されていること⁽⁴⁷⁾に関わる可能性もあり、鎌倉期の三陸南部への羽黒勢力の伸長を示唆するのであるが、前述したように鎌倉期に御前浜を含む追波川河口の針岡から女川湾北岸の桐ヶ崎までの漁業に関わる祭祀儀式を羽黒派修験が差配しているとして、その空間単位が武士団の支配単位を反映していることも考えられる。

その武士団がだれか、鎌倉期から南北朝期の領有の諸相が今後の研究課題となる。いずれにしても今回の発掘調査と現況調査によって雄勝湾に連なる御前浜に鎌倉末期から南北朝期にかけての板碑群の内容が明らかとなり、その造営主である居館跡も想定されたことは三陸南部中世史を一步進める礎となると考えられる。

石製の塔婆（卒塔婆）である板碑は、宮城県内では約 8,000 基⁽⁴⁸⁾に及ぶと考えられるが、

⁽⁴⁵⁾ 入間田宣夫「鎌倉武士団の入り部」『石巻の歴史 第1巻』1996 石巻市 尾浦の千葉大王伝説については『宮城県の地名』1987（平凡社）同「千葉大王御子の物語によせて」『季刊東北学 27』2011（柏書房）

⁽⁴⁶⁾ 七海雅人「中世本吉・気仙地域の論点 — 歴史学の立場から —（覚書）」『宮城考古学 第19号』2017 宮城県考古学会

⁽⁴⁷⁾ 大石直正『中世北方の政治と社会』2010 校倉書房

⁽⁴⁸⁾ 宮城県の板碑総数の概数としては石黒伸一朗「宮城県の板碑分布数」2008『史跡と美術 785』の7,000基に

松葉板碑群のように恐らく700年間も立ったままだった可能性がある板碑を含み、ほとんどの板碑が元の場所から大きくは移動していない板碑群は貴重であり、保存されている例としては東光寺板碑群（仙台市指定史跡）、大門山板碑群（名取市指定史跡）、馬の足塚板碑群（登米市指定史跡）など極めて少数である。鎌倉・南北朝期の女川の地域史を語る記録は、ほとんどなく、板碑は貴重な歴史資料である。松葉板碑群が遺存していることは700年近くにもわたって地元の人々が守り伝えて来たからに他ならない。東日本大震災津波を契機に発見され、地域の歴史を伝える貴重な歴史文化遺産である松葉板碑群が復興まちづくりとともに保護、活用されていくよう祈念する。御前湾を見下ろす高台に住宅が完成し、新国道も完成して復興が少しずつ進展しつつあることは喜ばしい。そして、女川を含め震災を契機として飛躍的に進展しつつある三陸の歴史探求も、リアスの海に生き死にした先人への供養と未来への指針ともなりうるのではないかと考える。

末筆ながら、今回の現況調査にあたっては震災復興を進める厳しい状況の中にもかかわらず、土地所有者の方々、阿部栄喜区長様、平塚英一様、古田和誠様、女川町教育委員会、宮城県教育委員会、地元の皆様、新山神社土井様、天王寺ご住職様、西條由美恵様他多大なご協力をいただいたことを謝する。また、碑文の読みについて七海雅人氏、野口達郎氏、類例・文献について三宅宗議氏、石黒伸一朗氏、齋藤弘氏、石材については永広昌之氏からのご教示を得たことを謝する。

加え、松島町雄島周辺海底採集板碑が現時点で新野一浩氏の教示を踏まえれば約1,000基（破片総数3,400点）、田中の南三陸町調査で約100基増加しているの約8,000基とした。

ヨーロッパ商業都市と十字軍国家

櫻井 康人

はじめに

アマルフィやヴェネツィアといった商業都市が、第1回十字軍以前より主として東地中海域での交易活動に従事しており、ジェノヴァやピサなどが第1回十字軍に直接、または間接的に関わり、十字軍国家の創設において大きな役割を果たしたことは、周知の通りである。これらヨーロッパの都市国家は、十字軍国家を足場の一つとして、さらに大きく飛躍していくと同時に、十字軍国家の存続にとってもこれらの都市国家の発展は大きな意味を持ち続けた。

このような商業都市に関して、膨大な研究の蓄積があることは言うまでもない。しかし、それは主として商業史・交易史・都市国家史といった観点からなされるものが中心であったし、今でもその傾向は続いている。それを端的に示すのが、エルサレムにおいて1984年5月24日から5日間にわたって開催された国際シンポジウム「エルサレム王国におけるイタリアの諸コムネ」である。その成果は1986年に出版物として公にされた⁽¹⁾。そこに収められている18人の研究者の論考について、少し見てみよう。総論として巻頭を飾るE・アシュトルの論文「十字軍国家とレヴァント交易」は、商業都市が十字軍国家においてどれほどの特権を得ていったのかを追うものであり、商業都市の発展を主眼に置いた商業史・交易史・都市史という観点からの成果である⁽²⁾。すなわち、現在においてもその価値を失わないW・ハイトやA・シャウベの成果を継承・発展させたものと言える⁽³⁾。続く、G・ピスタリーノ論文は、ジェノヴァが十字軍国家に対してどのような経済的・軍事的貢献をなし、その見返りとして特権を獲得していったのかを検討している⁽⁴⁾。同じく、ジェノヴァを中心としたものとしては、M・バラールが海運史全般を、L・バレットは13世紀後半に広く地中海域で活動した公証人について、S・オリゴネは13世紀半ばの交易史

⁽¹⁾ Airdi, G. e Kedar, B. (a cura di), *I comuni italiani nel regno crociato di Gerusalemme*, Genova, 1986. (以下、*comuni* と略記)

⁽²⁾ Ashtor, E., “Il regno dei crociati e il commercio di Levante”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 15-56.

⁽³⁾ Heyd, W., *Geschichte des Levantehandels im Mittelalter*, 2 Bde, Stuttgart, 1879; Shaube, A., *Handelsgeschichte der romanischen Völker des Mittelmeergebeits bis zum Ende der Kreuzzüge*, München, 1906.

⁽⁴⁾ Pistarino, G., “Genova e il vicino oriente nell’epoca del regno latino di Gerusalemme”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 57-139.

を扱っている⁽⁵⁾。これらと少し視角を異にするのがB・ケダル論文であり、彼はエルサレム王国史の文脈でジェノヴァの特権文書を扱う⁽⁶⁾。ヴェネツィアに関しては、J・ライリー＝スミスが十字軍史の文脈でティール占領に至るヴェネツィアの軍事活動に着目し、M・ポッツァはヴェネツィアとシャルル1世・ダンジューとの関係の推移を追い、D・ヤコービーはこれまで看過されてきたヴェネツィアの商業マニュアルを紹介・分析する⁽⁷⁾。少し幅広い視野からは、M・ファヴロー＝リーリエが1220年代に締結されたジェノヴァ・ピサ・ヴェネツィア間の休戦協定の背景をエルサレム王国の状況の中で探求し、D・プリングルは旧十字軍国家領域での発掘調査から交易史を問い直し、G・アイラルディはロンバルディアと第1回十字軍との関係についての史学史を紹介する⁽⁸⁾。以下、イスラーム圏をも含めた地中海域におけるピサの活動・発展の動向を記したM・タンゲローニ、エルサレム王国におけるアンコーナの特権獲得と交易圏の拡大を描いたD・アブラフィア、商業・交易都市としてのアマルフィ史を概観したB・フィリウオーロ、第1回十字軍の時からアンジュー家支配期までのシチリア王国とエルサレム王国との関係の歴史を解りやすく提示したS・フォダーレ、13世紀の同時代人によるヨーロッパ世界におけるイタリアの諸コムーネに対する悪しきイメージを文化史的に展開したS・シェイン、発掘されたアッコン領内の村落の境界を示す石標についてコメントするR・フランケルの各論が続く⁽⁹⁾。プリングルとフランケルによる考古学的見地からの研究成果が加わっていることは近年の十字軍国家史研究の動向を反映しているものの、ケダルとライリー＝スミス以外の研究者たちは、十字軍国家とヨーロッパ商業都市との関係を考察することにおいて、十字軍国家の様相・様

⁽⁵⁾ Balard, M., “Les transports maritimes génois vers la Terre Sainte”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 141-174; Balletto, L., “Fonti notarii genovesi del secondo Ducento per la storia del Regno Latino di Gerusalemme”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 175-279 (以下、“notarii”と略記); Origone, S., “Gonova, Costantinopoli e il Regno di Gerusalemme (prima metà sec. XIII)”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 281-316.

⁽⁶⁾ Kedar, “Genoa’s Golden Inscriptions in the Church of the Holy Sepulchre: A Case for the Defence”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 317-335. (以下、“Golden”と略記)

⁽⁷⁾ Riley-Smith, J., “The Venetian Crusade of 1122-1124”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 337-350 (以下、“Venetian”と略記); Pozza, M., “Venezia e il Regno di Gerusalemme dagli Svevi agli Angioini”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 351-399 (以下、“Venezia”と略記); Jacoby, D., “A Venetian Manual of Commercial Practice from Crusader Acre”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 401-428.

⁽⁸⁾ Favreau-Lilie, M., “Friedenssicherung und Konfliktbegrenzung: Genua, Pisa und Venedig in Akkon, ca. 1200-1224”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 429-447 (以下、“Friedenssicherung”と略記); Pringle, D., “Pottery as Evidence for Trade in the Crusader States”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 449-475; Airdi, “I Lombardi all’Anconita”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 477-496.

⁽⁹⁾ Tangheroni, M., “Pisa e il regno crociato di Gerusalemme”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 497-521; Abulafia, D., “The Anconitan Privileges in the Kingdom of Jerusalem and the Levant Trade of Ancona”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 523-570; Figliuolo, B., “Amalfi e il Levant nel Medioevo”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 571-664; Fodale, S., “Regno di Sicilia e regno di Gerusalemme”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 665-677; Schein, S., “From ‘Milites Christi’ to ‘Mali Christiani’”. The Italian Communes in Western Historical Literature”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 679-689; Frankel, R., “I cippi confinari gebovesi del Kibbutz Shomrat”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 691-695.

態を解明することを目的とはせず、商業都市史の全体像を描くための材料の一つとして十字軍国家史研究を援用するに留まっている。そして、このような全体的傾向は、現在においても基本的には変わらないのである⁽¹⁰⁾。

このような傾向の中において、十字軍国家史を主眼とした上で商業都市との関係を問うた初めての成果は、J・ラ・モントに帰することができる。彼の目的は、なぜエルサレム王国は約200年の間存続したのか、という問いに解答を与えることであった。その中で彼は、騎士修道会と同様に諸商業都市も、王国の防衛のために人力を提供する一方で、財産・特権を獲得していくことにより王国を弱体化させた、すなわち、これらの勢力は王国を維持すると同時にその滅亡の要素となった、と考えたのである⁽¹¹⁾。これに対して、ライリー＝スミスは、従来の研究が商業都市の発展に主眼を置くあまり、在地の状況をまったく考慮に入れていない、ということの問題点として指摘した上で、商業都市による特権の獲得状況はラ・モントが考えるほど単純ではなかった、すなわち、十字軍国家の領主たちは、野放図に商業都市に経済的な諸特権を付与していたわけではなく、様々な形で制限も加えていた、ということを示していく⁽¹²⁾。J・プラワーも、商業都市に対して裁判権などが付与される場合、往々にして様々な条件が付加されて、その行使に制約が加えられていたことを明らかにしている⁽¹³⁾。ただし、ライリー＝スミスが証明しようとしたのは、決して十字軍国家は経済面においてヨーロッパの商業都市に全面的に依存していたわけではないということであり、プラワーが明らかにしたかったのは、十字軍国家に商業都市が所有する「植民地 (colony)」の中の社会的活動の実態であった。すなわち、あくまでも前者は経済史、後者は社会史という枠組みの中で論を展開しているのである。

以上、簡単に研究状況を見てきた。ここにおける筆者の目的は、従来の研究を逐一否定・修正していくのではなく、それらが与えてくれる情報を十字軍国家構造の解明という文脈の中で問い直していくことである。従って、筆者は視角および目的をラ・モントと共有

⁽¹⁰⁾ 主立ったもののみ挙げておくと、Ablafia, "Trade and Crusade, 1050-1250", Goodich, M., Menache, S. and Schein (eds.), *Cross Cultural Convergences in the Crusader Period. Essays Presented to Aryeh Grabois on his Sixty-Fifth Birthday*, New York, 1995, pp. 1-20; Jacoby, "The Venetian Privileges in the Latin Kingdom of Jerusalem: Twelfth and Thirteenth-Century Interpretations and Implementation", Kedar, Riley-Smith and Hiestand, R. (eds.), *Montjoie*, Aldershot, 1997, pp. 155-175 (以下、"Venetian"と略記); Id., "The Trade of Crusader Acre in the Levant Context: an Overview", *Archivio storico del sannio*, n. s., 3, 1998, pp. 103-120; Id., "The Supply of War Materials to Egypt in the Crusader Period", *Jerusalem Studies in Arabic and Islam*, 25, 2001, pp. 102-132; Id., "Mercanti genovesi e veneziani e le loro merci nel Levant crociato", Ortalli, G. e Punch, D. (a cura di), *Genova, Venezia, il Levante nei secoli XII-XIV*, Genova, 2001, pp. 213-256; Favreau-Lilie, *Die Italiner im Heiligen Land von ersten Kreuzzug bis zum Tode Heinrichs von Champagne (1098-1197)*, Amsterdam, 1989. (以下、*Italiner*と略記)

⁽¹¹⁾ La Monte, J., *Feudal Monarchy in the Latin Kingdom of Jerusalem 1100-1291*, Cambridge, 1932, pp. 224-275.

⁽¹²⁾ Riley-Smith, "Government in Latin Syria and the Commercial Privileges of Foreign Merchants", Baker, D. (ed.), *Relations between East and West in the Middle Ages*, Edinburgh, 1973, pp. 109-132. (以下、"Privilege"と略記)

⁽¹³⁾ Praver, J., *Crusader Institutions*, Oxford, 1980 (以下、*Institutions*と略記), pp. 217-249; Id., "Social Classes in the Crusader States: The Franks", Zacour, N. and Hazard, H. (eds.), *A History of the Crusades*, 5, Wisconsin, 1985 (以下、"Franks"と略記), pp. 171-192.

していると言える。また、結論を先に言うと、大枠においてはラ・モントの見解は正しいかもしれないが、筆者にとって一番大きいと思われる問題は、彼が商業都市による特権・財産獲得状況を直線的・累積的に考えている点である。しかし、より重要なのは、その変遷・変容を追うことであり、そのメカニズムを明らかにすることであり、さらにそこから十字軍国家の構造を解明していくことなのである⁽¹⁴⁾。

⁽¹⁴⁾ 本稿で分析対象とする証書およびそれに類する史料は次の通り。Beaugnot, A., “Chartes”, *Recueil des historiens des croisades, lois*, 2, Paris, 1843 (以下、Chartes と略記) ; Berger, E. (éd.), *Les registres d’Innocent IV*, 4 tomes, Paris, 1884-1921 (以下、Berger と略記) ; Berggötz, O. (hrsg.), *Der Bericht des Marsilio Zorzi*, Frankfurt a. M., 1991 (以下、Berggötz と略記) ; Blancard, L. (éd.), *Documents inédits sur le commerce de Marseille au moyen âge*, 2 tomes, Marseille, 1884, 1885 ; Bresc-Bautier, G. (éd.), *La cartulaire de l’église du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, Paris, 1984 (以下、Bresc-Bautier と略記) ; Bruel, A. (éd.), “Chartes d’Adam, abbé de N.-D. du Mont-Sion”, *Revue de l’orient latin*, 10, Paris, 1904 ; Camera, M. (a cura di), *Memorie storico-diplomatiche dell’antica città e ducato di Amalfi : cronologicamente ordinate e continuate sino al secolo XVIII*, 2 volumi, Salerno, 1876, 1881 (以下、Camera と略記) ; Chalamdon, F. (éd.), “Un diplôme inédit d’Amaury I roi de Jérusalem en faveur de l’abbaye du Temple-Notre-Deigneur (Acre, 6-11 avril 1166)”, *Revue de l’orient latin*, 8, Paris, 1900 ; Clermont-Genneau, C., “Deux chartes de croisés dans des archives arabes”, *Recueil d’archéologie orientale*, 6, 1905, pp. 1-30 (以下、Clermont-Genneau と略記) ; Delaborde, H. (éd.), *Chartes de la Terre Sainte provenant de l’abbaye de Notre-Dame de Josaphat*, Paris, 1880 (以下、Delaborde と略記) ; Desimoni, C., “Actes passés en 1271, 1274 et 1279 à l’Aïas (Petite Arménie) et à Beyrouth par devant des notaires génois”, *Archives de l’orient latin*, 1, Paris, 1881 ; Id. (éd.), “Quatre titres des propriétés des Génois à Acre et à Tyr”, *Revue de l’orient latin*, 2, Paris, 1894 (以下、Desimoni と略記) ; Hiestand, R. (Hrsg.), *Papsturkunden für Templer und Johanniter*, Göttingen, 1972 ; Id. (Hrsg.), *Papsturkunden für Templer und Johanniter, Neue Folge*, Göttingen, 1984 ; Id. (Hrsg.), *Papsturkunden für Kirchen im Heiligen Lande*, Göttingen, 1985 ; Imperiale, C. (a cura di), *Codice diplomatico della repubblica di Genova*, 3 vols., Roma, 1936, 1938, 1942 (以下、Imperiale と略記) ; Kohler, C. (éd.), “Documents inédits concernant l’orient latin et les croisades (XIIe-XIVe siècle)”, *Revue de l’orient latin*, 7, Paris, 1899 ; Id. (éd.), “Chartes de l’abbaye de Notre-Dame de la vallée de Josaphat en Terre Sainte (1108-1291)”, *Revue de l’orient latin*, 7, Paris, 1899 (以下、Kohler と略記) ; Id. (éd.), “Un rituel et un bréviaire du Saint-Sépulcre de Jérusalem (XIIe-XIIIe siècle)”, *Revue de l’orient latin*, 8, Paris, 1900 ; Langlois, E. (éd.), *Les registres de Nicolas IV*, 4 tomes, Paris, 1886-1893 (以下、Langlois と略記) ; Migne, J.-P. (éd.), *Patrologiae crusus completes, series latina*, 200, Paris, 1855 (以下、Migne と略記) ; Le Roulx, J. (éd.), “Trois chartes du XIIe siècle concernant l’ordre de St. Jean de Jerusalem”, *Archives de l’orient latin*, 1, Paris, 1881 (以下、Trois と略記) ; Id. (éd.), *Les Archives, la bibliothèque et le trésor de l’ordre de Sainte-Jean de Jérusalem à Malte*, Paris, 1883 (以下、Archives と略記) ; Id. (éd.), “L’ordre de Montjoye”, *Revue de l’orient latin*, 1, Paris, 1893 ; Id. (éd.), *Cartulaire général de l’ordre des Hospitaliers de S. Jean de Jérusalem*, 4 tomes, Paris, 1894-1906 (以下、Cartulaire と略記) ; Id. (éd.), “Inventaire de pièces de l’ordre de l’hospital”, *Revue de l’orient latin*, 3, Paris, 1895 (以下、Inventaire と略記) ; Id. (éd.), “Chartes de terre sainte”, *Revue de l’orient latin*, 11, Paris, 1908 (以下、Terre と略記) ; de Marsy, A. (éd.), “Fragment d’un cartulaire de l’ordre de Saint-Lazare, en Terre Sainte”, *Archives de l’orient latin*, 2, Paris, 1884 (以下、Marsy と略記) ; Id., “Documents concernant les seigneurs de Ham, connétabes de Tripoli, 1227-1228”, *Archives de l’orient latin*, 2 (以下、Tripoli と略記) ; Mas Latrie, M., *Histoire de l’île de Chypre sous le règne des peinces de la maison de Lusignan*, 3 tomes, Paris, 1855-1861 (以下、Mas Latrie と略記) ; Mayer, H. (Hrsg.), *Marseilles Levantehandel und ein akkonensisches Fälscheratelier des 13. Jahrhunderts*, Tübingen, 1972 (以下、Marseilles と略記) ; Id. (bearb.), *Die Urkunden der lateinischen Könige von Jerusalem*, 4 Bde., Hannover, 2010 (以下、Urkunden と略記) ; Müller, G. (a cura di), *Documenti sulle relazioni delle città Toscane coll’oriente cristiano e coi Turchi*, Firenze, 1879 (以下、Müller と略記) ; Paoli, S. (ed.), *Codice diplomatico del sacro militare ordine Gerosolimitano*, 2 vols., Lucca, 1733-1737 (以下、Paoli と略記) ; Patthast, A. (ed.), *Regesta pontificum romanorum*, 2 vols., Berlin, 1874, rep. Graz, 1957 (以下、Patthast と略記) ; Rey, E., *Recherches géographiques et historiques sur la domination des latins en orient*, Paris, 1877 (以下、Rey と略記) ; Riant, C. (éd.),

1. ハッティーンの戦いまでの状況

1186年3月12日付の教皇ウルバヌス3世の書簡に明記されている通り〔表1-59〕、ジェノヴァが第1回十字軍に際して多くの十字軍士を派遣し、十字軍国家の建設に当たって多大なる貢献をなしたことは周知のところであろう。その見返りとして、ジェノヴァには最初期から土地や財産などが譲渡されていくが〔表1-2・3・6・7・11など〕、ここで注目されるべきは、ジェノヴァ側も十字軍国家の支配者たちに軍事援助の宣誓をしている、ということである〔表1-1・8〕。我々は、ここにある種の封建主従関係を確認することができるが、それが最も明瞭な形で現れているのが、ジェノヴァ市民のグリエルモ（1世）・エンブリアコが、ジブレ領主としてトリポリ伯の封建家臣になったことである〔表1-10〕。エンブリアキ家についての詳細は後述するとして、このようにして十字軍国家の社会に入り込んでいったジェノヴァとは異なり、ヴェネツィアやピサはあくまでも交易拠点の獲得を主目的としていたように見える〔表1-4・5・9・12〕。このことは、ジェノヴァへの譲渡物には村落も含まれている、ということによって裏書きされるであろう。

しかし、1123年に一つの変化が生じる。周囲を十字軍国家に囲まれながら、都市ティールのイスラーム勢力はフランク人からの攻撃を跳ね返し続けていた。そこに、教皇カリクストゥス2世の呼びかけに応じて、ヴェネツィア人たちが十字軍士としてやって来て、ティールの占領に大きく貢献した⁽¹⁵⁾。その返報として、当時捕囚中であったボードゥアン2世に代わって、エルサレム総大司教ガアルムンドゥスや王国のバロンたちが、ヴェネツィアに対してティールの1/3の区画を含む様々な土地・特権を付与した。いわゆる、「パクトゥム・ガアルムンディ（*Pactum Warmundi*、グウアルムンドゥスの協約）」である〔表1-13〕。この協定は、ボードゥアン2世の保釈後、「ボードゥアンの特権（*privilegium Balduini*）」として、国王によって追認されることとなった〔表1-14〕。これらに共通するもので特記すべきは、裁判権の付与および難破船規定である。これにより、領主特権の一部をヴェネツィア側が手に入れたことになるのである。ただし、「協約」と「特権」の内容は、まったく同じというわけではなかった。この点に関しての詳細はヤコービーやファヴロー＝

“Privilèges octroyés à l’ordre teutonique”, *Archives de l’orient latin*, 1; Societate regia studii rerum patriae pronovendis instituta (cura.), *Liber iurium reipublicae Genuensis*, 1 (= *Historiae patriae monumenta*, 7), Avgvstate Tavrinatorum, 1854 (以下、*Liber* と略記); Röhricht, R. (comp.), *Regesta regni Hierosolymitani, MXCVII-MCCXCI*, Innsbruck, 1893 (以下、*Regesta* と略記); Id., (comp.), *Regesta regni Hierosolymitani, MXCVII-MCCXCI. Additamentum*, Innsbruck, 1904. (以下、*Regesta Add.* と略記); Rozière, E. (éd.), *Cartulaire de chapitre du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, Paris, 1849 (以下、Rozière と略記); Strehlke, E. (Hrsg.), *Tabulae ordinis Theutonici*, Berlin, 1869 (以下、Strehlke と略記); Tafel, G. und Thomas, G. (Hrsg.), *Urkunden zur älteren Handels- und Staatsgeschichte der Republik Venedig mit besonderer Beziehung auf Byzanz und die Levante vom neunten bis zum ausgang des fünfzehnten Jahrhunderts*, 3 Bde., Wien, 1857 (以下、Tafel-Thomas と略記).

⁽¹⁵⁾ 詳細については、Riley-Smith, “Venetian”, pp. 337-350. を参照。

表1 十字軍国家におけるヨーロッパ商業都市に関連する文書（ハッティーンの戦いまで）

| 整理番号 | 発給年月日 | 発給者 | 発給地 | 対象 | 概要 | 典拠 |
|------|---------------------|--------------------|-----------|---------------------------------|--|---|
| 1 | 1098 | 7人のジェノヴァ市民 | アンテイオキア | アンテイオキア侯ボエモンド1世 | アンテイオキアの防衛を誓約 | <i>Regesta</i> , no. 16 |
| 2 | 1101. (4.25.頃) | ボードウアン1世 | ヤッファ | ジェノヴァ | ヤッファの区画を譲渡 | <i>Urkunden</i> , no. 21 |
| 3 | 1101.11.22. | アンテイオキア侯の摂政タンクレディ | (アンテイオキア) | ジェノヴァ | 聖シメオン港からの収益の1/3の譲渡、およびラオデイケア港からの収益の半分の譲渡、およびラオデイケアの町の中を通りや教会のおよび所有、およびジブレが占領された場合にはその土地の譲渡などを承認 | <i>Imperiale</i> , 1, no. 12 (= <i>Regesta Add.</i> , no. 35) |
| 4 | (1104.5.6.) | ボードウアン1世 | | ヴェネツィア | アッコンの港の使用権などを承認 | <i>Urkunden</i> , no. 26 (= <i>Tafel-Thomas</i> , no. 30; <i>Regesta</i> , no. 31) |
| 5 | (1104.5.6.) | ボードウアン1世 | | ヴェネツィア | アッコンの1/3の区画を譲渡 | <i>Urkunden</i> , no. 27 |
| 6 | (1104.5.26.?) | ボードウアン1世 | | ジェノヴァ | エルサレム・ヤッファ・カエサレア・アルスール・アッコンのそれぞれ1/3の区画を譲渡・承認 | <i>Urkunden</i> , no. 28 (= <i>Liber</i> , 1, no. 9; <i>Imperiale</i> , 1, no. 18; <i>Regesta</i> , no. 45) |
| 7 | 1104. (5.26.-9.23.) | ボードウアン1世 | エルサレム | ジェノヴァ | 「援助 (auxilium)」の見返りにアルスールの1/3の区画と一つの村落、カエサレアの1/3の区画、アッコンの1/3の区画と一つの村落、(征服された場合には) カイロの1/3の区画と三つの村落、およびアッコン港からの収益の1/3、およびエルサレムとヤッファの町の中の通り、および300バザントを譲渡・承認 | <i>Urkunden</i> , no. 29-B (= <i>Liber</i> , 1, no. 8; <i>Imperiale</i> , 1, no. 15; <i>Regesta</i> , no. 43; <i>Regesta Add.</i> , no. 43) |
| 8 | 1104 (1105) | ジェノヴァのコンソリー | | ボードウアン1世 | いかなる時でも、どのような敵に対しても、王国を防衛するために戦うという宣誓 | <i>Liber</i> , 1, no. 10 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 16; <i>Regesta</i> , no. 46) |
| 9 | 1108 | アンテイオキア侯の代理人タンクレディ | | ピサ | 「援助 (auxilium)」の見返りにアンテイオキアおよびラオデイケアにおける所有物、およびアンテイオキア侯領内における自由交易権を承認 | Müller, no. 1 (= <i>Regesta</i> , no. 53) |
| 10 | 1109.6.26. | トリポリ伯バルトラン | | グリエルモ・エンブリアコを始めとするジェノヴァのコンソリーたち | ジブレとその周辺域、ロジェ城とその周辺域、トリポリの1/3の区画、および都市トリポリ内外の自由交易権を譲渡・承認 | <i>Liber</i> , 1, no. 11 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 24; <i>Regesta</i> , no. 55) |

| | | | | | | | |
|----|--------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|---------|--|---|---|
| 11 | 1109 | ボードゥアン1世 | ジェノヴァ | | | 「援助 (auxilium)」の見返りにアルスールの1/3の区画と一つの村落、カエサレアの1/3の区画、アッコンの1/3の区画と一つの村落、(征服された場合には) カイロの1/3の区画と三つの村落を譲渡・承認 | <i>Urkunden</i> , no. 29-G (= <i>Regesta</i> , no. 43; <i>Regesta Add.</i> , no. 43) |
| 12 | 1117.2. | トリポリ伯ボンス | ヴェネツィア | | | トリポリ内の家屋の所有の承認 | Tafel-Thomas, no. 36 (= <i>Regesta</i> , no. 84) |
| 13 | 1123. (1124.1.20.-2.15.) | エルサレム総大司教グァレルムンドゥスとコネタブルのギヨーム・ド・ブーリ | ヴェネツィア | アッコン | | 関税免除特権 (ただし、巡礼者の運搬を除く)、ヴェネツィアの交易相手からは1/3以上の関税をかけること、アッコンに所有する区画の一部変更、裁判権 (ヴェネツィアの「法 (iustitia) と慣習 (consuetudines)」を有するが、ただし「それに対する国王の上位性 (quas rex super suos)」)、ヴェネツィアに属する財産の完全保証、テールおよびアスカロンの1/3とその周辺域などの所有、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認 (パクトゥム・グァアルムンディ) | <i>Urkunden</i> , no. 764 (= Tafel-Thomas, no. 40; <i>Regesta</i> , no. 102; <i>Regesta Add.</i> , no. 102) |
| 14 | 1125.5.2. | ボードゥアン2世 | ヴェネツィア | アッコン | | パクトゥム・グァアルムンディの承認 (ただし、巡礼者の運搬に関して、慣例に基づいて収益の1/3を国王に、また裁判権に関して、ヴェネツィア市民とそれ以外の者との間の係争については「国王の宮廷にて (in curia regis)」、およびテールの防衛に関して1/3を「奉仕 (servitium)」として負担すること)、およびアッコン内の家屋の所有、およびcannis村の所有、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認 | <i>Urkunden</i> , no. 93 (= Tafel-Thomas, no. 41; <i>Regesta</i> , no. 105; <i>Regesta Add.</i> , 105) |
| 15 | 1127.12. | アンテイオキア侯ボエモンド2世 | ジェノヴァ (およびサヴォイアとノーリ) | アンテイオキア | | これまでの特権・財産 (聖シメオン港と土地の1/3、ラオディケアの市場や通りなど) を承認、さらに「もしお前たちの助力とにもにさなる物を余が獲得した場合 (si vero aliquid cum vestro auxilio adquisiero)」、および、「余に安全を提供した者たちに (qui... michi securitatem facient)」さらなる物を与えるであろうことを約束 | <i>Liber</i> , 1, no. 20 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 47; <i>Regesta</i> , no. 119) |
| 16 | 1134 | エルサレム総大司教ギレルムスの前書官バルドゥイスとペルナル・ボシエ | ジェノヴァ大司教シルス2世とジェノヴァコンソラーレたち | | | ジェノヴァとピサとの和平交渉において、ピサ側が拒否したことを、すぐにエルサレム総大司教と国王に伝達するように要請 | <i>Liber</i> , 1, no. 35 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 70; <i>Regesta</i> , no. 153) |

| | | | | | | |
|----|------------|--|--------|-----------------------|---|---|
| 17 | 1136.4.13. | フルク | ナブルス | マルセイユ | 「援助 (juvamen et consilium)」の見返りとして、自由交易権の承認、およびアッコン・エルサレムの区画と教会の所有の承認、およびヤツファアの商館からの収益の一部 (400 バザント) を「貨幣封 (feodum)」として譲渡 | <i>Urkunden</i> , no. 132 (= <i>Mar-seilles</i> , no. 1; <i>Regesta</i> , no. 163) |
| 18 | 1140.5. | アンテイオキア侯 レーモン1世 | ヴェネツィア | ヴェネツィア | アンテイオキアの港の使用権、商館・家屋などの所有、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること、および侯のクーリアにおいてヴェネツィアの法に基づき審議される権利を承認 | Tafel-Thomas, no. 46 (= <i>Regesta</i> , no. 197) |
| 19 | 1144.5. | ニコラ・エンブリアコ の息子のウーゴ | ジェノヴァ | ジェノヴァ | コンソレーレのフィリッポ・デイ・ランベルトとタンクレディ・デイ・マウロ立ち会いの下、グリエルモ・エンブリアコに対する敵対行為 (ジブレにおける財産の侵害) を取らないように、そしてその親族とムーネとの間の関係を常に友愛なるものにするように努めることを誓約 | <i>Liber</i> , 1, no. 89 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 133; <i>Regesta</i> , no. 224) |
| 20 | 1144 | アンテイオキア侯 レーモン1世 | ジェノヴァ | ジェノヴァ | ボエモンド1世・タンククレディ・ボエモンド2世によって与えられた特権・財産を承認 | <i>Liber</i> , 1, no. 95 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 140; <i>Regesta</i> , no. 228) |
| 21 | 1147.1. | アンササルド・マ ローネをはじめと するジェノヴァの コンソレーレたち | ジェノヴァ | ジェノヴァ | ニコラ・エンブリアコとその息子や相続人たちによって1145年になされたジブレの財産 (1125年にグリエルモに与えられた、ラオディケアやアンテイオキアの所領) に関する訴訟に対して、被告 (グリエルモ) に対して300リラの示談金を原告に支払うように提案 | <i>Liber</i> , 1, no. 137 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 170; <i>Regesta</i> , no. 247) |
| 22 | 1152.9.23. | ボードゥアン3世 | エルサレム | マルセイユ | 「援助 (juvamen et consilium)」の見返りとして、エルサレム・アッコンの区画、および「援助 (auxilium)」の見返りとしてヤツファア＝アスカロン領内の Ramie 村の半分を3,000 バザントで貸与 | <i>Urkunden</i> , no. 227 (= <i>Mar-seilles</i> , no. 2; <i>Regesta</i> , no. 276) |
| 23 | 1153.5. | アンテイオキア侯 ルノー・ド・シャ ティヨン | ジェノヴァ | ヴェネツィア | これまでの特権・財産、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること、および裁判権の所有を承認 | Tafel-Thomas, no. 55 (= <i>Regesta</i> , no. 282) |
| 24 | 1154.1. | グリエルモ・ニ ゲッロをはじめと するジェノヴァの コンソレーレたち | ジェノヴァ | ジブレ領主グリエルモ・ エンブリアコ | ムーネが所有するジブレの町を29年間、年に270リラをムーネに、年に100リラを聖ラウレンティーン教会に納めるという条件下で貸与することを承認 | <i>Liber</i> , 1, no. 197 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 246; <i>Regesta</i> , no. 286) |

| | | | | | | |
|----|-------------|--------------------------------|---------|------------------|---|--|
| 25 | 1154.1. | グリエルモ・ニゲッロをはじめとするジェノヴァのコンソレータチ | ジェノヴァ | ウーゴとニコラのエンブリアコ兄弟 | ジェノヴァがアンテンティオキアに持つすべての財産を29年間、年に80リラをコムネに納めるという条件の下で貸与 | <i>Liber</i> , 1, no. 196 (=Imperiale, 1, no. 248; <i>Regesta</i> , no. 285) |
| 26 | 1154.5.10. | アンティオキア侯ルノー・ド・シヤティヨン | アンティオキア | ピサ | ラオデイクエアおよびアンテンティオキアにおける所有物・特権の承認およびピサの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること(なお、ラオデイクエアの港の所有者はグリエルモ・エンブリアコ)、ピサ市民の間の係争に関する裁判権(ただし、ピサ市民と侯の家臣の間の係争は「余のクーリアで (in curia nostra)」裁判すること)を承認 | Müller, no. 4 (=Regesta, no. 292) |
| 27 | 1155.11-12. | 教皇ハドリアヌス4世 | ベネヴェント | ボードゥアン3世 | エルサレム王国領内においてジェノヴァが被った損害や船の差し押さえに對して賠償をなすように、およびジェノヴァのアッコン副伯の財産・権利を侵害しないように命令 | Imperiale, 1, no. 273 (=Regesta, no. 312) |
| 28 | 1156.11.2. | ボードゥアン3世 | アッコン | ピサ | これまでの争いの和および没収した財産の返還(ただし、国王と国王の家臣に関する物の返還(ただし、エルサレム総大司教、カエサレミアであり、エルサレム総大司教、カエサレミアの者たち、聖母マリヤ・ラティエーナ修道院庭に関する物は除く)、およびエジプトに造船資材や鉄などを売却しようとしたために捕らえられた者たちの釈放、およびティール内における殺人事件を除く裁判権および副伯の配置(ただし、「遺産に関する係争は余のクーリアに差し戻し、余のクーリアにて余の公正さと分別に基づいて裁きをなす (Reverso tamēn mea curia querimoniam traditionis mortis, quam in mea curia iudicare faciam secundum iustitiam et rationes meas)」の承認、およびティール内外の土地の譲渡、およびティール港近くの家屋を無税で所有すること(ただし、ピサの船が運搬した巡礼者やピサ市民以外の者たちに関しては、国王が税を徴収する)の承認、およびこれまでの特権の承認 | <i>Urkunden</i> , no. 242 (=Müller, no. 5; <i>Regesta</i> , no. 322) |
| 29 | 1157.6.2. | ヤッファ=アスカロン伯アモリー | アスカロン | ピサ | ヤッファにおける家屋などの財産の承認 | <i>Urkunden</i> , no. 291 (=Müller, no. 6; <i>Regesta</i> , no. 324) |
| 30 | 1161 | アッコン司教ギレルムス | アッコン | アマルフィ | アッコンに居住するアマルフィ市民に墓地のための土地を譲渡 | Camera, 1, p. 200 (=Regesta, no. 372) |

| | | | | | | |
|----|--------------------|-------------------------|--------|--|--|---|
| 31 | 1162.6.9. | 神聖ローマ皇帝フリードリヒ1世 | パヴィア | ジェノヴァ | 帝国領内外で「封 (foedum)」として授与したものの承認 | <i>Urkunden</i> , no. App. III/2 (=Imperiale, I, no. 308) |
| 32 | 1163.6. | トリポリ伯レーモン3世 | エルサレム | アマルフィ | ラオディケアアの土地や家屋を1200ペザントで貸与(ただし、この土地に関する係争は伯のクーリアアで審議される) | <i>Camera</i> , I, p. 202 f. (=Regesta, no. 380) |
| 33 | 1163 | バツレヘム司教ラドルフス | エルサレム | マルセイユ | アッコシオン領内のRomadet村と家屋を借金(1211ペザント)の担保として譲渡 | Rey, p. 21 f. (=Marseilles, no. 3; Regesta, no. 386) |
| 34 | 1163 | アンテイオキア侯ボエモンド3世 | | アマルフィ | ラオディケアアにおける自由交易権、および半分の区画における裁判権を1300ペザントで貸与 | <i>Camera</i> , I, p. 202 (=Regesta, no. 388) |
| 35 | 1164.8. | (ヴェネツィア市民の)ヴァイタール・ミカエーレ | ヴェネツィア | 聖マルコ教会 | ポードウアン2世から授けられた年300マルクの収益を譲渡(ただしそれはアルクによって没収されたので、回復された場合の話として) | Tafel-Thomas, no. 59 (=Regesta, no. 402) |
| 36 | 1165.3.15. | アモーリー | アッコ | ピサ | ティール港の土地と家屋の所有を承認(ただし、「ピサ側の便宜によって、常に軍勢が通行できるようにする限りにおいて (quatinus iposorum commodiati in sempiternum expeditum pateat)」) | <i>Urkunden</i> , no. 311 (=Müller, no. 9; Regesta, no. 412) |
| 37 | 1165.5.13. | 教皇アレクサンデル3世 | ブールジュ | ヴェネツィア | ティールの聖マルコ教会の所有を承認 | Tafel-Thomas, no. 60 (=Regesta, no. 415) |
| 38 | 1167 (1169).10.12. | 教皇アレクサンデル3世 | | アモーリー | ジェノヴァが王国領内に持つこれまでの特権・所有物の回復を要請 | <i>Liber</i> , I, no. 254 (=Imperiale, 2, no. 27; Regesta, no. 438) |
| 39 | 1167 (1169).10.13. | 教皇アレクサンデル3世 | | エルサレム総大司教アルリックスなどのエルサレム王国領内の高位聖職者たちやテンプル騎士修道会総長ベバラン・ド・ブラランシュフォール | ジェノヴァが王国領内に持つこれまでの特権・所有物の回復を要請 | <i>Liber</i> , I, no. 255 (=Imperiale, 2, no. 28; Regesta, no. 438) |
| 40 | 1167 | アンテイオキア侯ボエモンド3世 | | ヴェネツィア | アンテイオキア侯国内における関税の半分免除および自由交易権および裁判権、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認を付与 | Tafel-Thomas, no. 61 (=Regesta, no. 434) |

| | | | | | | |
|----|-------------|----------------------------|--------|--------|---|---|
| 41 | 1168.3. | ジブレ領主ウーゴ2世・エンブリア | ジブレ | ジェノヴァ | ジブレにおける関税免除を承認 | <i>Liber</i> , 1, no. 256 (=Imperiale, 2, no. 30; <i>Regesta</i> , no. 445) |
| 42 | 1168.5.18. | アモリー | アッコ | ピサ | アレクサンドリア攻撃における「良き奉仕 (bonum servitium)」の見返りとして、アッコンの土地と教会の建造権、および国王裁判権に服するという条件の下、殺人を除いてはいかなる裁判権にも属さない (ただし、「そこ (ピサの区画) にも余の家臣、および王権の下に家屋・封・相続権のある財産を持つ者とは対象外とする (preter illos qui homines mei sunt et mansiones seu redditus et possessiones stabiles in regno meo hoabent)」) ことを承認 | <i>Urkunden</i> , no. 327. (Müller, no. 11; <i>Regesta</i> , no. 449) |
| 43 | 1168.10.20. | アモリー (トリポリ伯のバイイとして) | アスカロン | アマルフィ | トリポリ伯領内における特権や所有物を「奉仕義務なしに (sine servitio)」持つことを承認 | <i>Urkunden</i> , no. 337 (=Camera, 1, p. 203 f.; <i>Regesta</i> , no. 453) |
| 44 | 1169.9.16. | アモリー | アッコ | ピサ | (征服した後のこととして) エジプトにおける関税免除、およびカイロの区画と裁判権、および「奉仕義務なしに (sine servitio)」カイロの商館の収益の1年分、アレクサンドリア・ダミエッタ・タムニスにおける関税免除を承認 | <i>Urkunden</i> , no. 343. (Müller, no. 12; <i>Regesta</i> , no. 467.) |
| 45 | 1169.10. | アンテイオキア侯ボエモンド3世 | | ジェノヴァ | アンテイオキアおよびラオデイケア領内に持つ財産・特権の承認、および侯のクーリアにおいてジェノヴァに関する審議を迅速に行うこと、さらに「その助力で余が獲得するであろう物 (quam ego adquisiero eorum auxilio)」の譲渡を約束 | <i>Liber</i> , 1, no. 276 (=Imperiale, 2, no. 49; <i>Regesta</i> , no. 471) |
| 46 | 1170 | アンテイオキア侯ボエモンド3世 | | ピサ | ラオデイケア (なお、ラオデイケアの港の所有者はウーゴ2世・エンブリア) 内の家屋およびアンテイオキア内の家屋の所有、およびアンテイオキアにおける殺人事件を除く裁判権を承認 | Müller, no. 13 (=Regesta, no. 478) |
| 47 | 1175.6. | ヴェネツィアのドージェのセバスティアノー・ツィアーニ | ヴェネツィア | 聖マルコ教会 | コムーネがティールに保有する土地を譲渡 | Tafel-Thomas, no. 63 (=Regesta, no. 526) |

| | | | | | | | |
|----|------------|-----------------|-------------|-------|---|--|--|
| 48 | 1179.4.9. | | 教皇アレクサンデル3世 | ラテラノ | エルサレム総大司教やアンテイオキア総大司教をはじめとする十字軍国家の高位聖職者たち | これまでの教皇庁に対するジェノヴァの功績を思い出して「教皇特使としてのジェノヴァ大司教を受け入れるように命令 | Imperiale, 2, no. 117 |
| 49 | 1179.4.25. | 教皇アレクサンデル3世 | ラテラノ | ラテラノ | ジブレ領主ウーゴ2世・エンブリアアコ | 「その(ジェノヴァ)教会から封を授かっている(ab eorum ecclesia feudum habere)」者としての義務を怠らぬように命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 321 (=Imperiale, 2, no. 118; <i>Regesta</i> , 580) |
| 50 | 1179.4.26. | 教皇アレクサンデル3世 | ラテラノ | ラテラノ | ボードゥアン4世 | アモリーによって不当に没収された、聖地の回復に多大なる貢献をなしたジェノヴァにボードゥアン1世以来与えられた財産・特権を回復するように命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 322 (=Imperiale, 2, no. 119; <i>Regesta</i> , no. 438) |
| 51 | 1179.4.26. | 教皇アレクサンデル3世 | ラテラノ | ラテラノ | テンプル騎士修道会総長ウード・ド・サンタマン | 都市アッコンのジェノヴァの所領内に、同騎士修道会が不当にも家屋を建てたことよって生じた争いを、正義に基づいて収めるように命令 | Imperiale, 2, no. 120 |
| 52 | 1179.8.9. | トリポリ伯レーモン3世 | | | ピサ | トリポリ内の家屋の所有の承認 | Müller, no. 15 (=Regesta, no. 585) |
| 53 | 1182.8.25. | ボードゥアン4世 | | アッコン | ピサ | 「奉仕義務なしに(sine servitio)」所有地における家屋の建造権を持つことを承認 | <i>Urkunden</i> , no. 432 (=Müller, no. 19; <i>Regesta</i> , no. 617) |
| 54 | 1182 | (ブルジョワの)リシエルダ | | トリポリ | ピサ | 家屋を売却 | Müller, no. 20 (=Regesta, no. 621) |
| 55 | 1183 | アンテイオキア侯ポエモンド3世 | | | ヴェネツィア | アンテイオキア侯領内における自由往来権・自由交易権(ただし市場に持ち込んだ商品は免税の対象外)・安全保証、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認 | Tafel-Thomas, no. 68 (=Regesta, no. 632) |
| 56 | 1186.3.11. | 教皇ウルバヌス3世 | | ヴェローナ | ジブレ領主ウーゴ3世・エンブリアアコ | エルサレム総大司教・アンテイオキア総大司教・ピブルス司教・トリポリ司教がウーゴ3世に下した教会罰(破門?)について、ジェノヴァの教会とコミュニネに信仰の誓いをなした上で、1年分の収益を収めるように命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 351 (=Imperiale, 2, no. 152; <i>Regesta</i> , no. 580) |
| 57 | 1186.3.11. | 教皇ウルバヌス3世 | | ヴェローナ | アンテイオキア総大司教 | ウーゴ3世・エンブリアアコによるジェノヴァ・コムローネへの義務の不履行に対して、教会罰を科すように命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 352 (=Imperiale, 2, no. 153; <i>Regesta</i> , no. 580) |

| | | | | | | |
|----|------------|-----------|-------|------------------------------|--|--|
| 58 | 1186.3.12. | 教皇ウルバヌス3世 | ヴェローナ | トリポリ伯兼エルサレム国王の摂政のレーモン3世 | 教皇アレクサンデル3世やルキウス3世によって唆されたジブレ領主ウーゴ3世・エンブリアコに対し、ジェノヴァ・コムローネに対する忠誠をなすように促すことを命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 353 (=Imperiale, 2, no. 154; <i>Regesta</i> , no. 580) |
| 59 | 1186.3.12. | 教皇ウルバヌス3世 | ヴェローナ | ボードゥアン5世 | 聖地の回復に多大なる貢献をなしたジェノヴァに対して、ボードゥアン1世以来与えられた特権・財産を返還するように勧告 | <i>Liber</i> , 1, no. 345 (=Imperiale, 2, no. 155; <i>Regesta</i> , no. 438) |
| 60 | 1186.3.12. | 教皇ウルバヌス3世 | ヴェローナ | トリポリ伯兼エルサレム国王の摂政のレーモン3世 | ジェノヴァとの争いを迅速に解決するように、すなわち、ジェノヴァが正当にエルサレム・ヤッファ・カエサレア・アルスール・アッコに有する財産・特権を返還するように要請 | <i>Liber</i> , 1, no. 346 (=Imperiale, 2, no. 156; <i>Regesta</i> , no. 438) |
| 61 | 1186.3.13. | 教皇ウルバヌス3世 | ヴェローナ | エルサレム総大司教 | エルサレム国王およびトリポリ伯によって不当に奪われたジェノヴァの財産・特権の返還、およびに彼らとジェノヴァの和を促すように命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 347 (=Imperiale, 2, no. 157; <i>Regesta</i> , no. 438) |
| 62 | 1186.3.13. | 教皇ウルバヌス3世 | ヴェローナ | ナザレ大司教・テンプル騎士修道会総長・聖ヨハネ修道会総長 | エルサレム国王によって不当に奪われたジェノヴァの財産・特権の返還について仲裁をなすように命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 349 (=Imperiale, 2, no. 158; <i>Regesta</i> , no. 438) |
| 63 | 1186.3.13. | 教皇ウルバヌス3世 | ヴェローナ | 聖墳墓教会聖堂参事会総長および参事会員たち | ジェノヴァの特権・財産について記した書が聖墳墓教会に保管されているので、それを（隠蔽するのではなく）開示するように命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 350 (=Imperiale, 2, no. 159; <i>Regesta</i> , no. 438) |
| 64 | 1186.3.13. | 教皇ウルバヌス3世 | ヴェローナ | エルサレム総大司教 | 上のことを聖墳墓教会聖堂参事会員たちに遂行させるように命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 349 (=Imperiale, 2, no. 160; <i>Regesta</i> , no. 438) |
| 65 | 1186.3.13. | 教皇ウルバヌス3世 | ヴェローナ | トリポリ伯レーモン3世 | ジェノヴァが航行の支障を来しているため、トリポリの1/3を返還するように命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 355 (=Imperiale, 2, no. 161) |
| 66 | 1186.3.13. | 教皇ウルバヌス3世 | ヴェローナ | トリポリ司教 | 上のことをトリポリ伯が遂行するために、教会罰をもって圧力をかけることを命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 356 (=Imperiale, 2, no. 162) |

リーリエの分析に委ねるとして⁽¹⁶⁾、ここでは筆者にとって重要だと思われる点のみを指摘しておきたい。それは、ティールの町が国王とヴェネツィアとの間で分割所有されることになった、という点である。プラワーやヤコービーは、「特権」に含まれる軍事奉仕義務の規定を、国王によるヴェネツィアの封建家臣化と見なしている⁽¹⁷⁾。ただし、ここでの軍事奉仕義務は、あくまでもヴェネツィアが管轄する区画の防衛に過ぎない。むしろ、国王側の意図は、裁判権を制限することによって慎重でありつつも、ティールの町およびその周辺域を分割して共同統治体制を築くことにより、領主としてのアイデンティティーを共有する運命共同体を構築することにあつた。国王は自らの権力基盤の一部を失いつつも、ヴェネツィア側に堅持すべき支配領域を与えることによって、その軍勢力・人力を引き出そうとしたのである。すなわち、ヴェネツィア人たちによる自身の支配領域の防衛は、彼らの意図がそこにはなくとも、王国そのものの防衛を意味していたのである。

しかし、このような政策が一貫してその後も続いたかということ、そうではない。そもそも、時には結び付き、時には敵対しあう商業都市同士の関係、教皇庁や皇帝といったヨーロッパ勢力との関係、そして王国内においても国王によるパーソナリティーの違いなどが、問題を複雑なものにする。フルクの統治期になると、王国と商業都市との関係において、また幾つかの変化を見ることができる。まずは、マルセイユが明確な形でエルサレム王国領内における財産・特権を獲得していくことである。1136年4月13日発給のフルク証書に明記されているように、マルセイユは彼から貨幣封を授かることで、封建家臣として位置付けられている〔表1-17〕。封という用語は用いられていないものの、1152年9月23日に発給されたボードゥアン3世証書も、マルセイユと国王との間に同様の関係があつたことを示すものであろう〔表1-22〕。

その一方で、イタリア商業都市との関係は悪化していったようである。1134年、エルサレム王国からヨーロッパに派遣された使節団は、当時の教皇庁の分裂（インノケンティウス2世とアナクレトゥス2世）に巻き込まれる形で対立関係にあつたジェノヴァとピサの間の和平交渉に尽力するものの、ピサ側からの拒否にあつた⁽¹⁸⁾。そして、使節団はジェノヴァを介して、この結果を早急にエルサレム国王および同総大司教に伝達するように要請している〔表1-16〕。この出来事が、フルクとピサとの関係に少なからぬ影響を与えたのかもしれないが、それについては解らない。しかし、フルクの統治下において、ピサに対する財産・特権を譲渡・確認した証書がまったく残っていない、ということは両者の関係が良好ではなかつたことを想定させる⁽¹⁹⁾。ただし、このことは、ピサのみに当てはまる

⁽¹⁶⁾ Jacoby, "Venetian", pp. 155-171; Favreau-Lilie, *Italiener*, S498-508.

⁽¹⁷⁾ Praver, *Institution*, p. 222 f.; Id., "Franks", p. 177 f.; Jacoby, "Venetian", p. 164.

⁽¹⁸⁾ 詳細については、Tessera, M., "*Orientalis Ecclesia: The Papal Schism of 1130 and the Latin Church of the Crusader Satates*", Kedar, Riley-Smith, Phillips, J. and Purkis, W. (eds.), *Crusades*, 9, 2011, p. 8 f., を参照。

⁽¹⁹⁾ フルクとの関係の深かつたトリポリ伯国も同様であろう。その一方で、アンティオキア侯との関係は維持されたことは、表1-15・18などが示している。

ものでもない。1164年8月に発給されたヴィターレ・ミカエーレ証書より、我々はフルクがヴェネツィアの持つ財産の一部を押収していたことを知ることができる。かつて拙稿で述べたように、1138年まで、フルクは強権的な政策を展開していた⁽²⁰⁾。ここに先に触れたフルクとマルセイユとの関係を重ねると、王国領内に商業都市の持つ財産・特権は、フルクにとってはあくまでも没収可能な封として解釈されていたと考えられる。このような中で、ジェノヴァも同様に国王との関係を悪化させていったのであろう。そして、1150年代半ばまでは、ボードゥアン3世もフルクの政策を踏襲していたものと考えられる。

ただし、1156年11月2日に発給されたボードゥアン3世証書は、国王とピサとの関係の修復を示すと同時に、両者の衝突の背景の一つにピサとエジプトとの交易があったことを教えてくれる〔表1-28〕。そして、恐らくはジェノヴァと国王との対立にも同様の問題があったのであろう〔表1-27〕。ピサとは異なり、ジェノヴァと国王との関係はその後も修復されることはなかったが、その違いは1153年のアスカロン占領以降に本格的な計画を見たエジプト遠征に対して、積極的に支援・関与したピサと〔表1-42・40〕、消極的であったジェノヴァ（およびヴェネツィア）との間の態度の違いに起因するであろう。その背景に何があったのかは定かでないが、後者の場合はエジプトとの交易を重視したということがあったのかもしれない⁽²¹⁾。ともかくも、このような状況下でジェノヴァのとった方策は、教皇や皇帝といった外部の権威に自身の権利を保護・保証してもらうことであった〔表1-27・31〕。特に、1162年6月9日に発給された神聖ローマ皇帝フリードリヒ1世証書は、ジェノヴァの既得権益を保護するために、そのすべての財産・特権を皇帝から授封されたものにするという方策がとられている点で興味深い。いずれにせよ、ジェノヴァによる外部勢力への依存の中に、我々は運命共同体としての国王とジェノヴァの関係のほころびを見い出せるであろう。

ボードゥアン4世統治期においては、ジェノヴァは再び教皇庁を後ろ盾とした行動に出る。教皇アレクサンデル3世の側からすると、長らく続いた教会分裂状態が落ち着いた後の1179年4月に、ジェノヴァのために動いたということになる〔表1-48～51〕。そして、一連の教皇書簡から、ジェノヴァは、アモーリーおよびテンプル騎士修道会との関係はかなり悪化させていたことが解る〔表1-50・51〕。当時のテンプル騎士修道会総長ウード・ド・サンタマンとアモーリーとの密接な関係は拙稿で見たとおりであり⁽²²⁾、両者の反ジェノヴァ的行動の背後には同じものがあったと考えられる。ジェノヴァは、アモーリー統治期における行動は控え、国王の代替わりの時期を見計らって特権・財産の再承認を狙ったの

⁽²⁰⁾ 拙稿「前期エルサレム王国における国王戴冠と司教任命」『西洋史学』206号、2002年（以下、「国王戴冠」と略記）、71～72頁。

⁽²¹⁾ さらに、ジェノヴァの場合、ピサとの対立がそれとの協調を躊躇させたのかもしれない。Imperiale, 2, no. 14. ただし、1167年にジェノヴァとピサは休戦協定を締結している。Imperiale, 2, no. 26.

⁽²²⁾ 拙稿「騎士修道会と curia regis — 前期エルサレム王国構造に関する一考察 —」『東北学院大学論集 歴史と文化（旧歴史学・地理学）』45号、2010年、75～89頁（以下、「騎士修道会」と略記）。

であろうが、ボードゥアン4世統治期にもそれは叶わなかった。しかし、ジェノヴァも諦めなかった。ボードゥアン5世に国王が代わると、時の教皇ウルバヌス3世を動かして、ジェノヴァは自身の権利を訴えたのだが、この段階においてはトリポリ伯レーモン3世との関係も悪くしていたことが解る〔表1-56～66〕。この一連の教皇書簡の中において、最も注意を引くのが1186年3月13日付の聖墳墓教会聖堂参事会長および同聖堂参事会員たちに宛てたものである〔表1-63〕。この書簡の中で、ボードゥアン1世から授与された特権を刻印した「黄金碑文 (aurea inscripto、表1-7のこと)」が聖墳墓教会に保管されているはずである、とのジェノヴァ側の主張を教皇は記している。しかし、近年の研究が明らかにしているように、この主張は、何としてでもエルサレム国王を議論の場に引っ張り出すための、ジェノヴァ側による捏造であった⁽²³⁾。しかし、それでもジェノヴァの要望が通るのは、ハッティーンの戦いの後を待たねばならなかった。

では、この間のヴェネツィアの状況はどのようなものであったのか。史料の沈黙により、我々はそれについて正確なところを知ることはできない。しかし、ギヨーム・ド・ティールの記述が一つのヒントを与えてくれるであろう。まず、念頭に置いておかねばならないのは、ギヨームの年代記作成はアモーリーの依頼に始まる事業であったということ、およびボードゥアン4世期に国王尚書官を努めていたギヨームは、王国で発給された文書を実際に見ることのできる機会を持っていた、ということである⁽²⁴⁾。その彼は、年代記の一章を割いて、「パクトウム・グアルムンディ」の写しを載せている⁽²⁵⁾。より縛りの強い、かつ後に国王によって追認されたということから、本来はより実効性の高いはずである「ボードゥアンの特権」ではなく、「パクトウム・グアルムンディ」のみが掲載されたということは、アモーリーとヴェネツィアとの間の関係は決して悪いものではなかった、と考えることを可能にするのである。その一方で、ギヨームは、ジェノヴァ側の主張する「黄金碑文」に関連する記述も残している⁽²⁶⁾。ただし、ギヨームの紹介するその内容は、アッココン港からの収益の1/3の受領権、アッココン内の一つの教会の所有権、アッココン内にある一本の通りの管理権（通行税徴収権）に留まる。そして、ジェノヴァ側と国王との間の合意は、「永遠の記憶に刻み込まれるように文書化された (scripti beneficio, perpetuae memoriae mandaverunt)」と記すのみで、その写しは掲載されていない（なお、ここにあるように、ギヨームは「碑文」とは言っていない）。このように、ギヨームの記述の中におけるヴェネツィアとの比較からさらに際立つのは、国王とジェノヴァとの関係の悪さである。

⁽²³⁾ Mayer und Favreau (=Lilie), "Das Diplom Balduinus I. für Genua und Genuas Goldene Inshrift in der Grabenskirche", *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken*, 55/56, 1976, S. 22-95; Kedar, "Golden", pp. 317-335.

⁽²⁴⁾ 詳細については、拙稿「国王戴冠」69～71頁、を参照されたい。

⁽²⁵⁾ Willermus Tyrensis Archiepiscopus, "Historia rerum in partibus transmarinis gestarum", *Recueil des historiens des croisades, occidentaux*, 1-1, 1-2, Paris, 1844 (以下、Willermusと略記), Lib. 12, Cap. 25.

⁽²⁶⁾ Willermus, Lib. 10, Cap. 28.

しかし、ここで一つの新たな疑問が生じる。ジェノヴァと国王との関係悪化にもかかわらず、なぜギヨームはわずかながらではあってもジェノヴァの特権についての記述を残したのか。ただし、これについても、ギヨームの記述の中に解答への糸口が隠されている。それは、1183年の軍事活動に関する記述である。サラーフッディーンからの攻撃が激化する中、同年2月に「総会 (consilium)」が開催され、緊急時に備えるために特別な税が「全住民に (ad omnia residendi)」課されることが決定された。都市部では、資産100ベザントに対して1ベザントの税、さらに収益100ベザントに対して1ベザント（ただし、資産が100ベザント以下の者の場合は、釜戸一つに対して1ベザント）が徴収された。また、農村部では、釜戸一つに対して1ベザントが徴収された。これらの税は、「言語・民族・信仰・男女に関わらず (cujuscumque linguae, cujuscumque nationis, cujuscumque fidei, non habita differentia sexus)」課されたのであった⁽²⁷⁾。必然的に、ヨーロッパの商業都市に属する逗留者たちにも、そして彼らの属する都市国家にも、大きな金銭的負担が強いられたであろう。しかも、彼らが負担したのは金銭のみではなかった。同年の10月頃、病状の悪化したボードゥアン4世は、サラーフッディーンからの攻撃に備えるべく滞在していたナザレで倒れた（なお、この時にギー・ド・リュジニャンが摂政となる）。そこに、サラーフッディーンがナザレに向かって進軍してきた。この緊急事態に対処すべく、武器を持って戦うことのできる「市民たちの多く (magna pars civium)」も従軍した王国軍が、ナザレを目指した。サラーフッディーンの軍勢とのにらみ合いが続く状況においては、支援物資を運ぶ補給部隊が王国軍の陣営に近づくこともできず、その結果、軍勢は飢餓状態に陥った。「とりわけ、歩兵たち、その中でも特に、唐突に沿岸部から召集されたピサ人・ジェノヴァ人・ヴェネツィア人・ロンバルディア人たちが、大いに苦しんだ (Indigebant autem maxime pedites, et praesertim qui ab ora martima instantissime vocati fuerunt, Pisani, Januenses, Veneti, Longobaldi)」。彼らは食糧を携帯していなかったからであった⁽²⁸⁾。この一連の記述から判明することは、ヨーロッパの商業都市の市民たちも、自身を守るためには王国のために戦わざるをえなかった、ということである。特権や財産を巡る、言わば外交的な駆け引きをしつつも、彼らは王国にとっての必要欠くべからざる運命共同体の構成員として認識されていたのである。

2. ハッティーンの戦いからロンバルディア戦争終結までの状況

サラーフッディーンによる攻撃からティールの町を死守したコッラードの下で、および釈放されたギーの下で、多くの商業都市に従来以上の特権・財産が付与された〔表2・4・15・18〕。特にピサは、多くの財産・特権を回復、もしくは新たに手に入れていくことに

⁽²⁷⁾ Willemus, Lib. 23, Cap. 23.

⁽²⁸⁾ Willemus, Lib. 22, Cap. 26-27.

なる〔表2-3・5・6・7・8・11・12・22・29〕。当然のことながら、無制限に特権などが付与されたわけではなく、王国の危機的状況の中においてもコッラードの姿勢は慎重であり、ヤコービーが指摘するように、彼は商業都市の特権の伸長を極力押さえ込もうとした⁽²⁹⁾。しかし、ここで筆者が着目したいのは、表2-7・8に含まれる「奉仕義務 (servicium)」からの免除特権である。このことは、前節で見たような緊急召集が、ピサ側にとって大きな負担として受け止められていたことを示すと同時に、基本的にエルサレム王国の支配者側は、商業都市への特権・財産の付与が封、あるいはそれに類似するものとして認識していたことを示す。そして、コッラードと釈放されたギーとの間における権力闘争という状況下において、ピサはギーの側からも同じ免除特権を獲得することに成功し〔表2-11〕、さらには教皇庁からのお墨付きを得ておくことも忘れなかった〔表2-30〕。そして、この特権の獲得によって、ピサは他の商業都市よりも王国における自由度を高めることに成功した。しかし、そのことは王国側からすると運命共同体の一員を失う可能性を高めた、と言えるであろう。

ハッティーンの敗戦後の混乱の中で、長らく国王と敵対関係にあったジェノヴァも、特権などを回復する機会を得ることができるようになっていった〔表2-1・10〕。そして、ジェノヴァの復権は、運搬役を買って出ることによって結び付くことになったフランス王権の後ろ盾の下で〔表2-13・14・16・17・19・20・26・28〕、さらに加速していくことになる。加えて、過去の経験から学んだのであろうが、ジェノヴァは神聖ローマ皇帝からもお墨付きを得ることを忘れなかった〔表2-23〕。その一方で、ピサやジェノヴァとは異なり、ヴェネツィアは「パクトゥム・グアルムンディ」の再承認で満足したようである〔表2-27〕。派手な外交政策は展開しないということがヴェネツィアの特徴であった、と言えるかもしれない。

以上、1187年から1192年までの混乱期について見てきたが、そこに一つだけ付け加えておこう。それは、在地の権力者たちが特権などの付与の際に条件・制限を加えることで慎重な姿勢を取っていたのに対し、十字軍士として一時的に滞在する外部の権力者たちはそうではなかった、ということである〔表2-20・24・25〕。当然のことではあろうが、自分たちの生活空間・基盤を死守する必要のある者と、そうではない者との間には、大きな温度差があったのである。

確かに、多くの商業都市は混乱期において特権・財産を回復・伸長させたが、そのような傾向がその後も直線的に継続したわけではない。プラワーも指摘するように、アンリ・ド・シャンパーニュの統治下においてその反動が現れ⁽³⁰⁾、多くの制限・条件が付加されること

⁽²⁹⁾ Jacoby, "Conrad, Marquis of Montferrat, and the Kingdom of Jerusalem (1187-1192)", Balletto (a cura di), *Atti del Congresso Internazionale 'Dei feudi monferrini e dal Piemonte ai nuovi mondi oltre gli Oceani'*, Alessandria, 1993, p. 198.

⁽³⁰⁾ Praver, *Institutions*, p. 244 f.

表2 十字軍国家におけるヨーロッパ商業都市に関連する文書（ハッティーンンの戦いからロンバルディア戦争の終結まで）

| 整理番号 | 発給年月日 | 発給者 | 発給地 | 対象 | 概要 | 典拠 |
|------|-------------------------------|-------------------------------|------|------------------------------|---|--|
| 1 | 1187. (7.4.-7.もしくは7.10.-8.6.) | バロン、高位聖職者、テンブル騎士修道会士、聖ヨハネ修道会士 | ティール | ジェノヴァ | ティールの関税免除・自由交易権・裁判権・家屋を譲渡 | <i>Urkunden</i> , no. 769 (= <i>Liber</i> , 1, no. 363; <i>Imperiale</i> , 2, no. 170; <i>Regesta</i> , no. 659) |
| 2 | 1187.8. | トリポリ伯レーモン3世 | トリポリ | ピサ | トリポリにおける自由交易権・裁判権（ただし、殺人事件と遺産相続に関する係争を除く）を承認 | Müller, no. 22 (= <i>Regesta</i> , no. 662) |
| 3 | 1187.10. (1.-31.) | コッラード | ティール | ピサ | 「サラゼン人から町を防衛した見返りに (pro defensione civitatis contra Saracenis)」、ティール内におけるこれまでの特権の承認、およびピサの商館近くの家屋や国王所有の浴場・製粉場・パン焼き釜・水槽などの所有、および Talobie 村などの4つの村落とその周辺域の所有、および裁判権（副伯もしくはコンソリーの配備も承認、ただし封に關わる事案やピサ出身者であつてもピサ市民権を持たない者および国王の家臣は除く）、およびピサの船が難破した場場合にその積み荷などが保証されることを承認 | <i>Urkunden</i> , no. 519 (= Müller, no. 23; <i>Regesta</i> , no. 665; <i>Regesta Add.</i> , no. 665) |
| 4 | 1187.10. (1.-31.) | コッラード | ティール | サン・ジル、モンベリエ、マルセイユ、バルセローナ、ニーム | 「余とともにティールを防衛した (mecum Tyrum defendentes)」見返りに、ティールにおける自由交易権と関税免除、および区画の所有と裁判権（ただし流血事件は除く）、および村落の所有、および回復地における特権の適用の約束、およびその船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認 | <i>Urkunden</i> , no. 520 (= <i>Regesta</i> , no. 666) |
| 5 | 1187.10. (1.-31.) | コッラード | ティール | ピサ | 「余とともにティールを防衛し (mecum Tyrum defendentes)」、サラゼン人から町を防衛した見返りに (pro defensione civitatis contra Saracenis)」、ヤッファにおける裁判権（副伯もしくはコンソリーの配備も承認、ただし封に關わる事案やピサ出身者であつてもピサ市民権を持たない者および国王の家臣は除く）、および農業生産物の一部の受け取り、および村落、および製粉所・パン焼き釜・浴場の所有を承認 | <i>Urkunden</i> , no. 521 (= Müller, no. 24; <i>Regesta</i> , no. 667) |

| | | | | | | |
|----|-------------------|---------------------|------|-------|--|--|
| 6 | 1187.10. (1.-31.) | コッラード | ティール | ピサ | サラセン人から町を防衛した見返りに (pro defensione civitatis contra Saracenis)、アッコンの土地・家屋・パン焼き釜・浴場、および港近くにある国王の浴場・パン焼き釜、および村とその裁判権 (jus)、および裁判権 (コンソリーと副伯の配権も、ただし封に關わる事案は除く)、および王国領内の自由往来権、およびピサの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること、および以上すべてのことにかかわる税の免除、および教会所有権を承認 | Urkunden, no. 522 (=Müller, no. 25; Regesta, no. 668) |
| 7 | 1188.5. (1.-31.) | コッラード | ティール | ピサ | 「余とともにキリスト教世界やティールを防衛した (mecum...in defensione Christianitatis et Tyri)」見返りとして、アッコンの家屋・浴場・パン焼き釜、およびアッコン港や商館からの収益の一部の受領、およびアッコン郊外のパン焼き釜、および聖ジョルジュ村 (casale al Bi'na) と nuyus Regis 城塞の所有、およびこれらすべてに關する税・奉仕義務 (servicium) からの免除を承認 | Urkunden, no. 523 (=Müller, no. 27; Regesta, no. 674) |
| 8 | 1188.5. (1.-31.) | コッラード | ティール | ピサ | 「余とともにティールを防衛した (mecum in ipsius Tyri defensionem)」見返りとして、ティール内の土地やパン焼き釜、およびティール領内の Zoite 村を始めとする 11 の村落の所有、およびこれらすべてに關する税・奉仕義務 (servicium) からの免除を承認 | Urkunden, no. 524 (=Müller, no. 28; Regesta, no. 675) |
| 9 | 1189.4. | アンテイオキア侯 ボエモンド3世 | ティール | ジェノヴァ | 「良き奉仕ゆえに、ことにアンテイオキアの窮状に対して全身全霊に援助と援軍を差し伸べてくれたので (propter bona corum servitia et precipue quia ad necessitatem Antiochie succursum suum et auxilium hilari animo transmisere)」、アンテイオキア・ラオデイケア・ズイベルにおける裁判権 (ただし殺人事件は除く、またアンテイオキア・ラオデイケア・ズイベルに居住する「余のジェノヴァ人のブルジョワたち (meis burgenses ianuenses)」についてはコムーネが受け入れることを許可しない) と自由交易権を承認 | Imperiale, 2, no. 184 (=Regesta, no. 680) |
| 10 | 1189.9. (1.-23.) | コッラード | ティール | ジェノヴァ | 「良き奉仕ゆえに (pro bono servicio)」、ティール内の家屋の所有を承認 | Urkunden, no. 525 (=Strehle, no. 24; Regesta, no. 682) |

| | | | | | | |
|----|-------------|-------------|-------|--------|--|---|
| 11 | 1189.11.19. | ギー | アッココン | ピサ | アッココン内の土地・家屋・パン焼き釜・製粉場・浴場、およびCobor村、および裁判権(コンソーリと副伯の配備を含む、ただし封に関する事案は除く)の所有、およびピサの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること、および以上すべてのことにかかわる税・「奉仕義務(servitia)」からの免除を承認 | Urkunden, no. 476 (=Müller, no. 32; Regesta, no. 684) |
| 12 | 1189.11.19. | ギー | アッココン | ピサ | 「サラセン人から町を防衛したがゆえに (pro defensione civitatis contra Saracenos)」、ティール内の家屋の所有および家屋の建造権、およびティール内の2つの製粉場とパン焼き釜、およびTalobie村などの4つの村落、および裁判権(コンソーリと副伯の配備を含む、ただし封に関する事案およびピサ市民権を持たない者は除く)の所有、およびティール港の広場の所有(ただし、回廊を除いて、所有地外に家屋を建てることは禁止)、およびその船が難破した場合にその積み荷などが保証されること、および以上すべてのことにかかわる税の免除を承認 | Urkunden, no. 477 (=Müller, no. 31; Regesta, no. 683) |
| 13 | 1190.2.6. | ブルゴエニエユエグ3世 | ジェノヴァ | ジェノヴァ | フランス国王フィリップ2世の東方への運搬を受諾し、もし同王がムスリムの土地を占領した場合には、その占領地内の区画を与えることを約束 | Urkunden, no. App. III/3 (=Liber, 1, no. 372; Imperiale, 2, no. 191) |
| 14 | 1190.2.6. | ジェノヴァ | ジェノヴァ | | 上のことの受諾 | Liber, 1, no. 373 (=Imperiale, 2, no. 192) |
| 15 | 1190.4.10. | ギー | アッココン | アマルファイ | 「良き奉仕ゆえに (pro bono servitio)」、ヴェネツィア・ピサ・ジェノヴァと同様の、アッココンにおける自由交易権、および自由航行権、および裁判権(コンソーリと副伯の配備を含む)、およびクローリアのためのアッココン内の家屋の承認 | Urkunden, no. 478 (=Camera, 1, p. 201; Regesta, no. 690) |
| 16 | 1190.4.11. | コッラード | ティール | ジェノヴァ | 「東方世界を解放してくれただがゆえに (pro liberatione orientalis regionis)」、ティール内の裁判権(殺人・窃盗・強盗事件を除く)、ティール領内の聖ジョルジュ村、および家屋・パン焼き釜などを承認 | Urkunden, no. 526 (=Liber, 1, no. 374; Imperiale, 2, no. 194; Regesta, no. 691) |

| | | | | | | |
|----|------------------|-----------------|-------|-------------------|--|--|
| 17 | 1190.4.14. | ティール大司教ヨキウス | ティール | ジェノヴァ | ティール内における教会の鐘の建造権、洗礼などの宗教儀礼をジェノヴァ市民に行う権利(ただし、ティール教会の教区内にいるジェノヴァ人は除く)、および殺人事件を除く裁判権の行使を承認 | Imperiale, 2, no. 195 (=Regesta, no. 692) |
| 18 | 1190.4.24. | ギー | アッコン | マルセイユ、モンペリエ、サン・ジル | ヴェネツィア・ピサ・ジェノヴァと同様の、アッコンにおける自由交易権、自由航行権(ただし、関税免除は含まない)・裁判権(副伯の配備を含む、ただし窃盗・殺人事件は除く)の承認 | Urkunden, no. 479 (=Marseilles, no. 5; Regesta, no. 697) |
| 19 | 1190.5.4. | ギー | アッコン | ジェノヴァ | 「忠実さと奉仕ゆえに(pro fidelitate et servitio)」、ヴェネツィア・ピサと同様の、アッコンにおける自由交易権・自由航行権の承認 | Urkunden, no. 480 (=Liber, 1, no. 375; Imperiale, 2, no. 196; Regesta, no. 693) |
| 20 | 1190. (8.1.-24.) | フランス国王フィリップ2世 | ジェノヴァ | ジェノヴァ | フランス国王フィリップ2世の命を受けて、ムスリムの土地を占領した場合には、その占領地内の区画を与えることを約束 | Urkunden, no. App. III/4 (=Liber, 1, no. 384; Imperiale, 2, no. 198) |
| 21 | 1190.9.1. | アンテオキア侯ボエモンド3世 | | ジェノヴァ | アンテオキア・ラオディケア・ズイベルおよび他の回復地における自由交易権の承認 | Liber, 1, no. 379 (=Imperiale, 2, no. 200; Regesta, no. 695) |
| 22 | 1191.5.4. | コッラード | アッコン | ピサ | ティール内におけるこれまでの特権・財産、およびその船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認 | Urkunden, no. 529 (=Müller, no. 33; Regesta, no. 703) |
| 23 | 1191.5.30. | 神聖ローマ皇帝ハインリヒ6世 | ナポリ | ジェノヴァ | 神聖ローマ皇帝フリードリヒ1世が1162年に承認した、ジェノヴァが国外に持つすべての財産・特権を承認 | Urkunden, no. App. III/5 (=Liber, 1, no. 385; Imperiale, 3, no. 2) |
| 24 | 1191.5.30. | イングランド国王リチャード1世 | アッコン | ジェノヴァ | ムスリムの地が征服された場合のエジプトなどにおける特権、およびムスリムの地が征服された場合はその1/3を授与することを約束 | Urkunden, no. App. III/8, 9 (=Liber, 1, no. 381, 382; Imperiale, 3, no. 7; Regesta, 702) |
| 25 | 1191.6.8.-9. | イングランド国王リチャード1世 | アッコン | ピサ | エルサレムの町が征服された場合、「船と人員の数量に応じて(juxta numerum et quantitatem naviam vestrum et gentis vestre)」、その内の土地を譲渡することを約束 | Urkunden, no. App. III/6 |
| 26 | 1191.10.26. | ギー | ヤッファ | ジェノヴァ | アッコンにて「サラセン人たちと勇敢に戦った(contra Saracenos fortiter decertavit)」ジェノヴァ市民たちに、これまでに持つアッコンやティールの諸権利や所有物の確認・承認 | Urkunden, no. 485 (=Liber, 1, no. 392; Imperiale, 3, no. 8; Regesta, no. 702) |

| | | | | | | |
|----|--------------------------------|---------------------|-------|--------|--|---|
| 27 | 1191 (1192).5.9. | コッラード | アッココン | ヴェネツィア | パクトウム・グアルムデンダイなどのこれまでの特権・所有物の確認・承認 | <i>Urkunden</i> , no. 530 (=Tafel-Thomas, no. 76; <i>Regesta</i> , no. 705) |
| 28 | 1192.4. (6.-28.) | コッラード | ティール | ジェノヴァ | 「東方世界を解放してくれたがゆえに (pro liberatione orientalis regionis)」、アッココン・ヤッファ・アスカロン・エルサレム内外に所有する財産・特権を承認 | <i>Urkunden</i> , no. 533 (=Liber, I, no. 401; Imperiale, 3, no. 19; <i>Regesta</i> , no. 704; <i>Regesta Add.</i> , no. 704) |
| 29 | 1192 (1191).10.3. | イングラード国王 リチャード1世 | アッココン | ピサ | ギーの承認した特権・財産を承認 | <i>Urkunden</i> , no. App. III/10 (=Müller, no. 35; <i>Regesta</i> , 706) |
| 30 | 1193.4.8. | 教皇ケレスティヌス3世 | ラテラノ | ピサ | ギーおよびリチャード1世の承認した特権・財産を承認 | Müller, no. 36 (=Regesta, no. 711) |
| 31 | 1193 (1192).5. (1.-5.) | アンリ | アッココン | ピサ | アッココン・ティール・ヤッファ内のこれまでの特権・財産の承認、およびエルサレム回復時にはその特権を「余のクエリアで (in curia mea)」承認することを約束 (ただし、「余の領地にやってくるピサのコンソレータたち、すべてに留まる限り、いかなる者に対しても余の生命・名譽・領地を守るということを誓約する (Consules Pisanorum et omnes Pisani et filii Pisanorum qui in terram meam venient iurabunt, quamdiu in terra mea et posse meo morabuntur, conservatos me et vitam meam et honorem meum et terram meam contra omnes homines)」という条件、および「あるピサ人が余からブルガージェエを授かっている場合、彼は余にブルガージェエを返上して他のピサ人と同じように自由になるか、もしくはもしその者が余のブルガージェエを保持したいのであれば、その者は他の余のブルジョワと同様に余に服さねばならない (Si pisanus aliquis tenet a me burgesium aut burgesium quam de me tenet mihi reliquat et sit tunc liber ut alii Pisani, aud si vult tenere meam burgesium, sicut alii burgenses mei mihi teneatur)」という条件の下で) | <i>Urkunden</i> , no. 568 (=Müller, no. 37; <i>Regesta</i> , no. 713) |
| 32 | 1192. (5.5.-12.24./1193.3.27.) | アンリ | アッココン | ジェノヴァ | 「援助と助言に対して (pro iuvamine et consilio)」、アッココン内外に持つこれまでの特権・財産の承認、およびヤッファ領内のDolec村を「全農民とともに (cum omnibus rusticis)」譲渡 | <i>Urkunden</i> , no. 569 (=Marseilles, no. 29) |

| | | | | | | |
|----|--------------------------------|-----------------------|-------|--------|---|---|
| 33 | 1192. (5.5.-12.24./1193.3.27.) | アンリ | アッココン | ジェノヴァ | 「東方の王国の解放のためにかねてより労力を費やしてくれた (pro liberatione orientalis regni ab antiquis retro temporibus laboraverit)」ジェノヴァ市民に対して、コッラードが承認した特権 (ただしティールの裁判権に関しては「余が (裁きを) 望む者 (de quibus... volumus)」を例外とし「余が先決権を持つ (preiudicavimus reum)」という条件、および免稅特權に関して はサラセン人の土地からの輸入品は除くという条件)・財産を承認 | <i>Urkunden</i> , no. 570 (= <i>Liber</i> , 1, no. 405; <i>Imperiale</i> , 3, no. 28; <i>Regesta</i> , no. 707) |
| 34 | 1194.1.22. | アンテイオキア侯兼トリポリ伯ボエモンド3世 | | ピサ | トリポリにおける自由交易権、およびトリポリ港からの収益の1/3を受け取れることを承認 (ただし、500 ペザントの更新料を支払うという条件の下で) | Müller, no. 39 (= <i>Regesta</i> , no. 718) |
| 35 | 1195.9. (1.-30.) | アンリ | アッココン | ジェノヴァ | 「東方の王国の解放のためにかねてより労力を費やしてくれた (pro liberatione orientalis regni ab antiquis retro temporibus laboraverit)」ジェノヴァ市民に対して、アッココン内の「自由裁判権 (curia libera)」、殺人・窃盗事件および「余が (裁きを) 望む者 (de quibus... volumus)」を例外とし、「余が先決権を持つ (preiudicavimus reum)」という条件)・自由往来権・塔の建造権を承認 | <i>Urkunden</i> , no. 578 (= <i>Liber</i> , 1, no. 410; <i>Imperiale</i> , 3, no. 40; <i>Regesta</i> , no. 724) |
| 36 | 1195 (1196).1. (1.-31.) | アンリ | アッココン | ピサ | アンリが没収したアッココン内のパン焼き釜・浴場の返還を承認 | <i>Urkunden</i> , no. 579 (= Müller, no. 40; <i>Regesta</i> , no. 721) |
| 37 | 1196.5. | キプロス国王エメリー・ド・リュシニヤン | | トラローニ | 「皇帝ハインリヒ (6世) の榮譽のため (pro honore Henrici imperatoris)」、キプロス王国内における自由交易権を承認 | Mas Latrie, 2, p. 30 (= <i>Regesta</i> , no. 729) |
| 38 | 1197 (1196).10.19. | アンリ | アッココン | ピサ | アッココンにおけるピサ市民の安全保証を承認 (ただし、法に反した場合は誰であろうとも「余の裁判権によって裁く (mea iurisdictione iubeo)」という条件付き) | <i>Urkunden</i> , no. 579 (= Müller, no. 45; <i>Regesta</i> , no. 735; <i>Regesta Add.</i> , no. 735) |
| 39 | 1198.10. (1.-31.) | エメリー | | マルセイユ | 「援助と助言に対して (pro iuvamine et consilio)」フルク・アモリーの承認した特権・財産の承認、およびキプロス島内の Flacte 村を 2800 ペザントで貸与 | <i>Urkunden</i> , no. 613 (= <i>Marseilles</i> , no. 6; Mas Latrie, 2, p. 24; <i>Regesta</i> , no. 747) |
| 40 | 1199.4. | アンテイオキア侯ボエモンド3世 | ティール | ヴェネツィア | アンテイオキア・ラオディケア・ズィバルにおける裁判権 (ただし殺人事件は除く) と自由交易権を承認 | <i>Liber</i> , 1, no. 424 (= <i>Regesta</i> , no. 753) |

| | | | | | | |
|----|-------------|----------------------|--------|---------------------------|---|---|
| 41 | 1199.8.26. | アンテオキア侯兼トリポリ伯ボエモンド3世 | アンテオキア | ピサ | ピサに対する損害賠償（侯に5,000ペザント・ブルジョワに4,000ペザント）を3ヶ月以内にすよう命令、支払えば従来通りにトリポリ内の家屋・裁判権・自由を享受できるが、支払われなければそれらを失うことを通告 | Müller, no. 49 (=Regesta, no. 758) |
| 42 | 1200.3.20. | アンテオキア侯ボエモンド3世 | アンテオキア | ピサ | 「これまでの友愛のために (pro integro amore)」、妻のイザベルが承認したティール内の特権（自由交易権）を承認 | Müller, no. 50 (=Regesta, no. 769) |
| 43 | 1200.4.5. | 教皇インノケンティウス3世 | ラテラノ | エルサレム総大司教・カエサレア大司教 | ティール大司教とティールの聖マルコ教会の間の土地を巡る係争について、聖マルコ教会にそれを返還することで解決するように命令 | Tafel-Thomas, no. 87 (=Regesta, no. 770) |
| 44 | 1200.9.23. | カステットの陪審のオットーネ | ジェノヴァ | グリエルモ(2世)・エンブリアアコとその相続人たち | アッコン内の聖ロレンツォ通りに面した土地を年間150ペザントで貸与 | Kedar, "Genoa's", app. No. 2 |
| 45 | 1200.10.12. | アッコン司教テバルドゥス | アッコン | ピサ | 両者の和解、およびピサの区画にあるピサ所有の教会においてピサ市民に洗礼を施す権利を承認（ただし、コンソレーレたちはアッコン教会に年間16ペザントを納めるという条件付き） | Müller, no. 52 (=Regesta, no. 775) |
| 46 | 1201.3. | アルメニア国王レヴォン2世 | | ジェノヴァ | 「友愛 (amor)」を求めたジェノヴァに対して、シス・マミストラ・タルススにおける自由交易権、および財産の承認 | Liber, 1, no. 441 (=Imperiale, 3, no. 75; Regesta, no. 781) |
| 47 | 1201.12. | アルメニア国王レヴォン2世 | | ヴェネツィア | アルメニア王国領内における安全保証・自由交易権を承認 | Tafel-Thomas, no. 94 (=Regesta, no. 786) |
| 48 | 1202.3. | ポトロン領主プレバーノ | | ピサ | ポトロン領内における自由交易権（ただし、売却を目的とした穀物を積んだ船のみ、およびポトロンとトリポリに居住するピサ人は対象外）を承認 | Müller, no. 53 (=Regesta, no. 788) |
| 49 | 1203.5.30. | 教皇インノケンティウス3世 | ラテラノ | ティールの聖マルコ教会 | ヴェネツィアが所有するティールの1/3の区画における諸権利の承認 | Tafel-Thomas, no. 108 (=Regesta, no. 791) |
| 50 | 1205.7. | アンテオキア侯兼トリポリ伯ボエモンド4世 | トリポリ | ジェノヴァ | トリポリ内における自由交易権および裁判権（ただし殺人事件・強姦事件を除く）を、3,000ペザントおよび300人を搭載した2隻のガレエー船の「奉仕 (servitium)」で貸与 | Liber, 1, no. 477 (=Regesta, no. 807) |

| | | | | | | |
|----|-------------------|--|-----------|--------------------------|---|---|
| 51 | 1206.5. | (ヴェネツィア市民の)ヴァイターレ・ファレトロ | ヴェネツィア | ヴェネツィアのドージェ (ピエトロ・ツィアーニ) | ヴェネツィア領内の Mettessele 村 (かつて、ドメニコ・パテイヤウーロとその兄弟のヴァイターレが、レオーネ・ファレトロから「封 (feodum)」として授与されていた) を譲渡 | Tafel-Thomas, no. 166 (=Regesta, no. 813) |
| 52 | 1211.2. | アッコンの聖マルコ教会司祭ラウレンティウス | アッコン | カステッラノーロ | ペイルートの聖マルコ教会の収益を毎年受け取ることを承認 | Tafel-Thomas, no. 227 (=Regesta, no. 850) |
| 53 | 1212 (1213).1.20. | ジャン | アッコン | マルセイユ | アッコン内の聖デメトリウス教会の所有を承認 | Urkunden, no. 629 (=Marseilles, no. 7; Regesta, no. 855; Regesta Add., no. 855) |
| 54 | 1212.4.12. | エルサルレム総大司教アルバルトウス、アッコン司教ガルドリウス、ヴェネツィアの副伯のアンドレア | アッコン(司教館) | ピサとジェノヴァ | 町中の家を巡る争いの調停 (副署人にジェノヴァの陪審たち) | Müller, no. 93 (=Regesta, no. 858) |
| 55 | 1214.6. | ヴェネツィアのドージェのピエトロ・ツィアーニ | ヴェネツィア | ピサとヴェネツィア | ロマーニアとシリアにおける和 | Müller, no. 57 |
| 56 | 1214.12.16. | ヴェネツィアのバエロのアンドレア・ヴァイターレ | アッコン(司教館) | ヴェネツィアのドージェ (ピエトロ・ツィアーニ) | ティール大司教との係争についての報告 (作成者: 「皇帝の権威の下での公証人 (Imperiali auctoritate notarius)」のウゴリーノの息子のアイマール) | Tafel-Thomas, no. 240 (=Regesta, no. 872) |
| 57 | 1216.2. | アンテイオキア侯レーモン・ルベン | | ジェノヴァ | アンテイオキアにおける裁判権 (副伯の配備を含む、ただし殺人事件・窃盗事件を除く) および安全保証を承認 | Liber, 1, no. 516 (=Regesta, no. 885) |
| 58 | 1216.4.7. | アンテイオキア侯レーモン・ルベン | アンテイオキア | ピサ | これまでの特権の承認 | Müller, no. 58 (=Regesta, no. 886) |
| 59 | 1217.11.2. | ビブルス領主ギー | | ヴェネツィアのシリャ・バイロのティエポロ・ゼン | 争いの和解案として、104 ペザントを支払えばビブルス領内における自由・安全保証・目田交易権を承認することを提案 | Tafel-Thomas, no. 250 (=Regesta, no. 904) |
| 60 | 1217-1219 | ヴェネツィアのドージェのピエトロ・ツィアーニ | | ジェノヴァ | 両者の間の和 | Tafel-Thomas, no. 251 |

| | | | | | | |
|----|-------------|---|------------------------|-------------------|--|--|
| 61 | 1219 | ジャン・ド・ブリエンヌ | ダミエッタ | ジェノヴァ商人ルチーノ・コルサーリ | 200 マルクの追加融資を要求 | Regesta, no. 927 |
| 62 | 1220.10.4. | 神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世 | カステットロ・サン・ピエトロ (ボローニヤ) | ジェノヴァ | 十字軍国家における所有物を「封 (feodum)」として承認 | Urkunden, no. App. III/12 (=Liber, I, no. 561) |
| 63 | 1221.11. | バイエルン伯ジャン・ディープラン | バイルルート | ジェノヴァ | 不入権・裁判権・家屋の所有権などを承認 | Liber, I, no. 569 (=Regesta, no. 950) |
| 64 | 1221.12. | バイエルン伯ジャン・ディープラン | バイルルート | ヴェネツィア | 自由交易権・裁判権を承認 | Tafel-Thomas, no. 261 (=Regesta, no. 951) |
| 65 | 1222.6.23. | ヴェネツィアのバイロのアイリッポ・コルナリオ | アッココン (ヴェネツィアの聖マルコ教会) | ヴェネツィア・ジェノヴァ・ピサ | 裁判権を巡る三者の間の係争の終結宣言 | Regesta, no. 956 |
| 66 | 1222.6. | バイエルン伯ジャン・ディープラン | | ヴェネツィア | バイルートにおける自由交易権・自由往来権、および裁判権 (殺人事件を除く) を承認 | Tafel-Thomas, no. 262 (=Regesta, no. 957) |
| 67 | 1222.7.15. | ピサのコンソレーレのベッキオ、ジェノヴァのコンソレーレのウーゴ | アッココン (ヴェネツィアの聖マルコ教会) | ヴェネツィア・ジェノヴァ・ピサ | ヴェネツィアのバイロのグイード・アッココンの立ち会いの下、三者の間の和解を確認 | Regesta, no. 958 |
| 68 | 1222.12.16. | ヴェネツィアのバイロのアイリッポ・コルナリオ、ピサのコンソレーレのウーゴ・デ・アッジョーラ | アッココン (ヴェネツィアの聖マルコ教会) | ヴェネツィア・ジェノヴァ・ピサ | 両者がかつてジェノヴァのコンソレーレのベッキオと結んだ和解を承認 | Regesta, no. 960 |
| 69 | 1222.12.17. | ヴェネツィアのバイロのジッロ・キリーノ | アッココン (ピサの聖ピエトロ教会) | ヴェネツィア・ジェノヴァ・ピサ | 三者の間の和解を確認 | Regesta, no. 961 |
| 70 | 1223.5. | バイエルン伯ジャン・ディープラン | | ジェノヴァ | これまでの特権 (ただし、陶器・ワイン・油・穀物は免税の対象外) の承認 | Liber, I, no. 963 (=Regesta, no. 963) |
| 71 | 1223.9.22. | バイエルン伯ジャン・ディープラン | | マルセイユ | バイルートにおける自由交易権、および裁判権 (コンシユラの配備を含む、殺人・流血事件を除く) の付与 | Marseilles, no. 8 (=Regesta, no. 965) |
| 72 | 1224.3.28. | 神聖ローマ皇帝兼シチリア国王フリードリヒ2世 | カタニーア | アッココンの住民たち | ピサとジェノヴァの対立において、ジェノヴァの商品を譲渡するように、かつピサのアッココンの往来を妨害するように命令 | Urkunden, no. App. III/13 (=Regesta, no. 1025) |

| | | | | | | | |
|----|-------------------|--|---------------------------------|----------------------|-------------------------|---|---|
| 73 | 1225.2.24. | | ジェノヴァのボデスタにしてコンソレにして副伯ネ・デ・ボローニヤ | ジェノヴァ (聖ラウレンティアーノ教会) | ジェノヴァ | 十字軍国家における所有物の確認 | <i>Liber</i> , 1, no. 617 (= <i>Regesta</i> , no. 970) |
| 74 | 1229.4. (1.-20.) | | フリードリヒ2世 | アッコン | マルセイユ | 「余の家臣 (<i>nostre homines</i>)」のモンペリエの人々の物品を運ぶマルセイユに対して、従来 の規則に従ってモンペリエ市民の自由往来権 を妨げないように命令 | <i>Urkunden</i> , no. 665 (= <i>Regesta</i> , no. 1014) |
| 75 | 1229.4. (21.-30.) | | フリードリヒ2世 | アッコン | ピサ | 「余に忠実なる (<i>fideles nostri</i>)」ピサ対して、アッコンにおいてピサ市民に関することはピサのクローリアで審議されるべきことを承認 | <i>Urkunden</i> , no. 669 (= <i>Müller</i> , no. 65; <i>Regesta</i> , no. 1005) |
| 76 | 1229.4. (21.-30.) | | フリードリヒ2世 | アッコン | ピサ | 「余に忠実なる (<i>fideles nostri</i>)」ピサ対して、アッコン・ティール・ヤッファに持つすべての裁判権およびティール〜ヤッファ間の自由航行権などの特権の承認 | <i>Urkunden</i> , no. 670 (= <i>Müller</i> , no. 66; <i>Regesta</i> , no. 1006) |
| 77 | 1229.4. (21.-30.) | | フリードリヒ2世 | アッコン | ピサ | 「余に忠実なる (<i>fideles nostri</i>)」ピサ対して、エルサレムにおける裁判権と特権を持つことを承認 | <i>Urkunden</i> , no. 673 (= <i>Müller</i> , no. 64; <i>Regesta</i> , no. 1007) |
| 78 | 1230.3.19. | | 教皇グレゴリウス9世 | ラテラノ | マルセイユ | ギーにより承認されたアッコン内の教会の所有権を承認 | <i>Marseilles</i> , no. 9 |
| 79 | 1231.3. | | (元)エルサレム国王にしてラテン帝国皇帝ジャン・ド・アリエンヌ | | ヴェネツィア | ラテン帝国領内のすべての特権・財産の承認 | Tafel-Thomas, no. 279, 280 |
| 80 | 1233.3. | | アンテイクア侯兼トリポリ伯ボエモンド5世 | | ピサ | 「奉仕と友愛に対して (<i>por le servise et por l'amor</i>)」、トリポリ伯領内におけるこれまでの特権・財産の承認 | <i>Müller</i> , no. 68 (= <i>Regesta</i> , no. 1041) |
| 81 | 1233.5. | | アンテイクア侯兼トリポリ伯ボエモンド5世 | | ピサ | 「奉仕と友愛に対して (<i>por le servise et por l'amor</i>)」、アンテイクア侯領内におけるこれまでの特権・財産の承認 | <i>Müller</i> , no. 69 (= <i>Regesta</i> , no. 1042) |
| 82 | 1233.10.3. | | コネタブルでバイイのオド・ド・モンペリヤール | アッコン (オドの宮廷) | 聖ヨハネ修道会・テンブル騎士修道会とマルセイユ | 家屋の所有権を巡る争いの調停 | Paoli, 1, no. 116 (= <i>Cartulaire</i> , no. 2067; <i>Regesta</i> , no. 1046; <i>Regesta Add.</i> , no. 1046) |

| | | | | | | |
|----|-------------|---|-----------|--------------|--|--|
| 83 | 1233.10.24. | バイルード伯ジャン・デイブラン、コネダブルのオド・ド・モンペリヤール、シドン領主バリアン・ディブラン、カエサレア領主ジャン・カーイファ領主ロアール、ジャン・ダマンドレット | アッコン(旧王宮) | ジェノヴァとピサ | 今後4年間、「[封 (feodum)]」の授与がなされないであろうことを通告 | Mas Latrie, 2, p. 58 (=Regesta, no. 1047) |
| 84 | 1233.12.2. | キプロス国王アンリ1世、バイルト伯ジャン・ディブラン、カエサレア領主ジャンをはじめとする多数のバロン・騎士たち | ニコシア(王宮) | ジェノヴァ | 翌年の1月から1年間、エルサレム王国およびキプロス王国に運ばれるジェノヴァの商品を防衛するように約束 | Mas Latrie, 2, pp. 56-58 (=Regesta, no. 1049) |
| 85 | 1234.1. | カイファ領主ロアール2世 | カイファ | ジェノヴァ | カイファ領内における自由交易権(商品にかかる関税の一部免除を含む)および安全保証を承認 | Liber, 1, no. 718 (=Regesta, no. 1050) |
| 86 | 1236.3. | キプロス国王アンリ1世 | ニコシア | マルセイユ | キプロス島における特権(税の免除など)の承認 | Marseilles, no. 10 (=Potthast, no. 13934; Regesta, no. 1071) |
| 87 | 1238.11.30. | ヴェネツィアとジェノヴァ | | ヴェネツィアとジェノヴァ | 両者の間の和 | Tafel-Thomas, no. 295 |

になる〔表2-31・33・35・36・38〕。その中で最も注目すべきは、1193年5月に発給されたとされる証書である〔表2-31〕。この中において、アンリ一代限りという限定はあるものの、ピサの軍事奉仕義務が復活しているのである。また、ピサ市民であっても、国王からブルガージュを授かっている限りにおいて、その者は王国民である、という規定も設けられている。総じて、ヨーロッパの商業都市民たちは、母国に対してより強いアイデンティティーを持ってたと思われるが、このアンリの規定は王国に対するアイデンティティーを有する住民の確保を目指したものと考えられる。このことを傍証するのが、ジェノヴァに対してヤッファ領内のドレク村（現不明）を譲渡したことである〔表2-32〕。ハッティーンの戦いとその後が続いた戦乱の中で、王国が都市民以上に農民の損失に苦しんだであろうことは、想像に難くない。そのような状況下において、全農民とともに一つの村落経営を委ねることは、王国領内に足を付けて定住する者を確保したい、というアンリの方針を示していると考えられる。

アンリによる特権抑制の政策は、より強い王権を志向したエメリーおよびジャンの時代に、さらに加速したものと考えられる。この両者の統治下において、商業都市に特権が付与されたことを示す証書はわずか二通のみであり、しかもいずれもマルセイユに対するものである〔表2-39・53〕。イスラーム勢力との休戦協定の延長という外交政策のあり方も、ピサ・ジェノヴァ・ヴェネツィアにさらなる特権や財産を付与する動機を失わせたのであろう。むしろ、ヴェネツィアのシリア領事を務めたマルシリオ・ゾルジの『報告書』〔表3-2〕からは、ジャンがヴェネツィアの裁判権を侵害していたことが解る。また同王は、第5回十字軍に際して、商業都市民たちに遠征費を半ば強制的に負担させてもいたようである〔表2-61〕。このような状況下でジェノヴァの取った方策は、やはり外部勢力による自身の特権・財産への権威付けであった〔表2-62〕。しかし、第5回十字軍の失敗により、ジャンの権威・権力は低下したようである。王国の最有力貴族の一人であるベイルート伯ジャン・ディブランによって特権・財産の回復が図られたが〔表2-63・64・66・70・71〕、ジャンの強権的な政策の下で抑えられていたピサ・ジェノヴァ・ヴェネツィアは互いに争うようになった。最終的にこの三者の間で休戦協定が締結されるのは、王位継承権を持つ娘イザベラ2世の婿探しのためにジャンが渡欧（1222年10月）して以降のことであった〔表2-60・65・67・68・69〕⁽³¹⁾。

このように、むしろジャンの王国不在期に、商業都市と王国との関係、および商業都市間の関係は修復していく傾向にあったが、そこに大きな横槍が入ることとなった。神聖ローマ皇帝兼シチリア国王フリードリヒ2世は、いまだ婚姻の儀は執り行われていないものの、1223年3月にジャンとの間でイザベラ2世との婚姻についての合意を得ていた（なお、婚姻の儀は1225年11月9日）。そして、1224年3月28日、彼はアッコンの住民たちに

⁽³¹⁾ 詳細については、Favreau-Lilie, “Friedenssicherung”, pp. 429-447, を参照されたい。

向けて、ジェノヴァ人が持ち込む商品を優遇すること、およびピサ人の往来を妨害するように命ずるのである〔表 2-72〕。これまでも随所で触れてきたように、ジェノヴァはたびたび神聖ローマ皇帝に頼ってきたので、フリードリヒ 2 世が親ジェノヴァの立場にあったのはその延長線上のことであろう。しかし、恐らくはそれから間もなく、ピサはフリードリヒ 2 世に歩み寄ったようである。1229 年、国王戴冠式を行うべくエルサレム王国へとやって来たフリードリヒ 2 世は、「余に忠実なる (fidei nostri)」ピサに対して、その特権・財産を承認する一連の証書を発給している〔表 2-75・76・77〕。ここで注意すべきは、エルサレム王国に腰を据えるつもりのないフリードリヒ 2 世による特権・財産の承認には、何ら制限・条件が付されていないということである。なお、フリードリヒ 2 世は、やはり「余に忠実なる」モンペリエの交通の自由を認めるようマルセイユに命じているが、これに対してマルセイユは教皇からのお墨付きを得ることで対抗した〔表 2-74・78〕。

ロンバルディア戦争勃発後の 1233 年 10 月 24 日、バイルート伯ジャン・ディブランを中心とする反皇帝派、すなわちアッコン・コミュニオン側は、皇帝の側に立つジェノヴァとピサに対して、四年間の「封 (feodum)」授与を凍結することを通告した〔表 2-83〕。ここからは、やはり基本的に十字軍国家の支配者側は、商業都市への特権・財産の授与を「封」と捉えていたことが明らかとなり、それは彼らが商業都市を運命共同体の構成員にしようと試みていたと考えることを可能にする。そして、この通告に対してジェノヴァが運命共同体に身を投じることを選択して皇帝側から離反したことは、1233 年 12 月 2 日に発給されたアッコン・コミュニオン側の証書、および当初からアッコン・コミュニオン側に立っていたヴェネツィアとの和解に至ったことが示している〔表 2-84・87〕。すなわち、ロンバルディア戦争によって王国内部の力源が分裂する中での「生き残るための努力」として、ヴェネツィアとジェノヴァは反皇帝派との連携を選択し、ピサは皇帝との連携を重視したのである。

3. ロンバルディア戦争終結以降の状況

ロンバルディア戦争は反皇帝派側の勝利という形で終結したが、それによってホーエンシュタウフェン家の王位が剥奪されたわけではなかった。同戦争終結後に、ヴェネツィアがまず行ったのは、同戦争中に、あるいはそれまでに失われてしまった財産・特権の回復を目指すために自力で調査を行うことであった。先に触れたマルシリオ・ゾルジの『報告書』は、このようにして作成されたのだが、国王不在という状況が長く続いたこともあって、その努力が実るのは約 30 年を経たのこととなる〔表 3-2・68〕。

国王との戦争やその後も続く国王の不在という状況の中で、積極的に関与してきたのが教皇インノケンティウス 4 世であった。彼は、フリードリヒ 2 世の破門を広く世に知らしめた第一リヨン公会議が終わって間もなくの 1245 年 7 月 8 日以降、ヴェネツィア・ジェ

ノヴァ・マルセイユ・アンコーナといった商業都市が十字軍国家に所持する財産・特権を承認する一連の書簡を発行し続けた〔表3-5・8・9・10・13・14・18～27・29～34〕。彼が、とりわけ都市エルサレムが再び失われてしまって以降、キリスト教徒の回心を目指して数多くの托鉢修道会士を十字軍国家に派遣したことは拙稿で述べたとおりであるが⁽³²⁾、一連の書簡の送付は、彼なりの十字軍国家における秩序回復政策の一環として捉えられよう。ただし、フリードリヒ2世との結び付きを深めていたために破門されていたピサは⁽³³⁾、対象の外に置かれた。従って、ピサは自身の権益を守るための手段として、やはり皇帝に依存せざるをえなかった〔表3-12〕。また、ジェノヴァも1249年頃には、ともに反皇帝派として戦った者たちとの関係を悪化させていたようである。そのために、ジェノヴァも自身の利益を守るためには皇帝の権威に依拠するか〔表3-16〕、もしくは自力救済的な処置を行なうしかなくなった〔表3-15・29〕。1251年には、インノケンティウス4世もジェノヴァを擁護する一連の書簡を発する〔表3-29～34〕。その背景には、彼がジェノヴァ出身だということもあったかもしれないが、ジェノヴァが聖王ルイの十字軍に少なからぬ貢献をしたということがあった⁽³⁴⁾。

聖王ルイの十字軍国家滞在中（1250～1254年）は、穏やかな日々が続いたようである。しかし、1256年、アッコンにある聖サバス教会の所有権を巡るヴェネツィアとジェノヴァの対立が大きな内戦へと発展する。いわゆる聖サバス戦争の勃発である。ティール＝トロン領主フィリップ・ド・モンフォールや聖ヨハネ修道会は、ジェノヴァの味方をした。一方、ヴェネツィア側には、ヤッフア伯ジャン・ディブラン、テンプル騎士修道会、そしてピサが付いた⁽³⁵⁾。さらにそれぞれの背後には、ジェノヴァ側にはコンラーディンからシチリア王位を篡奪したマンフレディ〔表3-39〕が、ヴェネツィア側には後にマンフレディを駆逐することとなるアンジュー伯シャルル1世がいた〔表3-43〕。ただし、聖サバス戦争ではジェノヴァへの敵対心からヴェネツィア側に立ちながらも、相変わらずピサがホーエンシュタウフェン家との関係を重視していたことは、表3-60が示すとおりである。

このような状況に、教皇アレクサンデル4世も対処しようとするが、結局は上手くいかなかったようである〔表3-45・46・48〕。在地の者たちも、バイバルスからの攻撃が激化する中で、聖サバス戦争がいち早く収束することを望んでいた〔表3-53〕。つまり、彼らにとっては商業都市間の和が、「生き残るための努力」の最優先課題になってしまったわけであるが、その間もジェノヴァとヴェネツィアはそれぞれのアイデンティティを核とした「生き残るための努力」に邁進していた。戦闘を尻目に、したたかに特権の確保に勤

⁽³²⁾ 拙稿「13世紀聖地周辺域における托鉢修道会士の活動—ムスリムの改宗作業とキリスト教徒の回心作業を中心に—」『東北学院大学論集（歴史学・地理学）』39号、2005年、33～78頁。

⁽³³⁾ Templar of Tyre (Crawford, P. (ed. and tra.)), *The 'Templar of Tyre': Part III of the 'Deeds of the Cypriots'*, Burlington, 2003 (以下、*Templar of Tyre* と略記), chap. 240.

⁽³⁴⁾ *Templar of Tyre*, chap. 261.

⁽³⁵⁾ *Templar of Tyre*, chap. 275-282.

表3 十字軍国家におけるヨーロッパ商業都市に関連する文書（ロンバルディア戦争終結以降）

| 整理番号 | 発給年月日 | 発給者 | 発給地 | 対象 | 概要 | 典拠 |
|------|-----------------|-------------------------|-----------|-----------------|--|---|
| 1 | 1243.2. | トリポリ伯ボエモンド4世 | トリポリ(伯宮廷) | モンペリエ | 領内における諸権利を承認 | <i>Regesta</i> , no. 1110 |
| 2 | 1242.6. | ヴェネツィアのシリアのパイロのマシリオ・ゾルジ | アッコ | ヴェネツィア | ヴェネツィアが十字軍国家内に所有する特権・財産の確認報告書(数多くの情報を含む) | Berggötz, S. 101-191; Tafel-Thomas, no. 289, 299, 300 (=Regesta, no. 1114, 1116) |
| 3 | 1244.-1249.5.9. | 聖ヨハネ修道会総長ギヨーム・ド・シヤトースフ | アッコ | マルセイユ市民のブリトン | マルセイユの港において、わずかの利益のため、十字軍国家で小麦と大麦の不足に苦しんでいる聖ヨハネ修道会の財務官たちを困惑させないように命令 | <i>Cartulaire</i> , no. 2322 (=Regesta Add., no. 1129a) |
| 4 | 1245.2.17. | 聖ソフィア教会の司祭ステファヌス | ヴェネツィア | カステッラーノ・トルス | ペイルートの聖マルコ教会の収益を毎年受け取ることを承認 | Tafel-Thomas, no. 306 (=Regesta, no. 1132) |
| 5 | 1245.7.28. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | アンコーナ | アッコの港への自由航行権、およびアッコにおける自由交易権を承認 | <i>Urkunden</i> , no. App. III/14 (=Berger, 2, no. 1404; Regesta, no. 1025) |
| 6 | 1246.3. | アルメニア国王ヘトウム1世 | | ヴェネツィア | アルメニア王国領内における自由交易権・自由往来権、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認 | Tafel-Thomas, no. 307 (=Regesta, no. 1141) |
| 7 | 1246.10.16. | 聖ソフィア教会の司祭ステファヌス | ヴェネツィア | カステッラーノ・トルス | ペイルートの聖マルコ教会の収益を毎年受け取ることを承認 | Tafel-Thomas, no. 308 (=Regesta, no. 1146) |
| 8 | 1247.5.6. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | ヴェネツィア | ティールおよびアッコの聖マルコ教会の特権を承認 | Tafel-Thomas, no. 309 (=Potthast, no. 12505; Berger, no. 3030; Regesta, no. 1148) |
| 9 | 1247.12.7. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | ジェノヴァ | エルサレム王国およびキプロス王国内における教会罰からの保護を宣言 | <i>Liber</i> , 1, no. 779 |
| 10 | 1247.12.7. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | アッコの聖十字教会聖堂参事会長 | 上のことを遂行するように命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 782 |
| 11 | 1248.8.6. | 教皇特使オクタウィアヌス | ミラノ | ヴェネツィア | ティールおよびアッコの聖マルコ教会の特権を承認 | Tafel-Thomas, no. 312 (=Regesta, no. 1151) |

| | | | | | | |
|----|-------------------------|--|-------------------|--------------------------------------|--|--|
| 12 | 1248.3.4- 1249.3.31. | フリードリヒ2世の陪審にして公証人のレオナーナ・カスチナーナの息子ベネカンカーサ | アッココン(ピサの聖ピエトロ教会) | ピサのアッココン兼全シリアのコンソレーレのグイード・デ・サンカッシアーノ | 陪審サント・レ・デ・ユベナツツイオなどの立ち会いの下、ピサがアッココンやシリアに保有する特権・財産の確認 | Müller, no. 36 (=Regesta, no. 1157); Müller, no. 23 (=Regesta, no. 1158); Müller, no. 5 (=Regesta, no. 1159); Müller, no. 67 (=Regesta, no. 1160); Müller, no. 32 (=Regesta, no. 1161); Müller, no. 15 (=Regesta, no. 1162); Müller, no. 31 (=Regesta, no. 1177); Müller, no. 9 (=Regesta, no. 1173) |
| 13 | 1248.11.18. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | マルセイユ | ボードウアン3世に承認された特権・財産を承認 | Marseilles, no. 12 |
| 14 | 1249.3.23. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | エルサレム総大司教ロベルトゥス | マルセイユの特権を保證するように命令 | Marseilles, no. 13 |
| 15 | 1249.6.23. | ジェノヴァのシリアアのコンソレーレにして副伯のシモン・マロチエツリ | アッココン | | ニコロ・ドラージなどのジェノヴァ市民たちの立ち会いの下、ジェノヴァの保有する特権・財産などの確認 | Desimoni, no. 1 (=Regesta, no. 1181); |
| 16 | 1249.7.14. | ゲイルモ・デ・ブルガツロとジェノヴァのシリアアのコンソレーレにして副伯のシモン・マロチエツリ | アッココン | | ジョヴァンニ・カスターネなどのジェノヴァ市民たちの立ち会いの下、ジェノヴァの保有する特権・財産などの確認(フリードリヒ2世の公証人カステッロ・デ・バキサーノが作成) | Desimoni, no. 2 (=Regesta, no. 1182) |
| 17 | 1249.10.1. | ランフランコ・トルネッロなどのジェノヴァ市民たち | アッココン(ジェノヴァ所有の家屋) | テンプル騎士修道会 | 借金の返済 | Regesta, no. 1183 |
| 18 | 1249.12.21. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | アンテイオキア教会助祭長 | テイルルおよびアッココンの聖マルコ教会の特権を保證するように命令 | Tafel-Thomas, no. 313, 314 (=Potthast, no. 13895; Regesta, no. 1185) |
| 19 | 1250.3.15. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | マルセイユ | フルク・アモリー・エメリーなどに承認された特権・財産を承認 | Marseilles, no. 14 |
| 20 | 1250.3.15. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | エルサレム総大司教兼ニコシア大司教ロベルトゥス | マルセイユの特権を保證するように命令 | Marseilles, no. 15 |

| | | | | | | |
|----|------------|---|------|----------------------------------|---|--|
| 21 | 1250.3.17. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | キプロス国王アンリ1世 | マルセイユの特権を保証するように命令 | Marseilles, no. 16 |
| 22 | 1250.3.17. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | マルセイユ | フルクに承認された特権・財産を承認 | Marseilles, no. 17 |
| 23 | 1250.3.18. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | マルセイユ | ボードウアン3世に承認された自由交易権、およびヤツワア＝アスカロン伯領内の Ramie 村の所有を承認 | Marseilles, no. 18 |
| 24 | 1250.3.18. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | マルセイユ | ジャン・ド・ブリエンスに承認されたアッコン内の裁判権および家屋の所有を承認 | Marseilles, no. 19 |
| 25 | 1250.3.18. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | マルセイユ | エルサレム王国・キプロス王国内の自由往来権・不入権・財産の所有を承認 | Marseilles, no. 20 |
| 26 | 1250.3.18. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | マルセイユ | ギーにより承認されたアッコンにおける不入権・裁判権(副伯とコンシユラの配備を含む)・自由交易権・免税特権を承認 | Marseilles, no. 21 |
| 27 | 1250.3.18. | 教皇インノケンティウス4世 | リヨン | マルセイユ、モンベリエ | キプロス国王アンリ1世に承認されたキプロス王国領内における自由交易権・不入権を承認 | Marseilles, no. 22 |
| 28 | 1250.5.3. | ジェノヴァのシリアンのコンソレーレのモン・マロチエツリと、同じくオジェツリ・リツチ | アッコン | ジェノヴァ | ジェノヴァの特権・財産などの確認 | Desimoni, no. 3 (=Regesta, no. 1187, 1188) |
| 29 | 1251.6.11. | 教皇インノケンティウス4世 | | ティール大司教 | エルサレム王国・トリポリ伯国・アンティオキア侯国における、ジェノヴァに対する妨害行為からジェノヴァ市民を保護するように命令 | Liber, 1, no. 795 |
| 30 | 1251.7.5. | 教皇インノケンティウス4世 | | 聖ヨハネ修道会総長ギョーム・ド・シヤトヌフ | 同上 | Liber, 1, no. 799 |
| 31 | 1251.7.5. | 教皇インノケンティウス4世 | | ジェノヴァ | エルサレム王国・トリポリ伯国・アンティオキア侯国における、ジェノヴァの財産・特権を承認 | Liber, 1, no. 800 |
| 32 | 1251.7.5. | 教皇インノケンティウス4世 | | エルサレム王国・トリポリ伯国・アンティオキア侯国の高位聖職者たち | 上のことを通知 | Liber, 1, no. 801 |

| | | | | | |
|----|-------------------------|--|--------------------------------|---|---|
| 33 | 1251.7.5. | 教皇インノケンティウス4世 | アレクサンドリアの聖サバス修道院長 | アックオン港近くの家屋をジェノヴァに売却するように命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 818 |
| 34 | 1251.7.5. | 教皇インノケンティウス4世 | ティール大司教 | 上のことを遂行するように命令 | <i>Liber</i> , 1, no. 819 |
| 35 | 1252.2. (1.-29.) | コンラート4世 | メッシーナ | アックオン港においてピサと同等の不入権を承認 | <i>Ur-kunden</i> , no. 704 (=Regesta Add., no. 1202) |
| 36 | 1255.10.9. | ナザレ大司教ヘンリクス | アックオンに居住するジェノヴァ市民のマツデイオ・デ・マリノー | かつてラルフ・アンゲルがナザレ教会からブルガージュエとして受け取ったSaphoria村内の土地、およびナザレ市内の家屋、およびナザレ近郊のブドウ畑を譲渡 | <i>Rey</i> , pp. 36-38 (=Regesta, no. 1242) |
| 37 | 1257.4.2. | 教皇付司祭ヨハネス・デ・カメツァーノ | ラテラノ | ヤツファア伯ジャン1世・ディブランによって承認された自由・不入権などを承認 | <i>Marseilles</i> , no. 23 |
| 38 | 1257.8.10. | エルサルナム王国のコレタアル兼バイイのアルスール領主ジャン・ディブラン | アックオン | ティール領主フイリップ・ド・モンフォール、カエサレア領主ジャン・ラルマンや「エルサルム領の護法官兼弁護官 (syndicus et procurator signoriae Hierosolymitanae)」のエティエンヌ・ド・ソヴァアなどの同意の下、アックオンのジェノヴァ領内にある教会・館・宿の所有を承認（もし戦争が生じた場合、50人のアンコーナの兵士を提供するという条件の下で） | <i>Ur-kunden</i> , no. 806 (=Paoli, 1, no. 132; Regesta, no. 1259) |
| 39 | 1258.9.12. (1259.4.30.) | シチリア国王マンフレディ | メッシーナ | ジェノヴァのアッコンのポスタタ (オピツォーニ・デ・フリスコ) | <i>Regesta</i> , no. 1268 (関連: Regesta, no. 1273) |
| 40 | 1259.5.25. | 聖ヨハネ修道会総長ユージョ・ド・ルヴェル | アックオン | アックオンの港近くの家屋および倉庫の貸与を承認 | <i>Cartulaire</i> , no. 2919 (=Regesta Add., no. 1273a) |
| 41 | 1259.8.2. | ティベリア司教エウストロキウスとアックオンにあるドミニコ会系の聖サミュエル修道院長ヨハネ | アックオン | ティールにおける聖ヨハネ修道会との間に生じた、聖ラサロ修道院の財産を巡る争いの終結を命令した教皇アレクサンデル4世の勅書を提示 | <i>Paoli</i> , 1, no. 135, 138 (=Cartulaire, no. 2925; Regesta, no. 1275, 1276; Regesta Add., 1275, 1276) |

| | | | | | | |
|----|---------------|--|-----------------------------|---|--|--|
| 42 | 1259.8.5. | ティールにある ジェノヴァの聖ラ ウレンティノー教 会聖堂参事会長 | ティール | 聖ヨハネ修道院 | 係争中の聖ラザロ修道院の財産を譲渡するこ とを承認 | Paoli, I, no. 135 (=Cartulaire, no. 2925 ; Regesta, no. 1277 ; Regesta Add., 1277) |
| 43 | 1259.10. | ヴェネツィアのラニエ ドージェのラニエ リ・ゼン | ヴェネツィア (総 督府) | マルセイユの外交使節 アルノー・エソルシー ヴ | アッココンにおける、カピタネイのラウレン ティノー・テウブーロおよびヴェネツィアの バイロのマルコ・ジュステイニアノ (ヴェ ネツィア側) と、アンジュー伯シャルルの外 交使節にしてアッココンにおけるマルセイユの コンジュラーであるギヨーム・コム (マルセ イユ側) との間で結ばれた和を承認 | Regesta, no. 1283 |
| 44 | 1260.1.7.-19. | アッココン司教フロ レンティウス | アッココン | 自分自身と、ヴェネツィ アのアッココン・バイロ のジョヴァンニ・ダン ドローおよび補佐官の レオナルド・マウリチー ノとマリノー・コンタ リニ | アッココン司教とアッココンの聖マルコ教会司祭 ヨハネスとの間の教区を巡る争いの和 | Tafel-Thomas, no. 343, 344 (=Regesta, no. 1285) |
| 45 | 1260.6.1. | 教皇アレクサンデ ル4世 | アナニ | 教皇特使のベツレヘム 司教トマス | ヴェネツィア・ピサとジェノヴァの間の係争 を終結させるように命令、およびこの書状が 到着してから8日以内にヴェネツィア・ピサ・ ジェノヴァに対して聖地の塔や城壁要塞の引 き渡しを命ずるよう指示 | Regesta Add., no. 1293a |
| 46 | 1260.12.10. | ジェノヴァのシリ アのコンソリーに して副伯のジャコ モ・スビルモ・デ・ サヴィニャーノな どのジェノヴァ市 民たち | ティール (ジェノ ヴァのコムーネの 館) | ピサ、ヴェネツィア | 教皇特使のベツレヘム司教トマスが提示した、 ピサやヴェネツィアに対して聖地の塔や城壁 要塞をトマスに引き渡すようにとの教皇アレ クサンデル4世からの命令を公開 | Tafel-Thomas, no. 346 (=Re- gesta, no. 1294) |
| 47 | 1260頃 | ティール領主フイ リップ・ド・モン フォール | マルセイユ | | ティール大司教エギデイスおよび聖ヨハネ 修道会大管区長ユーグ・ド・ルヴェエルの立ち 会いの下、裁判権を承認 | Regesta, no. 1297 |

| | | | | | | |
|----|----------------|------------------------------------|---------------------------------|--|--|---|
| 48 | 1261.1.11.-17. | 教皇特使のベッレハム司教トマス | ヴェネツィアのバイロンのコンソーレのゴフロード・ドラペツリ | ヴェネツィアの大司教をはじめとする高位聖職者・修道院長たち、ドイツ騎士修道会のマレシヤル、ジェノヴァの法務官兼弁護官のフレゾーノ・マルチエツコとジョヴァンニ・デ・ロヴィエーニヨがやってくる。上記の教皇アレクサンデル4世の書簡を提示。その後、テンブル騎士修道会のマレシヤル、聖ヨハネ修道会の管区長、ヤツファア伯、カイファア領主、エルサレム王国マレシヤルのジャン・ド・ジルベール、アッコシヤ教会兼ティベリア教会の助祭長、ファマグスタ教会の聖歌隊長のジャン・バスカ師を加えて、再協議。最終的に、ヴェネツィアとピサは、教皇の命令を拒絶する旨も記載。 | ニコシニア大司教をはじめとする高位聖職者・修道院長たち、ドイツ騎士修道会のマレシヤル、ジェノヴァの法務官兼弁護官のフレゾーノ・マルチエツコとジョヴァンニ・デ・ロヴィエーニヨがやってくる。上記の教皇アレクサンデル4世の書簡を提示。その後、テンブル騎士修道会のマレシヤル、聖ヨハネ修道会の管区長、ヤツファア伯、カイファア領主、エルサレム王国マレシヤルのジャン・ド・ジルベール、アッコシヤ教会兼ティベリア教会の助祭長、ファマグスタ教会の聖歌隊長のジャン・バスカ師を加えて、再協議。最終的に、ヴェネツィアとピサは、教皇の命令を拒絶する旨も記載。 | Tefel-Thomas, no. 346 (=Müller, pp. 455-457; Regesta, no. 1298) |
| 49 | 1261.9. | ヴェネツィアのドージェのラニエロ・ゼン | ヴェネツィア | アッコシヤとアッコシヤの聖マルコ教会司教ヨハネとの間の教区を巡る争いの和 | アッコシヤとアッコシヤの聖マルコ教会司教ヨハネとの間の教区を巡る争いの和 | Pozza, "Venezia", app. No. 3 |
| 50 | 1261.11. | アルメニア国王ヘトウム1世 | ヴェネツィア | 特権の承認 | 特権の承認 | Pozza, "Venezia", app. No. 4 |
| 51 | 1264.5.5. | ジェノヴァ評議会 | ジェノヴァ | ティール領主フイリッポ・ド・モンフォールとジェノヴァのポデスタのグリエルモ・スカランポとの間の取り決め(ティール領内における自由交易権(ただし、ティールの城門を通過するあらゆる物品には、2.5パーセントの関税がかかるが、売れ残りの物品を再び運ぶ際にはそれ以上の税はかからない、という条件の下で)、安全保証・裁判権、およびジェノヴァの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること)の確認 | ティール領主フイリッポ・ド・モンフォールとジェノヴァのポデスタのグリエルモ・スカランポとの間の取り決め(ティール領内における自由交易権(ただし、ティールの城門を通過するあらゆる物品には、2.5パーセントの関税がかかるが、売れ残りの物品を再び運ぶ際にはそれ以上の税はかからない、という条件の下で)、安全保証・裁判権、およびジェノヴァの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること)の確認 | Desimoni, no. 4 (=Regesta, no. 133) |
| 52 | 1264.10.14. | (ジェノヴァ市民の)ランフランキ・ラヴァッジョの未亡人のペトロ・ニヤ | (ジェノヴァ人で)アッコシヤ市民のラウレンティノー・グイレルモ | アッコシヤのジェノヴァ人居住区にある倉庫を占拠するように命令 | アッコシヤのジェノヴァ人居住区にある倉庫を占拠するように命令 | Regesta Add., no. 1335b |
| 53 | 1265.11.23. | ティール大司教アエギデイウス | パリ | トリポリ教会の聖歌隊長長リカルドウス師 | ジェノヴァとヴェネツィアとピサの間に和が生じれば、聖地への助力がうまくいくであろうとの旨の書簡 | Regesta, no. 1341 |
| 54 | 1266.2.13. | ヴェネツィア市民マッテオ・マルメツラ | (アッコシヤ) | アッコシヤのバイロンのミカエール・ダウローネの立ち会いの下、アッコシヤの家屋を売却 | アッコシヤのバイロンのミカエール・ダウローネの立ち会いの下、アッコシヤの家屋を売却 | Carulaire, no. 8207 (=Regesta Add., no. 1342b) |

| | | | | | | |
|----|-------------|--------------------------------|---------|--|--|---|
| 55 | 1267.3.10. | アマルフィ大司教 フィリップス | (アマルフィ) | アマルフィ市民マリ ーノの息子のジョル ジョ・エディーチェ | 来る9月1日からの4年間、アマルフィ教会 がトリポリに所有する市場の収益権や、ア マールフィに所在する教会の収益権などを承認 | Regesta, no. 1346 |
| 56 | 1267.6.6. | 教皇クレメンス6 世 | ヴィテルボ | マルセイユ | ギーにより承認されたアッコンにおける自由 交易権・免税特権・裁判権(副伯やコンシ ユラの配属を含む)、およびすべてにおける税か らの免除を承認 | Marseilles, no. 24 |
| 57 | 1267.6.8. | 教皇クレメンス6 世 | ヴィテルボ | マルセイユ | ポードウアン3世により承認されたエルサレ ム王国領内における自由交易権、およびヤ ッファ＝アスカロン伯領内のRamie村の所有を 承認 | Marseilles, no. 25 |
| 58 | 1267.6.9. | 教皇クレメンス6 世 | ヴィテルボ | マルセイユ | フルク、アモーリー、エメリーにより承認さ れた特権・財産の所有を承認 | Marseilles, no. 26 |
| 59 | 1267.7.8. | ジェノヴァのボデ スタのタイード・ デ・ロドピオ | ジェノヴァ | (シリア方面の)ジェ ノヴァの法務官ベレン ガリオ | ティールにて2月10日にテンブル騎士修道会 総長トマ・ベラールとの間に締結した和平の 承認 | Regesta, no. 1353 |
| 60 | 1268.7.7. | コンラードティ ン | シエナ | ピサ・シエナ | 「余に忠実なる (fideles nostri)」ピサ・シエナ 対して、アッコン港の使用権・交易権、およ びピサ・シエナの船が難破した場合にその積 み荷などが保証されることを承認 | Urkunden, no. 710 (=Müller, no. 70; Regesta, no. 1360) |
| 61 | 1268.10.22. | ジェノヴァの評議 会 | ジェノヴァ | ティール領主フィリッ プ・ド・モンフォースの 家臣のダマスカスのエ スボリエゼの息子の住 民「住民 (incola)」でモ スル(商人)のムサク、 アッコンの住民のサ リービエ、アタラブ の息子のアジズ、ア ッコンの住民のジャ ン・ド・リール、タル タル人領主の家臣のセ リムの息子のベルフ エック、アッコンの住 民のフエリ、アッコ ンの住民のオレーチ、 アッコンの住民のステ イマン・カシミ、ア ッコンの住民のダマ スカスのラシンの息 子のステイ | ジェノヴァ市民のルチエ ート・デ・グリマル ドが、彼らのガレー船 を拿捕したことによ って生じた損害の賠償 を承認 | Mas Latrie, 2, pp. 74-77 (=Langlois, no. 22; Regesta, no. 1362) |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|-------------|--------------------------------|--|-----------|---|---------|--|--|--|--|--|---|--|
| 61 | | | | | ギマン、聖職者ゲオルク領主のウス、テューマスの子のボガレ、アルメニア国王の住民のマンズール・エルミン、バサキ・バハラン、バルソミ・ミカエレ、マケロツテイ・ダヴィデ、アルメニア国王の臣に居する兄弟のアジスとムサー、ジャン・オキアソン、アンティオキア総大司教の家臣のシモン・ダンテイオシユ、アンティオキア侯の家臣のオルフェウルの息子エテイドの息子ニコル、同じくアガフ、同じくマテルリ・アリ- | | | | | | | | |
| 62 | 1270.8.22. | | | クレモナ | | | | | | | | 十字軍国家における和平の締結 | Regesta Add., no. 1374d |
| 63 | 1271.1. | ヴェネツィア、ピサ、ジェノヴァの外交使節たち | | シス | | ヴェネツィア | | | | | | アルメニア王国領内における安全保証を承認 | Tafel-Thomas, no. 361 (=Regesta, no. 1376) |
| 64 | 1274.10.28. | ピサ出身のアッココン市民ジョヴァンニ・アンセルモヤその他多数 | | (アッココン) | | 聖ヨハネ修道会 | | | | | | 家屋・土地の売却契約を忠実に遵守することを承認 | Carulaire, no. 3557 (=Regesta Add., no. 1400a) |
| 65 | 1277.6.1. | アンティオキア侯兼トリポリ伯ボエモンド7世 | | トリポリ(侯宮廷) | | ヴェネツィア | | | | | | トリポリ伯領内における自由交易権(ただし、市場にいる伯の役人が同行し、あらゆる商取引を記録するという条件の下で)の承認(ただし、「余と余の相続人たちが望む限りにおいて(durer tant come ie et mes heirs vorons)」) | Rey, pp. 47-50 (=Regesta, no. 1412) |

| | | | | | | |
|----|-------------|--|-----------------------------|-------------------------------|---|---|
| 66 | 1277.7.1. | エルサレム総大司教にして教皇特使のトマスをはじめとする高位聖職者たち、テンブル騎士修道会総長ギヨーム・ド・ボネジュエ、聖ヨハネ修道会大管区長ニコラ、ドイトツ騎士修道会大管区長コンラート、ピサのコンソレのヤークボ・デ・ルバイ、公証人バルトロメオ・デ・フィ尔蒙、テン領主ジャン・ド・モ | アッコン(テンブル騎士修道会館) | ヴェネツィア | マルシリオ・ゾルジの報告書に基づくヴェネツィアの特権・所有物の承認することで、テイトール領主ジャン・ド・モンフォールとヴェネツィアとの間の和解 | Tafel-Thomas, no. 369 (=Regesta, no. 1413) |
| 67 | 1277.8.17. | ヴェネツィアのアッコンのゴンソレのウーゴ・デ・レオナルド | アッコン(ジェノヴァのクーリア) | ヴェネツィアのアッコンのパイロのアルベルト・デ・モロシーニ | 使者のタルターロ・ウーゾデイマーレを通じて、ヴェネツィア市民のアニエーゼなどが不当に占拠している家屋の返還要求 | Regesta Add., no. 1413b |
| 68 | 1277.8.18. | ヴェネツィアのアッコンのゴンソレのウーゴ・デ・レオナルドの使者のタルターロ・ウーゾデイマーレ | アッコン(聖マタエウス教会に隣接するヴェネツィアの館) | ヴェネツィアのアッコンのパイロのアルベルト・デ・モロシーニ | ヴェネツィア市民たちが不当に占拠している家屋の返還要求 | Regesta Add., no. 1413c |
| 69 | 1281.10.31. | シチリア国王兼エルサレム国王ジャンルル1世・ダンジュエのバイイのマルシカカ伯ルッジェエロ・デイ・サンセヴェリーノ | (アッコン) | 聖ヨハネ修道会とピサ | 両者の間でのアッコン内の小屋・城壁・塔の管理権を巡る争いについて、聖ヨハネ修道会の所有権を承認 | Cartulaire, no. 3771 (=Regesta Add., no. 1442a) |
| 70 | 1284.9.6. | シヤルル1世・ダンジュエ | プリンデイシ | マルセイユ | 「余のマルセイユ (nostra Massilia)」に対して、シチリアの晩鐘事件における「奉仕 (servitia)」の見返りとして、アッコンにおける自由交易権・不没権・自由を承認 | Urkunden, no. 742 (=Marsailles, no. 27) |

| | | | | | | |
|----|------------|---------------------------------|-----------|--------------------|--|--|
| 71 | 1284.9.6. | シャルル1世・ダ ンジュー | プリンティシ | アッコンの住民たち | 上のことをアッコンの住民たちに通達 | <i>Urkunden</i> , no. 743 (= <i>Marsailles</i> , no. 28) |
| 72 | 1286.4.19. | ヴェネツィアの聖 マルコ教会 | ヴェネツィア | | ティールおよびアッコンにある聖マルコ教会からの、ローマ教会やカステッラーノ大司教への送金額の査定 | <i>Tafel-Thomas</i> , no. 380 (= <i>Regesta</i> , no. 1463) |
| 73 | 1290.3.29. | エルサレム総大司 教兼アッコン司教 代理のニコラス | アッコン(司教館) | 聖ヨハネ修道会とヴェ ネツィア | ヴェネツィアのアッコンのバイロのキリーニ・デ・サンジュリアーノ、および同じくコンソールのエンリコ・フエッリとジョヴァンニ・バルバリーニの立ち会いの下、家屋を巡る争いについて聖ヨハネ修道会の所有権を承認 | <i>Cartulaire</i> , no. 4084 (= <i>Regesta Add.</i> , no. 1501b) |

しんでいたマルセイユの姿も、商業都市が各々のアイデンティティを強く維持していたことをまた別の角度から示すであろう〔表3-47・56～58〕。

さて、1267年7月8日の証書が示すように、この年に対立構造に大きな変化が生じた〔表3-59〕。この証書が示すジェノヴァとテンプル騎士修道会との間の和平の背後には、前年におけるサフェドの陥落があったであろう。いずれにせよ、この和平は、ジェノヴァとティール＝トロン領主との間の関係を壊してしまった。1268年10月22日に出された証書は、ジェノヴァによるティール領主への報復の結果だと考えられるからである〔表3-62〕。なお、この証書は、現地人の商人たちの姿を垣間見させてくれる点で非常に興味深い。このように、十字軍国家における商業活動は、ヨーロッパの商業都市のみによって成り立っていたわけではなく、実に多種多様な民族・人種・信仰を持つ者たちによっても支えられていたのである。このようなことを示す史料がほとんど見あたらないのは、基本的には穏便な形で商取引が行われ続けていたからであろう。従って、このような証書が発給されたということは、在地の商取引上のルールが、ジェノヴァによって壊されてしまったということの意味するのである。

悪化の一途を辿る戦況に対して、ジェノヴァ・ヴェネツィア・ピサの本国は、和平を模索した〔表3-62〕。しかし、戦場の現場ではないところでの和平交渉は、意味をなさなかった。その後もジェノヴァとヴェネツィアは断続的に争い続けたのであるが、1277年7月1日付の証書が示すように、最終的にはヴェネツィア側の勝利に終わった〔表3-66、および表3-65もそれに相当するであろう〕。先にも触れたように、これによってようやくマルシリオ・ゾルジの苦勞が報われたのだが、ヴェネツィアの権利奪還が、都市内に混乱をもたらしたことも見逃してはならない〔表3-67・68〕。

10年以上も続いた聖サバス戦争がようやく終結を迎えた背後には、時期的に見て、シチリア国王シャルル1世・ダンジューが1277年1月5日に、エルサレム国王位を購入したことがあったと考えられる。シチリア王位を巡る争いの際に、ホーエンシュタウフェン家の側に立っていたジェノヴァやピサにとっては⁽³⁶⁾、決して良い報告ではなかっただろう⁽³⁷⁾。一方で、ギリシア地域においてシャルルとの結び付きを強めていたヴェネツィアにとっては、果報であったと思われる。しかし、1278年、シャルルの代理人としてエルサレム王国に到来したルッジエロ・デイ・サンセヴェリーノは、ヴェネツィアも含めて商業都市の特権を一切承認しなかった⁽³⁸⁾。彼にとっての最優先事項は、むしろこれまでに失わ

⁽³⁶⁾ *Templar of Tyre*, chap. 358. なお、コンラードの処刑に際して、アッコンでは大祝賀会が開催された。*Templar of Tyre*, chap. 363.

⁽³⁷⁾ ただし、ジェノヴァは聖王ルイの二回目の十字軍にも、聖サバス戦争を優位に進めることを目論んで、大艦隊を提供していた。*Templar of Tyre*, chap. 372.

⁽³⁸⁾ *Templar of Tyre*, chap. 398. なお、同様の状況はギリシア地域の国家でも生じた。Dunbabin, J., *Chattles I of Anjou : Power, Kingship and State-Making in Thirteenth-Century Europe*, London/New York, 1998, p. 93.

れてしまった国王の特権・財産の回復だったからである⁽³⁹⁾。シャルルの統治下で商業都市に認められた特権は、「シチリアの晩禱」の際の助力への見返りとして、「余のマルセイユ (nostra Massilia)」⁽⁴⁰⁾に与えられたわずか一件のみである〔表 3-70・71〕。1285年にシャルルが死去すると、キプロス国王ユーグ3世が復位するが、彼もまた1年後に死去する。その後を、キプロス国王アンリ2世が継ぐが、その商業都市との関係は、彼がジェノヴァと争ったということ以外、何も分からない⁽⁴¹⁾。

これまでエルサレム王国を中心として商業都市に関連する証書から全体的な商業都市との関係について見てきたが、最後に一言だけ付け加えておきたい。それは、聖サバス戦争の期間中に、公証人制度が急速に根付いていき、法務官などの役割が重用視されていった、ということである⁽⁴²⁾。権利などを保証すべき力源が存在しない中で、商業都市民たちは自力救済しか手段がなくなってしまったのである。そして、それは十字軍国家に居住するブルジョワたちも同様であった。このような中で、十字軍国家において公証人制度などが広く定着していった、と考えられるのである。

次節においては、十字軍国家と商業都市との関係についての理解をさらに深めるために、十字軍国家において「封建家臣」となった商業都市民たちについて見ていきたい。十字軍国家に定住せざるをえなかった「封建家臣」に目を向けることは、特権を希求する一時的滞在者であった商人たちとは異なった角度からの検討を可能にするからである。また、国家同士の関係のみではなく、個人という角度から商業都市と十字軍国家との関係を照射することで、我々がより豊かなイメージを持つことが期待できるからでもある。

4. 「封建家臣」となった者たち

(1) パンタレオーネ家とコンタリーニ家：ヴェネツィアの事例

ヴェネツィア人で十字軍国家に封を保有した者たちについては、我々はマルシリオ・ゾルジの『報告書』から知ることができる。それによると、13世紀前半の段階において、ヴェネツィア支配下のティール領内には、コムーネから封を授かった二つの家系があった⁽⁴³⁾。

まず一つは、パンタレオーネ家である。いつの段階かは分からないが、ヴェターレ・パ

⁽³⁹⁾ 詳細については、Pozza, “Acri e Negroponte : un capitolo delle relazioni fra Venezia e Carlo d’Angiò (1277-1282)”, *Archivio storico per le provincie napoletane*, 3a ser., 21, 1981, pp. 27-74; Id., “Venezia”, pp. 351-399, を参照されたい。

⁽⁴⁰⁾ なお、シャルルは1262年にマルセイユを制圧していた。Templar of Tyre, chap. 317.

⁽⁴¹⁾ Templar of Tyre, chap. 432.

⁽⁴²⁾ Balletto, “notarii”, pp. 175-279; Müller, no. 71 A-H (=Regesta, no. 1392, 1452, 1453, 1454, 1455, 1462, 1474), など。

⁽⁴³⁾ なお、1206年の段階では、他にファレットロ家がコムーネから封を授かっていたが、最終的にはドージェに返還したようである〔表 2-51〕。

ンタレオーネは、「山岳部に (in montana)」あるデイラム村⁽⁴⁴⁾、「山頂に (in vertica)」あるガイフィア村、そしてマハロナ村 (casale) とそれに付属するベルダモン村 (gastina) を始めとする 14 の村落の 1/3 (残り 2/3 は王領)、二つの庭、小麦の作付けされた「窪地 (Una Fossa)」と呼ばれる土地、そしてベレメド村 (gastina) をコムーネから下封された。彼には男子の相続人がいなかったらしく、マルシリオが『報告書』を作成した段階では、「ググリエルモ・ツォルツァーニが、その妻 (ヴィターレの娘) のためにヴェネツィアからの封として保持して (habet in feudum a Venecia Guillielmus Iordanus pro uxore sua)」いた⁽⁴⁵⁾。加えて、ググリエルモ夫婦には、ティール市内の聖マルコ教会の地所にある釜戸付きの家屋も下封されており、年に油 1 ロトゥラを同教会に納めなければならなかった。なお、この家屋には、もう一つの封建家臣の家系に属するローランド 1 世・コンタリーニがかつて居住していた⁽⁴⁶⁾。

一方のコンタリーニ家は、『報告書』作成時において、ローランド 2 世・コンタリーニが家長としてコムーネから封を授かっていた。彼が所有したのは、ソフィム村とハノシエ村、そしてフェニオム村とトリフィフ村の 1/3、小麦の作付けされる「神の泉 (Fontem Dei)」と呼ばれる土地であった。加えて、「窪地 (Fossa)」と呼ばれる狭い土地も有していたが、それはコムーネの同意の下に売却された。そして、やはり彼にも家屋が与えられたが、それはティール市内のコムーネ直轄区域にあった⁽⁴⁷⁾。

しかし、本来コムーネが所有する財産はこれだけではなく、多くの村落や土地が、とりわけ国王によって奪われていた。その過程については、「公殿(ドージェ)およびヴェネツィアのコムーネが、ティール占領に際して、グラデニーゴ家出身のグイーダ・コンタリーニ様の夫であったローランド (1 世)・コンタリーニ殿に、3 人の騎士 (の奉仕) と引き替えに封として授けたもので、我々によって確認された村落や財産について (De casalibus et possessionis, quas dedit in feudum dominus dux et commune Venecie tempore captionibus Tyri domino Rolando Contareno pro tribus miliciis, qui fuit vir dame Guida Contarene, que fuit de natione Gradonici, que nobis detinentur)」という項目の中に見ることができる。ここに記された、ローランド 1 世とグイーダは、ローランド 2 世の両親であり、彼らが封を授かったのは 1124 年の段階であった。そして、「ボードゥアンの特権」が発給される以前から、自力救済のためであろう、3 人の騎士を配備していた。この段階では、封は一括してローランド 1 世に与えられていたが、それはラトル村を始めとする 12 の村落、ハイフェ村を始めとする 5 つの村落の 1/3、そして現在はバイルート領主の所有物となっているティール市内

⁽⁴⁴⁾ 以下、ティール領内の村落の詳細については、拙稿「マルシリオ・ゾルジの『報告書』に見るフランク人の現地人支配」『史潮』74号、2013年、4~22頁を参照されたい。

⁽⁴⁵⁾ Berggötz, S. 150, 153, 155-158.

⁽⁴⁶⁾ Berggötz, S. 144, 159.

⁽⁴⁷⁾ Berggötz, S. 147, 150, 155, 159-161.

の家屋であった。ローランド1世が死去すると、当時のバイロは相続人なしと判断して、すべてをコムーネの所有に戻すが、妻のグイーダはそれに強く抵抗した。最終的に彼女の取った行動は、「国王（恐らくは、アンリ・ド・シャンパーニュ）の保護下（in priotectio-ne regis）」に入ることであった。そして自身の死に際して、すべての財産の相続人として国王を指名したのであった⁽⁴⁸⁾。

母親グイーダと息子のローランド2世との関係はどのようなものであったのか、ローランド2世とコムーネとの関係はどのようなものであったのか、1277年のティール領主との和解によって『報告書』の訴えは認められることにはなるが、その前後の状況はどのようなものであったのか、不明な点は多々ある。しかし、ヴェネツィアのコムーネが自領の一部をヴェネツィア人に下封することでその支配を強化しようとする方策をとっていたこと、しかしその一方で、在地に定住した者はコムーネよりも現地に対してのアイデンティティーを強くしたこと、などを読み取ることにはできるであろう。

(2) ポトロン領主プレバーノ：ピサの事例

1179年8月9日、トリポリ伯レーモン3世がピサに対して都市トリポリ内の家屋の所有を承認した証書〔表1-52〕の副署人リストの中に、サイースやジャン・ド・ラ・モネータといった都市トリポリの有力ブルジョワに続いて、ピサ側の代表としてアッコンのコンソーレのピピンドーとプレバーノの名前が見られる。その後の1181年5月、同伯が聖ヨハネ修道会の土地所有を承認した証書の副署人リストの中に、ビブルス領主ユークとその息子ユーク、トリポリのコネタブルのレーモン・ド・ビブルスに続いて、ポトロン領主プレバーノの名前を確認することができる⁽⁴⁹⁾。すなわち、1179年から1181年の間に、ピサ市民プレバーノはトリポリ伯の封建家臣となったわけだが、その経緯について『エラクル年代記』は次のように伝えている。

彼（トリポリ伯レーモン3世）は、彼女（ポトロン領主セシル）を、件のジェラル（・ド・リドフォール）よりも、プレバーノに与えることを望んだ。というのも、件のプレバーノは、結婚のために莫大な金銭をトリポリ伯につき込んだからである。伯は、彼女と金とを天秤にかけた、と言われている⁽⁵⁰⁾。

ここにジェラル・ド・リドフォールがセシルの婿候補として登場することから、この

⁽⁴⁸⁾ Berggötz, S. 169 f.

⁽⁴⁹⁾ Paoli, I, no. 70 (=Cartulaire, no. 596; Regesta, no. 602; Regesta Add., no. 602).

⁽⁵⁰⁾ Langlois, A. (éd.), “L'estoire de Eracles empereur et la conquest de la terre d'outremer”, *Recueil des historiens des croisades occidentaux*, 2, Paris, 1859, liv. 23, chap. 34. 《il la dona plus colentiers a Plivain que au devant dit Gerart, por ce que li devant dit Plivain dona au conte de Triple grant avoir por celui mariage. L'en dit que il fist metre la damoisele en balance et l'or de l'autre part, …》

出来事は、少なくとも彼がテンプル騎士修道会に入会する前、すなわち 1179 年の 11 月 24 日までに起こったはずである⁽⁵¹⁾。従って、セシルとの結婚は、プレバーノがレーモン 3 世に出会ってほぼ直後に決定されたと考えられる。

表 1 が示すように、エルサレム王国での状況とは異なり、トリポリ伯国やアンティオキア侯国においてはピサと伯や侯との関係は、1150 年代より特権に制限が加えられていく傾向が見られるものの、決して悪いものではなかった〔表 1-9・26・46・52・54〕。また、1182 年 8 月 25 日、ボードゥアン 4 世はピサに対して「奉仕義務なしに (sine servitio)」所有地における家屋の建造権を持つことを承認する証書を発給するが〔表 1-53〕、その副署人リストはトリポリ伯レーモン 3 世、ヤッフア＝アスカロン伯ギー（・ド・リュジニヤン）、(エデッサ伯) ジョスラン 3 世、ルノー（・ド・シャティヨン）侯、コネタブルのエメリー（・ド・リュジニヤン）、ティベリア領主ユーク、そして最後のプレバーノで構成される。レーモン 3 世の威光の下、プレバーノがピサとの交渉の席で重要な役割を果たしたのは明らかである。伯とプレバーノの良好な関係は、1185 年 12 月にレーモン 3 世がトリポリ伯兼エルサレム国王の「後見人 (procurator)」として聖ラザロ修道院の財産を承認する証書（恐らくはアッコで発給）にも垣間見ることができる⁽⁵²⁾。ただし、その後に両者の間には溝が生じたようである。というのも、1186 年 3 月 7 日、エルサレム国王ギーがエルサレムにて発給したドイツ騎士修道会に関連する証書の副署人欄には、エルサレム総大司教エラクリウス、ルノー・ド・シャティヨン、そして因縁のテンプル騎士修道会総長ジェラルド・ド・リドフォールといった、ギーの「国王サークル」の中心メンバーが揃う中に、ボトロン領主プレバーノの名前も見ることができる一方で⁽⁵³⁾、1187 年 8 月にレーモン 3 世が発給した、ピサの特権を承認する証書に〔表 2-2〕プレバーノの名前は確認されないからである。その後彼がトリポリ伯発給証書に姿を現すのは、1194 年を待たねばならない。

トリポリ伯を兼任することになったアンティオキア侯ボエモンド 3 世は、1194 年 1 月 22 日に発給した証書の中で、トリポリ伯領内に限定されるものの、ピサの特権承認に言わば更新料制度を導入する〔表 2-34〕。この証書の副署人リストの筆頭として、ボトロン領主プレバーノが復活していることは、彼がピサ側ではなく封建君主の側に優利に事が進むために活躍していたことを窺わせる。実際、その後しばらくの間は、ボエモンド三世発給証書において、彼は副署人欄の筆頭もしくは第二番目に登場することとなる⁽⁵⁴⁾。

⁽⁵¹⁾ 当時、ジェラルドがエルサレム国王ボードゥアン 4 世のマレシャルであったことについては、拙稿「騎士修道会」75～89 頁を参照。

⁽⁵²⁾ Marsy, no. 30 (=Regesta, no. 645).

⁽⁵³⁾ *Urkunden*, no. 472 (=Strehlke, no. 20; *Regesta*, no. 650). なお、ここには、後に出てくるジェノヴァ出身家系のジブレ領主ウーゴ・エンブリアコの名前も確認できる。

⁽⁵⁴⁾ *Regesta*, no. 731; Paoli, I, no. 211 (=Cartulaire, no. 1031; *Regesta*, no. 742; *Regesta Add.*, no. 742); *Regesta*, no. 754. なお、Paoli, I, no. 211 (=Cartulaire, no. 1031; *Regesta*, no. 742; *Regesta Add.*, no. 742) には、プレバーノ

更新料制度を押しつけられる形になったピサ側が、それまでの特権を享受しながらも、更新料の支払いを拒み続けていたことは、1199年8月26日に発給された証書が端的に物語っている〔表2-41〕。一看すると、1200年3月20日付の証書は、両者の和解を示すかのようにも見えるが、この証書はボエモンド3世がトリポリ伯としてではなく、アンティオキア侯のみの立場で発給され、加えてティール領内の問題を扱ったものであり、トリポリ伯領内における関係は中々に改善されなかった〔表2-42〕。恐らく、トリポリ伯国へのピサ人の渡航が全面的に禁止されたであろうことは、1202年3月にプレバーノが発給した証書から窺い知ることができる。かなりの制限を加えながらも、ピサに交易の道筋を与えたことは、プレバーノのできる最大限の救済措置だったと想定できるからである。同時に、そこに我々はピサ人とフランク人という二つのアイデンティティーの狭間で苦しむプレバーノの姿を見ることができる。しかし、この措置が彼の地位を再び低下させたことは、1203年から1206年にかけてのボエモンド4世発給証書の副署人欄において、概ね彼が領主層の末尾にしか現れないことが物語っている⁽⁵⁵⁾。なお、アンティオキア侯領も含めて、その後にピサの特権が承認・確認されるのは、レーモン・ルベンとボエモンド5世のそれぞれの代替わりの時のみとなる〔表2-58・80・81〕。

プレバーノが再び副署人欄の上位に現れるのは、1209年9月4日に発給されたボエモンド4世証書においてである⁽⁵⁶⁾。これが、史料上における彼の最後の痕跡となるが、その背後には、ボトロン領主としてのプレバーノの唯一の相続人である娘と、ボエモンド4世の弟で同名のボエモンドとの婚姻が決まったことがあったと思われる⁽⁵⁷⁾。ここに一代限りのピサ人領主が消えてしまうことになった。先に見たように、恐らく彼はフランク人としてのアイデンティティーを強く持ったことであろう。それが可能であったのは、ピサのコムネがそれほどまでに彼に対してピサ市民としてのアイデンティティーを強要しなかったことによるのかもしれない。しかし、14世紀初頭に作成された『海の向こうの系譜 (*Lignages d'outremer*)』は、プレバーノを「ピサ人 (Pizan)」として刻むのであった⁽⁵⁸⁾。

(3) エンブリアキ家：ジェノヴァの事例

すでに触れたように、ジェノヴァは第1回十字軍に多くの人員・物資を投入し、十字軍国家の成立に多大なる貢献をなしていた。中でも、グリエルモとプリモのエンブリアコ兄弟は、十字軍士たちを様々な角度から支援したばかりでなく、彼ら自身も大量の戦利品を

の甥のピサ市民エンリコの名前も確認できる。ただし、あくまでも彼は一時滞在者であったようである。

⁽⁵⁵⁾ *Regesta*, no. 792; Paoli, 1, no. 98 (= *Regesta*, no. 799); *Liber*, 1, no. 477 (= *Regesta*, no. 807 [表3-13-50]); Paoli, 1, no. 175 (= *Cartulaire*, no. 1231; *Regesta*, no. 816; *Regesta Add.*, no. 816a).

⁽⁵⁶⁾ Strehlke, no. 44 (= *Regesta*, no. 839).

⁽⁵⁷⁾ Rudt de Collenberg, W., "Struktur und Connubium der Feudalgesellschaft der Kreuzzugstaaten", *12. Internationaler Kongress für genealogische und heraldische wissenschaften, Munich 1974, Kongressbericht*, S. 416.

⁽⁵⁸⁾ Nielen, M.-A. (éd.), *Lignages d'outremer*, Paris, 2003 (以下、*Lignages* と略記), p. 119.

獲得した。1099年のクリスマス・イヴの日にジェノヴァに凱旋したエンブリアコ兄弟であったが、1102年には兄のグリエルモがコンソーレの一人に選出されることとなった⁽⁵⁹⁾。

ジェノヴァの助力に対する返報として、1101年にアンティオキア侯の摂政を務めていたタンクレディは、ジブレ獲得の暁にはそれをジェノヴァに譲渡することを約束し〔表1-3〕、その約束は1109年にトリポリ伯国が建国された際に実行され、グリエルモ・エンブリアコ（恐らくは、第1回十字軍に参加したグリエルモの息子）を始めとするジェノヴァのコンソーレたちに、ジブレの統治権が委ねられた〔表1-10〕。そこで、ジェノヴァの評議会は、グリエルモの長男のウーゴ（1世）にジブレの統治を委ねた⁽⁶⁰⁾。ピサについては先ほど見たとおりであるが、イスラーム勢力からの攻撃を受けやすい北方諸侯領では、ジェノヴァやヴェネツィアに対しても、エルサレム王国よりは比較的に好条件で特権や財産が付与される傾向にあった〔表1-15・18・20・23など〕。

1127年から1135年の間にウーゴ1世が死去すると、ジブレの統治権は、彼が現地で娶った妻アデライドとの間に生まれたグリエルモ（1世）に相続された⁽⁶¹⁾。その後、グリエルモはさらなる社会的地位を獲得していったようであり、1139年12月に発給されたトリポリ伯レーモン2世証書の中では、「国王のバロンたち（*regis barones*）」の一人として数えられることとなる⁽⁶²⁾。

しかし、ジブレの統治権を狙う人物がいた。それはウーゴ1世の弟ニコラとその長男のウーゴであった。恐らくはウーゴ1世の死期が近いという報告を受けたのであろう、ニコラは1127年に東方を訪れ、アンティオキア侯ボエモンド2世の証書に副署している〔表1-15〕。しかし、現地の社会に着実に根を下ろし、その地位を固めていく甥のグリエルモ1世（ウーゴ1世の息子）に対抗するのは難しかったのであろう。我々が、ニコラ親子の活動を知ることができるのは、1144年5月に下されたジェノヴァ・コムーネの判断からである〔表1-19〕。そこからは、東方において自分たちの権利を主張し続けていたニコラ親子の姿が浮かび上がる。これに対して、翌1145年、ニコラとその長男ウーゴは、ジェノヴァに残っていた次男のオベルトを通じて訴訟を起こしていたが、さらにその2年後の1147年1月にジェノヴァのコムーネが下した判決は、グリエルモ1世に対する示談金の支払いと和解の提示であった〔表1-21〕。しかし、グリエルモは示談金を支払わなかったようである。最終的には1154年1月、ジェノヴァの評議会は、エンブリアキ家内部で争いの原因となっている所領をコムーネの直轄下に置き、それを29年間の期限付きでエンブリアキ家に貸与する（ジブレ領についてはグリエルモの勝利）、という決定を下すに至っ

⁽⁵⁹⁾ Caffaro, p. 57, 116 f., 120.

⁽⁶⁰⁾ Rey (éd.), *Les familles d'outrmer de du Cange*, Paris, 1869 (以下、*familles* と略記), p. 319. cf. *Lignages*, p. 114.

⁽⁶¹⁾ Rozière, no. 96 (=Bresc-Bautier, no. 84; *Regesta*, no. 161). Rey, *familles*, p. 319; Id., “Les seigneurs de Giblet”, *Revue de l'orient latin*, 3, Paris, 1895 (以下、“Giblet” と略記), p. 400.

⁽⁶²⁾ Paoli, 1, no. 18 (=Cartulaire, 2, no. 7; *Regesta*, no. 191; *Regesta Add.*, no. 191)

たのである〔表 1-24・25〕。

このようなエンブリアキ家の内紛、およびその結果としてエンブリアキ家の所領がコムーネの直轄下に置かれたことが、北方諸侯との関係に影響を与えたかという、そうではなかったようである。恐らくは 1157 年頃にジブレ領をグリエルモから継いだの長男のウーゴ 2 世は、少なくとも 1168 年 3 月の段階では、ジェノヴァ・コムーネとの良好な関係を維持していた〔表 1-41〕。また、1169 年 10 月に発給された証書は、アンティオキア侯ボエモンド 3 世が、裁判権の付与は控えつつも、ジェノヴァを優遇する姿勢であったことを示している〔表 1-45〕。ただし、その後もジェノヴァとの関係を維持し続けたのは、アンティオキア侯のみであった。

1164 年から 1174 年の間、レーモン 3 世が捕虜となっていたため、トリポリの行政はアモーリーに委ねられた。また、釈放後のレーモン 3 世は、エルサレム国王位を巡る権力闘争の渦中に置かれる。このような状況の中で、エルサレム王国と同様に、トリポリ伯国でも反ジェノヴァ政策が展開され、トリポリ伯の封建家臣でもあるジブレ領主もそれに倣わざるをえなかった。そして、ジェノヴァ政府の怒りの矛先は、本来はコムーネの財産を管理しなければならないジブレ領主に向けられることとなった。1179 年 4 月 25 日の段階では、ジブレ領主ウーゴ 2 世に対する教皇からの戒告ですんでいた〔表 1-49〕。しかし、1186 年 3 月以降においては、教皇はウーゴ 3 世（ウーゴ 2 世の息子で 1184 年頃に代替わりしていた⁽⁶³⁾）に、そしてトリポリ伯にまで、破門の脅威でもって強く警告するに至るのである〔表 1-56・57・58・61・65・66〕。ここに我々は、ボトロン領主プレバーノ以上に、ジブレ領主としての立場とジェノヴァ市民としての立場との間で苦しんでいた、ウーゴ 3 世の姿を想像することができる。というのも、プレバーノの場合、彼はピサ人から見ればフランク人であり、フランク人から見ればピサ人であったが、エンブリアキ家の場合、ジェノヴァ・コムーネにとってもあくまでもジェノヴァ市民であったからである。

さて、全体的な傾向として、ハッティーンの戦いとその後の混乱が、ジェノヴァと十字軍国家との関係をもう一度振り出しに戻したことは、先に見たとおりである。また、それまでもアンティオキア侯とジェノヴァとの関係は悪化することはなかったのだが、その関係が維持されたことは、表 2-9・21 に確認することができる。ただし、1205 年 7 月に発給された証書〔表 2-50〕には、留意せねばならない。嗣子のなかったトリポリ伯レーモン 3 世はアンティオキア侯ボエモンド 3 世の長男レーモン（四世）を後継者として指名したが、その後にボエモンド 3 世の意向によってトリポリ伯位はレーモン 4 世の弟のボエモンドに移譲された。1201 年にボエモンド 3 世が死去し、それ以前にレーモン 4 世が死去していたため、ボエモンド 4 世がアンティオキア侯とトリポリ伯を兼任することとなった。彼は、前ジブレ領主ウーゴ 3 世（1196 年に死去し、後を長男のゲイード 1 世が継ぐ）の

⁽⁶³⁾ Rey, *familles*, p. 319 ; Id., “Giblet”, p. 402.

娘ブレザンスと結婚することで、トリポリ伯国における支配権を固めようとした。さらにはジェノヴァのムーネそのものをトリポリ伯としての封建家臣にしようと試みたことを、表2-50の証書が端的に物語っている。しかし、この試みは、ジェノヴァ側の強い抵抗を引き起こしたようである。というのも、その後ジェノヴァは、ボエモンド4世とアンティオキア侯位を巡って争ったレーモン・ルベン（アルメニア国王ルベン3世の娘アリクスとトリポリ伯レーモン4世の間の子）の統治期を例外として〔表2-57・58〕、トリポリ伯領のみならず、アンティオキア侯領内においても、特権などの承認を受けられなくなったからである。

このことを裏書きするのが、いわゆる『ティールのテンプレ騎士修道会士（の叙述）』の記述である。聖サバス戦争の勃発した1258年、当時のアンティオキア侯兼トリポリ伯ボエモンド6世は、ジェノヴァに対して強い敵意を抱いていた。そのような感情は、父（ボエモンド5世）や祖父（ボエモンド4世）はジェノヴァが本来トリポリにおいて持つべき権利を抑えていたのであり、従って戦争にジェノヴァが勝利すると、その権利が再びジェノヴァの手中に戻ってしまう、という危機感から生じたものであった⁽⁶⁴⁾。当然のことながら、このような状況の中で、エンブリアキ家も難しい立場に置かれることとなった。同じ、『ティールのテンプレ騎士修道会士』の記述に従って、事の経緯を追ってみよう。

当時のジブレ領主であったエンリコ・エンブリアコは、ジェノヴァを支援するために、ジブレの山岳部から200人の（東方）キリスト教徒の「農民（vylains）」の弓兵を伴って、アッコンに向かった。同じエンブリアキ家の者でも、ウーゴ（ジブレ領主グリエルモ1世の三男ベルトランド1世の息子⁽⁶⁵⁾）の息子ベルトランド2世・エンブリアコは、アンティオキア侯ボエモンド6世と行動を共にしていた。侯は、ベルトランドに対ジェノヴァ攻撃軍を率いるように命じるも、ベルトランドは「自身も彼らと同じ国の出身であるために（*por se qu'il estoit strait d'iaus*）」容赦を願い出た。侯はそれを聞き入れずに、ベルトランドを無理矢理に出陣させたが、彼は槍を鞍の後ろに置いて敵意のないことを示した上で、「我こそはジブレのベルトランドなり（*Je suy Bertran de Giblet*）」と叫ぶことで戦闘を回避したのであった。この一件を耳にした侯は立腹した⁽⁶⁶⁾。戦闘は一時休止したが、ボエモンド6世は、エンリコおよびベルトランドとその親族に対して、嫌悪感を露わにした。これに危機感を抱いたエンブリアキ家は、アッコンにいるジェノヴァ軍に援助を求めつつ、ベルトランドを中心として侯に対する反乱を起こした。聖サバス戦争の中でジェノヴァを支援していた聖ヨハネ修道会も反乱軍に加わり、侯が領有する村落を荒らし回った。反乱軍はボエモンド6世自身に怪我を負わせるなどして侯を追い込んだが、トリポリ市内に逃げ込んだ侯は、ある計略を立てた。それは、「農民（vilains）」を使ってベルトランドを殺害しよ

⁽⁶⁴⁾ *Templar of Tyre*, chap. 273.

⁽⁶⁵⁾ Rey, "Giblet", p. 410 f.

⁽⁶⁶⁾ *Templar of Tyre*, chap. 271-273.

うというものであった。ベルトランドは、自身の領有する村落を視察している際に、10～12人の農民に弓矢で襲撃されて首を刎ねられた。農民たちは、その首を侯に差し出した。この出来事により、反乱軍は気合いを削がれて、ジブレで包囲されていたエンリコ以外の者たちは、侯との和解を求めた。その結果、ベルトランドの父ウーゴは、息子の残した子供たちを連れてアッコンへと向かい、喪に服す生活を送った。一方で、侯に投降したジョヴァンニ・エンブリアコはエルサレム王国のマレシャルに選出され⁽⁶⁷⁾、また、ボトロン領主のギヨーム・ダンティオシュはエルサレム王国のコネタブルに選出される⁽⁶⁸⁾などの社会的上昇を遂げたのであった⁽⁶⁹⁾。係争と和解を経て人的結合がさらに強力になる、という封建主従関係によく見られる作用が、反乱の中心をなしたエンブリアキ家の一部の者たちを救った、と言えるであろう⁽⁷⁰⁾。

以上は、1258～1259年の出来事である。その後、叙述史料の中に再びエンブリアキ家が登場するのは、1276年のこととなる。ここでの主人公は、エンリコとバイルート領主バリアン・ディブランの妹イザベルとの間に生まれ、1271年に父の後を継いでジブレ領主となっていたグイード2世である⁽⁷¹⁾。1275年に父の後を継いでアンティオキア侯兼トリポリ伯に即位したボエモンド7世はいまだ幼少であり、実権は母親のシリル（アルメニア女王ザベルの娘）、およびトルトサ司教バルトロマエウスが握っていた。そのような時に、有力諸侯の一人であるユーク・サラモンの娘の結婚相手を巡って、自身の弟ジョヴァンニを推すグイード2世と、自身の甥を推すバルトロマエウスとの間で競争が起こり、グイードはボエモンド7世の判断を待たずして自身の意向を反映する形での挙式を行なった。この暴挙に侯と司教は激怒し、それを恐れたグイード兄弟はジブレに逃げ帰った。さらに、グイードはアッコンに逃れ、そこでテンプル騎士修道会に入会した。侯からの攻撃に備えて、強力な後ろ盾を確保しておくためであった。その後、グイードが結婚を通じて獲得された弟の所領も強奪するに及んで、侯はグイードを攻撃するための軍勢を召集し、グイードもそれに対抗するためにテンプル騎士修道会士たちを呼び寄せた。戦闘が勃発し、トリポリの町はテンプル騎士修道会によって攻撃・破壊された。その一方で、侯の軍勢はグイ

⁽⁶⁷⁾ 彼は、ジブレ領主グリエルモー一世の次男レイモンドの家系の者である。Rey, “Giblet”, p. 409. ただし、彼のマレシャルとしての活動が確認されるのは、1262年12月19日に発給されたエルサレム国王のセネシャル兼バイイのジョフロワ・ド・セルジーズ証書の副署人欄においてのみである。Urkunden, no. 816 (=Paoli, 1, no. 142; Strehle, no. 123; Cartulaire, no. 3045; Regesta, no. 1322; Regesta Add., no. 1322).

⁽⁶⁸⁾ ボトロン領主プレバーノの孫に当たり、長男のジャンをベルトランド2世の娘ルチアと結婚させていた。Rey, *familles*, p. 257. 彼の場合、コネタブルとしての活動の痕跡は証書史料には見られない。

⁽⁶⁹⁾ *Templar of Tyre*, chap. 291-296.

⁽⁷⁰⁾ なお、その後にエンリコも和解したようである。思い起こさねばならないのが、ボエモンド4世の妻がエンブリアキ家のプレザンスであり、ボエモンド6世にもエンブリアキ家の血が流れていた、ということである。

⁽⁷¹⁾ なお、彼が父方の姓のエンブリアコではなく、母方の姓のイブランを好んで用いた。Irwin, R., “The Mamluk Conquest of the County of Tripoli”, Edbury, P. (ed.), *Crusade and Settlement*, Cardiff, 1985, pp. 246-249.

ドをジブレで包囲した。しかし、その戦いの中で侯の軍勢は手痛い損害を負うことになり、その結果、侯とグイードとの間で1年間の休戦協定が結ばれた⁽⁷²⁾。

それから6年後の一二八二年、グイード2世は体勢を立て直していた。彼の軍勢は、主としてジェノヴァの傭兵隊から成ったが、「というのも、彼自身も彼ら（ジェノヴァ人）の内の一人であり、彼らに大きな信頼を寄せていたから（pour ce que il estoit de yaus, si s'en fioit plus）」であった。トリポリに侵攻したグイードを始めとするジブレの者たちに対して、侯は激怒した。「なぜならば、彼らは家臣（のはず）だから（pour ce que il estoient ses homes）」であった。戦いは侯側の優勢で展開し、最終的にはグイード軍は堀に追い込まれて包囲され、そのまま餓死した。これに関する情報がアッコンにもたらされると、アッコン在中のピサ人たちは歓喜して、大祝賀会を催した。その中では、ある者が侯を演じ、ある者が命乞いをするグイードを演じるような演劇も上演された。それを見ていた、トマーズ・スピノーラを始めとするジェノヴァ人たちは、ピサに対する報復を心に誓うのであった⁽⁷³⁾。さらに4年後の1286年、コルシカ島を巡ってジェノヴァとピサは激しく戦ったが、それはアッコンにも飛び火した。ジェノヴァのコムーネは、トマーズ・スピノーラとオランダ・アスケッリを頭とする艦隊をアッコンに派遣し、オランダの艦隊はピサ船を焼き払った上で、アッコン港を封鎖した。この状況に、アッコン政府は港からの立ち去りを求める使節として、二人のフランチェスコ会士を派遣した。それに対してオランダは、もしすべてのアッコンの領主たちが立ち去ってほしいとの「証書（une cahrite）」を発給するのであれば、すぐに退去すると答えた。そこで、エルサレム王国のバイイ（キプロス王国のコネタブルのバリアン・ディブラン）、テンプル騎士修道会総長および聖ヨハネ修道会総長たちは、自分たちの印璽を付した「証書」を発給し、それを受けたオランダは約束通りに立ち去ったのであった⁽⁷⁴⁾。もしかすると、この証書が、ジェノヴァにとっての十字軍国家で発給された最後の証書であったのかもしれない。

では、最後のエピソードに入ろう。1287年、ポエモンド7世が跡継ぎなくして死去すると、アンティオキア侯兼トリポリ伯位は、姉妹のリュシーに移った。彼女の夫は、シャルル1世・ダンジューおよびその後継者であるシャルル2世・ダンジューの下で、アプーリアのアミラートゥス（海軍艦隊長）を務めていたナルジョ・ド・トゥシーであった。シャルル1世の強権的な姿勢を経験から知っていた侯国および伯国の騎士たちは、自衛のために兄弟団（コミュニオン）を結成し、加えてジェノヴァに打診してその力を背後に得ることとなった⁽⁷⁵⁾。リュシーとコミュニオンとの交渉の最中、コミュニオンの代表者の一人であるバルトロメオ・エンブリアコがある計略を実行していた。彼は、上に出てきた、「農民」によっ

⁽⁷²⁾ *Templar of Tyre*, chap. 390-393.

⁽⁷³⁾ *Templar of Tyre*, chap. 409-413.

⁽⁷⁴⁾ *Templar of Tyre*, chap. 440-460.

⁽⁷⁵⁾ このコミュニオンについての詳細は、Prawer, *Institutions*, pp. 76-79, を参照されたい。

て殺害されたベルトラント2世の子であった⁽⁷⁶⁾。彼には、ジブレ領主権を獲得したいという思いがあった（恐らくは、上述のグイード2世の死によって、ジブレの領主権がエンブリアキ家の手から離れてしまったのであろう）。しかし、その一方で、コムニオンと提携するジェノヴァ勢力が、トリポリを支配することも嫌っていた。そこで彼の取った方策は、マムルーク朝のスルタン、カラーウンとの提携であった。バルトロメオの計略に乗ったカラーウンはトリポリに進軍し、1289年3月に包囲を開始した。そして、1ヶ月後にトリポリの町は陥落した。多くの者たちは逃げることに成功したが、命を落とした「かわいそうな者たち (povre gent)」の中には、バルトロメオも含まれていたのである⁽⁷⁷⁾。

以上に見てきたエンブリアキ家の歴史は、トリポリ伯の封建家臣としてのアイデンティティーと、ジェノヴァ人としてのアイデンティティーとの板挟みの歴史であったと言えるが、後者のほうがより強く作用していたところに、我々はジェノヴァの特徴と呼べるものを見いだせるのかもしれない。最終的に、エンブリアキ家は、両者からの解放を選択するのであるが、それはトリポリ伯国の命運と引き替えにしてのことであった。

5. 括 語

公権力、とりわけエルサレム国王が健在である限り、十字軍国家に少なからぬ人力や経済力をもたらすヨーロッパの商業都市は、その統制下に置かれた。あくまでもフランク人たちは、商業都市に与えた特権や財産を封とみなしており、その姿勢はフルク統治期から顕著になった。それは、商業都市の勢力を抑制するためのみならず、それらを国家の防衛という運命共同体の構成員にするための方策でもあった。そして、そのような方策は、少なくともロンバルディア戦争期までは機能していた。

しかし、商業都市側は付与された特権などを、封としてではなく、あくまでも自国の財産とみなしていた。1150年代以降、その財産が奪われたとき、都市国家は皇帝や教皇といった遠方の力源に解決策を求めていくようになった。このことが、商業都市の市民たちに、十字軍国家とアイデンティティーを完全に共有する機会を与えなかったのであろう。ヴェネツィア、ピサ、ジェノヴァ、それぞれに方向性や程度の違いはあるが、これらの都市民で十字軍国家において封建家臣となった者たちに共通して見られるのは、母国と十字軍国家のそれぞれのアイデンティティーの間で葛藤する姿である。圧力にも似た母国の強力なアイデンティティーが、彼らを完全にフランク人に同化することを妨げていたのである。そして、国王不在となったエルサレム王国においては、各都市国家の持つ強力なアイデンティティーが前面に押し出されることとなった。

聖サバス戦争がもたらしたのは、戦乱およびそれによる疲弊、といった物理的なものの

⁽⁷⁶⁾ Rey, "Giblet", p. 411 f.

⁽⁷⁷⁾ *Templar of Tyre*, chap. 464-477.

みではなかった。エルサレム王国そのものがアッコン政府とティール政府とに完全に分断されてしまったように、そして各騎士修道会もそれぞれの形で巻き込まれたことにより、運命共同体としての十字軍国家に内包されていたアイデンティティーも、それぞれの商業都市のアイデンティティーを核としたより小さな運命共同体に裁断されてしまったのである。

（本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（B）「中近世地中海史の発展的研究 — グローバルな時代環境での広域的交流と全体構造 —」（代表・学習院大学文学部教授・亀長洋子）の研究成果の一部である。）

「郷土食」が生まれる契機としての災害復興

—— 東日本大震災と食文化のセーフガード ——

加 藤 幸 治

はじめに

二〇一一年三月十一日に発生した、三陸沖を震源とするマグニチュード九・〇の東北地方太平洋沖地震は、地震の揺れや津波のみならず、原発事故や交通遮断による物資流通の機能停止、ライフラインの断絶等によって多くの人的被害をもたらした。この地震によって発生した津波は、三陸沿岸部で最大四〇メートル以上、仙台平野では海岸から最大六キロメートルあまりが浸水した。その津波で家屋が流されたり、原発事故で退避を余儀なくされたり、地震の揺れによる家屋が損壊したりして、震災から六年八か月を経過してもなお、七万九三一〇人が避難生活を送っているのが現状である⁽¹⁾。宮城県の三陸地域は、地震と津波の被害によって地域の生活や産業に甚大な被害を受け、農業や水産業などの第一次産業や、地域の資源をいかしたモノづくり、特産品や観光面では、地域格差をはらみながら復興にむけた努力が続けられている。

こうした状況において、とりわけ地元住民や地元企業等からのボトムアップの動きとして特筆すべきなのが、食文化をめぐる動きである。復興商店街の名物づくりや企業や諸団体とタイアップした商品化を基本とした被災地の食のゆしみは、確実に観光客を動員している。震災後、文化財レスキュー活動をきっかけに、筆者は八・八メートルの津波で繁華街や港湾の水産・観光施設が壊滅的な被害をうけた牡鹿半島の石巻市鮎川をフィールドとして、実践的な調査研究を進めてきた⁽²⁾。その過程で、その時期の動揺する状況のなかで人々が食に目を向けてゆき、草の根の活動や企業、復興商店街などの地域住民の主体による創意工夫によって、さまざまなものを「郷土食」化させていくという過程を目の当たりにしてきた。

郷土食という言葉は、その土地の風土と文化から生み出され、連綿と受け継がれてきたといったロマンを人々の胸中に抱かせる魅惑的な印象を持っている。しかし、歴史をひもといてみれば、「郷土食」は大正から昭和初期の国内観光ブームや⁽³⁾、食糧対策や戦前から

⁽¹⁾ 「全国の避難者等の数」復興庁調べ、二〇一七年一月一三日現在（復興庁ウェブサイトより）

⁽²⁾ その実践の経緯については、拙著『復興キュレーション：語りのオーナーシップで作り伝える“くじらまち”』（社会評論社、二〇一七年）を参照いただきたい。

⁽³⁾ 例えば、関戸明子『近代ツーリズムと温泉』（ナカニシヤ出版、二〇〇七）鈴木勇一郎『おみやげと鉄道—名物で語る日本近代史—』（講談社、二〇一三年）などが、戦前の国内観光ブームにおける「名物」生

戦後にいたる生活改善運動の展開⁽⁴⁾、戦後の国内観光ブームやディスカバー・ジャパンに代表される地域文化の見直し、食のグローバル化の合わせ鏡としてのローカルな食の価値づけ、文化財や世界遺産、いわゆるおまつり法などの動きに対応した地域文化の観光資源化⁽⁵⁾など、さまざまな契機で「郷土食」のアイデアが勃興し、多くは消え去り、一部のものが「郷土食」化して残ってきたのである⁽⁶⁾。ある食材や調理法が、地域のくらしの歴史と不可分のものにとらえられ、それが別の経済的目的（復興や観光、地域活性化、雇用創出など）を達するために活用される状況を、食の文化資源化と呼ぶならば、東日本大震災からの復興はまさにその最前線である。

本稿では、そうした過程の一部を紹介しつつ、現代の「郷土食」化の動向について考察してみたい⁽⁷⁾。

1 牡鹿半島における復興と食の文化資源化

牡鹿半島は、宮城県石巻市の東部に位置し、リアス式海岸の続く三陸の南端に突き出た半島である。仙台湾に西面した南側を表浜、反対側の北側を裏浜と現在でも通称する。古くから霊場：金華山の玄関口として知られ、漁浦はそれぞれの地形を生かしながら半農半漁のくらしを立ててきた。そうした素朴な漁村にすぎなかった牡鹿半島は、近代の水産業と捕鯨の最前線として活況を呈す。「石巻・三陸金華山沖」は黒潮（暖流の日本海流）と親潮（寒流の千島海流）がぶつかり合う世界屈指の好漁場で、北大西洋、イギリス・ノルウェー近海とともに“世界三大漁場”に数えられる。日本の水産業における最重要度の漁港と位置付けられる特定第三種漁港（いわゆる特三）が、塩竈・石巻・気仙沼と三つも集中しており、これらの復興は日本の水産業全体にとっても大きな課題である。

東日本大震災では、表浜も裏浜もともにほぼすべての集落が甚大な被害を受け、集落解散を決めた地区もある。平坦地が少ないことから仮設住宅を建設する場所に乏しい半島部からは、石巻市街や仙台圏に避難・移住する人の割合が高い。人口流出はそのまま基幹産業の養殖業や水産業の復興の遅れへとつながっており、また鉄道の路線から大きく外れた

成の過程を扱っている。

⁽⁴⁾ 例えば、矢野敬一『「家庭の味」の戦後民俗誌—主婦と団欒の時代』（青弓社、二〇〇七）、田中宣一編著『暮らしの革命—戦後農村の生活改善事業と新生活運動—』（農山漁村文化協会、二〇一一）などが、戦前から戦後の「郷土食」へのまなざしや実践について扱っている。

⁽⁵⁾ 岩本通弥編著『ふるさと資源化と民俗学』（吉川弘文館、二〇〇七）もこの問題を扱っている。

⁽⁶⁾ 本稿で郷土食を括弧でくくるのは郷土食を伝統的なものとして自明化しないところから、新たな問題発見につながると考えるからである。

⁽⁷⁾ 本稿は、「東北地方の郷土食が生まれる契機としての災害復興—東日本大震災と食の文化資源化—」『二〇一四年度和食文化の保護・継承に貢献する研究支援事業報告書—中間報告—』公益財団法人味の素食の文化センター、二〇一五を、大幅に加筆修正した内容で構成している。もとの論文においては、南三陸町の事例を中心に紹介しているので参照いただきたい。



写真1 昭和二五年の鮎川の風景（当時の絵葉書より）



写真2 現在の鮎川の風景

半島部は震災前に増して過疎化、高齢化が加速している。とはいえ、震災から六年が経過し、港湾部の嵩上げと建設が進んだことから、養殖業、水産業、捕鯨ともに復興の兆しが見え始めているが、産業面でも生活面でも、暗中模索の状態ですべて停滞しつづけているというのが、震災七年目の印象である。

2 水産業の復興とブランド化

牡鹿半島の水産業は、表浜と裏浜、そして鮎川、網地島や田代島の島嶼部ごとに特色がある。このうち表浜は、石巻や塩竈、仙台へと海を介して開けており、海産物を出荷するイサバ（五十集）が発達し、ノリやカキの養殖も盛んに行われてきた。一方裏浜は、女川や気仙沼に向いており、寄磯浜等では気仙沼のカツオー一本釣り漁船に餌として供給するための漁業も営まれてきた。金華山の玄関口にあたる鮎川浜は、近代捕鯨基地として知られる。寒流と暖流の潮目には大謀網と呼ばれる数キロにもわたる超大型の定置網が掛けられるほか、水深二七メートル以下の場所に営まれる小型定置網も各所にみられる。また、岩場と砂地の境界にそってコヒキ（底曳網）を曳くナマコ漁、縄に何十もの餌入りのハモド（笠）を延縄のように吊り提げて漬けて引き上げるアナゴ漁（この地域ではオオアナゴを

ハモと呼ぶ)、潮の穏やかな入り組んだ湾で営まれるワカメ・カキの養殖、新潟県の佐渡から八戸経由で伝来した天秤式のイカ釣り漁、地先の磯根で営む採集漁業などが古くから営まれてきた。また、火光利用敷網漁業は、コオナゴやイカナゴ漁のために水中に網を張り、その上に集魚灯をつけて魚群を集めて引き揚げるもので、ランプ網と呼ばれる。こうした漁業で成功した者は、流通業や民宿などの観光業に転じ、失敗した者はまた磯での零細な漁から再出発した。

『昭和三二年度農林水産基本調査結果表』によると、敷網が小湊浜(二七戸)、新山浜(一八戸)、泊浜(三六戸)、その他の裏浜(三五戸)ほか、小型船底曳網は小湊浜(三戸)ほか、採貝採藻は裏浜に多く泊浜(二七戸)、鮫浦浜(一〇戸)、前網・寄磯浜(五九個)ほか、カキ養殖は給分浜(一六戸)、小網倉浜(三六戸)ほか、ノリ養殖は小湊浜(八戸)ほかとなっている。

牡鹿半島では、豊富な海産資源から少なくとも磯根漁業と農業の兼業でひとまず生計維持ができるという。聞き書きでは「事業に失敗したら磯根からやり直せばいい」という言葉を聞いたが(新山浜、五〇代)、震災後の地域の人々の地道な復旧作業にはこうした海の資源への依存の感覚に裏付けられているようにも感じる。対象はアワビ、ウニのほか、ネウ(アイナメ)・カレイ・スエ・アイ・ボッケなどのいわゆる根魚、カニ、フノリ、ヒジキ、ワカメ、テングサなどである。とりわけアワビは近代における牡鹿半島の特産品であった。牡鹿半島でとれるのはエゾアワビで、磯根漁業の主力のひとつである。牡鹿半島では北海道のようにタモ網を使うのではなく、船の上から箱眼鏡でのぞきながらアワビカギでとる。アワビカギは箱眼鏡同様、基本的には岩手から南下して伝播した道具であるが、それぞれの地形の違いから形状の地域性が顕著である。灰鮑は干してカビ付けし、一番カビが発生した後に表面のアオカビを払い落とし二番かびを付け、カビを繁殖させる加工食品であった。表面に粉をまぶしたような色になることから灰鮑という名がついた。戦前は牡鹿半島の主力商品のひとつでもあった。

また、大きな資本による事業としての漁業に、大謀網の誘致がある。この大規模な定置



写真3 明治期三六年 第五回内国勧業博覧会の賞状「灰鮑」(文化財レスキュー資料のうち)

網は岩手県から特殊技能を持ったナンブシュウ（南部衆）と呼ぶ四〇人ほどの集団を招き、テンヤと呼ぶ寄宿舎に寝泊まりしてもらいながら漁業を営むものである。集落側で招致する家はダナドノといい、ナンブシュウの世話をするかわり利益を分配された。ナンブシュウは、ダイボウ（大謀）の指揮のもと、現場監督であるトモス（艀を扱う人の意味）、労働者であるアミト（網人）で構成している。水揚げの際は、イオミヤグラ（魚見櫓）で魚の入り具合を確認したうえで、旗と吹き流しで陸に伝え、シドに魚を追い込みながら網を寄せて（起こすという）水揚げするタカブネ、網の底を上げるドエ（胴合）、網の口を閉じて逃げないようにするオキノメ（沖目）の役によって水揚げし、漁獲物はそのまま運搬船で石巻や女川に運んだという。この大謀網は多くの雇用を作り出し、半島部を潤した。

一方、資本をもとにノリやカキの養殖業に転じる者も多く、戦後は栽培漁業に従事する者が増えた。養殖業は基本的にイエごと（イエごと）に経営され、そこに繁忙期は雇い人を入れた。ノリの養殖は昭和三〇年代は盛んに行われたが、より利益を上げられるカキ養殖が主流となっていった。

そもそも牡鹿半島のカキ養殖は、近代に沖縄出身でカナダで水産事業を起こした宮城新昌が、大正期に垂下式蠣養殖法を牡鹿半島に導入し、種ガキの北米への輸出を軌道に乗せたところから始まるとされる。その後、牡鹿郡簡易水産学校（現在の宮城県水産高等学校）で教育を受けた漁民がこの地域の養殖業を発展させていった。この時期、養殖業に転じるものと同時に、養蚕業やタバコ等の工芸作物栽培を始める者も多かった。昭和初期の牡鹿半島は、海も山も“養”という栽培の思考に基づく生業の空間に転換していったと見ることができ⁽⁸⁾。

牡鹿半島では、「石巻・三陸金華山沖」の豊富な水産資源とリアス式海岸の入り組んだ地形の恩恵を受け、定置網、磯根漁業、養殖業が発展してきた。一方でこの地域は、多くの地震・津波の被害を乗り越えてきた地域でもある。近代以降だけを見ても、明治二二年



写真4 ハモド（アナゴ漁用笥、文化財レスキュー資料のうち）

⁽⁸⁾ 小谷竜介「養蚕から養殖へー戸倉半島一集落の生業サイクルの変遷を通してー」『東北民俗』四二、二〇〇八はこの問題を扱っている。

の明治三陸津波、昭和八年の昭和三陸津波、昭和三五年のチリ地震津波、そして平成二三年の東北地方太平洋沖地震による東日本大震災の四回の津波があり、およそ七〇年に一度は町や漁浦、港湾部が壊滅的な被害を受ける。震災後メディアでは、こうしたリスクにもかかわらずなぜ人は住み続けるのかといったことが議論されることもあったが、食文化と生業からみると三陸沿岸には常に働き口があり、むしろ人々は積極的にこの地域に集まってきた。上記の定置網、磯根漁業、養殖業、近代捕鯨のどれもがハイリスク・ハイリターンな産業で、莫大な利益を上げる可能性を孕む生業である。そして良質な海産物は、この地域の大きな魅力であった。

東日本大震災後、農林水産省や経済産業省、復興庁、政策金融公庫等のさまざまな復興関連補助金による支援が行われてきた。それは、おのずと政府の農林水産行政の今後の方向性に基本的には沿ったかたちで復興が進められる。食に関して言えば、農林漁業者による加工・販売への進出（六次産業化）と地域の農林水産物の利用促進（地産地消）が大きな方向性であり、これに向けた取り組みを含めたかたちで支援がなされた。被災地の復興は、地震の直前を目標に復旧するのではなく、基本的に持続的発展が可能なモデルへと産業構造を作りかえることが意図されているのである。

ここで基本的な路線となるのが、いわゆる六次産業化・地産地消法（「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、平成二二年一二月三日公布）である。その基本は、① 生産者と消費者との結びつきの強化、② 地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、③ 消費者の豊かな食生活の実現、④ 食育との一体的な推進、⑤ 都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、⑥ 食料自給率の向上への寄与、⑦ 環境への負荷の低減への寄与、⑧ 社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組を促進することとされている。

復興政策としては当然のことではあるが、東日本大震災後の牡鹿半島の水産業の復興は、商品力の高いもの、すなわち六次産業化の可能性を含むものへ集中的に支援が行われている。こうしたものが、名物として全国に流通していき、三陸沿岸の特産品として受入れられていくとすれば、被災地域のブランド食材は政策的にコーディネートされたものと言える。

ただ、地元の漁協や漁師の方々と話をしていると、こうした政策や方向性が話題にのぼる。被災地の漁業者は、“絵に描いた餅”のような政策のコンセプトを、どのようにすれば地域の漁業として営めるか、そのかたちを模索しながら努力を続けている。そのとき重要になるのが、歴史的に半島部で営まれてきた多様な漁法だという。牡鹿漁業協同組合の渡辺玲参事は、震災後文化財レスキューされて保存処理を施された半世紀前の漁具をみて「昔の人たちがやってきたことは、今も道具はプラスチックやナイロンに代わりながら、動作は全く変わってないものも多いね。アナゴなんかは今でも現役だけど、仕事としてやらなくなったような漁業も、いくらかはいま漁師さんたちの余技というか、海で遊ぶみた

いな部分として一部は残っているんだよね。海の状態をよく知ってないとできないからおもしろいんだ。これからの漁業は、いくら面白いという部分がないと、漁業者も特に若い子はシンドイよね。」と語ってくれた。

牡鹿半島には、地先の磯根漁業、近海でのアナゴ釜漁、ナマコ底曳網漁、佐渡由来のイカ釣り漁、カツオ等の釣漁、大型・小型の定置網、ワカメ・カキ等の養殖業、集魚灯を用いたコオナゴ漁など、実に多様な漁法が存在し、そのほとんどが震災前まで連綿と営まれてきた。震災の復興期が落ち着いたあと、こうした六次産業化に乗らない漁業がどのように営まれるか、そして食材がどのようなローカルな価値を獲得していくか、継続的に追跡していく必要がある。

3 鯨肉食文化の現在

これまで牡鹿半島の漁業について見てきたが、この地域の水産業のもうひとつの核が捕鯨である。牡鹿半島の突端に位置する鮎川の捕鯨は、明治三九年に山口を本拠地とする東洋捕鯨が進出したことにより、本格的に花開いていった。高知や和歌山をはじめ、全国各地の有力な捕鯨会社が事業所を設け、素朴な漁村にすぎなかった鮎川は、捕鯨基地の町として活況を呈するに至った。大正末期になると、外部資本に依存していた大型鯨類の捕鯨に対し、地元有力者たちによって鮎川捕鯨が設立され、マッコウクジラを取って肥料を製造するなど捕鯨が地場産業として定着していった。また、それまでゴンドウクジラをとっていた勇幸丸を和歌山の太地から持ち込んだ長谷川熊蔵によって、金華山沖で捕鯨会社に許可されていなかったミンククジラを狙う小型沿岸捕鯨が、鮎川に基盤を置いた捕鯨として発展していったのである。大型鯨類の捕鯨船に対し、こうしたいわば家業として行う捕鯨の船を特に“ミンク船”と呼ぶことには、鮎川の地元の産業としての親しみが込められているようである。戦後、食料難への対策もあって、南氷洋（南極海周辺）での捕鯨が再開され、鮎川の人々は小型沿岸捕鯨と大型鯨類の遠洋捕鯨にも深くかかわっていった。鮎川の捕鯨産業は、国際規制による商業捕鯨の全面停止をうけて衰退を余儀なくされ、鮎川で盛んだったミンククジラ漁も禁止された。現在の鮎川では、調査捕鯨の副産物としてのクジラのほか、政府から許可を受けたツチクジラの小型沿岸捕鯨が続けられている⁽⁹⁾。

鯨肉食は、現在も鮎川の人々の食卓に欠かせないものである。かつては小型沿岸捕鯨コミュニティ内で、年中行事に対応するかたちで鯨肉の贈与が行われ、文化としての鯨肉食が定着していたことが研究で明らかとなっている⁽¹⁰⁾。地域の一般住民は、鯨肉は購入する

⁽⁹⁾ 鮎川での捕鯨の文化資源化については、拙稿「東北学院大学における被災文化財の支援活動」日高真吾編『記憶をつなぐー津波災害と文化遺産ー』（千里文化財団、二〇一三）でも紹介した。

⁽¹⁰⁾ ミルトン・フリーマン、高橋順一訳『くじらの文化人類学ー日本の小型沿岸捕鯨ー』（海鳴社、一九八九）に詳しい。

ものであったのだが、昭和中期には鯨肉の地域内での流通を町役場が担っていた部分もあるそうである。また前述のように、戦前から外来産業としての大型捕鯨に対し、地元漁民によるいわば家業としての捕鯨がミンククジラの小型沿岸捕鯨であったため、商業捕鯨が禁止となった現在でも地元の人々のミンククジラへのこだわりは強い。政府の許可を得て営まれる現在の主力の鯨種であるツチクジラは、ミンククジラに比べるとかなり血の気が多く、調理に一定の工夫が求められる。多くは乾燥してジャーキー状にして保存するか、タレとよぶ赤味の干し肉（ツチクジラをもっぱら捕ってきた千葉県和田の名産）、旨煮や大和煮、竜田揚げにして食されるが、昭和後期には公民館活動の一環で女性たちがツチクジラのレシピを考えるサークルもあったという。現在の地元の鯨肉食はこのツチクジラと、宮城県石巻市鮎川港を中心とした半径五〇マイル以内の海域で行われるミンククジラの調査捕鯨の副産物が流通している。ミンククジラは、刺身で食されるばかりでなく、盆などの人が集まる際のごちそうとして、ミンククジラの煮凝りが各家庭で作られている。こうした鯨肉食の行事食は、手間もかかることから全体としては衰退傾向にはあるものの、震災を契機に地元を離れた人に食べさせたいとか、年に一度の帰省の楽しみに応えたいといった理由から、以前にもまして意味ある食品となっているようである。

鯨肉食は現在、日本人の日常の食卓から消えつつあり、縁遠いものとなっているが、逆に“珍しい食材”として関心を持たれる状況になってきている。石巻市鮎川では、戦前から鯨供養の法要に合わせて事業所ごとに祭りがおこなわれてきたが、昭和二八年から戦後復興も兼ねて行政、捕鯨会社、商工会などが協力して、地元消防団などの若者が活躍して開催するおしか鯨祭りが営まれてきた。当初の祭りは、各地区の婦人会が仮装行列を行い、各社の砲手による捕鯨砲で鯨的を撃つ「実砲実演」など華やかなもので（砲手は憧れの職業であった）、その賑わいは鮎川ロケで撮影された高倉健主演の映画『鯨と斗う男たち』（東映）にも描かれた。昭和四〇年代以降は、地元団体や七十七銀行、捕鯨会社などによる踊りとパレード、歌謡ショーなどが行われ、震災前は大規模な花火大会がメインイベントの祭りであった。

東日本大震災により、人々は生活の困難や人口の流出によって祭りは中断した。しかし、復興商店街も軌道に乗った二〇一三年一〇月一三日、「おしか鯨祭り復活祭」が開かれ、筆者も学生とともにお手伝いに駆けつけた。

当日は、クジラ供養と東日本大震災犠牲者の合同供養のための法要が、鮎川の観音寺で営まれ、僧侶による読経のあと約二〇人の祭り関係者が焼香をした。そして午前一〇時から、被災した牡鹿公民館跡地の更地でオープニング・セレモニーが行われ、石巻市牡鹿稲井商工会の齋藤富嗣会長は「まだまだ震災前と同じようにはいかないが、鮎川港の修復が完了すればまた以前と同じようにお祭りを開催できる」と復活を宣言した。ここからは、ステージで地元の小中学生によるソーラン節や太鼓の披露、金華山龍踊り、鮎川七福神舞などの芸能が披露された。このとき、会場付近の更地では外房捕鯨株式会社から提供され

たツチクジラの鯨肉を、役場職員らが炭火焼にしていた。これは一時三〇分から開かれるツチクジラ炭火焼の無料配布のためである。焼きあがった肉は商工会女性部が一人分ずつに切り分け、東北学院大学の学生たちが来場者に配布、合計一〇〇〇皿を配り終えて約四〇分で完売した。炙りたてのツチクジラの赤肉は、その血の気の多さがヒレステーキのような触感につながり、幅広い世代に喜ばれた。

翌年一〇月五日、震災後第二回のおしか鯨祭りが開催された。会場は同じ更地であったが、来場者は前年比より少し上回る盛況ぶりであった。鯨肉のなかでも、ツチクジラの炭火焼というものは、仙台市内はもちろん牡鹿半島でも提供する店はほとんどないので、珍しさから、仙台圏や石巻市内などから多くの観光客らが訪れた。鯨肉食は毎日食卓に上るものではなくなったが、仙台における芋煮会のようなイベント食として定着しつつある。

ツチクジラの炭火焼は、しょう油をつけて炭火で焼いただけのシンプルなものであるが、鮎川の人々にとっては炭火で鯨肉を焼いて食べるという行為自体が懐かしいものであるという。鯨肉については、戦後の給食で冷めた竜田揚げを食べたという世代にとっては抵抗があるという意見が多い。また、貧しさを連想させるものでもある。ただ鮎川在住の人々は、炙りたての軟らかい鯨肉の美味しさを経験的に知っており、年配の女性が「最近では家で七輪を熾すこともなく、炭火焼を食べなくなったからおしか鯨まつりが楽しみだ」と語っていたことが印象的であった。

現在、石巻市鮎川では鯨肉を食べさせる店はわずかであるが、クジラを名物として売り出しているのが復興商店街の黄金鮨である。大将の古内勝治さんは、もともと港に近い鮎川の中心部に店を構えていたが、震災で店を流されて現在は仮設住宅から仮設商店街で営業を続けている。この店の看板商品は、ミンククジラを使ったクジラの握りとクジラ海鮮丼、クジラユッケ丼等で、多くのボランティアや観光客がそれを目当てに連日訪れている。また鮎川には震災後に仕出し屋が少ないことから、法事や会議などさまざまな機会に黄金鮨に注文が入る。クジラ鮨は赤味と皮の握り、サエズリ（舌）、クジラバーコンの握りなどがあり、鮎川の復興のシンボルとしてメディアにとり上げられることも多い。



写真5 おしかクジラ祭り 2017の様子



写真6 学生による鯨肉の無料配布

このほか食肉となる部位は、頬肉にあたる霜降りのスノコ、ヒレの下部にあたる腹のあたりのウネス、尾の付け根の霜降り肉のオノミ、尾そのもののオバイケ、塩漬けにした本皮などがある。また脂差しの良いカノコは、味噌漬けが好まれる。こうした食材は、復興商店街の商店で購入できるが、長年の経験から選別良い商品を扱い、地元での信頼も篤い。

鯨や海鮮丼は、捕鯨基地の町で育まれた高級レシピであるが、竜田揚げと同じぐらい庶民的なレシピとして作られてきたのが大和煮である。大和煮は調理法的には甘露煮と同じで、しょう油と砂糖、生姜等で濃い目の味で甘辛く煮たものである。鮎川では前述のように戦前からミンククジラが好んで食されてきた。ミンククジラは生肉でも臭味が少なく、家庭でも刺身で食されてきた。一方、戦前からこの地域ではマッコウクジラもよく捕獲された。金華山沖をマッコウ城と呼ぶほど、マッコウクジラが多かったのである。そのマッコウクジラはツチクジラ同様に血の気が多く臭味が強い。これを家庭で食するときにはもっぱら大和煮にして臭味を隠したのである。鯨の大和煮は戦前から缶詰として商品化されてきた。現在、大和煮に加工される鯨種は、ヒゲクジラ類はナガスクジラ・イワシクジラ・ミンククジラ・ニタリクジラで、歯クジラ類ではツチクジラ・ゴンドウクジラがあるが、複数の鯨種を混ぜている商品が大半である。そうしたなか、近年鮎川の捕鯨会社のひ



写真7 クジラ紅白寿司とサエズリ寿司（黄金鯨にて）



写真8 ミンククジラの刺身用赤身肉



写真9 ミンククジラの煮凝り

とつ鮫川捕鯨ではクジラの種類別の大和煮を販売している。単にクジラの大和煮というだけでなく、捕鯨や鯨種についてより知ってもらいたいという意図が反映されており、復興商店街でも意外と人気なのだそうである。味付けはあまり変わらないものの、脂の乗り方がミンククジラは少ないなど触感の違いを愉しむことができる。

この大和煮を用いた新たなレシピが「おしかモビー DON」である。これは震災後考案されたもので、温かいクジラの大和煮と温泉卵をのせた丼物である。これは、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島三県の各所の仮設商店街が、地域特産の食材を使った創作料理で競う「復興グルメ F-1 大会」のためにおしかのれん街が考案したものである。これは、認定 NPO 法人アムダ (AMDA) が東日本復興支援事業の一環として行っている「被災地間交流事業」のひとつで、震災の翌年三月から平成二六年度までに過去九回開催されてきた。おしかのれん街の石森政成会長は、「こういう交流はいいね。こちらから乗り込んでいくのも楽しいし、大変だったけど他の復興商店街の皆さんに来ていただいたのも良かった。牡鹿はクジラの特徴を出したいし、大和煮を買って家庭で食べてもらいたい」と語る。

東北太平洋側の三県の被災地で、互いの特産物を意識しながら、クジラの魅力再発見のための取り組みは、こうした交流が続いていけばさらに活性化されるであろう。こうした新たなレシピづくりの取り組みについて、河北新報では特集「復興めし」として連載するなど (二〇一五年九月一〇日から一九日まで『河北新報』にて連載)、注目を集めてきた。

そこで取り上げられた内容は、①「キラキラ丼 (宮城県南三陸町)」 ②「釜石バーガー (岩手県釜石市)」 ③「サバだしラーメン (宮城県石巻市)」 ④「りゅうぐう蛸焼 (福島県南相馬市)」 ⑤「ふかひれ丼 (宮城県気仙沼市)」 ⑥「がんバーグ (岩手県陸前高田市)」 ⑦「女川カレー (宮城県女川町)」 ⑧「フィッシュ & チップス (岩手県大船渡市)」 ⑨「ホッキコロケ (宮城県山元町)」 ⑩「復興チャレンジグルメ」 (福島県相馬市)」という内容である。伝統的な「郷土食」にとらわれない、被災地の今に着目した構成となっているところに、この連載の特徴がある。現代の「郷土食」は、実際に交流のある他地域



写真 10 復興グルメ F-1 大会 (2016 年) のようす

との対比のなかで自己認識を高め、交流のためのツールとして育まれている。

4 無形文化遺産と文化観の転換

こうした食文化の動向を考えると、「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界遺産活動のひとつである無形文化遺産に登録されたことを踏まえることが重要である。無形文化遺産とは、ユネスコが定めた「無形文化遺産の保護に関する条約」（二〇〇三年採択、いわゆる無形文化遺産保護条約）に基づき、(a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事 (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術を対象とし、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（代表一覧表）に記載されたものをいう。世界遺産との決定的な違いは、真正性を求めないという点にあり、古い文化を凍結保存するような保護の仕方は、無形文化遺産の継承活動とは相容れないとされている。無形文化遺産は、古い文化が世代を超えて受け継がれていくことをまずは認めたいうえで、現代社会のさまざまな人々の生活様式や価値観にその文化が新たな存在意義をもって受け入れられ、それまでの時代とは異なったかたちに変化しながら再活性化されていくことが期待されている。

ユネスコの無形文化遺産における「保護」の概念は、プロテクションあるいはプリザーベーションの意味ではなく、それらも内包したセーフガーディングであると言われている。ユネスコ独特の概念であるセーフガーディングとは「認定・記録作成・研究・保存・保護・促進・拡張・伝承（特に正規の又は正規でない教育を通じたもの）・再活性化」というプロセスが想定されている。そのステップのうち、前半に並んでいる認定・記録作成・研究・保存・保護の五つは、日本の文化財保護の手法とよく似ていて馴染み深いものであるが、これに対し、後半に並んでいる促進・拡張・伝承・再活性化の四つは普及啓発にとどまらず、新たな文化の創造や、新しいメディアや材料の積極的な利用までもが想定されている。過度な商業化を避けつつ、現代社会のニーズに適ったものに位置付けたり、新しいかたちを提案したり、地域社会のなかでこれまでになかった存在意義を見出したり、福祉や教育、国際交流といったものと結びつけたりといったことにおいて、文化を成長させていくことが重要視されているのである⁽¹¹⁾。

こうした無形文化遺産のうち、食文化の継承活動においては、家庭の味、地域ならではの調理法や食習慣に加え、それを調査研究することから新たな食文化を生み出す草の根のグループによる活動の活性化が求められている。例えば牡鹿半島では、いくつかの団体が豊かな海産資源を生かして復興まちづくりや観光開発に生かすための、食文化創造の活動を行っている。一例をあげると、筆者と大学生らは被災地での文化創造活動のなかで、

⁽¹¹⁾ この点については、七海ゆみ子『無形文化遺産とは何か—ユネスコの無形文化遺産を新たな視点で解説する本—』彩流社 二〇一二年に詳しい。

二〇一七年四月二六日に行われた創作料理の試食会に立ち会うことになった。地域の宿泊施設の若旦那・若女将や、観光関係の団体、まちづくりのNPO法人等の団体などが、仙台市内の西洋料理店のシェフと連携して新レシピを考案するという内容で、「クジラの味噌カツサンド」や「山椒風味のクジラ・シラスおにぎり」、「タコめしのお稲荷さんゆず風味」など、野外で販売でき、金華山観光に携帯できるなど、アイデアを凝らした料理が作られた。こうしたものを、どういう機会にどのような形態で、いくらで売るかなど、学生も意見を出しながら議論が行われた。

牡鹿の食材の魅力を探るこうしたワークショップ的な取り組みは、食文化の促進・拡張の展開のための準備といえ、これをもとに活動が展開していくことで地域の食材に対する認識が広がることが期待される。こうしたことが、この地域の食文化の再活性化や文化として広く定着していくことに直接つながるわけではないが、人々が地域資源を見出していくきっかけとはなっている。問題は、この地域の生活の歴史的な展開と、現代的な文化資源へのまなざしを、どのようなかたちで接合していくか、あるいはその乖離を認識するところから、何を見出していくべきかなど、解決策よりも問いを共有していくことにあると、筆者は考える。こうしたとき、単なる民俗調査によって食文化を記録することだけでなく、また新たなレシピをイベント的に考案してただ盛り上がるだけではなく、価値そのものを浮き彫りにし、それを相対化したうえで、地域のありようを見つめていくような実践的で対話的な調査研究が求められている。筆者が取り組む「復興キュレーション」、すなわち文化財調査や文化資源の掘り起しを地域住民との協働で行い、それを展示というメディアを使って広く共有し、それへのリアクションから次の活動の手がかりを得ていく博物館活動はその試みのひとつであるが、こうした活動がいくつも地域で展開していくことが促進されなければ、現代的な食文化の再活性化には繋がらないであろう。



写真11 新レシピのワークショップで作られた“弁当”の試作品

ま と め

本稿では、東日本大震災の被災地における食の文化資源化とその実践について紹介してきた。牡鹿半島の食文化における基本的なポテンシャルとして、世界三大漁場に数えられる「石巻・三陸金華山沖」における豊かで高質な海産物がある。その資源を最大限に利用するため、この地域は水産業の近代化の最前線であったし、地域住民もその恩恵を求めてさまざまな研究や試行錯誤を行ってきた。津波の被災地である漁村や港湾都市が、そうした生業の積み重ねの上に成り立つ生活を前提としてきたのである。そうしたなか、水産業の震災復興に置いては、国の政策、とりわけ六次産業化と地産地消に合うこと、水産物を使って都市住民と地域住民、あるいは消費者と生産者が結びつく仕組みや、加工・流通業までをふまえたかたちの漁業経営を作り上げることが重視され、漁民の側にはイェゴとに独立したかたちでなくグループ化や企業等とのタイアップが求められた。そうした過程で商品価値が高く、ブランド化が強力に進められる金華さば・金華かつお・銀鮭・カキといったものに集約的に支援が行われ、被災地域のブランド食材は復興政策と不可分なかたちで作られしてきた。

一方で、震災以前まで育まれてきた、磯根漁業や地先での網漁なども並行して行われたり、いわば遊びのなかで存続したりしており、地域生活においてはこうしたおかしな取柄的な仕事の営みも、労働とおなじくらい価値を持っており、こうしたものが「郷土食」との関連のなかで今後どのような意味を持って行くのかにも注意したい。

鯨肉食が日常生活のなかに育まれた捕鯨基地の町においては、震災後おしかクジラ祭りでの炭火焼のふるまいのようにイベント食としての性格を強くしてきているが、こうした復活したイベントが地域のくらしの歴史を再認識する契機ともなっていることは鯨肉食の継承において意味のあることである。加えて、クジラ寿司やクジラ海鮮丼のような昭和後期に花開いたクジラ観光によって生み出されたレシピや、商業捕鯨モラトリアムによるミンククジラにかわって主力となったツチクジラの新レシピや新商品の開発、復興商店街同士の交流のなかで考案された大和煮を使った新レシピの考案など、家庭での食し方と異なる食文化が考案され続けてきたことも重要である。

今後、どういふものが残っていくのかはともかく、食の実践からはその時期ごとの地域における課題に対応してきた人々の営みが見てとれる。実際には復興の遅れは顕著であり、第一次産業の復興のみならずその持続的発展は容易な課題ではない。“頑張っている人”の“成功している取り組み”はメディアをはじめ外部からの高評価を受けやすいが、こうした取り組みもさまざまな葛藤を孕みながら営まれているという想像力が必要である。地域のミクロな動向や人々の行動の意味を探るフィールドワークは継続的に行われるべきであらう。

第20回文学部歴史学科公開講座 開催報告

「聖人・君主の身体保存と聖遺物崇拝の諸相」

人類は偶然にも古今東西において身体（肉体）と精神（魂）の永遠性を希求し、とくに身体を保存するための様々な方法を考案してきました。また、聖人・君主の崇高なる精神を象徴する遺体やその一部である遺骨、毛髪、あるいは着衣などをしばしば崇拝の対象としてきました。今回はその歴史と文化について、日本における古代エジプトミイラ研究の第一人者である辻村純代氏の講義を皮切りに、以下年代順に本学歴史学科の歴史学・考古学・民俗学分野の教員が、「中国漢代の死生観と玉衣」、「古代・中世のキリスト教世界における聖遺物崇拝」、「古代東アジアにおける仏教文化と舍利信仰」、「平泉の浄土思想と奥州藤原氏三代の身体保存」、「出羽三山に代表される即身仏」をテーマとしてお話しいたします。

第1回 6/10（土）

「古代エジプトの死生観とミイラ作り」

辻村純代氏（国士舘大学イラク古代文化研究所共同研究員）



第2回 6/14（水）

「玉衣から尸解仙へ：あるいは肉体の永遠性に対する中国人の異常な執着をめぐって」

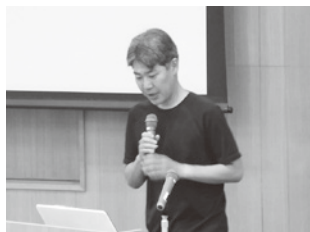
下倉 渉（本学文学部教授）



第3回 6/21（水）

「聖遺物と移葬：古代・中世キリスト教世界における聖人崇拝の諸相」

櫻井康人（本学文学部教授）



第4回 6/28（水）

「考古学からみた仏教東漸と舍利信仰の諸相」

佐川正敏（本学文学部教授）



第5回 7/5（水）

「平泉における中尊寺金色堂の位置づけと仏教文化の展開」

七海雅人（本学文学部教授）



第6回 7/12（水）

「日本の即身仏をめぐる民俗学的課題」

政岡伸洋（本学文学部教授）





文学部歴史学科 第20回公開講座

聖人・君主の身体保存と 聖遺物崇拝の諸相

全6回

2017年 6/10(土) — 7/12(水)

申込不要

定員200名

受講無料



人類は偶然にも古今東西において身体(肉体)と精神(魂)の永遠性を希求し、とくに身体を保存するための様々な方法を考案してきました。また、聖人・君主の崇高なる精神を象徴する遺体やその一部である遺骨、毛髪、あるいは着衣などをしばしば崇拝の対象としてきました。今回はその歴史と文化について、日本における古代エジプトミイラ研究の第一人者である辻村純代氏の講義を皮切りに、以下年代順に本学歴史学科の歴史学・考古学・民俗学分野の教員が、「中国漢代の死生観と玉衣」、「古代・中世のキリスト教世界における聖遺物崇拝」、「古代東アジアにおける仏教文化と舍利信仰」、「平泉の浄土思想と奥州藤原氏三代の身体保存」、「出羽三山に代表される即身仏」をテーマとしてお話しします。

第1回 6/10(土) 14:30~16:10
会場:土樋キャンパス ホーイ記念館ホール

古代エジプトの死生観とミイラ作り

辻村純代氏(国士舘大学イラク古代文化研究所共同研究員)

第2回 6/14(水) 18:00~19:30
会場:土樋キャンパス8号館5階押川記念ホール

玉衣から尸解仙へ

—あるいは肉体の永遠性に対する中国人の異常な執着をめぐって—

下倉 渉(本学文学部教授)

第3回 6/21(水) 18:00~19:30
会場:土樋キャンパス8号館5階押川記念ホール

聖遺物と移葬

—古代・中世キリスト教世界における聖人崇拝の諸相—

櫻井康人(本学文学部教授)

第4回 6/28(水) 18:00~19:30
会場:土樋キャンパス8号館5階押川記念ホール

考古学からみた仏教漸と舍利信仰の諸相

佐川正敏(本学文学部教授)

第5回 7/5(水) 18:00~19:30
会場:土樋キャンパス8号館5階押川記念ホール

平泉における中尊寺金色堂の位置づけと仏教文化の展開

七海雅人(本学文学部教授)

第6回 7/12(水) 18:00~19:30
会場:土樋キャンパス8号館5階押川記念ホール

日本の即身仏をめぐる民俗学的課題

政岡伸洋(本学文学部教授)

※第1回は、6月10日(土) 14:30~16:10になります。第2回~第6回とは時間帯が異なりますので、ご注意ください。

主催 東北学院大学 文学部歴史学科

お問合せ 東北学院大学 研究機関事務課

〒980-8511 仙台市青葉区土樋一丁目3-1
TEL: 022-264-6401 FAX: 022-264-6530

「任那復興」策と「任那の調」

熊谷 公男

はじめに

古代日朝関係史は、一九七〇年代以降見直しが進み、一九八〇年代末ごろまでに面目を一新する。かつて通説とされていた、ヤマト朝廷は四世紀半ばから二百年の間、朝鮮半島南部の「任那」(加耶諸国)を直接支配し、百済・新羅両国をも従属させていたとする。南朝鮮の植民地支配説は、現在では完全に過去のものになったといつてよい。もちろん、この点に関して筆者も異論はない。

南朝鮮の植民地支配説が崩壊してすでに三〇年ほど経過したが、では律令制以前の倭国の対外関係史はどのように塗りかえられたかという点、いまだ混沌とした研究状況であり、率直にいつて停滞と硬直化が目につく。それは、筆者のみるどころ、南朝鮮問題の規避と、律令制以前の対外関係をすべて対等な関係として捉えようとする志向が原因となっているように思われる。

南朝鮮の植民地支配説にしても、それと不可分の「任那日本府」説にしても、確かに『日本書紀』を典拠としているが、その内容に即した分析、考察によって導き出された学説とはいえない。南朝鮮の植民地支配説は「任那」を「官家(ミヤケ)」とする『日本書紀』の記述をよりどころとしているが、本来「官

家」とは、倭国に調(ミツキ)を貢納する国家または地域のことであり、倭国が直接現地を支配する直轄領の意ではない。また、四世紀から六世紀まで「任那」を統治する機関として存続したとされた「任那日本府」は、史料的にいうと、そのほとんどは『日本書紀』の欽明紀のごくかぎられた期間(欽明二、六年)にだけ集中的に現われており(年表1参照)、筆者は、その性格・機能もこの時期の国際関係に即して検討されるべきものと考えている。⁽¹⁾

ただもう一方で、改めていうまでもないが、『日本書紀』の記述にさまざまな問題が存在することも事実である。たとえばミヤケに関していえば、百済・新羅はもちろんのこと、高句麗まで「内官家」とよぶ(『日本書紀』神功撰政前紀仲哀九年十月辛丑条)など、ミヤケ概念に甚だしい誇張がみられる。ただしこの場合も、もう一方で欽明紀の百済系史料にもとづく記事に海外のミヤケを「弥移居」と、百済系とみられる借音字で表記していることにも注意をほらうべきで、この語句が律令制以前から倭国と特定の結びつきのある半島の国あるいは地域に用いられていたことも否定しがたいのである。⁽²⁾『日本書紀』の政治的な潤色には十分に注意をほらうべきであるが、だからといってその記載を無視

したり全否定するのではなく、造作・誇張に満ちているようにみえる記述の中核にかくされた史実がないか探索する努力をすべき時期にきているのではなからうか。

また「任那」については、『日本書紀』の「任那」に広狭両義があり、広義には加耶諸国全体を指すが、狭義には金官国を意味することが指摘されている。一方朝鮮史料では、「任那」の用例じたいがきわめて少ないが、それらはいずれも金官国の別称とみてさしつかえない³。すなわち、広義の「任那」は『日本書紀』ないし倭国特有の用法とみられ、しかもそれには朝廷のミヤケという独特のニュアンスがまわりついているのであるが、もう一方で狭義の「任那」は朝鮮史料の用法に通じるので、半島から伝来した呼称とみてよい。とすればこの場合も、広義の「任那」は列島で肥大化した「任那」概念であるが、狭義の「任那」は半島に起源する歴史的地名であって、その中核には倭国と「任那」（金官国）との特殊な歴史的関係が伏在しているとみることが決して不当ではないと考える。このように、南朝鮮の植民地支配⁴説が完全に過去のものになった今日においても、「任那問題」はあらたな視点から研究課題として取り組む余地は十分に残されているというのが筆者の考えである。

しかしながら現状では「任那」研究は低調といわざるをえない。それは、研究者の間に「任那問題」を規避する意識がつよいからではないかと思われる。「任那」を重視したり、特別視したりすること自体が、「任那史観」として克服されるべき対象とされることも見受けられる。しかしながら『日本書紀』が「任那」を特

別視していることは厳然たる事実であり、それを『日本書紀』の編纂過程の問題に還元してしまうのは、本稿で取り上げる「任那復興」策や「任那の調」を想起すればわかるように、「任那問題」の解決には決してならないであろう。

つぎに律令制以前の対外関係を原則すべて対等の関係として捉えようとする傾向であるが、これがもし、南朝鮮の植民地支配⁴説が植民地史観として批判を浴びたことで、対外関係を優位―従属の関係でみること自体を誤りと考える意識がつよまった結果だとすれば、それは、筆者自身も含めてであるが、いささか安易だったのではなからうか。「広開土王碑」を素材とした武田幸男氏の詳密・周到な研究⁴でも論じられているように、広開土王代の高句麗が武力によって領域を拡大し、新羅や百済を軍事的に従属させた時期があったことは、まごう方ない歴史的事実である。すなわち中国を中心とした国際秩序にくらべればはるかに小規模で不安定なものであるが、それは別に高句麗を中心とした国際秩序が併存したことがあったのである。そしてその「広開土王碑」のなかで、ときとして「百残」・新羅を勢力下におき、高句麗と対立する強大な勢力として描かれているのが倭である。それは、広開土王の功績を際立たせる意図から誇張を加えていることは否定しがたいにせよ、だからといってそれを「単純に、虚偽などとして否定し去ることは安易にすぎる」⁵のであって、倭国が百済や加耶南部諸国（金官・安羅など）と軍事的に提携しながら反高句麗勢力の盟主的存在として高句麗と対抗したことは歴史的事実と認められる。そのような国際環境のなかで倭国だけがひたすら対等の

外交政策を志向しつづけたとみるのは、かえって非歴史的な見方
におちいつてしまおうのではなからうか。

別稿で検討したように、広開土王代に新羅を従属させた高句麗
に対して、倭国は百濟から軍事援助と引き替えに「質」（ムハカリ）
を出させているし、「任那加羅」（金官＝狭義の「任那」）からも
軍事援助と引き替えに「調」を貢納させたとみてさしつかえない。
さらに高句麗に軍事的に従属して出質していた新羅は、一時期、
倭兵の侵攻停止と引き替えに倭国にも「質」を入れている。南
朝鮮の植民地支配、説の崩壊後、「質」を対等の関係を前提とし
た外交使節とみなす説が有力化するが、それは成り立ちがたい。
「質」は外交交渉の結果、その保証として送られる王の身代わり
の王族なので、外交使節そのものではないし、帰国の自由
がないうえ、送受関係が双方向ではなく一方通行であったので、
受け入れ側が優位に立つと考えざるをえないからである。これ
らの百濟・新羅両国から倭国への「質」は、『日本書紀』だけで
なく、『三国史記』『三国遺事』にも記載があり、歴史的事実とし
て否定しがたい点も重要である。このように倭国は、すでに広開
土王代（三九一～四一三年）に、軍事援助を外交的武器として自
国優位を志向する外交を展開していたことが確認できるのであ
る。さらにつきの倭の五王の時代にも同様の外交政策がとられた
ことは、倭王武の上表文や倭王が宋朝に求めた官爵を想起すれば
多言を要すまい。⁶⁾

近年、廣瀬憲雄氏が論じているように、多くの国家は、本来的
に帝国への志向（＝帝国性）を有しているとみるべきで、国際状

況次第ではその志向が顕在化し、周辺国との間に従属的な外交関
係を結ぶということは、いつの時代、どの地域でも起こりうるこ
とであったと思われる。中国を中心とする東アジア世界において、
歴史上、「華夷秩序」は複数存在したのであり、そのような認識
をもつことが、廣瀬氏もいうように、多くの王権・国家を独立し
た外交主体としてとらえることに通じるのである。⁹⁾

つとに石上英一氏は、日本の「調」（ツキ）が、新羅国内の服
属儀礼における貢進物に起源があること、新羅や「任那」の倭国
への朝貢儀礼における貢進物の「調」もまたこの系統に属するこ
とを指摘している。¹⁰⁾ 廣瀬氏はこの石上説を発展的に継承し、「任
那の調」などの調（ミツキ）は、「倭王への服属の証」であって、
「半島の諸勢力を「服属」させる「帝国」としての倭国には不可
欠の要素であり、「ミツキの貢納は「帝国」の「要件」でもあっ
たとする。¹¹⁾ 廣瀬氏によれば多くの国家は、本来的に帝国への志向
をもっていて、調の貢納を倭国あるいは日本的「帝国」の「要件
とみなすのであるから、この立場を推し進めると、倭国は四・五
世紀の国家形成期の初期段階から「帝国」を志向し、周辺諸国に
調の貢納を求める外交政策を展開していた、ということになって
こよう。これは、近年主流となつている律令制以前の対外関係を
すべて対等な関係として捉えようとする立場とはまさに対極にあ
るといってよい。筆者はこの廣瀬氏の立場に賛同する。

ただここで念を押しておきたいのは、倭国の自国優位を志向す
る外交（＝「小帝国」的外交）とは、基本的に外交理念、ないし
外交政策レベルのものであって、実際に周辺諸国を従属させてい

るとは限らないし、ましてや相手国を直接支配していたというわけではまったくないことである。状況によっては、結果的に対等といってよい外交関係であったことも少なかつたと思われる。ここで重要なのは、倭国の外交は基本的に「小帝国」を志向するものであったということ、そのような「国際意識」⁽¹²⁾によつて倭国の外交政策が規定されており、状況が許せば「質」を出させたり、「調」を貢納させたりして、「小帝国」的外交関係を實現させたこともしばしばあつたとみるべきだということである。

別稿で、五〜七世紀の倭国の外交を概観したときに具体的に論じたように、倭国は、中国を中心とした東アジア世界の「絶域」に位置していたことで、中国王朝の規制をつよく受けることがなく、朝鮮半島の戦乱からも意識的に距離をおくことができ、軍事、外交のうえで相対的に自律性、主体性をもちやすく、東アジア世界でも独自の外交政策を展開しうる環境にあつたと考えられる。⁽¹³⁾ 実際にも、多くの場合に「小帝国」的外交政策を展開したことが認められる。あえていえば、「質」と「調」と「任那」をぬきに倭国の外交政策は語れないといえよう。

本稿の目的は、五三二年に金官国（＝狭義の「任那」）が最終的に滅亡する前後から六世紀半ばの大化改新时期にかけて倭国の重要な外交課題の一つとなる「任那復興」（＝金官国の独立回復）策の流れをたどり、それとの関わりのなかで敏達朝以降に重要な外交課題として登場してくる「任那の調」の歴史的意義を再検討し、倭国にとって「任那」がどのような意義をもっていたかを問

い直そうとするものである。

周知のように、南北朝鮮の植民地支配、説の崩壊後は、「任那」に関わる研究動向は一変する。近年の「任那日本府」（以下、「日本府」と略称する）の研究では、これを四・五世紀以来、現地に居住するようになった倭人の組織とみて、倭王権との統属関係を否定する見解が主流を占めるが、これはいつてみれば「日本府」と倭国の「任那復興」策を完全に切り離そうとする立場であり、筆者には「任那問題」を規避しているように感じられる。

また「任那の調」の研究においても、南北朝鮮の植民地支配、説の崩壊後は、倭国側の「調」要求の動機よりも、新羅がなぜ「調」を納入したかという点に議論の重点が移り、鈴木英夫氏は百濟の対倭外交に対抗し、倭国の軍事援助を阻止するためとし、西本昌弘氏は倭国に急接近してきた高句麗との連携をはばむためとする。⁽¹⁴⁾ 確かに、新羅側の主体的要因も重要ではあるが、何と云つても倭国が金官四邑の「調」を要求しつづけ、なおかつそれにながしかの正当性がなければ、それを新羅が貢進することもなかつたはずで、まず究明されるべきは倭国側の主体的動機であろう。そうであれば、この問題も「任那復興」策からきりはなして議論はできないと考える。

このように、南北朝鮮の植民地支配、説崩壊後の「日本府」や「任那の調」の研究は、それらを「任那復興」策から切り離して考察しようとする傾向が顕著にみられる。『日本書紀』の外交記事に多くの造作がみられることは改めていうまでもないが、「任那復興」策に関わる記事群について、その根幹部分を『日本書紀』編

者の造作に帰することは、本文でも論じるように、困難であろう。継体紀の近江毛野関係の記事や欽明紀の「日本府」の記事は、部分的か全体的かの違いはあるが、いずれも百済系史料である『百済本記』が使用されていて、一定の史料の価値が認められている。また「任那の調」関係の記事はそれらとは様相が異なり、基本的に国内系史料によっているとみられ、倭国本意の明らかな誇張、造作が含まれていて、信憑性に問題があることは確かであるが、固有名詞の表記法や外交儀礼の具体的な記事内容などからみて実録的な原史料が使われていることも否定しがたいのである。

そこで、以下の本論では金官国の滅亡前後からはじまる「任那復興」策のなかに敏達朝以降の「任那の調」を位置づけ、その意義をとらえ直すことによって、倭国にとっての「任那」の意義を改めて考えてみたいと思う。

一．「任那復興」策の諸段階

本稿の主題である「任那復興」策とは、五二〇年代半ばに新羅が加耶南部の金官国方面への軍事進出をはじめるとまもなく、その動きに対抗して安羅（現咸安）などの加耶諸国、倭国、百済などが提携しながらおこないはじめた金官（現金海）、およびそれについて新羅に併合された喙己吞（金官の西隣か）・卓淳（現昌原）¹⁶の独立回復策のことである（ただし加耶諸国滅亡後は、もっぱら金官国のみを「復興」を意味するようになる。後文参照）。『日本書紀』には継体紀・欽明紀を中心に「復興任那」「復建任那」、

あるいは「興建任那」「立任那」「建任那」「建成任那」「封建任那」などといういい方で頻出する。さらには「任那」をより具体的に「更建南加羅（＝金官）・喙己吞」（『日本書紀』継体二十三年（五二九）三月条。以下、『日本書紀』の史料に関しては書名を省略する）と記した例もある。

この「任那復興」策は、五六二年に新羅が加耶北部の有力国であった大加耶（現高霊）を攻め滅ぼしたあとも、倭国だけは重要な外交政策として掲げ続け、狭義の「任那」（＝金官）を支配するようになった新羅に「任那復興」を働きかけるようになる。やがて「任那」を支配する新羅に対して軍事的圧力をかけながら、「任那の調」（＝旧金官四邑の調）の貢進を執拗に要求し、その結果、新羅が「任那の調」を倭国に貢納したことも何度か確認される。さらに六四二年に百済が新羅に侵攻して旧加耶地域の四〇余城を下すと、倭国は百済に「任那の調」の貢進を要求し、大化元年（六四五）には百済が貢納している。そして大化二年、新羅に遣使して「任那の調」の停廢を通告することで「任那の調」は廢止され、「任那復興」策も終わりを告げるのである。

以上が「任那復興」策の推移の概要であるが、注意すべきは、当初は倭国ばかりでなく、安羅をはじめとする加耶諸国、「日本府」、それに百済が「任那復興」を共通のスローガンとして外交活動をおこなった時期があったことである。それは、新羅の金官国への武力進出がはじまる五二〇年代半ば以降、朝鮮三国間の武力衝突が本格化してくる五四〇年代半ばまでのほぼ二〇年間である。この時期はさらに百済・新羅間に講和が成立する五四一年を

年表 1 近江毛野と「任那日本府」関係年表

| | 年 月 | 事 項 |
|---------------|---|---|
| I 期 | 524 (法興王 11).1 | 法興王、勢力拡大のため南境を巡幸し、加耶国王、来会する (羅紀) |
| | 527 (繼体 21).6 | 近江毛野、南加羅 (金官)・喙己吞復興のため軍 6 万を率いて任那に向かう。 |
| | 〃 | 筑紫磐井、新羅と通じて叛し、火 (肥)・豊国に拠って毛野の軍をはばむ。 |
| | 528 (繼体 22).11 | 大將軍物部麁鹿火、筑紫において磐井と戦い、斬殺する。 |
| | 〃 .12 | 磐井の子筑紫葛子、死罪を免れるために糟屋屯倉を献上。 |
| | 529 (繼体 23).3 | 南加羅・喙己吞復興のため、近江毛野を勅使として安羅に遣わし、百濟・新羅の高官を招集する。安羅、毛野のために高堂を造り、毛野と安羅の国主が堂に昇って協議するが、百濟の使節は参加を許されず、これを怨む。 |
| | 529 (繼体 23).4 | 任那王の己能未多干岐、来朝。新羅の来侵を訴えて救援を求める。近江毛野に任那と新羅の和解をはからせるが、毛野、体面にこだわり宣勅せず。新羅、上臣に軍衆 3,000 人を率いさせて派遣。毛野、それをみて籠城して宣勅を拒み続ける。3ヶ月後、上臣、金官等 4 村を侵掠して帰国。 |
| | 530 (繼体 24).9 | 近江毛野臣、久斯牟羅に居宅をたてて 2 年余り留まり、政治に倦んで、韓子の裁判に誓書を好んで用い、多くの死者を出すなどの悪行を働く。天皇、毛野を召喚しようとするがしたがわず。阿利斯等 (安羅の首長カ)、新羅・百濟に兵を請い毛野臣を討つが、毛野臣は背評に抛り頑強に抵抗する。 |
| | 530 (繼体 24).一 | この年、近江毛野、ついに召喚に応じるが、帰国の途中、対馬において病死。 |
| | 531 (繼体 25).3 | 百濟軍、安羅に進駐し、乞毛城を造営。(繼体 25.12.5 条) |
| 532 (法興王 19). | 金官国主金仇亥、王妃・王子らと共に新羅に降る。(羅紀) | |
| 536 (宣化 1).5 | 筑紫国那津に官家を造り、諸国の屯倉の穀を集積する。 | |
| 537 (宣化 2).10 | 新羅が任那を攻撃したので、大伴金村の子磐・狭手彦を遣わす。磐は筑紫に留まって三韓に備え、狭手彦は渡海して任那・百濟に行く。 | |
| II 期 | 541 (真興王 2).3 | 新羅、百濟の要請を受け入れて講和する。(羅紀) |
| | 541 (欽明 2).4 | 百濟の聖明王、天皇の詔書を聴くためと称して任那諸国の早岐・任那日本府の吉備臣らを招集し、任那復建について協議する。早岐らは、新羅と再三議したが答がないことを訴える。聖明王は速古王・貴首王代以来の任那諸国との友好関係を強調し、喙己吞・南加羅・卓淳の三国は内応によって滅びたので、一致団結しようと呼びかける (第 1 回任那復興会議)。 |
| | 541 (欽明 2).7 | 百濟、安羅に遣使し、新羅に通じたとされる日本府の河内直・阿賢移那斯・佐魯麻都等を強く責める。また新羅に行った任那の執事らに、再度、百濟と一致団結して新羅に併合された三国の独立を回復しようと呼びかける。聖明王はまた任那日本府に、 <u>新羅は日本の朝廷を欺いて取り入り、偽って任那と講和しているだけだから新羅の甘言を信じてはいけないと説く。</u> |
| | 541 (欽明 2). | このころ百濟、下韓 (南韓) に郡令・城主を設置する。 |
| | 542 乙 (欽明 3).7 | 百濟、倭国に遣使して下韓・任那の政を報告する。 |
| | 543 (欽明 4).11 | 津守連 (己麻奴跪) を百濟に遣わし、 <u>任那の下韓にいる百濟の郡令・城主を日本府に附けること、また任那復興を早期に実現すれば、河内直らは自然に退去するであろうとする詔書を伝える。</u> |
| | 〃 | 百濟の聖明王、詔を佐平らに諮る。佐平ら、下韓の郡令・城主は日本府に差し出さないように、任那の再建は詔勅に従うようにと答える。 |
| | 〃 | 津守連と同時に、 <u>印奇 (印歌) 臣を新羅に遣わす。</u> (欽明 5.2 条) |
| | 543.12 ~ | 百濟、再三、任那に遣使し、任那復興を協議するために任那諸国と日本府の執事を召すが、下級の者を遣わしてきたために協議できず。 |
| | 544 (欽明 5).1 | 百濟、任那に遣使し、日本府・任那諸国が百濟王の召還に応じなかったことを非難するとともに、河内直・移那斯・麻都の行動を強く非難し、天皇に「本処」への送還を要請することを伝える。 |
| 544 (欽明 5).2 | 日本府、任那の執事が召喚に応じなかったのは引き留めていたからで、それは朝廷に派遣した使者が「新羅に印歌臣を遣わし、百濟に津守連を遣わすので、そのまま勅を待て」と勅命を受けたからである。新羅に行く途中の印歌臣に勅を確認すると、「日本府臣と任那の執事は新羅に行って勅を聞け」といわれ、日本府に立ち寄った津守連からは、「自分が百濟に使わされたのは、百濟が下韓に置いた郡令・城主を追い出すためだ」と聞いた。百濟に行つて勅を聞けとは命じられていないので、招集に応じなかったのだ、と答えた。 | |

| | 年 月 | 事 項 |
|----------------|--|--|
| II 期 | 544 (欽明 5).3 | 百済、倭国に遣使して、日本府の阿賢移那斯・佐魯麻都の専横を訴え、「本処」への送還と、新羅と通じている的臣の追放を要請。天皇は、「任那」を復建できれば移那斯・麻都は自然に退却するであろうし、的臣が新羅に行ったおかげで安羅が耕種できるようになったとして、百済の要請を突っぱねる。 |
| | 544 (欽明 5).10 | 百済使帰国し、河内直・移那斯・麻都らの処遇については報勅なしと報告。 |
| | 544 (欽明 5).11 | 百済聖明王、日本府臣・任那諸国の執事を召喚して任那復建のための三策を提示する。第一策、新羅と安羅との境に六城を造り、天皇軍三千を各城に配備して久礼山の新羅の五城を降服させること。第二策、南韓に郡令・城主を置くことは高句麗・新羅と対抗するためにぜひとも必要なことなので、それを天皇に承認してもらうこと。第三策、日本府の吉備臣・河内直・移那斯・麻都の四人を本国に帰還させること。(第2回任那復興会議) |
| | 545 (欽明 6).5 | 吉備臣・任那諸国の執事は、帰って日本府の大臣・安羅王・加羅王に諮り、使を遣して天皇に奏上したいと返答して、回答を保留する。 |
| | 545 (欽明 6).9 | 百済遣使、上表する。 |
| | 546 (欽明 7).1 | 百済、任那に遣使し、日本府及び任那諸国の王に呉(南朝梁)の財物を贈る。前年来朝の百済使、帰国。良馬 70 匹・船 10 隻を賜う。 |
| III 期 | 547 (欽明 8).4 | 百済、遣使して救援軍の派遣を要請し、質東城子言を送り、汶休麻那と交代。 |
| | 548 (欽明 9).1 | 高句麗、百済を攻め、馬津城を包囲する。(欽明 9.4 条) |
| | 548 (法興王 26).1 | 高句麗、濊と共謀して百済の独山城を攻撃。百済、新羅に救援を求める。新羅、高句麗軍を撃破する。(濟紀) |
| | 548 (欽明 9).4 | 百済遣使し、安羅・日本府と高句麗の通謀を疑い、救援軍の派遣延期を要請。 |
| | 549 (欽明 10).6 | 百済使の帰国に際して、高句麗との通謀の真偽究明と救援軍の派遣延期を約す。 |
| | 550 (真興王 11).3 | 新羅、百済・高句麗両国の戦いに乗じて 2 城を奪取する。(羅紀) |
| | 551 (真興王 12).3 | 新羅、百済と連合して高句麗を攻撃し、10 郡を奪う。(羅紀・居柴夫伝) |
| | 551 (欽明 12). | 百済王、新羅・任那の軍と連合して高句麗と戦い、平壤を攻撃し、百済の旧都漢城と旧百済領 6 郡を復す。 |
| | 552 (欽明 13).5 | 百済・加羅・安羅、使者を遣わし、高句麗と新羅が手を結んで百済と任那を滅ぼそうとしていると訴え、救援を請う。 |
| | 552 (欽明 13).10 | 百済の聖明王、金銅の釈迦像・幡蓋・経論を献ず。(仏教公伝) |
| | 552 (欽明 13). | この年、百済、漢城・平壤の地を放棄。新羅、漢城に入る。 |
| | 553 (欽明 14).1 | 百済遣使し、救援軍の派遣を要請。 |
| | 553 (欽明 14).6 | 百済に内臣を遣わし、馬・船・弓・箭を贈り救援軍の派遣を約す。また医博士・易博士・曆博士らの交代要員の派遣と、卜書・曆本・薬物を要請する。 |
| | 553 (真興王 14).7 | 新羅、百済の東北部(漢城周辺)を奪取し、新州を置く。(羅紀) |
| | 553 (欽明 14).8 | 百済遣使して、高句麗・新羅が共謀して百済を攻撃しようとしているとして、再び軍兵の派遣と弓馬の支給を要請する。 |
| 554 (欽明 15).1 | 百済使筑紫に到り、内臣の救援軍を至急派遣するよう懇願する。それに対して、救援軍 1,000 人・馬 100 匹・船 40 隻の派遣を約する。 | |
| 554 (欽明 15).2 | 百済遣使して、重ねて救援軍の派遣を要請し、質を東城子莫古に代え、五経博士・僧・易博士・曆博士・医博士・採薬師・楽人の交代要員を送る。 | |
| 554 (欽明 15).5 | 内臣、援軍を率いて渡海し、6 月に百済に到る。 | |
| 554 (欽明 15).7 | 百済聖王、新羅の管山城を攻めるが、伏兵にあい戦死する。(羅紀・濟紀) | |
| 554 (欽明 15).12 | 百済・「在安羅諸倭臣」・任那諸国の早岐ら援軍の派遣を謝す。また新羅との戦況を報告し、筑紫の軍士の増派を要請する。 | |
| 555 (欽明 16).2 | 百済の王子余昌、弟の恵を遣わして、聖明王の戦死を報告する。 | |
| 556 (欽明 17).1 | 余恵、帰国。武器を与え、阿倍臣らの率いる筑紫の水軍に護送させる。また筑紫火君に兵士 1,000 人を率いて渡海させ、航路の要害を守らせる。 | |
| 562 (欽明 23). | 新羅、任那の官家を滅ぼす。 | |
| 562 (真興王 23).9 | 新羅、加耶を攻め滅ぼす。(羅紀) | |

出典：表記なし=『日本書紀』、羅紀=『三国史記』新羅本紀、濟紀=同書百済本紀、居柴夫伝=『三国史記』居柴夫伝。

下線=倭王権と「日本府」との統属関係を示す記事、下線=倭王権と新羅の通交を示す記事。

ゴシック=倭軍の軍事行動、または倭国への救援要請。

付記：煩雑なるのを避けて「任那」の「」を省いた。

境に前後の二時期に分けられる（年表ⅠのⅠ・Ⅱ期）。

『三国史記』新羅本紀によれば、法興王一九年（五三三）、金官国主金仇亥が妃および三子（長男奴宗、次男武徳、三男武力）とともに財宝を携えて新羅に投降し、金官国が滅亡したという。一方、『日本書紀』では、継体二十一年（五二七）六月甲午条に「近江毛野臣率衆六万欲往任那、為復興建新羅所破南加羅・喙己吞、合任那」とあって、近江毛野を派遣して「南加羅」（金官国）と喙己吞（金官の西隣か）の二国を「復興建」しようとしたとあり、両国がすでに新羅の勢力下に置かれたことを前提とした書き方になっている。『日本書紀』では、このとき新羅から賄賂を受けた筑紫磐井が毛野軍の渡航をはばむために乱を起こしたという磐井の乱の話が続く。そして乱平定後の継体二十三年（五二九）三月に改めて金官・喙己吞復興のために近江毛野を勅使として安羅に遣わし、新羅・「任那」両国を和解させようとするが、毛野が体面にこだわって宣勅しなかったためにうまくいかず、怒った新羅の上臣伊叱夫礼智干岐は金官・背伐・安多・委陀の四村を抄掠し、その人びとを引き連れて帰国したという。この四村こそが、いわゆる金官四邑のことなので、ここで新羅が金官国を攻撃し、略奪をおこなったことになる。

『日本書紀』の話は、磐井の乱と結びつけられていることもあって複雑に入り組んでおり、そのすべてを事実として理解してよいかは判断がむずかしい。しかしながら、新羅の上臣「伊叱夫礼智干岐」とは朝鮮系の借音字の表記であり、『三国史記』にみえる伊滄異斯夫のことであるから、『百濟本記』にもとづく記事群と

みてよく、大筋としては歴史的事実を伝えていとみられる。田中俊明氏が述べているように、新羅の侵攻に何段階かあって、五二九年の上臣による金官四邑抄掠をへて、五三二年に最終的に金官国主の投降に至った¹⁸と考えれば、整合的な理解が可能である。新羅の金官国への侵攻のはじまりを伝えるのが、田中氏が指摘しているように、『三国史記』新羅本紀法興王十一年（五二四）九月条に「王出巡南境拓地。加耶国王来会」という記事とみられる。倭国はその三年後には近江毛野に軍を率いさせ、加耶に向かわせようとしたことになる。四七五年に百濟の都漢城が陥落したときとくらべても、はるかに迅速で、積極的な対応である。

この第Ⅰ期は、加耶南部の安羅を拠点に倭国・百濟、そしておそらくはほかの加耶諸国も加わって「任那復興」策が進められた。安羅は金官国にほど近い、加耶南部諸国中の有力国であるが、倭国とは金官国とならんで古くから友好関係にあった。しかも新羅の南方進出は、金官国を軍事制圧下に置いた段階には、すでに安羅のすぐ東にまでまっけてきており、直接その脅威にさらされていた。したがって安羅をはじめとする加耶諸国にとって、自国の独立を守るために「任那復興」が緊要な外交課題となったことは容易に想像がつく。

安羅は、新羅の金官国への武力進出がはじまるとまもなく、倭国と百濟に救援を要請しようである。継体二十三年（五二九）三月是月条によれば、安羅は新たに高堂を建て、そこに安羅国主が倭国から派遣された近江毛野とともにのほり「任那復興」について謀ること、数ヶ月の間に再三あったが、その間、百濟の使者

と將軍は堂の下にとどめ置かれたので、そのことをうらんだという。説話的な内容にはなっているが、これは安羅が当初は主に倭国と提携し、その軍事力によって「任那復興」を進めようとしていたことをうかがわせる。ところが毛野の体面にごだわった高飛車な態度に新羅が反発し、和解どころか逆に上臣による金官四村の抄掠をまねいてしまうのである。毛野はその後も二年にわたって現地にとどまり、その間も韓子の裁判にクガタチを用いて多くの死者を出すなどの失策を重ねる（年表1参照）。

その報告を聞いた継体天皇は毛野を召還するが、毛野がなかなか応じないでいるうちに、阿利斯等（首長の称号、ここは安羅の首長か）が新羅・百済両国に救援を要請してしまう。毛野は背評で両国軍を迎え討ち、籠城して戦うこと一ヶ月におよび、両国軍は久礼牟羅城を築いて撤退したという（継体二十四年九月条）このあたりの記述は『百済本記』に拠っているとみられ、大筋で事実とみてよい。ただし阿利斯等が百済のみならず、敵対していたはずの新羅にも救援要請をするというのは不自然であり、何らかの錯誤があるように思われる。いずれにしても、毛野は召喚命令にすぐにしたがわずに安羅周辺にとどまり、安羅が救援を要請した軍隊と戦ったのである。その後、毛野は再度の召喚を受けて帰国の途につくが、対馬で病没する（継体二十四年是歳条）。そしてその二年後の五三二年に国主の金仇亥が新羅に投降して、金官国は完全に滅びることになる。

以上が新羅の金官国侵攻に対抗して安羅・倭国が共同でおこなった近江毛野の派遣である。近江毛野の半島派遣を伝える継体

二十三年（五二九）三月是月条には、「遣_二近江毛野臣_一、使_二于安羅_一、勅_二勤_二新羅_一、更建_二南加羅_一・喙_二己吞_一」とあり、すでに新羅の軍事制圧下におかれてしまった金官と喙己吞の独立回復を「新羅に勧め」て、すなわち外交折衝によって実現することを基本としたものであったが、もう一方で毛野は一定数の兵力を携えて半島に渡っており、実際にも新羅軍などと戦っているのが、武力を背景に新羅に「任那復興」をせまったものとみてよい。その点では近江毛野の派遣は、安羅の要請を受けての行動とはいえず、武力介入による「任那復興」をめざしたものと見えよう。

毛野の行動に反発し、失望した安羅は、こんどは百済に軍事援助を要請する。それを受けて百済軍が安羅に駐留するようになるのである。このころ百済は南下政策をさかんに進めていた。五二二年にはいわゆる「任那四県割讓事件」がおり、新たに領有した榮山江流域の支配を倭国が承認し、さらに五一〇年代から二〇年代にかけては蟾津江流域の己汶・帶沙にまで支配領域を広げ、それも倭国の承認を取り付けている。こうして百済は倭国と提携を深めながら加耶西部にまで支配領域を広げつつあったが、同じころ新羅も加耶東部方面へ進出しはじめたので利害が対立するようになり、新羅のこれ以上の加耶進出を阻止しようとするようになるのである。その点で「任那復興」策は百済の国益にもかかなうものであった。安羅から救援要請があったのはそのようなときで、百済は渡りに船と五三二年に安羅に百済軍を進駐させた（継体二十五年十二月庚子条所引『百済本記』）。

この百済軍の安羅進駐は、「任那復興」策のあり方を大きく変

えることになった。当初、安羅は倭国の軍事力を頼って倭国に救援要請をしたが、派遣されてきた近江毛野に失望し、毛野の召還を倭王（継体天皇）に要請して倭軍を安羅から引き上げさせた。その後、百済に要請して百済軍が進駐してくることになるのである。したがってこれ以降は、安羅に倭軍が駐留することはまったくなくなり、軍事的には百済軍中心に「任那復興」策が進められていくことになる。「日本府」は兵力を保持していなかったとみるのが現在の通説であるが、それは近江毛野派遣の失敗によって倭国軍が安羅から撤退したあとに新たに生まれた状況なのである。

安羅の外交政策の転換は、これまでの倭国の「任那復興」策に大幅な変更をせまることになった。その一つの表れが、宣化元年（五三二）にいわれる「那津の官家」を修造したことである。倭国はここに穀を備蓄して兵站基地としたばかりでなく、のちに百済が倭国に救援軍の派遣を要請したときに「伏願速遣^二竹斯嶋上諸軍士^一、来^二助臣国^一」（欽明十五年（五五四）十二月条）といっているように、那津周辺に兵力を集結させるようになる。列島の「那津の官家」の修造と半島の「在安羅諸倭臣」（『日本府』は「一対の政策」であるという山尾幸久氏の指摘はまさに至言であろう。軍隊を安羅に駐留できなくなったことへの対応策が「那津の官家」だったのである。

「那津の官家」修造後の半島政策としてまず注目されるのは、大伴狭手彦の「任那」派遣である（宣化二年（五三七）十月壬辰朔条）。『日本書紀』の記事はおそらく大伴氏の家記によったと思

われ、その点で史料批判が必要である。詳細は別稿に譲るが、狭手彦は外交使節として半島に遣わされて安羅、百済方面に向かい、「任那復興」について安羅などの加耶諸国や百済と協議したとみられる。その間、兄弟の磐は「那津の官家」の設置された筑紫にとどまって非常に備えていた。このように「那津の官家」が置かれた翌年から、外交使節の半島派遣と軍事指揮官・軍隊の筑紫駐留という新しい方式がとられはじめるのである。

五四一年（欽明二）に百済と新羅の間に講和が成立し（『三国史記』新羅本紀）、五四七年ごろまで朝鮮半島では平穏な時期がつづく。その間、百済・新羅・加耶諸国、それに倭国は、それぞれ国益を実現するために活発な外交活動を繰り広げる。「任那復興」策もまた、そのなかで外交活動によって進められることになる。これが第II期である。

重要なのは、「日本府」が『日本書紀』に集中して現われるのは、この第II期のうちでもわずか五年ほどに限られるという事実である（年表1参照）。そうであれば、「日本府」の成立、性格、機能などは、まずもってこの比較的みじかい期間の特異な国際情勢との関連で理解されるべきであろう。

「日本府」についての学説は、『南朝鮮の植民地支配』説が主流であったころは四世紀以来の「任那」の統治機関とみる説が通説であったが、近年では、倭王権との関係を否定して、四・五世紀以来の現地の倭人の組織とみるか、存続期間（欽明朝のみ）と機能（「任那復興」のための外交活動）は限定的にみるが、倭王の臣僚集団であることは認める説とに両極分解している感があり、

なかでも前者が主流となっている。筆者は後者の立場をとる。⁽²²⁾

近年主流となっている倭王権と「日本府」との間の統属関係を否定する説の重要な根拠となっているのは、欽明紀の「日本府」関係の記事で倭国と「日本府」との関係を示す記述があまり多くないことであろう。しかしながらそれは、これらの記事が百済系の史料である『百済本記』にもとづいていることを想起すれば当然であって、『百済本記』にはもともと百済が知り得て、なおかつ百済にとって重要なことしか記録されていなかったはずである。しかも関係記事をたどっていくと、百済が「日本府」官人の追放を何度か倭王に要求しているし(年表1参照)、「日本府」が倭王の指示を受けたり(欽明五年二月条)、「日本府」官人が百済王に対して天皇に報告するといっている例(欽明五年十一月条)などは、いずれも「日本府」が倭王権の統轄下にあったことを前提としなければ説明しがたい。また倭国が百済に対して、下韓(南韓)に百済が置いた郡令・城主を「日本府」に附ける(管轄下に置く)よう要請している例(欽明四年十一月甲午条)も「日本府」が倭王権の統轄下になければ無意味なことであろう。そして何よりも「在安羅諸倭臣」(欽明十五年十二月条)が、一般に認められているように「日本府」の原表記だとすると、百済が「日本府」官人を倭王の臣下と認識していた明確な証拠となる。

このように「日本府」が倭王権の統轄下にあった根拠が少なからずみいだせるので、筆者は「日本府」が倭王の臣下から構成される組織であったことは否定しがたいと考える。⁽²⁴⁾この点の認識は「日本府」の成立時期や性格を考えるにあたってきわめて重要な

ことではあるが、もちろんこれで「日本府」をめぐる問題がすべて解決したわけではない。

「日本府」に関しては、解釈のむずかしい問題がほかにもいくつかある。ここでは略述にとどめるが、まず「日本府」の官人には許勢臣・的臣・吉備臣・河内直など倭国の有力氏族の姓を有している人物が複数確認できるが、倭王が彼らを任命したという記事は見あたらない。しかしながらここでもまずは、これらの記事のもとになっている『百済本記』の史料的人格を想起すべきであろう。というのは、欽明十四年(五五三)八月丁酉条に、百済が倭国に遣使して「的臣敬受」「天勅」「来撫」「臣蕃」と、的臣が「天勅」を受けて半島に赴任してきたことを述べ、さらに的臣が亡くなったので、「伏願天慈速遣」「其代」、「以鎮」「在那」と、その後任をはやく派遣するよう倭王に願っているからである。このことから、少なくとも幹部官人は倭王が任命して倭国から派遣していたとみてよいと思われる。ただし、河内直・阿賢移那斯・佐魯麻都らの、現地採用とみられる「日本府」の下級官人は、加耶諸国在住のいわゆる「韓子」(倭人と加耶人の混血)と考えられる。

「日本府」と倭国の関係はかなり複雑で、単純に「日本府」を倭王権の半島諸国に対する外交機関ということではできない。というのは倭国と百済・新羅との交渉は、「日本府」を通さずに直接おこなうのがふつうだったからである。⁽²⁵⁾一方、「任那復興」問題において「日本府」は加耶諸国と一体の行動をとっており、場合によっては加耶諸国の執事に、百済の招集には応じないようにといった指示をすることもあった(欽明五年(五四四)二月条)。

これは「日本府」が加耶諸国へ一定の影響力を有していたことを物語るが、それは比較的緩やかなものであったとみてよい。また「日本府」は非公式に新羅との結びつきをつよめるなど、複雑な動きをしているが、これは百済の領土的野心に気づいてそれを牽制するためとみられ、「日本府」だけの独断の動きではなく、安羅も、そして倭国すらも同様に、この時期にもう一方で新羅に接近する動きをしていることが確認できる（年表1参照）。このようないふことからみて「日本府」の活動は、基本的に倭国の外交政策の枠内でおこなわれたとみてよく、近江毛野軍の撤退後に倭国の「任那復興」策を推し進めるために安羅に置かれた、加耶諸国に対する倭王権の窓口とみることができると思われる。

つぎに百済は、聖明王（聖王）の呼びかけで、欽明二年（五四一）・同五年（五四四）と二度にわたって百済の王都に加耶諸国の早岐・執事や「日本府」官人を招集していわゆる「任那復興会議」を開催するなど、この時期の「任那復興」策を主導しているようにみえる。しかし『日本書紀』の記事がこのような形になっているのも、『百済本記』の史料的人格によるところが少なくないと思われるので、その点を念頭において関係史料をみていく必要がある。第一回の「任那復興会議」は倭王の「詔書」を聴くためと称して任那諸国の早岐・任那日本府の吉備臣らを招集して、「任那復興」について協議するが、速古王・貴首王代の昔から百済と加耶諸国は親交があったことを参加者に説き、団結を呼びかけたもので、何ら具体策は示されなかった。また第二回の「任那復興会議」も「はやく任那復興をおこなうように」という倭王の指示を受けて

開催したとされ、このとき百済が提案した第一策は新羅と安羅の境に築城して倭軍を配備すること、第二策は倭王が反対している下韓の郡令・城主を存続させること、第三策は百済にとっての懸案事項である「日本府」の吉備臣・河内直・移那斯・麻都四人を安羅から追放することであった。しかしこれは「任那復興」にとってもっとも重要なはずの第一策が倭国の兵力頼みなのに、第二・三策はまったく百済の国益にそった主張で、倭国はもちろん加耶諸国や「日本府」の同意を得ることも困難なものであった。しかもこのときは「任那復興会議」の開催にこぎ着けるまでに、百済は三度にわたって加耶諸国の早岐・執事や「日本府」の官人を招集したが、いずれも集まらずに開催に失敗しているのである。すでに加耶諸国や「日本府」は、下韓に郡令・城主を置き、支配領域を加耶にまで拡大してきた百済につよい不信感を抱いており、両者のミゾは容易に埋まらないところまでできていたとみられる。

これが二回開催された「任那復興会議」の内情であるが、百済にとって「任那復興」策は、もはや自国が進める加耶方面への進出策の単なる名目と化していた。このような状況であるから、外交活動による「任那復興」策は、この第二回「任那復興会議」を最後に終わるべくして終わったといえよう。

第Ⅱ期における倭国と「任那復興」策の関わりであるが、倭国はこの時期、百済や新羅とは直接の外交ルートを使って「任那復興」に関わる問題の折衝にあたっていたが、安羅をはじめとする加耶諸国とは「日本府」を通して接触していたようである。ただし、この時期の倭国をめぐる国際関係は、『百済本記』の史料的

特性から情報量が限られており、明らかでないことが多い。限られた史料から知られるところでは、まず百済とは下韓の郡令・城主撤廃問題や「日本府」の河内直・移那斯・麻都らの追放問題で利害が対立するようになる。倭国はもう一方で新羅とも通交していた。欽明二年(五四一)七月条には、聖明王の「日本府」への言葉として「誘事朝廷、偽和任那」。如斯感「激任那日本府」者、以下「未禽任那之間、偽示伏從之状」と、新羅が倭国の朝廷に取り入り、「任那」(ここは安羅の意か)と講和して「日本府」を「感激」させているのは「任那」を侵略するために偽って伏従しているだけだ、と警告している一節がある。さらに欽明五年(五四四)二月条によれば、印歌臣を新羅に遣わしたことが知られる。このように倭国は、百済に「任那復興」を再三要請する一方で、新羅にも使者を派遣していた。これもまた「任那復興」を実現するための外交政策であったにちがいない。

以上のように第II期は、百済と新羅の講和を前提として、倭国・百済・新羅・加耶諸国・「日本府」の間で「任那復興」をめぐる複雑に入り組んだ外交活動が活発にくり広げられた時期であった。ところが、五四七年(欽明八)ごろから高句麗が百済に対して軍事攻勢をつよめるようになり、外交折衝の時代は終わって戦乱の時代へと移っていく。これが第III期である。

この第III期は、七世紀半ばまでで唯一、「任那復興」策が中断する時期にあたっている。第III期は朝鮮半島の戦乱がピークをむかえる時期で、そのため外交折衝を主体とする「任那復興」策は中断を余儀なくされるのである。この時期は、一時的に連合がなっ

た百済・新羅軍による百済の旧都漢城周辺の高句麗からの奪取と百済による領有(五五一年)、さらに新羅による漢城周辺の奪取と新州の設置(五五三年)、百済聖王(聖明王)の対新羅戦での戦死(五五四年)、新羅による大加耶の攻撃と加耶諸国の滅亡(五六二年)と、大規模な武力衝突が相ついで起こり、めまぐるしく状況が変化していく。その結果、新羅が漢城周辺を獲得して西海岸まで支配領域を拡大したことに加えて、加耶地域の大半も新羅領に加えるなど、大幅に領域を拡大した。

この時期、倭国との関係で注目されるのは、当初百済は新羅と連合して高句麗と戦い、漢城周辺を奪取することに成功するのであるが、その支配を維持することができずに新羅に奪われたあとは新羅との対立が激化し、五五四年にはついに聖王が新羅との戦いで戦死するという事態にまで立ちいたったことである。この時期に百済は高句麗・新羅と激しく対立するようになるので、同盟相手の選択枝はもはや倭国のみとなり、盛んに倭国に救援要請をしてくるようになる(年表1のゴシックの箇所)。

ところが救援軍派遣の要請を受けた倭国は、国家的危機に直面した百済のたび重なる要請にもかかわらず、すぐに救援軍を派遣することはせずに、諸博士・僧・楽人や卜書・曆本・薬物などの先進文物の貢上を要求し、百済がそれに応じたあとにようやく救援軍を送っている。しかも送った兵力は、欽明十五年(五五四)五月と同十七年(五五六)正月に千人ずつ、合わせて二千人に留まる。この時期の百済の兵力は、『三国史記』百済本紀によれば、五二九年に三万、五五〇年に一万(いずれも高句麗戦)である。

また六六〇年代の百濟復興軍の兵力は三万二千であったことを想起すれば、千人二度の派兵はいかにも少ない。倭国としては、直前まで「任那復興」策で対立していた百濟に対して、軍事同盟を結成して本格的に軍事援助するつもりなどなく、軍事援助はあくまでも百濟から先進文物の供与を引き出す手段であったことが読み取れよう。このようにこの時期の倭国は、半島の戦乱から意識的に距離をおき、軍事援助を先進文物の獲得のための外交カードとして用い、自らの国益実現のために主体的に利用していたのである。このような倭国の外交方針は、基本的には七世紀にも受け継がれる²⁶⁾。

この時期は半島の動乱によって、それまで「任那復興」策の半島の拠点となっていた安羅を含む加耶諸国が新羅に併呑され、百濟も「任那復興」を旗印に掲げることがなくなり、倭国の「任那復興」策に協力する国はなくなってしまふ。しかしながら倭国は、加耶諸国滅亡後も「任那復興」をあきらめず単独で推し進めていくのである。これ以降、「任那の調」が廃止される大化二年(六四六)までを第IV期とする(年表2参照)。

欽明天皇は新羅討伐と「任那復興」を遺言して亡くなる(欽明三十二年(五七二)四月壬辰条)。それを受ける形で敏達四年(五七五)に新羅・「任那」へ使者を遣わすと、まもなく新羅の調とともに多々羅・須奈羅・和陀・発鬼の旧金官四邑の調(のちの「任那の調」)が貢納される(同年六月条)。敏達天皇もまた「任那復興」を用明天皇に遺言し、さらに崇峻天皇がそれを引き継いで「任那復興」を実現するために紀男麻呂らに筑紫まで出兵させ、

新羅と「任那」に遣使して「任那事」を問わせたが、成果はあげられなかった(崇峻四年(五九二)十一月壬午条)。そして『日本書紀』によれば、推古朝には八年(六〇〇)、十年(六〇二)、三十一年(六二三)と軍事行動を起こし、八年、十八年(六一〇)、十九年、三十一年と新羅使と「任那使」が来朝する。

その後、舒明十年(六三八)に新羅使と「任那使」が朝貢したことが知られる。さらに六四二年に百濟が新羅領を攻撃し、旧加耶地域を奪取した後は、大化元年(六四五)に百濟使が「任那使」を兼領して「任那の調」を進上し、大化二年(六四六)にも百濟使とともに「任那使」の来倭記事がある。同年、高向黒麻呂を新羅に派遣し、「質」の貢進と引き替えに「任那の調」の廃止を通告したことで「任那復興」策も終わりを告げるのである。

以上が第IV期における「任那の調」をめぐる「任那復興」策の推移である。さしあたってここで注目しておきたいのは、敏達四年(五七五)に新羅が旧金官四邑の調を進上したあと、『日本書紀』によれば二五年にわたって「任那の調」の貢進が確認できず、しかもその間倭国は、敏達九年(五八〇)には新羅の調を返却し、崇峻朝と推古八年(六〇〇)に「任那」問題をめぐって新羅に対して軍事行動を起こすなど、新羅との関係が悪化していることである。そして推古八年の出兵後、「任那使」による「任那の調」の進上という形式がとられるようになる。近年、河内春人氏は、この間の変化を重視して、調進上の「原理的転換」があったとしている²⁷⁾。「原理的転換」の意味づけについては、第三節で検討するように、河内氏の見解に同意することはできないが、この時期

年表2 「任那の調」関係年表

| 年 月 | 事 項 |
|----------------|---|
| 571 (欽明 32).4 | 欽明天皇、皇太子に新羅討伐と任那復興を命じ、まもなく亡くなる。 |
| 574 (敏達 3).11 | 新羅、遣使して調を進上する。 |
| 575 (敏達 4).2 | 百済、遣使して調を進上する。その額、例年より多数。天皇、皇子・大臣に任那復興に努めるよう命じる。 |
| 575 (敏達 4).4 | 吉士金子を新羅に、吉士木連子を任那に、吉士詔語彦を百済に遣わす。 |
| 575 (敏達 4).6 | 新羅、遣使して調を進上する。その額、常例を上回る。同時に多々羅・須奈羅・和陀・発鬼、4 邑の調も進上する。 |
| 580 (敏達 9).6 | 新羅、安刀奈末・失消奈末を遣わし調を進上するが、受け取らず。 |
| 582 (敏達 11).10 | 新羅、安刀奈末・失消奈末を遣わし調を進上するが、受け取らず。(重出カ) |
| 583 (敏達 12).7 | 任那復興を謀るため、百済に遣使して、火鞞北国造刑部鞞部阿利斯登の子日羅を召喚する。 |
| 583 (敏達 12).- | この年、再び百済に遣使して日羅を召喚する。日羅、百済官人等とともに来倭、百済の筑紫奪取の謀略を告げたため、百済使人徳爾によって暗殺される。 |
| 584 (敏達 13).2 | 難波吉士木連子を新羅に使わす。木連子、さらに任那まで行く。 |
| 585 (敏達 14).3 | 天皇、任那復興のため、坂田耳子王を派遣しようとするが、物部守屋とともに瘡にかり中止。橘豊日皇子(用明)に、任那復興を怠らないよう命じる。 |
| 591 (崇峻 4).8 | 天皇、群臣に任那復興を諮る。群臣、任那官家を再建すべしと回答。 |
| 591 (崇峻 4).11 | 紀男麻呂・巨勢猿・大伴嚙・葛城烏奈良らを大将軍とし、2 万余の軍勢を率いて筑紫に出兵させる。吉士金を新羅に、吉士木連子を任那に遣わし、任那のことを問わせる。 |
| 595 (推古 3).7 | 大将軍ら、筑紫から帰還する。 |
| 600 (推古 8).2 | 新羅と任那が相戦う。この年、境部臣を大将軍、穂積臣を副將軍とし、万余の兵を率いて任那救援のために新羅を討ち、新羅王降服を申し出る。そこで難波吉師神を新羅に、難波吉士木連子を任那に使わして実状を検分させる。新羅・任那、遣使して調を貢上し、以後、毎年の朝貢を誓う。將軍らの帰還後、新羅は再び任那を侵略する。 |
| 601 (推古 9).3 | 大伴嚙を高句麗に、坂本糠手を百済に派遣し、任那救援を要請。 |
| 601 (推古 9).11 | 新羅攻撃について協議する。 |
| 602 (推古 10).2 | 來日皇子(厩戸皇子同母弟)を撃新羅將軍に任じ、神部および国造・伴造等の軍勢 25,000 を授ける。 |
| 602 (推古 10).4 | 將軍來日皇子、筑紫に至り、嶋郡に駐屯する。 |
| 602 (推古 10).6 | 大伴嚙・坂本糠手、百済より帰国。將軍來日皇子、病により征討を中止する。 |
| 603 (推古 11).2 | 來日皇子、筑紫に没す。 |
| 603 (推古 11).4 | 当摩皇子を征新羅將軍に任じる。 |
| 603 (推古 11).7 | 当摩皇子、難波を出発し播磨に到ったとき、妻舍人姫王、赤石に没す。当摩皇子、新羅征討を中止する。 |
| 610 (推古 18).7 | 新羅使奈末竹世士、任那使大舍首智買と共に筑紫に到着する。 |
| 610 (推古 18).10 | 新羅・任那使、入京し、朝庭で外交儀礼を執り行う。両使は導者に率いられて朝庭に入り、庭中に立ち使の旨を奏す。大伴昨ら 4 大夫がそれを大巨蘇我馬子に伝え、その後、使者に禄を賜う。 |
| 611 (推古 19).8 | 新羅使奈末北叱智・任那使大舍親智周智、朝貢す。 |
| 623 (推古 31).7 | 新羅使奈末智洗爾・任那使達率奈末智、来朝する。学問僧惠齊・惠光、医師惠日・福因ら、両使の船に便乗して帰国。 |
| 623 (推古 31).- | この年、新羅、任那を討って併合する。天皇、新羅征討の可否を群臣に問う。田中臣は実情の把握が優先と主張するが、中臣国は新羅を討って任那を百済に附属させることを主張。そこで吉士磐金を新羅に、吉士倉下を任那に派遣して任那のことを尋問する。新羅王、奈末智洗理を吉士磐金に副え、任那人達率奈末理を吉士倉下に副えて調を貢納しようとする。ところが境部雄摩侶・中臣国を大将軍として数万の軍勢を新羅に派遣したので、調使らは津からもどってしまう。 |
| 623 (推古 31).11 | 遣新羅・任那使の吉士磐金・倉下らが帰国する。当初、新羅王は両国の調を貢上しようとしたが、軍船をみて朝貢使が帰ってしまったことを報告。大臣馬子、征討軍を早く送りすぎたことを悔やむ。 |
| 638 (舒明 10).- | この年、百済・新羅・任那、朝貢する。 |
| 642 (皇極 1).2 | 高句麗・百済使を難波郡に襲す。また津守大海を高句麗に、国勝水鷄を百済に、草壁真跡を新羅に、坂本長兄を任那に使わす。 |
| 642 (義慈王 2).7 | 百済義慈王、新羅に親征して旧加耶地域の 40 余城を下す。(濟紀) |
| 642 (善徳王 11).8 | 百済、新羅の大耶城を攻め落とす。また高句麗と共謀して新羅党項城を攻めおとす。新羅、唐に急を告げる。(羅紀) |
| 643 (皇極 2).6 | 百済の進調使大使達率自斯・副使恩率軍善ら、難波津に到る。 |
| 643 (皇極 2).7 | 諸大夫を難波郡に派遣して百済の調と献物を勘検する。大夫、調使に調が前例よりも少なく、大臣や諸卿への贈り物も不備であることを問いたす。大使ら、すぐに整えることを約束する。 |
| 645 (大化元).7 | 高麗・百済・新羅、並びに遣使して調を進上する。百済使、任那使を兼領して、任那の調を進る。ただし百済大使佐平緑福は、病で津の館に留って入京せず。 |
| 646 (大化 2).2 | 高句麗・百済・任那・新羅、遣使し、調を献上する。 |
| 646 (大化 2).9 | 高向黒麻呂らを新羅に派遣し、質を貢進させ、任那の調の廃止を通告する。 |

出典：表記なし＝『日本書紀』、羅紀＝『三国史記』新羅本紀、濟紀＝同書百済本紀
 付記：『日本書紀』の記載で史実として疑わしいものもとりあえず掲げた。

また煩雑になるのを避けて「任那」の「」を省いた。

を境に新羅使による「金官四邑の調」の貢進から、「任那使」による「任那の調」の貢進という形式に変化したとみてよいと思われる。そこで「任那復興」策の第IV期は、「任那使」による「任那の調」の進上の形式が定着する推古朝以降とそれ以前に二分することが可能である。

「任那復興」策の第IV期は、倭国は新羅に「任那使」を仕立てさせ、「任那の調」を貢進させるようになるが、これはかつて石母田正氏が「実体のない任那を独立の「国」とみなし、「天皇ノ附庸」国とみなすための擬制であり、形式であった」と述べたとおりであって、すでに消滅した「任那」(≡金官国)を倭国の官家(≡調の貢納国)として「復興」したかのように擬制することで、儀礼的に「任那復興」が実現したようにみせようとしたのである。ただ、ここで注意しておきたいことは、形式が定まった段階での「任那の調」は、「任那」や「調」を単なる名目、あるいは『日本書紀』編者の潤色と考えることは困難で、当時の倭王権内部で、少なくとも儀礼的には「任那」(≡金官四邑)の貢進するミツキ(調)として取り扱われていたのであり、なおかつ貢進もとである新羅にも「任那使」を擬立させるなど、一定の形式をふませるものであったことである。近年の「任那の調」研究ではこの点の認識が十分でないと思われる。以下の各節において、この点を中心に「任那の調」について改めて検討をおこなってみたい。

二. 推古紀の「任那の調」関係記事の検討

「任那の調」関係の記事は、継体・欽明紀の「任那復興」策に関わる記事群とは様相が異なり、基本的に国内系史料によってみるとみられ、それゆえに慎重な史料批判が必要とされる。たとえば推古紀の記事では、倭軍が新羅に攻め込むと、新羅王が白旗を挙げてすぐさま降服の意志を示したとか(推古八年(六〇〇)是歳条)、倭軍が多数襲来したと聞いて新羅王は恐れて戦わずして降服を申し出た(同三十一年(六二三)是歳条)というような、倭軍が一方的に勝利したとする露骨な自国本意の記述が見受けられ、事実の客観的な記録とはいえない。ただしもう一方で、多羅・素奈羅・弗知鬼・委陀・南迦羅・阿羅羅といった加耶の地名や(同八年二月条)、推古十八年(六一〇)条の一連の記事のように、「新羅使人沙喙部奈末竹世士」や「任那使人喙部大舍首智買」などと使人の所属部名・官位・人名などを具体的に記したり、来倭した新羅使と「任那使」が参列して朝庭で執りおこなわれた外交儀礼を詳細に記録した記事もあるので、事実にもとづいた記述を含んでいることも否定しがたい。おそらく朝廷の何らかの外交記録が含まれているのであろう。

このうち推古八年条と三十一年条の両記事群は、いずれも新羅と「任那」の戦闘に端を発し、「任那」救援のために新羅まで出兵したとされ、さらには倭軍が新羅に攻め込むと簡単に新羅王が降服を申し入れたとするなどの類似点があるところから、両年の

記事をともし造作とみる説や同事重複とみる説が以前から唱えられている²⁹⁾。いま、この問題に深入りする余裕はないが、筆者は多くの論者が指摘しているように、倭軍が半島にまで出征し新羅王を降服させたという点は、自国本意の造作であって、事実とみることはできないと思う。ただし、最近、「任那の調」の関係記事を詳細に検討した河内氏が指摘しているように、両記事には見逃せない相違点があり、簡単に造作と断じることが困難な記述もあるので、筆者は全面造作説や同事重複説には与することができない。崇峻朝の一度に加えて、推古朝には三度（八年・十年・三十一年）、筑紫までの出兵があり、新羅に軍事的圧力をかけたうえで、遣新羅使・遣「任那」使を派遣して「任那の調」の貢上をせまったということは史実としてみとめるのが妥当と考える。この筑紫への外征軍の集結と半島への外交使節の派遣という組み合わせは、前節で述べた宣化元年（五三六）の「那津の官家」修造以降に新たにとられるようになった方式と同じであって、その点でも整合性がある。

また河内氏は、推古八年条の新羅と「任那」が相戦ったという記事を事実と認め、この「任那」は、金官国滅亡後、その旧王家のために本国に置かれた食邑を基盤とする「旧金官王権」のことであるとみる。『三國史記』によれば、五三二年に金官国主金仇亥が妃および三子と新羅に帰降すると、金仇亥に上等（＝上大等）を授けて王京に住ませ、本国を食邑としたと伝えられ（『三國史記』新羅本紀法興王十九年条）、さらに『三國遺事』卷二「駕洛国記」に仇衡王（＝金仇亥）が新羅に降るときに「同氣」（仇

衡王の兄弟か³⁰⁾）の脱知爾叱今を国に留めたとあるので、河内氏は、この脱知爾叱今が本国の食邑の経営に携わったと解している。このような見解はこれまでもあり、妥当と思われる³¹⁾。

ただ、河内氏はここから論を進めて、「任那之調」たる「四邑之調」の実質的な管理も脱知爾叱今が行なっていたと考えるのが妥当」とし、「任那使」の派遣主体は金仇亥あるいはその子孫である旧金官王権そのもの」ともいつている。さらにこれらのことから河内氏は、「新羅の中にもう一国存在するようなものであった」とまで推測しているが、ここまで旧金官国の食邑および旧金官王家の独立性を大きく評価するのは明らかに根拠不足であり、過大評価といわざるを得ない。金仇亥の子孫、とくに三男の武力やその孫の庾信は新羅王権のなかで高い地位を得ており、旧金官王族は王京の貴族となり、新羅王権に取り込まれた存在であったことは周知の事実である。またもし新羅王権から独立した「旧金官王権」が「任那使」の派遣主体であったとすれば、「任那使」が単独で来倭してくるべきであるが、そのような例は一つも確認できない。「任那使」がつねに新羅使にともなわれて来倭していることからみても、通説どおり新羅が「任那使」の派遣主体であったとみるべきであり、そうであれば「任那の調」を旧金官国の産物に限定して考える根拠もなくなる。

とはいえ、河内氏が着目したように、推古八年二月条と三十一年は歳条に、すでに滅亡した「任那」が新羅と戦ったとある記述を造作とみるには、『日本書紀』編者がなぜわざわざこのような不自然な造作をする必要があったのかを説明すべきであろう。そ

れが困難だとすれば、この時期、新羅国内の旧金官地域に有勢な豪族が存在していて、中央政府に反乱を起こすことがあったという想定は許されるのではなからうか。その場合、やはり本国に残って食邑の管理をしていた脱知尔叱今の一族を中心とした勢力の可能性が考えられよう。『三国遺事考証 中』⁽¹²⁾は、脱知一族が初期の地方豪族になったのではないかと推測している。以上要するに、旧金官国は旧金官王族の食邑とされ、現地での経営にあたった脱知一族が、中央政府に取り込まれた旧金官王族から自立して勢力を増大させ、ときとして中央政府に反乱を起こすことがあったと推測することは許されよう。それが『日本書紀』に「新羅与_二任那_一相攻」（推古八年二月条）と記されたのである。しかしこれも、「新羅伐_二任那_一。任那附_二新羅_一」（推古三十一年是歳条）とも伝えられるように、結局、新羅に鎮圧されたとみられる。このように推古朝は、旧金官地域を拠点とする脱知一族の自立的活動がつよまった時期とみられ、それが倭王権を活気づけ、「任那復興」策を積極的に進めさせる一つの契機となったのではないかと推測する。

以上、本節では簡単に推古紀の「任那の調」関係記事の検討をおこなった。その結果、推古紀に二度にわたって新羅にまで外征軍を派遣して新羅王を降服させたとあるのは事実とは考えがたいが、筑紫まで外征軍を派遣して新羅に軍事的圧力をかけたことが少なくとも三度あり、その過程で新羅が仕立てた「任那使」による「任那の調」の貢納という形式がようやく定まったこと、また推古紀に二度みえる新羅と「任那」の戦闘記事を造作とみなすに

はその合理的説明が困難なので、この「任那」は旧金官に置かれた旧王家の食邑を管理していた脱知一族を中心とした在地勢力とみるべきことなどが明らかになったと思われる。

三、「任那復興」策としての「任那の調」

前節までの考察を受け、本節では改めて「任那の調」の「任那復興」策としての意義を考えてみたい。「任那復興」策とは、本来、新羅によって併合された狭義の「任那」（ただし当初は金官国に加えて、相ついで新羅に制圧された喙己吞・卓淳をも含む）の独立を回復させることであり、欽明天皇の遺言にも「須_下打_二新羅_一封_中建_上任那_上」とある（欽明三十二年（五七二）四月壬辰条）。しかしながら継体朝以来の「任那復興」策を具体的にみていくと、倭国がどこまで文字通りに金官国を「復興」させようとしていたか、疑問に思えてくる。倭王権の最初の対応である近江毛野の派遣は、軍勢を率いて渡海したことは確かであるが、直接新羅と戦って金官国などを解放しようとするものではなく、『日本書紀』にも「勅_勸新羅、更建_二南加羅・喙己吞_一」（継体二十三年三月条）とあるように、武力を背景としつつも外交交渉によって金官国を再建しようとするものであった。また、第II期においても、既述のように、安羅や「日本府」ばかりでなく倭国も新羅と通交していることが確認できるので、新羅との直接交渉による「任那復興」策をも模索していたとみてよい。そして第IV期の最初に、欽明天皇から「須_下打_二新羅_一封_中建_上任那_上」という遺言を受けた敏達天皇も、

「以^三新羅未^レ建^二任那^一、詔^三皇子与^二大臣^一曰、莫^レ懈^二任那之事^一」と、新羅に「任那復興」を実行させようとしており（敏達四年（五七五）二月乙丑条）、その直後に新羅・「任那」・百濟へ使者が派遣されているので（同年四月庚寅条）、ここでも倭国がめざしていたのは新羅との外交交渉による「任那復興」であった。

このように金官国滅亡後、倭国は「任那復興」を最重要の外交課題として掲げながら、その実は、当初から武力行使のみによって金官国を独立させようとしていたわけではなく、もっぱら外交折衝による「任那復興」策を志向していたとみられよう。新羅が独力で併合した金官国を外交折衝のみで完全に独立させることが無理なことは、当時の倭国も理解していたはずであるから、結局、倭国の「任那復興」策とは、一貫して何らかの政治的妥協によって新羅に「任那復興」を実行させようとするものであったと考えられる。

敏達四年（五七五）四月の新羅への遣使の成果は早速あらわれた。同年六月に「新羅遣^レ使進^レ調。多益^三常例^一。并進^二多々羅・須奈羅・和陀・発鬼・四邑之調^一」とあり、新羅の調が増額されたいえ、それとは別に金官四邑の調も進上された。これは、倭王権側からみれば、大きな外交的成果であった。しかしながら、河内氏が注意しているように、このときは「任那使」がみえず、「并せて」とあるので新羅使が金官四邑の調も貢上したとみてよい。それはこの段階には、まだ倭国の側で「任那」（＝旧金官国）の調を新羅にどのような形式で貢進させるかが定まっておらず、新

羅が金官四邑の調を肩代わりして貢進したので、とりあえず収納したのであろう。

こうして新羅に金官四邑の調を肩代わりさせることは、思いのほか容易に実現したのであるが、その後、倭王権内でそれだけでは「任那復興」を示す「任那の調」の形式としては不十分とされ、改めて新羅に新たな方式で「任那の調」を貢進させようということになったのではないかと推測される。というのは、このあと新羅が貢進してきた調を返却したり、崇峻朝には外征軍を筑紫まで派兵したうえで新羅に遣使して「任那事」を問いただしたりしているからである。これらのことは、倭国の「任那復興」策の方針が変更されたことを示しているとみられ、またいったんは「金官四邑」の調を納入した新羅が、その後、軍事的圧力を使った倭国の要求を受けても、なかなかそれにしたがわなくなるのも、その倭国の新たな要求が容易に承服しがたいものであったことを示しているように思われる。

既述のように、最近、河内氏が、この間の変化を調進上の「原理的転換」とよんでいるが、河内氏の場合は、金官国滅亡後も旧金官王家がその食邑を基盤に新羅国内で独立勢力を築いていたと解して、それを「旧金官王権」とよび、この「旧金官王権」が「任那使」を編成し、「任那の調」も貢進するようになる主張する。しかしながらこれは、すでに指摘したように、旧金官王家勢力の過大評価であり、成り立ちがたい。したがってこの間の「原理的転換」の意義は別に検討する必要がある。

ここにいう「原理的転換」とは、はじめは新羅が金官四邑の調

を合わせて貢進したのを、新羅使と別に「任那使」を仕立てさせ、それぞれが新羅の調と「任那の調」を進上するという形式に転換することである。新羅が敏達四年（五七五）に金官四邑の調を貢進してからこの方式に転換するまでを改めてたどってみると、敏達九年（五八〇）に新羅使が来倭して調を進上するが、倭国はこれを受け取らずに返却している（同年六月条。同十一年十月条にも同事重出記事あり）。これは、倭国側の新たな方針になかった貢調形式をとっていなかったからであろう。敏達十二年（五八三）には「任那復興」を謀るため、百濟から倭系百濟官僚である日羅を召喚しており、翌十三年、難波吉士木蓮子を新羅と「任那」に派遣している。さらに翌十四年、敏達天皇は「任那復興」のため、坂田耳子王を派遣しようとするが、天皇がにわかにかかったために中止する。そのときに橘豊日皇子（のちの用明天皇）に「任那復興」に努めるよう伝えている。そしてさらに崇峻四年（五九一）になって、紀男麻呂らを大将軍として筑紫まで出兵させたうえで、新羅と「任那」に遣使して「任那事」を問いたたすのである。「任那復興」策に関わって兵力を動員するのは敏達朝以来初めてのことなので、新羅の強硬姿勢に業を煮やして圧力をつよめたものと思われる。男麻呂らは推古三年（五九五）に筑紫から帰還している。おそらく新羅との折衝は不調に終わったのであろう。

新方式がはじめて実現するのは、『日本書紀』の記事からみるかぎり、推古八年（六〇〇）のことで、難波吉師神を新羅に、難波吉士木蓮子を任那に派遣したのに対して、「新羅・任那二国、遣使貢調」とある（同年是歳条）。ただしこの記事には、境部

臣を大将軍として新羅を討伐して五城を攻め落とすと、新羅王は白旗を挙げて降服したというような事実とは考えがたい記述が含まれており、このときの貢調を事実とみなしてよいかは判断がむずかしい。倭王権はこのとき以降も新羅への強硬姿勢をとり続け、来目皇子・当摩皇子を筑紫まで出征させていることからみると、新羅による「任那の調」の貢進は、あったとしても一時的なものであったように思われる。ところが、推古十八年（六一〇）にいたって新羅使と「任那使」が来倭し、小墾田宮の朝廷で外交儀礼を執りおこなったようすが『日本書紀』に詳細に載せられている。これ以降は、新羅使が「任那使」を同行し、新羅の調と別に「任那の調」を貢上することが何度か確認されるので（年表2参照）、この新たな形式がしだいに定着していったとみてよいであろう。

以上、「任那の調」をめぐる倭国と新羅の関係をたどってきたが、新羅使に同行した「任那使」による「任那の調」の貢上という形式が定着するまでかなりの紆余曲折があったことが知られよう。それはおそらく、倭国が新たに提示した新羅に「任那使」を仕立てさせ、その「任那使」に「任那の調」を貢上させるという形式に新羅がつよく反発し、そのため倭国はくり返し外征軍を筑紫まで出兵して圧力をかけつつ、新羅・「任那」に遣使して新たな形式の貢調使の派遣を要求しつつけたが、それでも新羅はなかなかそれを受け入れなかったとみると、この間の経緯がよく理解できるのである。

以上の考察は、もっぱら倭国と新羅との関係から「任那の調」貢上までの経緯をたどったものであるが、これまでも指摘されて

いるように、新羅による「任那の調」の貢上には、倭国との関係だけでなく百済や高句麗との関係も影響したことが考えられる⁽³⁾。それを端的に示しているのが、新羅がはじめて金官四邑の調を貢進する直前に、新羅・「任那」だけでなく百済にも遣使していること(敏達四年四月庚寅条)、これは百済にも新羅に何らかの影響力を行使するよう要請したのではないかと思われる。その後、敏達十二年(五八三)に「任那復興」を謀るために百済から日羅を召喚しているし、新羅と「任那」が戦い、倭国が何らかの介入をおこなったとみられる推古八年の翌年(六〇二)にも、「急救任那」ことを要請するために高句麗と百済に遣使したという(推古九年三月戊子条)。これらは、百済や高句麗の動きが「任那復興」の実現に有効だと考えられていたことを示している。

朝鮮半島では五九八年の隋の文帝による高句麗征討が契機となつてにわかには半島情勢が緊迫し、三国相互の軍事衝突も増えていく。とくに六一一年に煬帝が高句麗征討の詔を出す、新羅・百済はすぐさま隋に高句麗征討を願ひ出ているし、百済が新羅に侵攻し楸岑城を攻め落とすという事件も起こっている。「任那使」による「任那の調」の貢上が定着するのはちょうどこのころであり、半島情勢の緊迫化ということが新羅に、それまで拒み続けた倭国の要求を受け入れさせる契機になった可能性は大にあると思われる。

しかしながらこのような半島情勢は、あくまでも副次的要因とみるべきであろう。そもそも倭国が「任那復興」に固執しつづければ、「任那の調」の貢上問題が重要な外交問題になること

もなかったわけであるから、まず解明されるべきは、倭国が数十年にわたって新羅に「任那の調」を肩代わりさせることにこだわりのつづけたのはなぜかという問題であろう。

四、「任那の調」の貢納形式とその意義

「はじめに」で、律令制以前の対外関係をすべて対等の関係として捉えようとする近年の傾向を批判したが、それは「任那の調」についてもあてはまる。周知のように、「調」はツキ、ミツキと訓み、ミツギモノ、すなわち上下関係を前提とした貢進物の意味である。したがって、もしこれが当時の呼称であったとすれば、少なくとも倭国側には、「調」の貢進国は倭国に服属するミヤケであるという認識があったことになる。

しかしながら、このような考えは、南朝鮮の植民地支配⁶ 説の崩壊後は、もちろん一般的ではない。『日本書紀』には「調」とあつても、それは『日本書紀』の編者の潤色であつて、当時としては「信物」「方物」など、それ自体としては服属関係を意味しない呼称が用いられていたのではないかと考えるのが一般的であろう。そこでそのような考えの一例として、最新の研究である河内春人氏の見解を取り上げて検討してみたい。

河内氏によれば、「任那之調」とは、金官国との三世紀から(五世紀にかけて―引用者補、以下同じ)の交易的関係において生じた鉄(など)……の入手既得権益⁷ のことであつて、それは「貢納的關係」ではなく「交易的関係」であるとす。交易だから対

価が必要となるが、それは「軍事力」であるという。そして、五六二年の加耶諸国滅亡後、「倭国は金官の既得権益を回復させるための政策に本格的に取り組むようになり、「倭国は新羅に対して既得権益保証を要求し、新羅も高句麗や百済からの圧力に対抗するために倭国の要求を受け入れたのが、五七五年の新羅による金官四邑権益の提供であった」とする。さらに「推古八年の新羅と「任那」の戦争」がはじまると、「旧金官権益の回復を目指す倭国は調停に乗り出し、軍事力を筑紫に進ませる示威的行動を取った。これに対して新羅と旧金官領はそれぞれ使節を派遣し」とし、それが「任那使」による「任那の調」の進上になったと考えているようである。

右の河内氏の見解には、筆者にはよく理解できないところがある点がある。まず、三〜五世紀に形成された倭国の金官に対する「既得権益」があったとするが、それは「貢納的關係」ではなく「交易的關係」にともなうものであり、倭国はその対価として軍事力を供与していたとしている。そして加耶諸国滅亡後、「倭国は新羅に対して既得権益保証を要求」すると、新羅も倭国に「金官四邑権益」を提供したというのであるが、そもそもその「金官四邑権益」なるものは「交易的關係」によって生じたものというのであるから、その権益を倭国はなぜ「対価」なしに要求、獲得することができたのか、筆者には理解しがたい。また一方で、河内氏は「六世紀から列島における鉄生産が実現し始めることによつて加耶からの鉄獲得の緊急性が低下した」とも述べているので、この「旧金官権益」なるものが鉄などの「入手既得権益」だった

とすると、六世紀にその必要性は大幅に低下しているはずなのに、なぜ倭国は七世紀半ばに至るまで「任那の調」の獲得にこだわったのかという疑問がわいてくるが、この点もとくに説明はない。

以上のように、河内説には重要な点で理解しがたいところがあり、それゆえに賛同しかねるのであるが、そもそも基本的な問題として、筆者は「任那の調」を交易關係にともなう物品とみなすことは困難であろうと考えている。それは、第一に交易であれば、相互に対等な関係を前提とした経済行為であるから、軍事的圧力をかけて要求するということはあり得ないはずであるし、第二に交易には対価が必要であるが、「任那の調」の貢納にともなつて倭国が、軍事力の供与も含めて、何らかの対価を払ったことを示す徴証は見当たらないように思われる。新羅の調も含めて、新羅から（のちには百済から）の一方的な貢進なのである。さらに第三として、「任那の調」の貢上には、新羅による「任那使」と「任那の調」の肩代わりをはじめ、天皇の御覽に供すること、またそのために調としての貢進国と品目の表示、朝庭での外交儀礼の挙行、など一定の形式がともなつており、これらは「任那の調」の性格を理解するうえで不可欠な要素と考えられるが、通常の交易には不必要なことはばかりである。要するに、「任那の調」を交易關係にともなう物品と理解しようとするかぎり、その本質をとらえることはできないと考える。

右にも指摘したように、「任那の調」の貢進には一定の形式が定められていた。それは倭国側が新羅に要求して実現したもので

あるが、その形式のもつ意味を考えることは「任那の調」の性格を説明するために不可欠と考えられる。

まず「任那の調」の実体が金官四邑の調と考えられることは、つとに末松保和氏が指摘している。³⁴その根拠は、敏達四年(五七五)六月に新羅使が新羅の調とともに「多々羅・須奈羅・和陀・発鬼四邑之調」を献上するが、この四邑が旧金官国を構成する四邑に相当し、その調が「任那の調」の起源と考えられることである。すなわち「任那の調」の「任那」は狭義の任那ということになる。

この「任那の調」は、実際には新羅が貢進したということについては、いくつかの証拠がある。まず既述のように、敏達四年六月条には、新羅使が新羅の調のほかに「并せて」四邑の調を進上したと記されているので、新羅使が金官四邑の調を進上したと考へざるをえない。その後、推古八年(六〇〇)以降に新羅使とともに「任那使」が来倭するようになるが、その「任那使」の官位が分かる四例中三例が新羅の官位を有しており、さらにそのうち二例は「喙部大舍智智買」(推古十八年七月条)、「習部大舍親智周智」(推古十九年秋八月条)とあって、王京の六区分である新羅六部を冠しているので、新羅王京人であることが明らかである。³⁵ただし「達率奈末智(奈末遲)」(推古三十一年七月条および同年是歳条)のみは「達率」という百済の官位を有している。この解釈はむずかしいが、推古三十一年是歳条によれば、このころ新羅と「任那」が戦っており、「任那」が新羅国内の自立的勢力であったとみられることと関係するのかもしれない。いずれにせよ、このときの「任那使」も新羅使に同行して来ているので(同

年七月条)、新羅が派遣主体であったとみてさしつかえない。要するに、全体としてみれば、この時期の「任那使」が実際には新羅の官人であったことは否定できないと思われる。³⁶さらに確認できる舒明朝までの「任那使」がすべて新羅使に同行して来倭していることも、この考えの裏づけとなろう。

倭国が新羅に「任那の調」の貢納に関わって遣使するときには、遣新羅使とともに遣「任那」使を派遣するのが通例であった。その初見は敏達四年(五七五)四月である。推古三十一年(六二三)十一月条によれば、この年、吉士磐金を新羅に、吉士倉下を「任那」に派遣したときに、新羅の迎船が一艘だけだったことに磐金らが抗議し、以後、「任那」の迎船を加えて二艘とするようになったという。これまた、新羅が「任那使」「任那の調」を肩代わりしていたことを裏づけるものであるが、それと同時に「任那の調」の納入にあたって、倭国がそれにふさわしい形式を整えるために新羅にさまざまな要求をしていたことを示す事例としても興味深い。

六四二年に百済義慈王が新羅西部を攻撃して四十余城を降し、旧加耶地域を奪取すると半島情勢はいっきに流動化する。そのなかで百済は、皇極元二年(六四二・三)と、王子翹岐(≡余豊璋)³⁷・大佐平沙宅智積などの要人や高官を大使・副使・参官に任じた進調使などを派遣して空前の外交攻勢をかけてくる。ただし皇極紀の高句麗・百済関係記事には年紀の混乱があり、それをめぐって多くの研究がおこなわれてきていて、筆者も関説したことがあ³⁹る。本稿のテーマから重要なのは、百済の旧加耶地域領有にとも

なつて、倭国は百済に「任那の調」を要求し、百済もその要求にしたがつて百済使が任那使を兼領するという形で「任那の調」を進上していることである（大化元年七月丙子条）。その間の事実関係は、皇極紀の年紀の混乱に加えて、大化元年七月丙子条の解釈の問題もあつて、複数の説が対立している。ここで詳論する余裕はないが、百済による「任那の調」の進上の理解に重要な史料である(a) 皇極二年七月辛亥条と(b) 大化元年七月丙子条についてとりあげ、簡単に検討してみたい。

(a) 皇極二年（六四三）七月辛亥条

遣^三数大夫於難波郡^一、檢^三百済国調与^二献物^一。於是、大夫問^二調使^一曰、所^レ進国調、欠^二少前例^一、送^二大臣^一物、不^レ改^二去^一年所^レ還之色^一、送^二群卿^一物、亦全不^二将来^一、皆違^二前例^一。其状何也。大使達率自斯・副使恩率軍善、俱答諮曰、即今可^レ備。……

(b) 大化元年（六四五）七月丙子条

高麗・百済・新羅、並遣^レ使進^レ調。百済調使、兼^レ領任那使^一、進^二任那調^一。唯百済大使佐平縁福、遇病留^二津館^一、而不^レ入^二於京^一。……詔^二於百済使^一曰、「明神御宇日本天皇詔旨、(1)始我遠皇祖之世、以^二百済国^一、為^二内官家^一、譬如^二三校之綱^一。(2)中間以^二任那国^一、属^二賜百済^一。(3)後遣^二三輪栗隈君東人^一、觀^二察任那国堺^一。是故、百済王随^レ勅、悉示^二其堺^一。(4)而調有^レ闕。由^レ是、却^二還其調^一。任那所出物者、天皇之所^二明覽^一。夫自^レ今以後、可^四具題^三国与^二所^レ出調^一。汝佐平等、不易面來。早須明報。今重遣^二三輪君東人・馬飼造^一（闕^レ名）」。

通説的理解では、(b)の(2)が六四三年の百済による旧加耶地域の新羅からの奪取をさし、(3)は皇極元年（六四二）二月戊申条に遣高句麗使・遣新羅使のほか、国勝吉士水鷄を遣百済使に、坂本吉士長兄を遣「任那」使に任じたという記事に相当するとみる。

この遣使を百済による加耶地域奪取の実状調査とみて、このとき三輪栗隈君東人も同行したと考えるのである。その年紀は、百済が旧加耶地域を新羅から奪取した皇極元年（六四二）七月以降に修正することになる。そして(4)を、(a)の皇極二年七月に百済使が調を返却されたときにあてて考える。それに対して廣瀨憲雄氏は、このような従来への理解には「誤りが存在する」とし、(4)の「而調有^レ闕。由^レ是、却^二還其調^一」というのは(b)の大化元年時点のことと「解釈しなければならぬ」という。その理由は、(a)で百済が進上した調は、明らかに百済の国調のことで「任那の調」ではないことからここにあてることができないこと、また「自^レ今以後、可^四具題^三国与^二所^レ出調^一」という指示は再提出時のことと解されること、の二つである。

しかし、この廣瀨氏の新説はいささか武断に過ぎるのではなからうか。(a)にみえる調は確かに百済の国調であるが、廣瀨氏の解釈には(a)の記事はこのときの事実をあますところなく完全に伝えているということが前提とされているが、はたしてそれは自明のことなのであるか。筆者は、まずこの点に疑問を感じる。それから「自^レ今以後、可^四具題^三国与^二所^レ出調^一」という指示も、通説のように倭国にとつて不備ではあったが、とりあえず受納したうえでの指示とも十分に解しうる。

筆者は、これらの点から廣瀨氏の新解釈は絶対ではないと考え、さらに廣瀨氏のように解釈すると、新たな不都合が生じると思われる。それはまず第一に、(a)の地の文に「百濟調使、兼^二領任那使^一、進^二任那調^一」と、百濟使が「任那使」を兼領して「任那の調」を進上したと明記されていることである。これは簡単には無視できない記述であろう。さらに、廣瀨氏自身が述べているように、調の貢進は、まず難波などで調の点検・収納がおこなわれ、不備がなければ入京が許されて朝廷で使旨の奏上・賜禄・賜饗等の一連の外交儀礼が挙行されるといふ形をとった。⁽⁴⁰⁾(a)で「所^レ進国調、欠^二少前例^一」などと不備を指摘し、返却しているのも難波の客館でのことである。ところが(b)では、百濟使は入京を許されている。この点も、このとき「任那の調」を返却したとすると、疑問に思われる点である。したがって廣瀨氏の新説にしたがうことはできない。

ただし筆者も、通説には疑問の箇所がある。それは(b)の(2)の「中間以^二任那国^一、属^二賜百濟^一」を、六四三年に百濟が旧加耶地域を新羅から奪取したことをさすと解することである。筆者は、これが百濟による加耶の奪取に関係していることは間違いないとしても、事件そのものをさすわけではないと考える。「以^二任那国^一、属^二賜百濟^一」とは、いつけん荒唐無稽な記述のように思えるが、実は『日本書紀』には類似の表現がほかにも見受けられる。百濟に「賜^二任那四県^一」(継体六年(五一二)十二月条)という記述や、「以^二己汶・滯沙^一、賜^二百濟国^一」(継体七年(五一三)十一月乙卯条)という記事である。前者は有名な「任那四県割讓

事件」の記事で、百濟が独自に勢力下に置いた「任那四県」(采山江流域)を倭国が外交的に承認したことを意味しており、後者は百濟が新たに領有した己汶・滯沙(蟾津江流域)に関して、倭国が朝廷に百濟・新羅(新羅)・安羅・伴跋(=大加耶)⁽⁴¹⁾の使節を招集して、百濟の領有を承認すると宣勅したことを意味している。⁽⁴²⁾したがって「以^二任那国^一、属^二賜百濟^一」も、百濟が新たに加耶諸国を領有したという事実そのものではなく、その事実を倭国が承認したことを指すと解すべきであろう。直前の(1)で、「我遠皇祖之世」から百濟は「任那」とともに倭国の「内官家」であったと、倭国の朝鮮半島に対する立場を観念的に表明しているが、そのような立場からすれば、百濟の加耶諸国領有を承認することは「以^二任那国^一、属^二賜百濟^一」にほかならなかつたのである。

さてそうすると、(2)の事実比定も変わってこざるをえない。筆者はそれを国勝吉士水鷄を百濟に、坂本吉士長兄を任那に派遣した皇極元年(六四二)二月戊申条(実際には皇極元年七月以降)の遣使に関わると考える。これまでこれを(3)の三輪粟隈東人の派遣に対応させてきたが、その可能性もないではないが、やはり遣「任那」使の責任者と思われる坂本吉士長兄が(3)にみえないのは不審である。そこで筆者は、(3)の三輪粟隈東人は、『日本書紀』には記事がもれているが、「後」とあるように坂本吉士長兄派遣のあと、改めて派遣されて「任那国堺」を検分し、それをもとに「任那の調」の納入を百濟に要求したのではないかと考える。ところがその後、皇極二年(六四三)七月に來倭した百濟調使の貢進した国調に欠少があり(a)、「任那の調」も欠失していた(4)

ので返却した、というのが(b)の百済使への「詔」で語られていることの筆者なりの理解である。

このように解することができれば、百済は、形式的に不十分なから、大化元年七月にはじめて「任那の調」を貢進したことになる。その後は、翌大化二年二月戊申条に「高麗・百済・任那・新羅、並遣^レ使、貢^レ献調賦^二」とある。簡略な記事であり、朝鮮三国と「任那」がすべて並んでいるので、この場合は造作の可能性も否定できないであろう。これが「任那使」の最後の例であり、同年九月には高向黒麻呂(玄理)を新羅に遣わして、「質」の貢上と引き替えに「任那の調」の廃止を通告している。

さて、以上、百済による「任那の調」の貢上についてみてきた。ここから「任那の調」の貢納形式について、新たな事実を付け加えることができる。それは(b)で「任那所出物者、天皇之所^三明覧^一。夫自^レ今以後、可^四具題^三国与^三所^レ出調^一」といっていることで、「任那の調」は天皇の御覧に供されるもので、それゆえに貢進国名と調の品目を標題として記すことが求められたことが知られる。

(b)の百済による初の「任那の調」の納入記事には、ほかにも注意すべきことがある。それは、このとき百済使が任那使を兼領するという、倭王権からみれば重大な不備があるにもかかわらず、「任那の調」を受納していることである。これは、それまで倭王権が新羅に課していた「任那の調」の貢上形式とくらべると見逃せない相違であり、倭王権にとっては大きな妥協であったと考えざるをえない。では、なぜ倭王権はこのときそのような妥協をし

たのであろうか。このとき百済使は難波津で国調と「任那の調」の点検・収納を受けたが、そのなかで「任那の調」に関しては、「任那使」が別立てになっていないことは当然問題になったはずである。ところが「詔」でそのことにまったく言及していないのは、さわめて不自然に思われる。それは倭国と百済使の間で何らかの妥協が成立して、「任那使」が不備なことについては不問に付すことになったと考えると説明がつく。その妥協とは、百済使に「任那使」を兼領させる形をとらせて「任那の調」は受領するが、その代わり今後は貢進国・品目を記した「任那の調」としての題書を備えさせるということである。こう考えられるとすれば、「任那の調」の題書は「任那使」の別立ての代替措置として、このときはじめて倭国側から要求されたことになる。

独立した「任那使」が不在で、「任那の調」にそれを示す題書もなかったということになると、このとき百済使が貢進した「任那の調」は、それとわかる形式をいっさい備えていなかったとみてよいであろう。なお憶測にわたるが、大使縁福がたまたま病で入京しなかったとされているのは、実は病を口実に「任那使」の兼領という形で朝庭の外交儀礼に出ることを避けたようにも思われる。

筆者がこのように「任那使」の有無や題書の意義を重視するのは、両者とも「任那の調」としての客観的な形式を整えるということであり、それは単に倭国内で「任那の調」として取り扱われるという範囲を超えて、貢進国側へも調としての形式を備えさせるという意味をもつことになるからである。したがってそのよう

な形式を要求された側は、当然、容易には受け入れがたかったことが予想される。

これまでの「任那の調」の研究では、このような視点がなかったように思われるが、改めてそのような目で百済による「任那の調」の貢進についてみていくと、倭国は(b)の(3)の三輪粟隈東人による「任那」の国堺の検分にもとづいて百済に「任那の調」の貢進を要求したが、(b)の(4)にあるように、欠失があつて返却された。そこで大化元年に再度進上されたが、このときは欠失は指摘されていないものの、「任那使」等の客観的形式を欠いた著しく不備なものであつた。これは再提出時のことであるから、百済側は倭国の要求内容を当然知っていたはずで、あえてそれに抵抗して不備な形のまま進上したとみざるを得ないように思われる。倭国は、そのような百済側のつよい反発を知つて、妥協策として「任那使」は百済使が兼領していることにして「任那の調」を受領する代わりに、今後は貢進国名と品目を記した題書を備えるよう指示をしたとみれば、不自然な点も整合的に理解できると思われる。

前節で、敏達四年(五七五)に倭国からの要求を受けていったんは金官四邑の調を貢進した新羅が、その後「任那使」による「任那の調」の貢上という形式を受け入れるまで二五年以上の年月を要し、その間、倭国が再三軍事的圧力をかけながら外交折衝をくり返したのは、新羅使と別に「任那使」を仕立てるという形式につよく反発したためとみられることを指摘した。「任那の調」の貢進に関して新羅側が客観的な形式を整えるということには、独

立した国家として容易に受け入れがたい要求であることは当然であろう。ただ新羅の場合は、最終的には東アジア情勢の変化もあつて、倭国の要求を受け入れて新羅使と「任那使」の二本立ての形式をとるようになるが、百済の場合はそのような形をはっきりとるまえに「任那の調」自体が廃止されることになったとみられる。このように倭国が「任那復興」の重要な指標とした「任那の調」の貢進問題では、「任那使」の編成をめぐる倭国と貢進国(新羅または百済)との間に激しい攻防があつたことを指摘したが、では倭国はなぜこの問題にそこまでこだわつたのであろうか。それを明らかにするためには、外国使節による調の納入が単なる物品の献上ではなく、一連の儀礼がともなつたことの意味を考える必要がある。

推古十八年紀に新羅使・「任那使」の来倭から帰国までを実録風に記した一連の史料があるが、そのなかに小墾田宮の朝廷において、参列する王臣たちのまえで両国使に対して執りおこなわれた外交儀礼が具体的に記されている。まず難波などで調の収納・点検がおこなわれたあと、入京が許される。このときは、十月八日に額田部比羅夫が迎新羅客莊馬長、膳大伴が迎「任那」客莊馬長となつて新羅使・「任那使」を迎えて阿斗河辺館(奈良県田原本町)に安置し、翌日、小墾田宮の朝廷で朝拝の儀が執りおこなわれた。その儀は、秦河勝・土部菟が新羅使の導者となり、間人塩蓋・阿閉大籠が「任那」使の導者となつて、それぞれ新羅使と「任那使」とを引率して南門から朝廷に入り、そこに立つて使旨を奏上すると、蘇我蝦夷らの四大夫がそれを大臣蘇我馬子に伝え

る。馬子はそれを位から立って聴いたという。終わると使人に禄が支給された。ついで十七日に両使を小墾田宮に招いて饗宴が開かれた。このときは、河内漢贄を新羅使の共食者とし、錦織久僧を「任那使」の共食者としてもなしたという。そして儀礼がすべて終わって同月二十三日に新羅使・「任那使」は帰途についた。

この一連の外交儀礼で目につくことは、「任那使」が終始一貫して独立した外交使節として処遇されていることである。「任那使」は最後まで新羅使に同行しているので、参列した王臣たちは、当然、「任那使」が新羅によって仕立てられたことは知っていたであろうが、儀礼的に独立した「任那使」として処遇される形をとることによって、倭国の長年にわたる外交によって「任那」が倭国に調を貢献する官家として「復興」したことを視覚的に感得したにちがいない。これが、倭国が長年にわたって「任那使」による「任那の調」の貢上という形式の実現にこだわりつづけた理由であったと考えられる。このような形式をとらなければ、儀礼的次元においてさえも「任那復興」を実現したことにならなかったのである。

この一連の外交儀礼も含めた「任那の調」の貢進の意義は、まず第一に、調（ニミツキ）を貢進した「任那使」が朝廷で外交儀礼を執りおこなうことによって、当時の倭王権内部では調を貢進する「内官家」としての「任那」が「復興」した形を可視的に実現したことである。これらは『日本書紀』編者の潤色、造作に帰することのできない事実であると考ええる。とはいえ、それらは主として儀礼的、イデオロギー的次元の話である。

では事実の次元ではどうだったかという点、意義の第二として、新羅が仕立てた「任那使」を新羅使に同行させて、難波で「任那」（ニ金官四邑）の調を検収したあと、王宮で朝拝をはじめとする一連の外交儀礼に新羅使とともに「任那使」が参列したことなどは事実とみてよい。注意すべきことは、新羅に「任那使」を仕立てさせるということは、単に新羅使のもたらした物品を倭王権内部で「任那の調」と読み替えるというようなこととはちがいが、新羅にも「任那の調」の貢進にみあった一定の形式をとらせるという点を意味した。だからこそ新羅は倭国の要請に反発し、そのたび重なる軍事的圧力にも屈せず、容易に要請を受け入れなかったのである。

第三に新羅による国調、および「任那の調」の貢進をどのように評価すべきかということであるが、本稿で改めて確認したように、新羅使と「任那使」が倭国に貢進していたのは単なる交易品ではなく調（ニミツキ）であった。それでは調を倭国に貢上していた新羅を倭国の従属国とみなしてよいかというと、簡単にそうであったとはいいたくない。というのは、王宮で執りおこなわれる外交儀礼などを通して、この時期の倭王権内では、新羅・「任那」（百済・高句麗もおそらく同様）を調を貢納する「内官家」とする認識がひろく定着していたとみてよいと思われるが、新羅側も同様の認識を共有していたとは考えがたいからである。新羅がおこなったのは外交使節としての新羅使・「任那使」の派遣と物品の贈与である。「任那使」が新羅国内でどのように認識されていたかは分からないが、いずれにしてもそれらの使節と物品を新羅側

が正式に貢調使、あるいは調と認めていたとは考えにくい。また、この時期の新羅が倭国に対して外交的に従属していたということも認めがたい。

このように、倭国は六世紀前半の金官国の滅亡に相前後して「任那復興」策を重要な外交課題として掲げるが、それは、結局、金官国を領有した新羅に対して「任那使」の編成と「任那の調」の肩代わりを要求するという形になり、推古朝にいたってそれがようやく実現する。しかしながらそれは、調を貢納する「内官家」としての「任那」の「復興」を儀礼のうえで実現してみせたにとどまる。しかもその実現にさえ、数十年にわたって新羅の強い反発・抵抗を受けるのである。

とはいえ、このような形で実現した「任那の調」の貢進による「任那復興」の実現のもつ意味は決して小さくなかったと考える。それは何よりも、倭国がその実現に向けて、数十年にわたって新羅に執拗に「任那使」による「任那の調」の貢納を要求しつづけたことが雄弁に物語っている。倭王権にとって、新羅が仕立てた「任那使」による「任那の調」の貢進という形式の実現は、それだけ重要な意味をもっていたのである。

そうすると、この時期に倭王権が推し進めた「任那復興」策は、「内官家」としての「任那」の復興をめざしたものであるから、「小帝国」的な外交政策であったことになる。すなわち当時の倭国内の王臣たちの「国際意識」は「小帝国」を志向するものであり、倭国の外交政策はそのような王臣たちの「国際意識」によって規定されていたといえよう。しかしながら現実には、倭国の軍勢力

は新羅を武力攻撃して、金官国を独立回復させるほど強力ではなかったため、新羅に「任那使」の編成と「任那の調」の肩代わりをさせるという形で満足するしかなかった。それでも、倭王は列島ばかりでなく朝鮮三国に「任那」までをしたがえる「小帝国」の君主であるという「国際意識」を、ミツキの貢納儀礼を通して再生産していくことができるようになったのである。

このような「小帝国」を志向する「国際意識」は倭国特有のものではなく、周辺諸国もそれぞれ保有していたと思われる。倭国の場合それは、通常は理念やイデオロギー、あるいはそれを反映した儀礼や法制などを規定したが、状況次第では白村江戦や藤原仲麻呂の新羅征討計画のような形で外交政策となって現れることもあった。近江毛野の安羅派遣や、推古朝における外征軍の筑紫集結などの軍事行動の原動力となった「任那復興」策も、そのような「小帝国」的「国際意識」が基礎となっていたといえよう。そういう意味で、儀礼的擬制にすぎないようにみえる「任那の調」も、王臣たちの「小帝国」的「国際意識」の維持に重要な役割をはたしたのである。

おわりに

以上、六世紀から七世紀にかけて倭国の重要な外交政策であった「任那復興」策とその外交的成果といえる「任那の調」について考察してきた。最後に、論じ残した問題を取り上げ、むすびにかえたい。

この問題でもっとも重要と思われるのは、なぜ倭国はそれほど「任那復興」と「任那の調」の納入にこだわり続けたのかということであろう。現在、このような問題は「はじめに」でふれた「任那問題」の規避傾向のなかでほとんど正面から論じられなくなっってしまった。しかしながら、本稿で詳論したように、六、七世紀の倭国が「任那」を特別視し、その「復興」にこだわりつづけたのは厳然たる事実である。しかも「任那の調」はつねに新羅（あるいは百済）の調とともに貢進され、外交儀礼もいっしょに挙行されていたわけであるから、「小帝国内」構造の儀礼的な実現ということだけでいえば、「任那」が「復興」しなくても十分に可能であった。そうすると、倭王権内の人びとにとって、「任那」は百済・新羅・高句麗の三国とは異なる特別な意味をもっていたということになってこよう。

この問題を考えるにあたって注意すべきなのは、この場合の「任那」とは決して広義の「任那」（＝加耶諸国）ではなく、狭義の「任那」（＝金官国）であったことである。これは「任那復興」策では終始一貫しており、決して混同されることはなかった。したがって当時の倭王権内部では、狭義の「任那」と広義の「任那」は峻別されていたことになり、「復興」されなければならなかったのは、あくまでも狭義の「任那」であった。それは倭国の支配層の「国際意識」では、広義の「任那」は実体的ない観念上の存在にすぎず、狭義の「任那」だけが現実的な意味をもっていたからと考えられる。

本稿で論じたように、「任那復興」策で最大の外交課題とされ

た「任那の調」が単なる交易品などではなくて調（ミツキ）そのものであり、しかもその貢進国に擬制されたのが狭義の「任那」だったとすれば、それは「任那」（＝金官国）滅亡以前に現実に金官国が倭国に貢調していたという事実があり、その歴史的経緯によって倭国の支配層に、狭義の「任那」が倭王権の存立にとって欠くべからざる朝貢国であるという「国際意識」が、長い年月をかけて歴史的に形成されてきたと考えるのがもっとも合理的であると思われる。

『日本書紀』崇神六十五年七月条に「任那国遣_レ蘇那曷叱知_一、令_二朝貢_一也。任那者去_二筑紫国_一、二千餘里。北阻_レ海以在_二雞林之西南_一。」という記事がある。この記事については別稿⁽⁴³⁾で取り上げたので、ここでは簡単に述べると、本記事は『日本書紀』最初の対外関係記事であって、「雞林（＝新羅）之西南」といういい方からこの「任那」が狭義のそれであることが分かる。また「蘇那曷叱知」は朝鮮系の借音字なので何らかの朝鮮系の史料がもとになっているとみてよいが、年代は不明とするしかない。しかしながら『日本書紀』の対外関係の記事が、狭義の「任那」の朝貢記事からはじまっているということは、少なくとも『日本書紀』の編者とその読者層にとって、その朝貢は倭国の対外関係のはじまりを象徴しうるほどの重要性をもつものだった、ということになろう。

一方、「広開土王碑」に倭国の新羅への侵攻の拠点になっていたと思われる「任那加羅」がみえており、これは金官国の旧名⁽⁴⁴⁾で、狭義の「任那」のことと解されるが、当時「任那加羅」は倭国と

軍事的に提携していたと考えられる。先進文物の供与の見返りとしての軍事援助という説明がよく見られるが、別稿⁽⁸⁾で論じたように、それは正確ではなく、通常、軍事力を提供する側が外交的に優位に立ったと考えられる。しかも「任那加羅」は加羅(＝加耶)中の一国で、朝鮮三国などにくらべればはるかに小国であるから、倭国の軍事援助は国の死命を制しうるものであったといつてよい。そのことも勘案すれば、両国の関係は初期の段階から倭国優位で、「任那加羅」は、崇神紀にもあるように「調」を貢納していたとみてさしつかえないと思われる。すなわち倭国にとって半島の窓口であった金官国は、「任那(加羅)」とよばれた五世紀初頭以前から倭国に調を貢納する朝貢国であった。当時「任那」は、倭国に先進文物や鉄を供与してくれるかけがえのない存在であったこともあって、倭国にとつて特別な意味をもつ朝貢国という「国際意識」が倭王権の王臣たちの間に形成されていったと考えられるのである。「金官国」とよばれるようになったあとも、朝貢関係ははじまったころの「任那」という旧名を使いつづけ、さらには加耶諸国全体をも「任那」とよぶようになることが、倭国にとつて「任那」がいかに重要な存在であったかを端的に物語っている。

なお、本稿では大化二年(六四六)の「任那の調」廃止の歴史の意義については言及できなかつた。今後の課題としたい。

注

- (1) 拙稿「金官国の滅亡をめぐる国際関係」(『百済と倭国』高志書院、二〇〇八年)、および「国家形成期の倭国の対外関係と軍事」(『日本史研究』六五四号、二〇一七年)参照。
- (2) 木下礼二「日本書紀にみえる「百済史料」の史的価値について」(『日本書紀と古代朝鮮』吉川弘文館、一九九三年、初出一九六一年)、彌永貞三「彌移居」と「官家」(『日本古代社会経済史研究』岩波書店、一九八〇年、初出一九六四年)
- (3) 三品彰英「日本書紀朝鮮関係記事考證」上(吉川弘文館、一九六二年)六―一頁、田中俊明「大加耶連盟の興亡と「任那」―加耶琴だけが残った―」(吉川弘文館、一九九二年)三一―四〇頁
- (4) 武田幸男「高句麗史と東アジア」(『広開土王碑』研究序説) (岩波書店、一九八九年)
- (5) 武田幸男「辛卯年条記事の再吟味」(前掲「高句麗史と東アジア」、初出一九七八年)
- (6) 拙稿「東夷の小帝国」論と「任那」問題―倭国の対外関係史の再検討―(小口雅史編「律令制とその周辺」同成社、二〇一八年刊行予定)
- (7) 廣瀬憲雄「古代日本外交史―東部ユーラシアの視点から読み直す―」(講談社、二〇一四年)一七九頁以下
- (8) 酒寄雅志「華夷思想の諸相」(『渤海と古代の日本』校倉書房、二〇〇一年、初出一九九二年)
- (9) 近年、中野高行氏も、主に亡命王族の冊立の問題から「帝国内性」を論じている(同氏「古代国家成立と国際的契機」(同成社、二〇一七年)参照。
- (10) 石上英一「日本古代における調庸制の特質」(『歴史における民族と民主主義―一九七三年度歴史学研究会大会報告―』青木書店、一九七三年)
- (11) 廣瀬氏、前掲「古代日本外交史」一八二頁

- (12) 石母田正「日本古代における国際意識について―古代貴族の場合―」(『石母田正著作集』第四卷、岩波書店、一九八九年。初出は一九六二年) 参照。
- (13) 拙稿、前掲「国家形成期の倭国の対外関係と軍事」(『日本史研究』六五四、二〇一七年)
- (14) 鈴木英夫「『任那の調』の起源と性格」(『古代の倭国と朝鮮諸国』青木書店、一九九六年、初出は一九八三年)
- (15) 西本昌弘「倭王権と任那の調」(『ヒストリア』一二九、一九九〇年)。ただし西本氏は「任那復興」も重要な外交課題であったと評価している。
- (16) 噂己吞と卓淳の現地比定は、田中氏、前掲「大加耶連盟の興亡と『任那』による。
- (17) これは『日本書紀』にもとづく呼称で、当時は国際的には別のいい方がされていたとみられるが、何とよばれたか不明なので、ここではかりに「任那復興」とよぶ。
- (18) 田中氏、前掲「大加耶連盟の興亡と『任那』」(二二三―二二九頁)。
- (19) 『日本書紀』には兵六万とあるのは、傍例に徴してかなりの誇張が含まれているとみられる。多く見積もってもせいぜい数千程度であろう。
- (20) 拙稿、前掲「金官国の滅亡をめぐる国際関係」
- (21) 山尾幸久「倭王権と加羅諸国との歴史的関係」(『青丘学術論集』一五、一九九九年)
- (22) なお、以下の第Ⅱ期に関する欽明紀の解釈については、田中氏、前掲「大加耶連盟の興亡と『任那』」、および拙稿、前掲「金官国の滅亡をめぐる国際関係」を参照。
- (23) 百済の下韓への郡令・城主の設置については、田中氏、前掲「大加耶連盟の興亡と『任那』」二四〇頁以下参照。
- (24) 拙稿、前掲「金官国の滅亡をめぐる国際関係」、および前掲「国家形成期の倭国の対外関係と軍事」
- (25) 拙稿、前掲「金官国の滅亡をめぐる国際関係」
- (26) 拙稿、前掲「国家形成期の倭国の対外関係と軍事」
- (27) 河内春人「七世紀における『任那之調』」(『日本古代の地域と交流』臨川書店、二〇一六年)。以下、河内氏の説とするものは、すべてこの論文による。
- (28) 石母田正「日本の古代国家」(『石母田正著作集』三、岩波書店、一九八九年、初出一九七一年) 五三頁
- (29) 鈴木氏、前掲「『任那の調』の起源と性格」、西本氏、前掲「倭王権と任那の調」、河内氏、前掲「七世紀における『任那之調』」など参照。
- (30) この「気」「同気」の理解には、滋賀秀三「中国家族法の原理」(創文社、一九六七年) 三五頁以下の記述が参考になる。
- (31) 井上秀雄「新羅王畿の構成」(『新羅史基礎研究』東出版、一九七四年、初出一九六八年)
- (32) 『三国遺事考証中』(瑞書房、一九七九年) 三七五頁
- (33) 鈴木氏、前掲「『任那の調』の起源と性格」、西本氏、前掲「倭王権と任那の調」
- (34) 末松保和「任那興亡史」(『古代の日本と朝鮮』(末松保和朝鮮史著作集4) 吉川弘文館、一九九六年。初出は一九四九年) 一一一頁
- (35) 鈴木氏、前掲「『任那の調』の起源と性格」
- (36) 新編日本古典文学全集『日本書紀』二(小学館、一九九六年、五六三頁) は「任那の使者として新羅王京の六部の中心ともいふべき噂部の人間が採用されているところに意味がある。つまり、任那は新羅の領域であることを使者の所属そのものが宣言している」と注している。
- (37) 西本昌弘「豊璋と翹岐」(『ヒストリア』一〇七、一九八五年)
- (38) 鈴木靖民「皇極紀朝鮮関係記事の基礎的研究」(『日本の古代国家形成と東アジア』吉川弘文館、二〇一一年。初出一九七〇、七一年、山尾幸久「大化改新直前の政治過程について(上)」(『日本史論叢』一、一九七二年)、同氏「六四〇年代の東アジアとヤマト国家」(『青丘学術論集』二、一九九二年)、西本氏、前掲「豊璋と翹岐」、鈴木英夫「大化改新直前の倭国と百済―百済王子翹岐と大佐平智積の来倭をめぐる―」(『古代の

- 倭国と朝鮮諸国」青木書店、一九九六年、初出一九九〇年、渡辺康一「百濟王子豊璋の来朝目的」(『国史学研究』一九、一九九三年)、廣瀬憲雄「皇極紀百濟関係記事の再検討」(『日本歴史』七八六、二〇一三年)など。
- (39) 拙稿「日本百濟大寺の造営と東アジア」(『東北学院大学論集 歴史と文化』四〇、二〇〇六年)
- (40) 廣瀬憲雄「古代倭国・日本の外交儀礼と服属思想」(『東アジアの国際秩序と古代日本』吉川弘文館、二〇一一年)
- (41) 伴跋が大伽耶の固有名であることは、田中氏、前掲『大伽耶連盟の興亡と「任那」』四一頁以下参照。
- (42) 拙稿「いわゆる「任那四県割讓」の再検討」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』三九、二〇〇五年)
- (43) 拙稿、前掲『東夷の小帝国』論と「任那」問題」
- (44) 「任那加羅」あるいは「任那」が五世紀初頭以前の金官国の旧名と考えられることは、田中俊明「高句麗の「任那加羅」侵攻をめぐる問題」(『古代武器研究』二、二〇〇一年)参照。
- (45) 拙稿、前掲『東夷の小帝国』論と「任那」問題」

平成 29 年度 東北学院大学学術研究会評議員名簿

| | |
|-------|--------------------|
| 会 長 | 松本 宣郎 |
| 評議員長 | 佐々木くみ |
| 編集委員長 | |
| 評 議 員 | |
| 文学部 | [英] 中西 弘 (庶務) |
| | [総] 佐藤 司郎 (編集) |
| | [歴] 加藤 幸治 (編集) |
| 経済学部 | [経] 白鳥 圭志 (編集) |
| | [経] 舟島 義人 (会計) |
| | [共] 小宮 友根 (編集) |
| 経営学部 | 小池 和彰 (会計) |
| | 村山 貴俊 (編集) |
| 法 学 部 | 佐々木くみ (評議員長・編集委員長) |
| | 白井 培嗣 (編集) |
| 教養学部 | [人] 仙田 幸子 (編集) |
| | [言] 下館 和巳 (編集) |
| | [情] 松本 章代 (編集) |
| | [地] 柳井 雅也 (庶務) |

東北学院大学論集 歴史と文化 第 57 号

2018 年 3 月 17 日 印刷
2018 年 3 月 23 日 発行 (非売品)

編集兼発行人 佐々木 く み
印刷者 笹 氣 義 幸
印刷所 笹氣出版印刷株式会社
発行所 東北学院大学学術研究会
〒 981-8511
仙台市青葉区土樋一丁目 3 番 1 号
(東北学院大学内)

THE TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY REVIEW

HISTORY AND CULTURE

(Formerly HISTORY AND GEOGRAPHY)

No. 57

March, 2018

| | | |
|--|-----------------|-----|
| Gathering Historical Materials of Medieval Castles in Tohoku Region : Aomori and Iwate Prefecture version | Hidefumi Takei | 1 |
| The Present Situation and Preliminary Consideration of the Matsuba Stone Stupa Group of Onagawa Town | Norikazu Tanaka | 51 |
| Commercial Cities in Europe and the Crusader States | Yasuto Sakurai | 95 |
| Creation of New Local Cuisine in the Disaster Recovery : Safeguarding of Food Culture and the East Japan Earthquake | Koji Kato | 151 |
| Open College of Department of History | | 165 |
| “Reconstruction Policy of Mimana (任那)” and “Tribute by Mimana” | Kimio Kumagai | (1) |

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan